

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第15号
2004.5

目次

巻頭言	経済のグローバル化と法律家の協働 大阪弁護士会副会長 小原正敏	1
特集	中央アジア司法制度	
第1	ウズベキスタン共和国の不動産登記制度概観 前国際協力部教官（現法務省大臣官房民事訟務課法務専門官） 黒川裕正 主任国際協力専門官 小山田 実	4
第2	ウズベキスタン共和国経済訴訟法典（1998年1月1日施行）和訳 香取 潤	23
第3	中央アジア諸国刑事司法制度調査報告－(上)－ －ウズベキスタン共和国，キルギス共和国，タジキスタン共和国－	59
	総説	61
	犯罪情勢	64
	刑事法に関する現状とその改革	74
	刑事司法に関する知識と人的基盤	81
時々小論	"魚釣りとは国際協力" 国際協力部長 田内正宏	99
国際研究	「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」講演会（2004.11.27，28開催） 前国際協力部教官（現法務省大臣官房民事訟務課法務専門官） 黒川裕正	103
	講演会資料	147
国際協力の現場から	"You are my best friend in Japan" 国際協力専門官 外尾健一	178
E~MAIL		102, 177, 181

～ 卷頭言 ～



経済のグローバル化と法律家の協働

大阪弁護士会副会長 小 原 正 敏

1. 大阪において企業法務に携わる弁護士として、近時感じることは、経済活動のグローバル化に伴い、外国の法律や法律（司法）制度についての相談が増加し、かつ多様化してきたことである。私が米国での留学から帰国し、弁護士実務に復帰した1985年当時は、「渉外事件」といっても、欧米、特に米国等のコモンローの国々との法律問題に関するものが大部分を占めていた。しかし、1990年代に入ると、中国を中心としたアジア諸国において経済活動を展開する企業が増え、その形態も、ライセンス契約や国際売買契約等の契約に基づく取引から合弁事業や独資による法人設立といった直接投資まで多様な法律問題に直面することとなった。その結果、我々弁護士も、アジア諸国における法律問題に対応することが求められることが多くなったのである。

そして、これらの問題に適切に対応するためには、まず、それらの国々の法制度や法律等についての新しく、そして正確な情報が求められるようになったことは言うまでもない。しかし、それらの法制度は、それぞれの国独自の歴史・文化や政治制度・宗教等の様々な社会的条件を背景として存在するものであり、その国々で生活をする人々によって運営され、支えられているものであることからすると、それらの法律問題を解決するためには、法律自体についての情報に加えて、それらの背景や運用を含めた法制度の真の理解こそが重要といえる。

最近では、わが国とアジア諸国との間での自由貿易協定（FTA）の締結が具体的な日程に上るようになってきた。私は、アジア諸国との人的交流も含めた社会制度としての法制度全体についての相互理解の促進と、共通な法的基盤の整備こそが、その不可欠な前提となると考えている。

これらの観点からすると、法務総合研究所の国際協力部が進めてこられた、アジア諸国に対する法整備支援の活動とアジア・太平洋諸国の比較法制研究支援の取組の意義と成果は、誠に大きいといえる。

2. 法整備支援は、現在では、対象国もベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン更にはインドネシアと拡大され、支援の内容も多様化し、カンボジアでは民法・民事訴訟法の起草等において、大きな成果を上げたことは周知のとおりである。

また、これらの現地における支援に加えて、上記の国々の法律家をわが国に招いての研修をされていることも忘れてはならない。この研修においては、単にわが国の法律や法制度についての公式情報を、講義等により知識として提供するにとどまらず、わが国の法律実務家や企業法務担当者を研修者として参加させ、共に研修をすることや講師として一線で活動する法律実務家を選ぶことを通じて、人的な交流を図りながら法制度の運用の実態についての生きた知識をも提供するよう配慮されており、研修生にとっても得難い機会となっている。

これらの活動は、それに携わってこられた方々の大変な御苦勞と御尽力の賜物といえるが、私は、このような地道な取組を通じてわが国とアジア諸国の法律家の法制度についての相互理解促進と共通の法的基盤の形成に寄与することができるとともに、その過程における人的交流を通じて信頼関係が築かれると考えている。

3. また、アジア・太平洋諸国の比較法制研究は、法務省法務総合研究所と財団法人国際民商事法センターの共同プロジェクトとして、1997年7月1日に発足したものである。この研究会のメンバーは、法務総合研究所の国際協力部が大阪に設けられたこともあり、主として関西在住の学者と実務家によって構成されている。これまでは、アジア・太平洋諸国の倒産法・担保法・ADR、そして昨年度は知的財産法制をテーマとして、対象国における新しい法律制度やその運用の実情についての調査・研究をし、その成果をシンポジウム・報告書の発行等により発表するなどの活動を行ってきた。このプロジェクトは、先に述べた法整備支援が、わが国の法制度やその運用を通じて得た知見を提供し、アジア各国の法律家の理解を促進するとともに法整備に役立ててもらおうという側面があったのに対し、アジア各国の新しい法制度やその実情をわが国に紹介し、理解を深めるとともに、わが国の司法制度改革等の参考にするという意義を有するものである。

私は、幸いにして、その発足当初から研究会メンバーとして参加させていただく機会を得た。この研究会の特色は、まずそのメンバーが学者のみならず実務家も加えた共同プロジェクトであるということにあるが、それだけではなく、対象国の法律や法制度について調査・研究するに当たっては、文献調査や詳細なクエスチオネア等による情報調査に加えて、研究会の各メンバーが対象国のうち一国を担当し、実際に現地に赴き自ら調査する方法を採用したことにある。

アジア各国においては、アジアの経済危機以降、急速に新しい立法が次々と制定されている。その成果の一部については、既に公表されているものもあるが、新しい法律や法制度の詳細やその運用についての情報は、必ずしも十分とはいえない。その意味で、法律実務や企業法務に携わる者にとっては、それらの新しい法律や法制度についての正確な情報を得ることに加えて、実際の運用等の生きた情報を知ることは特に有益といえる。その意味で、この研究会が現地での調査等により、それらの運用実態を含めた調査・研究を行い、その成果を公表していることの意味は、決して小さくないと思われる。

4. 上述のとおり、経済活動のグローバル化に伴い、わが国の企業がアジア各国において経済活動を展開することは、今後ますます増加するであろう。また逆に、欧米のみならず中国やその他のアジア諸国の企業が、わが国に進出することも増えると考えられる。私が所属する大阪弁護士会においても、特にアジアとの結びつきの強い関西の弁護士会として、アジア諸国の法律家との交流を進めている。これまでも、中国（上海・北京等）や韓国（ソウル）の弁護士会等との交流会等を通じて、様々な情報の交換や人的交流を深めてきた。これらの交流を通じて、それぞれの国においても司法制度改革が急速に進められていることを知るとともに、その下での問題点やその具体的対応等について意見の交換ができたことは、双方の弁護士会にとって、誠に有意義なことであった。

また大阪弁護士会は、法務総合研究所の国際協力部の所在地の地元の弁護士会として、法整備支援活動の一環として、わが国に研修に来られているアジア各国の研修生に対する講師派遣等のお手伝いをさせていただいてきた。これらの活動は、わが国の法制度とその運用の実情について研修生の理解を深めることを主たる目的とするものであるが、それらの機会を通じた人的交流は、参加者相互の信頼関係を形成するものでもある。また、講師としてあるいは研修生の歓迎会に弁護士が参加することにより、日本の法律実務家として研修生等から学ぶことも少なくない。

このような交流の積み重ねこそが、長期的には、双方の国の信頼関係の形成に大きく寄与するものであることは疑いがない。

私は、大阪弁護士会として、国際協力部との連携を一層密にし、研修生に弁護士会活動や法律事務所での実務に触れてもらうことや、弁護士会の一般会員との交流等を実現できないものかと考えている。

社会のグローバル化の中にあって、各国の法律家の役割分担と協働の重要性は、今後ますます高まっていくものと考えられる。法務総合研究所国際協力部の活動の一層の充実と発展を心から期待したい。

～ 特集 1 ～

ウズベキスタン共和国の不動産登記制度概観

前国際協力部教官（現法務省大臣官房民事訟務課法務専門官） 黒川 裕正
主任国際協力専門官 小山田 実

1 はじめに

2003年9月中旬、ウズベキスタン共和国へ、法務総合研究所の工藤恭裕、黒川裕正（以上、国際協力部教官）及び小山田実（主任国際協力専門官）の3名が、JICA 短期専門家（司法改革アドバイザー）等として派遣され、「市場経済及び担保法」セミナー、「不動産登記法」セミナー等を実施した。その際、同月12日から16日にかけて、黒川、小山田の2名は同国の不動産登記制度調査を行った。以下は、その結果に基づき、同国の不動産登記制度について概観したものである。

本稿中、英語で紹介している資料は、同国の土地登録局のサムボルスキー副局長(Prof. Dr. Alexander A. Samborsky, Ph.D. 後記4(2)イ参照)から提供のあった資料のうち、英文の資料を基にしている。また、ウズベキスタン民法の日本語訳については、2004年2月に刊行された名古屋大学法政国際教育協力研究センター、文部科学省科学研究費「アジア法整備支援」プロジェクトのウズベキスタン民法典（邦訳）から引用したものである。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、筆者2名の個人的見解である。

2 根拠法

ウズベキスタンの不動産についての法制度は、主に三つの段階に分かれている。1番上は法律、2番目は内閣の告示、3番目は各機関の決まりである。

(1) 法律

ウズベキスタンにおける不動産登記に関する根拠法は、以下のとおりである。

ア 1996年の民法

THE CIVIL CODE OF THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN

イ 1998年の土地法

LAND CODE OF THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN (Adopted on April 30, 1998)

ウ 1998年の担保法

LAW OF THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN "On LIEN" (May 1, 1998)

エ 1998年の国営土地カダストル¹に関する法

LAW OF THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN ON STATE LAND CADASTER

(The latest version read on 31.07.1998 and adopted on August 28, 1998)

¹ カダストルとは、土地登録、地籍、土地評価又は土地台帳等の意味を持つ。

オ 2000年の国営カダストルに関する法

LAW OF THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN ON STATE CADASTRES (December 15, 2000)

(2) 不動産登記に関する主な内閣告示は、以下のとおりである。

ア 不動産国営カダストルをウズベキスタンにおいて維持する決議

Resolution of the Cabinet of Ministers of the Republic of Uzbekistan of June 2, 1997
No. 278 Tashkent

On Maintaining State Cadaster of (Immovable) Property in the Republic of Uzbekistan
(冒頭部分抜すい)

With the aim of setting up and ensuring organization of maintaining General System of State Cadasters and General State account of buildings and structures in the Republic of Uzbekistan the Cabinet of Ministers resolves: (ウズベキスタンにおける国営カダストル制度及び建物・建造物の国家的な数量把握制度の維持のための機関を創設し確保することを目的として、内閣は以下のとおり決議する。)

イ 国営土地カダストルをウズベキスタンで維持する決定

Decision #543, by Cabinet of Ministers of the Republic of Uzbekistan, dated 31 December, 1998

On Keeping the State Land Cadaster in the Republic of Uzbekistan of June 2, 1997
(冒頭部分抜すい)

According to the Land Code of the Republic of Uzbekistan, the Law on “Keeping the Land Cadaster” with aim to guarantee State Land Cadaster keeping in the Republic of Uzbekistan, the Cabinet of Ministers decided: (ウズベキスタン土地法及び土地カダストルの維持に関する法律に基づき、ウズベキスタンにおける国営土地カダストルの維持を保証することを目的として、内閣は以下のとおり決定する。)

ウ ウズベキスタンの国土を分割するカダストルの秩序について、その状態を認め、カダストルの番号を土地区画、建物及び建造物に付与する決定

Resolution by Cabinet of Ministers of the Republic of Uzbekistan #492, dated 31 December, 2001

On approving the state about the order for cadastre dividing of the area of the Republic of Uzbekistan and forming cadastre numbers of the land plots, buildings and constructions
(冒頭部分抜すい)

To improve the stoke land system and State registration of rights to the land plots, buildings and constructions, the Cabinet of Ministers decides: (土地制度、土地区画、建物及び建造物に対する国家登記制度を改善するため、内閣は以下のとおり決定する。)

3 不動産及び不動産登記に関する基本的な制度

(1) 土地建物の別不動産制

ウズベキスタンでは、土地と建物は、別不動産とされている(民法第272条第5項)。この民法の規定は、建物とは別に土地のみに抵当権を設定することができることを規定している。同種の規定は日本の民法第388条にもあり、この規定も、土地と建物を別不動産とすることを前提とした規定であるとされている。

ただし、ウズベキスタンでは、建物に対する権利の移転に伴い、土地に対する権利も移転する(土地法第22条)。

(参考条文)

民法第272条第5項

土地に抵当権を設定する場合は、抵当権は、当該土地に定着する建物または建造物には及ばない。ただし、契約により別段の定めがあるときは、この限りでない。

土地法第22条の一部抜すい

Article 22. Transfer of the right to possess and right to permanent use of the land parcel. (土地区画の占有権及び永久使用権の移転)

When the right to ownership, the right to run or the right to the operational management of the enterprise, building, structure or other real estate together with those objects is transferred and the right to possess and permanent use of the land parcel taken up by the mentioned objects and necessary for their usage (or utilization) is also transferred.

(仮訳)

企業、建物、建造物又はこれらを含む不動産を目的物とする所有権、操業権又は経営権が移転する際には、土地区画の占有権及び永久使用権は上記の目的物に吸収され、その使用(又は利用)のために必要なものもまた、上記の目的物に伴って移転する。

(2) 土地の所有権

ウズベキスタンでは、土地は、国が所有するのが原則である。

したがって、国以外には、土地の使用権しか認められないのが原則である。

しかし、司法省での聞取調査によれば、例外的に所有権が認められる場合が三つある。

それは、①商業地域、②大使館、③永住外国人である。

また、民法・土地法を基に、土地の所有権、使用権等を整理すると、以下のとおりである。なお、以下の順番は、聞取調査の際に説明のあった順序に基づいている。

- 所有権(民法第164条ほか、土地法第18条)
- 生涯相続占有(民法第165条1(2)、土地法第19条)
- 永久使用(民法第165条1(3)、土地法第20条)
- 一時的使用(土地法第20条)
- 賃貸借(土地法第24条)

- 共同占有・共同使用（土地法第21条）
- 経営管理・運用管理（民法第165条1(1)）
- 地役権（民法第165条1(4)）

(参考条文)

i. 憲法²

第55条

土地、地下資源、水資源、動植物界その他の天然資源は、国全体の富であり、合理的に利用しなければならず、国家がこれらを保護する。

ii. 民法

第164条（所有権の概念）

所有権は、人がみずからの裁量とみずからの利益に応じてみずからに属する財産の占有、使用および処分をなし、かつ、何人に由来するものであれその所有権に対するあらゆる侵害の排除を請求する権利である。所有権は、時効にかからない。

第165条（所有者ではない者に対する物権の内容）第1項

所有権のほか、物権とは以下のものをいう。

- (1) 経営管理権および運用管理権
- (2) 土地の相続可能な終身保有権
- (3) 土地の永久占有使用权
- (4) 地役権

第170条（土地その他の天然資源に対する所有権その他の物権）

土地その他の天然資源に対する所有権その他の物権は、本法その他の法律によってこれを規制する。

第188条（土地の所有権）

市民および法人の土地所有権は、法令の定める場合、手続および要件に基づいて発生する。

iii. 土地法

上記で引用した条文とその見出しの英訳及び仮訳は、以下のとおりである。

Article 18 Appearance of judicial and real persons' rights to own land parcels

(法人及び自然人の土地区画所有権の発生)

Article 19 The right to life-long inheritable possession of land parcels

(生涯の相続可能な土地区画占有権)

Article 20 The right to permanent and urgent (temporary) possession and use of land parcels (土地区画の永久及び緊急(一時的)の占有権・使用权)

Article 21 Land parcels of joint possession or use (共同占有又は共同使用の土地区画)

2 出典：ウズベキスタン共和国憲法（仮訳）1992年12月8日制定（本誌4号（2002.7）84頁）

Article 24 Land parcel lease (土地区画賃貸借)

(3) 登記の効力

ウズベキスタンでは、登記は不動産に対する権利の移転の効力発生要件である（民法第84条第1項）。

(参考条文)

民法第84条（不動産の登記）第1項

不動産に対する所有権その他の物権ならびにその発生，移転，制限および消滅は，登記を要する。

4 組織と役割

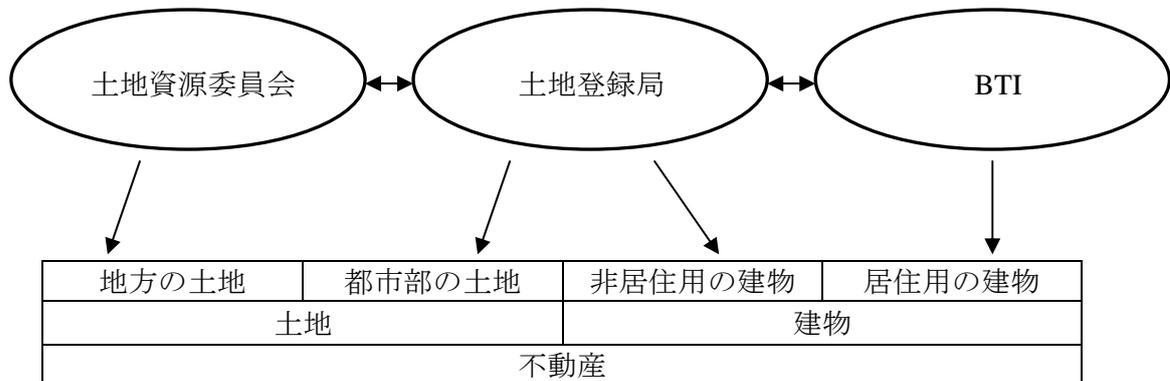
(1) 全体像

ウズベキスタンの不動産登記機関は、大きく分けると、以下の3機関である。

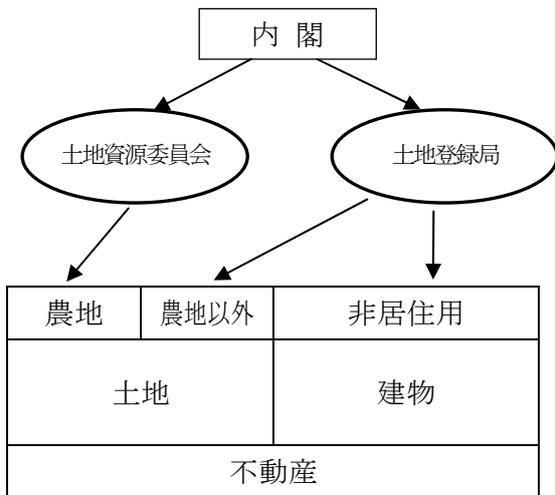
- ① 土地資源委員会 (Government State Committee on Land Resources of the UZ: Goscomzem)
農地を所管
- ② 土地登録局 (O'ZGEODEZKADASTR, Uzgeodescadastre)
農地以外の土地，非居住用建物を所管
- ③ BTI (Bureau of Technical Inventory)
居住用建物を所管

なお、全体像を図示すると、以下のとおりである。

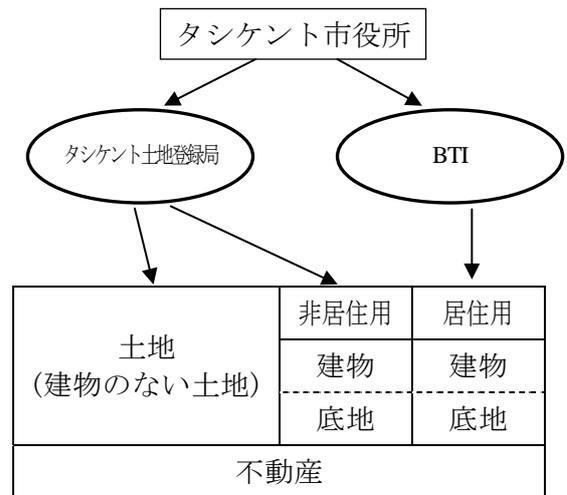
ア 土地登録局から入手した資料に書かれていたもの



イ 上記アを踏まえ、聞取調査の結果、書き換えてみたもの



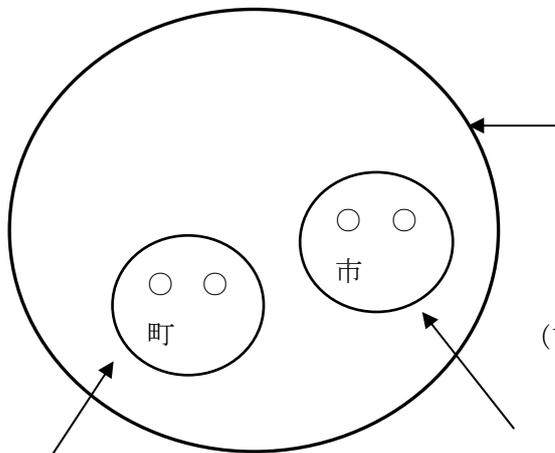
- (注1) 居住用の建物は、各市町村のBTIが所管。
 (注2) 土地登録局は、各市町村の土地登録局及びBTIを監督。
 (注3) 土地資源委員会と土地登録局は、互いに情報交換。



- (注1) 居住用建物の底地はタシケント土地登録局が管轄しているとの意見もある。
 (注2) 市以外の地域における農地は、土地資源委員会の出先機関（国家機関）が所管。
 (注3) 土地登録局とBTIは互いに情報交換。

なお、管轄範囲を図示すると、以下のとおりとなる。

ウズベキスタン全土



(全国組織)

- ・土地資源委員会
- ・土地登録局
- ※ BTIには全国組織はない。

(市における組織)

- ・〇〇市土地登録局
- ・〇〇市BTI

(町・村における組織)

- ・〇〇町(村)土地資源委員会
- ・〇〇町(村)土地登録局
- ・〇〇町(村)BTI

※ 土地資源委員会については、国の組織。

(2) 各不動産登記機関について

ア 土地資源委員会

(ア) 根拠法令

土地資源委員会の設立に関する政令

Decree of the President of the Republic of Uzbekistan on setting up State Committee on Land Resources of the Republic of Uzbekistan (July 24, 1998)

土地資源委員会が活動を開始する上での課題の解決に関する内閣の決定

Resolution of the Cabinet of Ministers of the Republic of Uzbekistan on the problems of organizing the activity of the State Committee on Land Resources of the Republic of Uzbekistan (July 27, 1998 No. 314)

1998年7月27日付け内閣決定の付属規定

Provision on State Committee on Land Resources of the Republic of Uzbekistan to the Resolution of the Cabinet of Ministers of July 27, 1998 No. 314

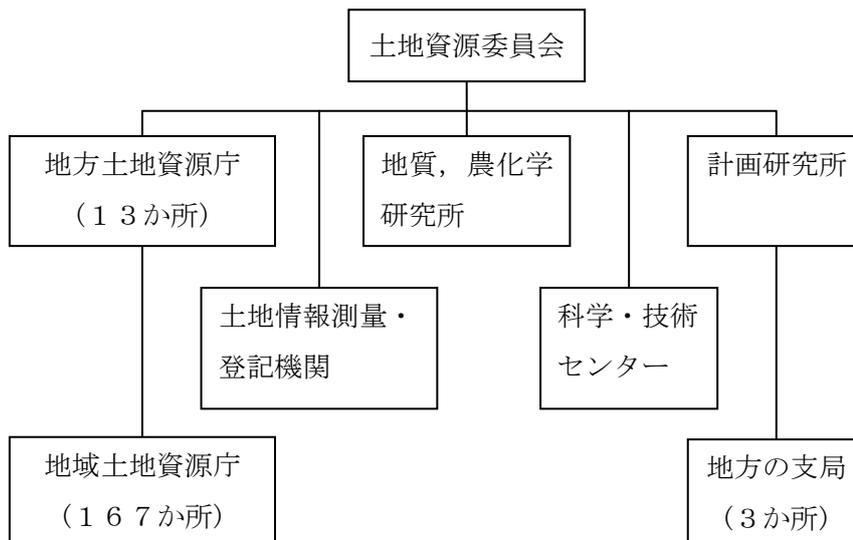
(イ) 組織及び職員数

組織は、中央組織、地方の組織（カラカルパキスタンを含めて13か所）、地域の組織（167か所）からなる。

職員数は、中央組織40名、地方の組織108名、地域の組織332名の計480名である（ただし、技術職（technical personnel）及び補助者（self-sustaining subsidiaries）を除く。）。

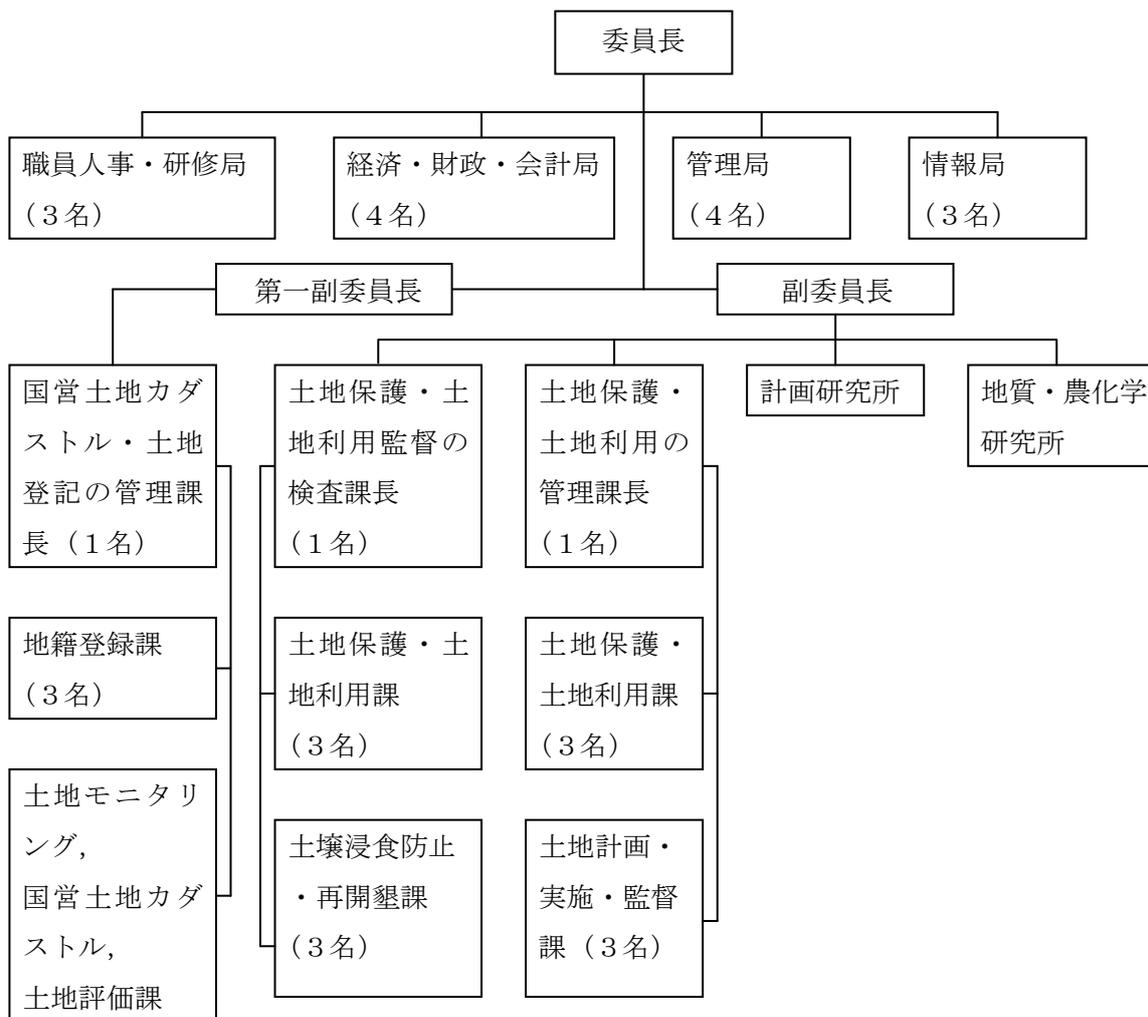
A 全体構造

土地資源委員会の全体構造（地方、地域の組織を含む。）は以下のとおりである。なお、地方、地域の組織も国家機関である。



B 中央の土地資源委員会

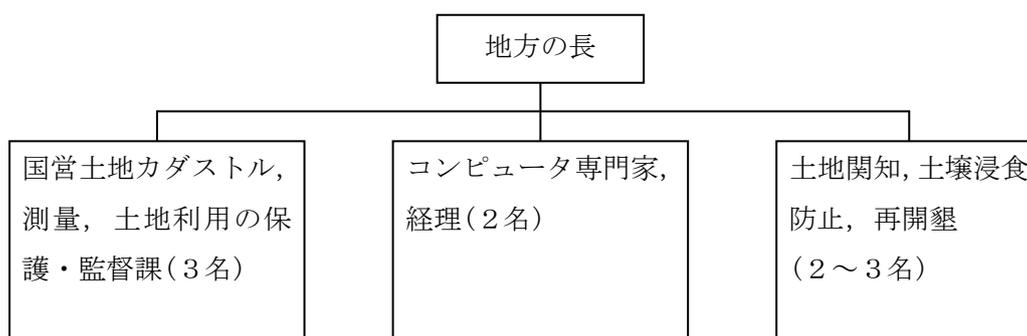
上記Aのうち、中央組織である土地資源委員会の内部組織は、次頁のとおりである。



職員数は、40名（ただし、技術職（technical personnel）を除く。）。

C 地方の土地資源庁

上記Aのうち、地方の土地資源庁の内部組織は、以下のとおりである。



地方の土地資源庁の職員数は、各8～9名（ただし、技術職（technical personnel）及び補助者（self-sustaining subsidiaries）を除く。）。

地方の土地資源庁の職員総数は、計108名。

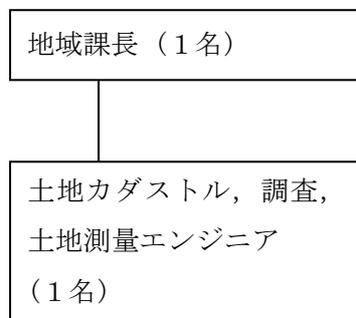
詳細は、以下のとおり。

Republic of Karakalpakstan	9 名
Andijan region	8 名
Bukhara region	8 名
Djizak region	8 名
Kashkadarya region	9 名
Navoi region	8 名
Namangan region	8 名
Samarkand region	9 名
Surkhandarya region	8 名
Sirdarya region	9 名
Tashkent region	8 名
Fergana region	8 名
Khorezm region	8 名

TOTAL 108 名

D 地域の土地資源庁

前記 A のうち、地域の土地資源庁の内部組織は、以下のとおりである。



地域の土地資源庁の職員数は、各 2 名。

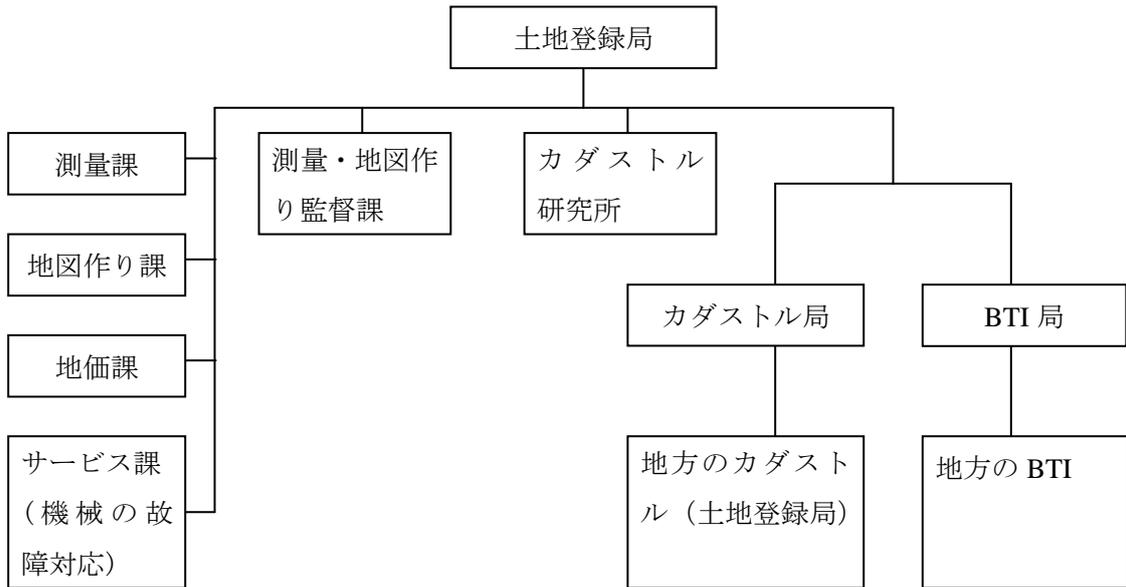
地域の土地資源庁の職員総数は、計 332 名。

イ 土地登録局³

(7) 土地登録局（中央組織）



右手前が土地登録局のサムボルスキー副局長



土地登録局（中央組織）の職員数は、12名。

(i) 地方の土地登録局

測量課，土地・建物の評価課，登記課がある。

ウ BTI（Bureau of Technical Inventory）

同一の物件について，コンピュータによる登録と簿冊による登録を別々の部屋で，それぞれ実施している。

タシケント市 BTI の職員数は14名（小規模な BTI では，5～6名。なお，職員数18名の BTI もある。）。

5 不動産登記手続

(1) 法律に規定された手続

ウズベキスタンの土地法（全91か条）の中で，不動産登記手続について定めた条文

3 ウズベキスタン土地登録局については，名古屋大学大学院法学研究科の加賀山茂教授のホームページも参照（<http://www.nomolog.nagoya-u.ac.jp/~kagayama/uzbekistan2003/> なお，ここでは「土地登録公社」と訳されている。）。

は、(当職が見る限り) 1か条しか見当たらない。

その条文は、第35条であり、内容は、①登記の義務、②登記の管轄、③登記事項、④登記申請が受け付けられてから処理されるまでの期間(10日間)、⑤登記済証明書及び⑥登記申請の却下条項である。

(補足) 日本の制度との比較

ちなみに、日本の不動産登記法では、②は第8条、③は第51条、⑤は第60条、⑥は第49条に規定されている。

①については、日本では登記は不動産物権変動の対抗要件であることから、これに相当する規定はない。

②については、日本の不動産登記法には、これを直接規定した条文はないが、日本の不動産登記制度においては、登記の即日処理を前提とし、登記の申請の日に登記がされるものとみて、申請書の受付年月日及び受付番号のみを記載して、実際に登記した日は記載しないことになっており(日本の不動産登記法第51条第2項)、申請書に不備があった場合にも、それが補正できるものであって、申請者が即日補正をした場合には、受理される旨の規定がある(同第49条)。つまり、申請が受け付けられた日に登記が完了することを前提とした制度となっている。ただし、実際には、地域や申請状況などによって異なるものの、登記申請書が受け付けられてから登記が完了するまでにおおむね数日から1週間程度かかっている。

その条文の英訳及び仮訳は、以下のとおりである。

Article 35. State registration of right to land parcels.

The right of juridical and real persons to land parcels are liable to state registration.

State registration of right to land parcels is carried out in the place the land parcel is located.

The state register includes:

- 1) information of the person who obtained the right to the land parcel;
- 2) description of the land parcel (category of the land, purpose of use, type of lands, area, share in the joint possession and use boundary, cadastre number and other characteristics) ;
- 3) information of the terms of the agreement on granting the land parcel, burdening and servitude;
- 4) decisions of the authorized bodies on including the land parcel into the zone of alienation for state or public needs;
- 5) other information, fixed by legislation.

State registration of rights to the land parcel is carried out by the local body of power within 10 days from the moment of the necessary documents on the right to the land parcel are received.

The certificate on state registration mentioning the date and number of the registration notes is issued. It certifies the state registration of right to the land parcel.

The grounds for the refusal to carry out state registration of right to the land parcel are as follows:

- 1) non - availability or absence of the necessary documents on the rights to the land parcel;
- 2) non - availability of information envisaged in part three of this article in the submitted documents;
- 3) change of the special purpose of the land parcel with the infringement of the established rules;
- 4) infringement of established norms of total area of the land parcel as a result of the deal;
- 5) availability in the state registration office of documents testifying to the presence of a dispute on the land parcel belonging;
- 6) availability in the state registration office of the court decision on confiscation of trade and service objects, apartment houses, other buildings and structures;
- 7) absence of the document on paying the registration fee if other is not envisaged by Law;
- 8) decision on the withdrawal of land parcels for state and public needs adopted in the established order.

The order (or procedure) of state registration of land parcels is fixed by legislation .

(以下、仮訳)

第35条 土地区画に対する権利の国家登記

法人及び自然人の土地区画に対する権利は、国家登記をしなければならない。

土地区画に対する国家登記は、土地区画の所在地において行われる。

国家登記は、以下の登記事項を含む。

- 1) 土地区画に対して権利を有する者についての情報
- 2) 土地区画についての記述（土地の区分，利用目的，土地の種類，面積，共同占有における持分，利用境界，カダストルの番号，その他の特質）
- 3) 土地区画の承認，負担及び役務について合意された期間に関する情報
- 4) 国又は公共の必要から，土地区画を譲渡可能な区域に含める旨の当局による決定
- 5) 法律によって決められた他の情報

土地区画に対する権利についての国家登記は，土地区画に対する権利について必要な書類が受け付けられたときから10日以内に地方の当局によって処理される。

登記記録の日付及び番号が書かれた国家登記証明書が発行される。これは，土地区画に対する国家登記を証明するものである。

土地区画に対する国家登記の処理を拒絶する理由となる事項は，以下のとおり

である。

- 1) 土地区画に対する権利について必要な書類が入手できていないか不存在の場合
- 2) 提出された書類の中に本条第3項に規定された情報が含まれていない場合
- 3) 確立された規定に違反し、土地区画の特別な利用目的に変更が生じた場合
- 4) 土地区画の分配の結果、総面積が決められた状態に違反した場合
- 5) その土地区画について紛争が生じていることを証明する書面を国家登記機関が入手した場合
- 6) 取引やサービスの対象物、アパート、その他の建造物の押収に関する裁判所の決定を国家登記機関が入手した場合
- 7) 登記料の支払いについての書面が存在しないとき。ただし、法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。
- 8) 確立した命令の中で認められた国家又は公共の必要から、土地区画の回収決定があった場合

土地区画の国家登記の命令（又は手続）は法律によって決められる。

(2) 今回の聞取調査結果（不動産登記手続及びそれに関連する手続）

ア 土地資源委員会

(ア) 手続全般

農民が土地を借りて栽培したい場合、市役所に申請を出す。農民に土地を貸せるか貸せないかを委員会⁴が調べ、市長が決定を出し、市長と農民が契約を結ぶ。

この契約が結ばれた後、土地資源委員会の支局で登記をし、権利を行使できるようになる。

土地の使用権を担保に入れることは法律上はできるが、手続を規定した法律がなく、今は行っていない。

(イ) 登記の申請に必要な書類

登記の申請に必要な書類は、18種類あるが、そのうち主なものは、以下のとおりである。

- ① 申請書
- ② ビジネスプラン（利用計画）
- ③ 農園の決定（コルホーズの会議（農村の会議）での決定）
- ④ 委員会の決定
- ⑤ 仕事の内容のルール（農園として借りる場合）
- ⑥ 農園の委員会の決定
- ⑦ 土地を貸す委員会の決定
- ⑧ 契約
- ⑨ 市長の決定

4 委員長は、副町長。土地資源委員会とは別組織。ただし、土地資源委員会の技術職の職員も加わっている。

(補足)

日本でも、農地について所有権を移転する場合などにおいては、農業委員会又は都道府県知事（住所のある市町村の区域外の場合等）の許可が必要となっている（農地法第3条）。ウズベキスタンの場合は、農地を売買する場合、日本に比べて多数の機関での決定を要する。ただし、この点については、特に不自由はないかと尋ねたところ、「ない」との回答であった。

(ウ) 登記の申請に必要な費用

登記の申請のために土地資源委員会に納める費用は、以下のとおりである。

ただし、農園の場合は、国の発展のため必要という趣旨から、国家予算で賄っている（登記申請の費用は徴収しない。）。

① 法人の場合

1か月の最低給与（5,440スム＝約560円）の半分

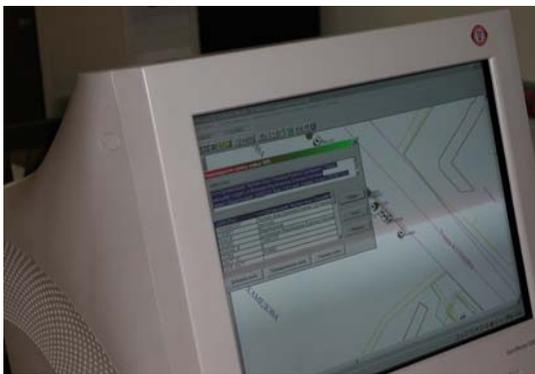
② 個人の場合

1か月の最低給与（5,440スム）の1割

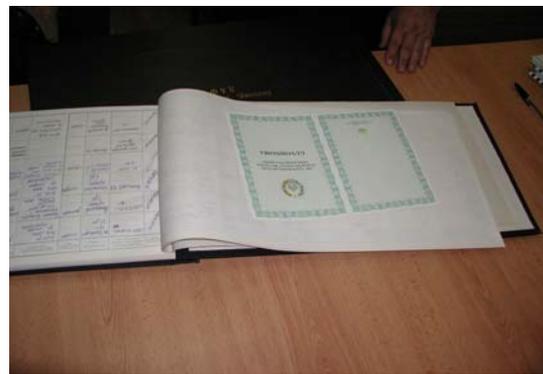
イ 土地登録局

土地登録局での登記手続は、以下のとおりである。

なお、タシケント市の土地登録局の場合、地籍図はコンピュータに登録されているが（ただし、登記簿は紙ファイル）、このコンピュータシステムは、独自に開発されたもので、援助機関の支援は受けていないとのことである。



画面の背景は地図、左上のウィンドウは、所有者に関する情報



土地の登記簿
(右上に載っているのが登記済証明書)

(ア) 初めて行う登記

申請書を土地登録局へ提出すると、土地登録局で測量を行う。

(土地登録)

土地の使用権を得た者は、登録手続を行う。土地登録局に申請をする。

申請があると、測地を行い、地籍図を作る。縮尺は、500分の1である。その地図にはパイプなども描かれる。土地の使用者がサインし、近隣者にもサインをもらう。サインしてから登録部へ渡す。

登録部で登記をしてから、登記が完了した旨の証明書と地図を添付した資料を土地の使用者に渡す。

証明書には、土地の面積が書かれる。使用权のタイプも書かれる。

(建物登録)

建物の登録・登記については、以下の四つの書類に基づいて、登録・登記が行われる。

- ① 国有財産化委員会の民営化証明書
- ② 市役所の決定（自分で新たに建築した場合）
- ③ 売買契約
- ④ 裁判所の決定

上記の書類のうち、どの書類が提出されるかによって、どのような書類に基づく所有権であるかが分かる。

上記の書類を添付した申請書に基づき、各階の図面を作成し、登記を行ってから所有者に証明書を出す。

(イ) 土地・建物の所有権移転登記

土地・建物を売買する場合には、公証役場で、売買契約書の認証を受ける必要がある。

その上で、買主が土地登録局へ所有権移転登記申請を行う。

(ウ) 土地・建物の担保登録

担保の設定契約を結ぶには、公証役場で、担保権設定契約の認証を受ける必要がある。

銀行から融資を受けて不動産に担保権を設定した場合、公証役場での認証の後、銀行から、担保権を設定した旨の通知書が土地登録局へ届く。

もし、債務者が債務の返済ができず、担保物が引渡所で第三者に売り渡された場合、その第三者が改めて所有権移転の登記申請をする。

ウ BTI

登記申請を行うには、申請書、許可書等の添付資料を提出する。

添付資料の中で最も重要なものは、所有者になっていることを証明する書類である(以前は、すべて国有であったため)。

売買をする場合には、公証役場で認証を受けた契約書を添付する。

登記が完了すると、証明書が申請者に渡される。

国有の建物は登記されない。タシケント市 BTI の管轄区域内では、そのような建物は住宅全体の 2 パーセントである。地方の場合は 40 パーセントである。

なお、土地に対する税金は、土地の評価額の 0.5 パーセントである(去年は 0.4 パーセント)。このほか、土地の賃料については地域によって決まっているが、中心地は高く、1 平方メートル当たり、年額 15 スム(約 1.5 円)である。

以上が、BTI における登記手続である。

次に、BTIにおける登記実務の実情について聞き取った結果を幾つか紹介する。

- BTIでは、一つの建物ごとに、床面積、各部屋の面積、各アパートの評価額などが書かれた書類をまとめている。
- 一軒の家が担保に取られたケースが過去にあった。担保に入っている旨の書類を上記の書類の中に綴っている。しかし、住宅を担保に入れると、住むところがなくなるおそれがあるので、担保に入れることは少ない。
- 建物の底の土地は登記されない。ただ、建物の図面が書かれた用紙に、土地の図面も書いてある。住宅は、昔はすべて国有だった。登記をする際には、住宅の所有者になったことを証明する書面が一番重要な書面である。
- 1999年からコンピュータ登録を始めた。しかし、同時並行で簿冊処理も行っている。ただ、台数が少ないのが課題。



コンピュータへの登録を行うところ



簿冊への登録を行うところ

6 不動産登記に関係する機関 — 公証役場

ウズベキスタンにおける不動産登記（特に、所有権移転や担保権設定などの権利の登記）に密接に関係する機関として公証役場が挙げられる。

公証役場には、国家機関と私立の2種類がある。

また、第一公証役場（国家機関）では、不動産に担保権が設定されているかどうかという情報をコンピュータで一元管理し、担保権の設定・廃止がある都度、データの更新を行っているとともに、担保権が設定されているかどうかの確認にも応じている。

以下では、第一公証役場（国家機関）、公証役場（第一公証役場以外。国家機関）、公証役場（私立）を訪問した際の聞き取り調査結果をまとめてみた。

(1) 第一公証役場（国家機関）

ウズベキスタンで一番大きい公証役場である。所長は司法大臣が任命する。

担保設定禁止情報をここで取りまとめている（コンピュータによる一元管理）。

個人なら名前、法人なら法人名で情報が入っている。

一つの不動産に2回担保を設定することはできない⁵。担保設定状況の確認や新たな設定や無効処理を行うことができる。土日も業務を行っている。その中で、「確認」の件数が一番多い。

手数料は、法人だと1か月の最低給与（5,440スム）、個人だとその1割である。

刑事事件で、逮捕され、自由になるために不動産に担保を設定する場合、裁判所が決め、他に売れないようにする。

契約に基づいて担保を設定したい場合、国家機関である公証役場の場合には、申請者本人がここへ来て設定をする。私立の公証役場の場合、公証役場の職員が第一公証役場へ来て設定する。



左が Senior Notary の ESENBAEV 氏
中央が黒川，右端が小山田

(2) 公証役場（第一公証役場以外。国家機関）

司法大学を卒業し、3年間の実務経験を経た者が、公証人になる資格を有する。司法省に申請し、席が空くと公証人になることができる。

タシケント市内では、国営の公証役場の公証人は、約80人、民営の公証役場の公証人は、約30人いる。

公証人の手数料は、売買代金の10パーセントである。

国営の公証役場では、国から給与をもらう。民営の場合は、自分の収入となる。

国営の公証役場よりも民営の公証役場の方が収入が多い。

（対応してくれた公証人の方自身も、）タシケント国立大学法学部を卒業し、現在43歳で、公証人の経験は7年間になる。

5 なお、ウズベキスタン民法第273条では、以下のように規定されており、法律上は、後順位担保権の設定が可能となっている。しかし、後順位担保権の設定はされていないのが実情である。

第273条 後順位担保権

- 1 すでに担保権の目的となっている財産がさらに他の債権の担保権の目的となる場合（後順位担保権）は、後順位担保権者の債権は、先順位担保権者が債権の満足を得た後に残った価値から満足を受ける。
- 2 後順位担保権は、先順位担保権設定契約が禁じていない場合に、これを設定することができる。
- 3 担保権設定者は、担保物について存在するすべての担保権について各後順位担保権者に通知しなければならない。この義務に違反した結果、担保権者に生じた損害を賠償する責任を負う。



奥に座っているのが公証人。
この部屋で契約書への署名・公証が行われる。
職員は、公証人を含めて2名。

(3) 公証役場（私立）

国家機関である公証役場と手続は同じ。資格を取得して席が空くのを待つ点も同じである。手数料（10パーセント）も同じである。

国家機関の公証役場と違うのは、私立の場合、法律的な誤りを犯すと、責任を持つ。自分で賠償する。そのために保険制度がある。最低給与（5,440スム）の100倍の金額を毎年掛金として保険会社に納める。

また、国家機関だと、手数料のほかに10USドルを納める必要があるが、私立では不要。私立だと、税金の支払いなどを公証役場が代行する。

収入の50パーセントは国に公証人税として支払う。15パーセントは司法省，0.7パーセントは年金，1.5パーセントは交通税であり，計67.2パーセントは国に納める。残りは給与と設備費である。

ウズベキスタン国内で、私立の公証役場の公証人は150人。国家機関の公証役場の公証人は418人。

この公証役場では、公証人のほか3人の職員がいる。

私立の公証役場も司法省の監督を受けている。

ウズベキスタンには、民営化公証役場連合会がある。ラテン公証連合会へ加盟したいが、ウズベキスタンの場合は、国営の公証役場があるので加盟できない。



左の女性が公証人



街で見かける民営の公証役場の看板

7 今後の課題

土地登録局のサムボルスキー副局長の説明によれば、ウズベキスタンの不動産登記制度をめぐる今後の課題としては、大きく分けると以下の2点が挙げられる。

- (1) 不動産登記を所管する3機関（土地資源委員会、土地登録局、BTI）の統一
- (2) 国民の権利保護のための新しい不動産登記法の制定

上記(1)については、統一へ向けた検討は行われているようであるが、実現が難しい情勢である。

上記(2)については、不動産登記手続の全体像が分かる法律として、「不動産権利の国家登記に関する法律案」の原案が既に5～6年前に作成されているということであるが、その後、援助機関の支援がないことなどから、現在はまだ再検討されていない。

TACISが、1999年以来行っている対ウズベキスタンの不動産登記に関する支援における第3フェーズの中で、登記のための新法令の起草支援を行う予定とされている。ただし、第3フェーズは、現在3機関に分かれている登記関係機関の統合を条件にしているところ、まだ統合が実現していないため、開始できない状態である。

8 おわりに

総じて言えば、ウズベキスタンの不動産登記制度は、旧ソ連邦時代から、不動産についても、管理面（日本で言えば、表示の登記）については発達しているが、権利の登記については、後順位担保権の設定が民法上認められているにもかかわらず、実際には行われていないなど、未発達な部分があるように見える。したがって、今後も市場経済化の発展段階に応じた自主的な改革が必要となると思われる。

最後になるが、今回の調査が円滑に実施できたのは、JICA アジア第二部中央アジア・コーカサスチームの田邊秀樹氏、矢向禎人氏、JICA ウズベキスタン事務所の柳沢香枝所長、浅見栄次氏、シャリポフ氏（Mr. Sharifzoda U. SHARIPOV）始め職員の方々の御尽力によるところが大きい。この場を借りて、改めて謝意を表する次第である。

このウズベキスタン共和国経済訴訟法典(仮訳)は、国際協力機構(JICA)の様々な研修等でコーディネータ及び通訳等で御活躍されている香取潤氏にロシア語から日本語に翻訳していただきました。市場経済化が進むとともに、経済紛争が増加し、経済裁判所の役割は今後ますます重要となることが予想されます。ウズベキスタン共和国司法制度資料として、参考にしていただければ幸いです。重ねて、香取氏の御協力に深く感謝し、厚く御礼申し上げます。

ウズベキスタン共和国経済訴訟法典(仮訳)◆
(1998年1月1日施行)

(目次)

第1編 総則

第1章 基本規定

- 第1条 経済裁判所への訴えの権利
- 第2条 経済裁判所による裁判の実施
- 第3条 経済裁判所における訴訟手続の課題
- 第4条 経済裁判所における訴訟手続の法制
- 第5条 経済裁判所裁判官の独立
- 第6条 経済裁判所における事件の手続開始
- 第7条 法律及び裁判の前での平等
- 第8条 事件審理の公開性
- 第9条 当事者主義と当事者の権利平等
- 第10条 訴訟手続が行われる言語
- 第11条 裁判審理の直接性
- 第12条 立法に基づく紛争解決
- 第13条 外国法の適用
- 第14条 裁判所決定の強制力

第2章 経済裁判所の構成 忌避

- 第15条 経済裁判所の構成
- 第16条 経済裁判所による問題解決手続
- 第17条 裁判官の除斥
- 第18条 検察官、鑑定人及び通訳者の除斥
- 第19条 裁判官が再び審理に参加することの禁止
- 第20条 回避
- 第21条 忌避の解決手続
- 第22条 忌避が認められた場合の結果

第3章 管轄と裁判権

- 第23条 事物管轄
- 第24条 経済裁判所で解決される紛争
- 第25条 仲裁裁判所による解決のための紛争の移送

- 第26条 事件の裁判権
- 第27条 被告の所在地による訴えの提起
- 第28条 原告の選択による裁判権
- 第29条 法的意義を有する事実の究明に関する事件の裁判権
- 第30条 破産に関する事件の裁判権
- 第31条 例外的な裁判権
- 第32条 合意に基づく裁判権
- 第33条 一つの経済裁判所から他の経済裁判所への事件の移送

第4章 事件参加者又は他の経済訴訟手続参加者

- 第34条 事件参加者
- 第35条 事件参加者の権利と義務
- 第36条 当事者
- 第37条 複数の原告や被告の事件への参加
- 第38条 不適当事者の交代
- 第39条 訴訟上の権利承継
- 第40条 訴えの根拠又は対象の変更、訴訟請求の規模の変更、訴えの放棄、訴えの認諾及び和解
- 第41条 紛争の対象に独立の請求を申し立てる第三者
- 第42条 紛争の対象に独立の請求を申し立てない第三者
- 第43条 検察官の事件への参加
- 第44条 国家機関及び他の機関の事件への参加
- 第45条 経済訴訟手続の他の参加者
- 第46条 証人
- 第47条 鑑定人
- 第48条 通訳者

第5章 経済裁判所における代理

- 第49条 代理人を通じた事務
- 第50条 経済裁判において代理人となることができる者
- 第51条 代理人権限の手続
- 第52条 代理人権限
- 第53条 経済裁判において代理人となることのできない者

◆ 一部の語句については国際協力部教官丸山毅において、修正・編集している。

第6章 証拠

- 第54条 証拠の概念及びその種類
- 第55条 立証義務
- 第56条 証拠の提出及び請求
- 第57条 その所在地における証拠の検証及び調査
- 第58条 証拠の関連性
- 第59条 証拠能力
- 第60条 立証免除事由
- 第61条 証拠の評価
- 第62条 証拠書類
- 第63条 書類原本の返却
- 第64条 証拠物
- 第65条 証拠物の保管
- 第66条 証拠物の返却
- 第67条 鑑定依頼
- 第68条 鑑定の実施手続
- 第69条 鑑定人の鑑定書
- 第70条 証人の証言
- 第71条 事件参加者の説明
- 第72条 証拠保全
- 第73条 証拠保全手続
- 第74条 訴訟手続の囑託
- 第75条 訴訟手続の囑託履行方法

第7章 保全処分

- 第76条 保全処分の根拠
- 第77条 保全処分の措置
- 第78条 保全処分の種類の変更
- 第79条 保全処分についての決定の執行
- 第80条 保全処分の取消し
- 第81条 保全処分により被告にもたらされた損害の補償

第8章 事件に関する手続の停止

- 第82条 経済裁判所が事件に関する手続を停止する義務
- 第83条 経済裁判所が事件に関する手続を停止する権利
- 第84条 事件に関する手続の再開
- 第85条 事件に関する手続の停止と再開の手続

第9章 事件に関する手続の打ち切り

- 第86条 事件に関する手続を打ち切る事由
- 第87条 事件に関する手続を打ち切る方法と結果

第10章 審理なしの訴えの放置

- 第88条 審理なしに訴えを放置する事由
- 第89条 審理なしに訴えを放置する方法と結果

第11章 訴訟費用

- 第90条 訴訟費用の構成
- 第91条 国の手数料
- 第92条 訴訟額
- 第93条 国の手数料の返還
- 第94条 鑑定人、証人及び通訳者に支払われる金銭の支払
- 第95条 訴訟費用の分担

第12章 訴訟期間

- 第96条 訴訟期間の設定及び算定
- 第97条 訴訟期間の終了
- 第98条 訴訟期間の停止
- 第99条 訴訟期間の回復及び延長

第13章 訴訟罰則金

- 第100条 罰則金の賦課
- 第101条 罰則金の賦課の検討手続

第2編 経済裁判所第一審の訴訟手続

第14章 裁判所命令

- 第102条 裁判所命令に基づく債務の徴収
- 第103条 裁判所命令が発せられる要件
- 第104条 申請書の形式及び内容
- 第105条 裁判所命令発行に関する申請書の複写の債務者への手交
- 第106条 国の手数料
- 第107条 申請書受理を拒否する根拠
- 第108条 申請書に対する意見書
- 第109条 裁判所命令発行の手続及びその拒否の根拠
- 第110条 裁判所命令の内容
- 第111条 裁判所命令の破棄

第15章 訴えの提起

- 第112条 訴状の形式及び内容
- 第113条 訴状の複写及びその添付文書の送付
- 第114条 訴状に添付される文書
- 第115条 複数の訴訟請求の併合及び分離
- 第116条 訴状の受理
- 第117条 訴状受理の拒否
- 第118条 訴状の返却
- 第119条 訴状に対する意見書
- 第120条 反訴の提起
- 第121条 事件係属中の住所変更

第16章 法廷審理に向けた事件準備

- 第122条 法廷審理に向けた事件準備に関する裁判官の行為
- 第123条 法廷審理に向けた事件準備についての決定
- 第124条 通知と召喚

第17章 法廷審理

- 第125条 事件審理の期間
- 第126条 経済裁判所の法廷
- 第127条 経済裁判所の法廷における秩序
- 第128条 証拠調べ及び審理の連続性
- 第129条 事件参加者の申請及び請願の経済裁判所による解決
- 第130条 訴状に対する意見書若しくは補足的証拠が提出されなかった場合又は事件参加者の参加がない場合の紛争の解決
- 第131条 事件審理の延期
- 第132条 当事者の和解
- 第133条 事件審理の終了
- 第134条 裁判記録

第18章 経済裁判所の判決

- 第135条 判決の採択
- 第136条 判決採択の際に解決される問題
- 第137条 判決の記述
- 第138条 判決の内容
- 第139条 金銭の徴収及び財産の引渡しに関する判決
- 第140条 執行文書又は他の文書の執行力を争う事件の判決
- 第141条 契約の締結又は変更に関する判決
- 第142条 一定の行為の実行を被告に義務付ける判決
- 第143条 国家機関及び自治体機関の法令の有効性を争う事件に関する判決
- 第144条 法的意義を有する事実の究明に関する経済裁判所の判決
- 第145条 判決の言渡し
- 第146条 判決の発効
- 第147条 判決執行の保障
- 第148条 事件参加者への判決の送付
- 第149条 補充判決
- 第150条 判決の解説 誤記、誤植及び計算間違いの訂正

第19章 経済裁判所の決定

- 第151条 決定及びその内容
- 第152条 特別決定
- 第153条 決定の送付

第20章 個々の種類の事件に関する手続の特質

- 第154条 団体及び市民の破産に関する事件の審理
- 第155条 法的意義を有する事実の究明に関する事件の審理

第3編 第一審判決の再審手続

第21章 控訴審の手続

- 第156条 控訴権
- 第157条 控訴申立てを審理する経済裁判所
- 第158条 控訴提起の期間
- 第159条 控訴申立ての内容
- 第160条 事件参加者に対する控訴申立ての複写の送付
- 第161条 控訴申立てに対する意見書
- 第162条 控訴申立ての返却
- 第163条 控訴申立受理についての決定
- 第164条 控訴審における事件審理の手続
- 第165条 控訴申立ての放棄
- 第166条 控訴審における事件審理の範囲
- 第167条 控訴申立ての審理期間
- 第168条 控訴審の権限
- 第169条 第一審判決の変更又は破棄の根拠
- 第170条 訴訟法規範の違反又は誤った適用
- 第171条 控訴審の判決
- 第172条 経済裁判所決定に対する控訴申立て

第22章 破棄審における手続

- 第173条 破棄申立ての権利
- 第174条 破棄審において第一審判決の合法性を検証する経済裁判所
- 第175条 破棄申立て（異議申立て）の提起手続
- 第176条 破棄申立て（異議申立て）の提起期間
- 第177条 破棄申立て（異議申立て）の内容
- 第178条 破棄申立て（異議申立て）の複写の事件参加者への送付
- 第179条 破棄申立て（異議申立て）に対する意見書
- 第180条 破棄申立て（異議申立て）の返却
- 第181条 破棄申立て（異議申立て）受理についての決定
- 第182条 第一審判決、控訴審判決の執行の停止
- 第183条 破棄審における事件審理の手続
- 第184条 破棄申立ての放棄 異議申立ての撤回
- 第185条 破棄申立て（異議申立て）の審理期間
- 第186条 破棄審における事件審理の範囲
- 第187条 破棄審の権限
- 第188条 第一審判決若しくは控訴審判決を変更又は破棄する根拠
- 第189条 破棄審の判決
- 第190条 破棄審の指示の拘束力
- 第191条 経済裁判所の決定に対する破棄申立て（異議申立て）

第23章 監督手続

- 第192条 経済裁判所の第一審判決及び控訴審判決の監督手続による再審
- 第193条 異議申立権者
- 第194条 第一審判決及び第二審以後の判決の執行の停止
- 第195条 異議申立てにより監督手続で事件を審理する経済裁判所
- 第196条 事件記録の取り寄せ
- 第197条 異議申立ての提起
- 第198条 異議申立ての審理手続
- 第199条 監督手続での事件の再審についてのウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会の権限
- 第200条 第一審判決若しくは第二審以後の判決を変更又は破棄する根拠
- 第201条 監督審判決の採択手続
- 第202条 監督手続で事件を審理した経済裁判所の指示の拘束力
- 第203条 経済裁判所の決定に対する異議申立て及び監督手続での再審

第24章 法的効力を発した経済裁判所の裁判所決定の新しく発見された状況に基づく再審

- 第204条 再審の根拠
- 第205条 申請書提出の手続と期間
- 第206条 法的効力を発した裁判所決定を新しく発見された状況に基づいて再審する経済裁判所
- 第207条 申請の審理
- 第208条 事件の再審についての経済裁判所の決定

第4編 裁判所決定の執行

- 第209条 裁判所決定の執行の手続
- 第210条 執行状
- 第211条 一件の裁判所決定に関する複数の執行状の発行
- 第212条 執行状の内容
- 第213条 執行状を執行へ向けて提示する期間
- 第214条 執行状を執行へ向けて提示する期間の中断
- 第215条 執行状を執行へ向けて提示する徒過した期間の回復
- 第216条 執行状の謄本の発行
- 第217条 裁判所決定執行の猶予又は分割、その執行方法及び手続の変更
- 第218条 裁判所決定の不履行に対する責任
- 第219条 裁判所決定執行の巻き戻し
- 第220条 裁判所決定執行の巻き戻しに関する問題の解決

第5編 外国の団体、国際団体及び企業活動を行う外国人、無国籍者が参加する事件に関する手続

- 第221条 外国の団体、国際団体及び企業活動を行う外国人、無国籍者の訴訟上の権利
- 第222条 外国人が参加する事件に関する訴訟手続
- 第223条 外国人が参加する事件に関するウズベキスタン共和国経済裁判所の権限
- 第224条 訴訟上の免責
- 第225条 同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関する事件の外国裁判所による審理の訴訟上の結果
- 第226条 訴訟手続の囑託

ウズベキスタン共和国経済訴訟法典の実施手続に関するウズベキスタン共和国最高会議令

第1編 総則

第1章 基本規定

第1条 経済裁判所への訴えの権利

利害関係者は、本法典の定めるところにより、だれでも経済裁判所に訴え出て、侵害された権利、争われている権利又は法により守られる利益の保護を求めることができる。

経済裁判所への訴えの権利を拒否することは、無効である。

第2条 経済裁判所による裁判の実施

経済裁判所は、経済分野で発生する紛争並びに本法典及び他の法律により、その管轄とされる他の事件の解決を通じて裁判を行う。

第3条 経済裁判所における訴訟手続の課題

経済裁判所における訴訟手続の課題は、以下のとおりである。

- 1) 経済分野における侵害された権利、争われている権利又は法により守られる企業、機関、団体及び市民の利益を保護すること。
- 2) 経済分野における法秩序の強化及び違法行為の予防を促進すること。

第4条 経済裁判所における訴訟手続の法制

経済裁判所における訴訟手続の法制は、本法典及びそれに従い採択される他の法令からなる。

ウズベキスタン共和国が締結した国際条約により、ウズベキスタン共和国の法制上によるもの以外の規定が設けられている場合には、国際条約の規定が適用される。

第5条 経済裁判所裁判官の独立

裁判に際し、経済裁判所の裁判官は、独立であり、法にのみ従う。

裁判官の裁判活動に対しては、いかなる干渉も許されず、干渉を及ぼした者は、法律により責任を追求される。

第6条 経済裁判所における事件の手続開始

経済裁判所は、以下の者の申立てにより事件の手続を開始する。

- 1) 利害関係者
- 2) 検察官
- 3) 国又は公共の利益の保護のために経済裁判所に訴え出る権利を法律により有している場合に国及びその他の機関

ある種の紛争につき、法律により裁判以前の解決方法（請求による解決方法）が設けられている場合又はそれが契約によって見込まれている場合においては、当事者が自らの相互関係の自由意思による解決に向けて措置を執った後にのみ、経済

裁判所において事件の手続が開始される。この場合においては、検察官、国又はその他の機関の申立てによる事件開始手続は、上記当事者が執る措置とは独立して行われる。

第7条 法律及び裁判の前での平等

経済裁判所における紛争の解決は、所有の形態、所在地又は従属関係にかかわらず、企業、機関及び団体の法律並びに裁判の前での平等の原則又は性、人種、民族、言語、宗教、社会的身分、信条、個人的若しくは社会的立場、さらにその他の状況にかかわらず市民の法律及び裁判の前での平等の原則に基づいて行われる。

第8条 事件審理の公開性

経済裁判所における事件の審理は、公開される。

非公開での事件の審理は、国家機密又は商業上の機密を守るために、それが必要とされる場合に許される。

非公開での事件の審理については、決定が下される。

第9条 当事者主義と当事者の権利平等

経済裁判所における訴訟手続は、当事者主義及び当事者の権利平等に基づいて行われる。

第10条 訴訟手続が行われる言語

経済裁判所において、訴訟手続は、ウズベク語、カラカルパク語又は当該地域の多数住民の言語で行われる。

訴訟手続が行われている言語に堪能でない法廷審理の参加者には、通訳を通じて事件のあらゆる資料を閲覧し、裁判活動に参加する権利及び母国語で発言する権利が保障される。

様々な国家の企業、機関、団体間の経済紛争は、裁判所の決定により、当事者に受け入れられる言語で審理が行われる。

第11条 裁判審理の直接性

経済裁判所は、事件の審理に際し、事件に関するすべての証拠を直接調べなければならない。

第12条 立法に基づく紛争解決

経済裁判所は、ウズベキスタン共和国の憲法、法律、その他の法令及びウズベキスタン共和国の国際条約に基づいて紛争を解決する。

経済裁判所は、事件の審理に際し、国又は他の機関が権限を越えて法令を発布している場合など、その法令が法律に合致していないことを明らかにした場合には、法律に従って判決を採択する。

問題となる関係を規制する法規が存在しない場合には、経済裁判所は、類似した関係を規制する法規を適用する。そのような法規が存在しない場合には、法律の一般的原則及び趣旨によって紛争

を解決する。

経済裁判所は、ウズベキスタン共和国の法律又は国際条約に従って外国の法規を適用する。

第13条 外国法の適用

外国法を適用する場合には、経済裁判所は、関係国における法規の解釈及び適用の実際に従って、その法規の存在及び内容を明らかにする。

外国法規の存在及び内容を明らかにする目的で、経済裁判所は、ウズベキスタン共和国及び外国の管轄機関並びに団体に対し、協力及び説明を求め、又は専門家を要請することができる。

手段を講じたにもかかわらず、外国法規の存在又は内容が明らかにならなかった場合には、経済裁判所は、ウズベキスタン共和国法の関連法規を適用する。

第14条 裁判所決定の強制力

経済裁判所は、第一審判決、決定、第二審以後の判決、裁判所命令などの形式で裁判所決定を行う。

法的効力を発した裁判所決定は、すべての国家机关、自治体機関、社会団体、企業、機関、団体、公務員及び市民にとって強制力を持ち、ウズベキスタン共和国の全領土において執行されなければならない。

経済裁判所の裁判所決定の不執行は、本法典及び他の法律により定められた責任を追求される。

第2章 経済裁判所の構成 忌避

第15条 経済裁判所の構成

経済裁判所においては、第一審の事件は、単独の裁判官によって審理が行われる。ただし、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所においては、3人の裁判官によって行われる。

裁判所長の決定により、どの事件も合議体で審理することができる。

控訴審、破棄審及び監督審においては、すべての事件は合議体で審理する。

事件を審理する合議体は、3人又は他の奇数の裁判官により構成する。

すべての裁判官は、事件の審理に際し、同等の権利を有する。

本法典により、事件及び個々の問題を単独で解決する権利が裁判官に与えられている場合には、裁判官は、経済裁判所の名において行動する。

第16条 経済裁判所による問題解決手続

経済裁判所による合議体での事件の審理及び解決に際し発生する問題は、裁判官の多数決により決せられる。裁判官は、だれも投票を棄権する権利を有しない。裁判長は、最後に投票する。

他の裁判官の決定に同意しない裁判官は、この決定に署名する義務があり、かつ、書面で特別意見を述べる権利を有する。この特別意見は、事件に添付されるが、公表されない。事件の参加者は、裁判官の特別意見を知らされることはない。

第17条 裁判官の除斥

裁判官は、以下に挙げる場合には、事件の審理に参加することができず、除斥される。

- 1) 事件の参加者又はその代理人の親族である場合
- 2) 当該事件の以前の審理において鑑定人、通訳者、検察官、代理人又は証人として参加した場合
- 3) 個人的に、直接若しくは間接的に事件の結果に利害関係がある場合又は裁判の公正さに疑念を呼び起こすような状況がある場合

互いに姻戚関係にある裁判官は、事件の審理を行う経済裁判所を共に構成することはできない。

第18条 検察官、鑑定人及び通訳者の除斥

検察官、鑑定人及び通訳者は、本法典の第17条第1号及び第3号に示された理由で、事件の審理に参加することはできず、除斥される。

それ以外に以下の事由が鑑定人の除斥の理由となる。

- 1) 事件の審理の時点において、鑑定人が事件の参加者若しくはその代理人に対し、業務上の若しくはその他の従属関係にある場合又は過去においてあった場合
- 2) 鑑定人が行った鑑定資料が経済裁判所に対する訴えの根拠若しくはきっかけとなった場合又は事件の審理に際して利用されている場合

第19条 裁判官が再び審理に参加することの禁止

事件の審理に参加した裁判官は、他の審級における同一の事件の審理に参加することができない。

ある審級の事件の審理に参加した裁判官は、新たに明らかになった状況を基に行われる審理を除いて同じ審級の同一の事件の再審に参加することができない。

第20条 回避

本法典の第17条及び第18条に示された状況があるときは、裁判官、検察官、鑑定人及び通訳者は、回避しなければならない。同様の根拠により事件の参加者は、忌避することができる。

回避及び忌避は、正当な理由付けにより行われなければならない。本質的に事件の審理が開始されるまでになされなければならない。事件審理の過程で回避及び忌避が許されるのは、回避及び忌避の根拠が、経済裁判所又は回避若しくは忌避の申

立人に事件審理開始後に判明した場合に限られる。

第21条 忌避の解決手続

忌避がなされた場合には、経済裁判所は事件参加者の意見を聴取し、かつ、忌避された者が説明を行うことを望む場合には、その者から聴取を行わなければならない。

単独で事件審理を行っている裁判官の忌避についての問題は、経済裁判所長又は裁判合議体の長により解決される。

合議体による事件審理を行っている裁判官の忌避についての問題は、忌避された裁判官の欠席の下に残りの裁判官により解決される。忌避の賛成に投じられた票と反対に投じられた票が同数となった場合には、その裁判官の忌避は、理由があるものとみなされる。

複数の裁判官又は事件審理を行う法廷の全裁判官に対する忌避についての問題は、この裁判所の全裁判官により単純多数決で解決される。

検察官、鑑定人及び通訳者の忌避についての問題は、事件審理を行う裁判所によって解決される。

忌避についての問題を検討した結果に従って決定が下される。

第22条 忌避が認められた場合の結果

一人若しくは複数の裁判官又は法廷の全裁判官の忌避に理由がある場合には、事件は、同じ裁判所において異なる裁判官構成により審理される。

忌避が認められた結果、同じ経済裁判所で当該事件の審理のために新しい裁判官構成を形成することが不可能な場合には、事件を他の経済裁判所に移送することができる。

第3章 管轄と裁判権

第23条 事物管轄

経済裁判所の管轄に属するものは、以下のとおりである。

- 1) 民事的、行政的及び他の法関係から法人（以下「団体」という。）、又は法人を設立しないで企業活動を行い、法に定められた方法で獲得された個人企業主の地位を有する市民（以下「市民」という。）の間で経済分野において発生する紛争にかかわる事件
- 2) 経済分野における団体及び市民の権利の発生、変更又は停止にとり意義がある事実の究明に関する事件（以下「法的意義を有する事実の究明に関する事件」）
- 3) 団体及び市民の破産に関する事件

法律により他の事件も経済裁判所の管轄に含めることができる。

経済裁判所は、ウズベキスタン共和国の国際条約により他の規定がない場合には、企業活動を行

うウズベキスタン共和国の団体及び市民、外国の団体、外資系団体、国際団体、外国人並びに無国籍者の参加を得て、その管轄に属する事件を審理する。

ある要件は経済裁判所の管轄に属し、かつ、他の要件は通常裁判所の管轄に属する場合など、互いに関係し合う諸要件が絡み合う場合には、すべての要件を通常裁判所で審理するものとする。

第24条 経済裁判所で解決される紛争

経済裁判所は、以下に挙げるような紛争を解決する。

- 1) 法律により締結が規定されている契約又は契約についての不一致を経済裁判所の解決に委ねることが当事者により合意されている契約に関する不一致についての紛争
- 2) 契約条件の変更又は契約破棄についての紛争
- 3) 所有権の承認についての紛争
- 4) 債務の不履行又は債務の不適切な履行についての紛争
- 5) 所有者又は他の合法的な占有者による、他人の非合法的な占有からの財産の返還請求についての紛争
- 6) 所有者又は他の合法的な占有者の所有権奪取以外の権利侵害についての紛争
- 7) 損害賠償についての紛争
- 8) 名誉、尊厳及び名声の保護についての紛争
- 9) 法に合致せず、団体及び市民の権利並びに法によって守られている利益を侵害する、国家機関及び自治体機関の法令を（全般的又は部分的に）無効と認めることについての紛争
- 10) それにより徴収が抗弁を認めない（受諾を必要としない）取立手続で行われる執行文書又は他の文書を執行すべきでないことと認めることについての紛争
- 11) 国の登記の拒否に対する不服について、又は期限内の国の登記を回避することについての紛争
- 12) 法律により抗弁を認めない（受諾を必要としない）取立手続が規定されていない場合には、監督機能を果たしている国家機関又は他の機関による団体及び市民からの罰金の徴収についての紛争
- 13) 監督機能を果たしている機関によって、法の要求するところに違反して抗弁を認めない（受諾を必要としない）取立手続で控除されてしまった金銭の予算からの返還についての紛争

経済裁判所は、その管轄の及ぶ他の紛争も解決する。

第25条 仲裁裁判所による解決のための紛争の移送

民事的関係に端を発して発生した紛争又は発

生する可能性がある紛争で、経済裁判所の管轄とされるものは、当事者の合意により、経済裁判所の判決を得る前に仲裁裁判所での解決のために当事者により移送することができる。

第26条 事件の裁判権

経済裁判所の管轄に属する事件は、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所の裁判権に属する事件を除いて、カラカルパクスタン共和国、州、タシケント市の経済裁判所で審理される。

最高経済裁判所が審理を行うのは、以下のとおりである。

共和国の統治機関、地方の代議機関又は行政機関の間の経済協定に端を發する紛争。

権力の最高機関の規範的性格を持たない布告を（全面的又は部分的に）無効と認めることについての事件。

最高経済裁判所は、特別な事情がある場合には、任意の経済裁判所から任意の事件を取り上げて、それを自ら第一審として受理すること及びある経済裁判所から他の経済裁判所に事件を移送する権利を有する。

第27条 被告の所在地による訴えの提起

訴えは、被告の所在地を管轄する経済裁判所に提起される。

独立した下部団体の活動に端を發する法人への訴えは、独立した下部団体の所在地を管轄する経済裁判所に提起される。

第28条 原告の選択による裁判権

それぞれ異なる場所に所在する複数の被告に対する訴えは、原告の選択により被告の一人の所在地を管轄する経済裁判所に提起される。

所在地が不明の被告に対する訴えは、その財産の所在地又はウズベキスタン共和国における明らかである最後の所在地を管轄する経済裁判所に提起することができる。

ウズベキスタン共和国の団体又は市民であって、外国の領土に所在する被告に対する訴えは、原告の所在地又は被告の財産の所在地を管轄する経済裁判所に提起することができる。

履行地が明示されている契約に端を發する訴えは、その履行地を管轄する経済裁判所に提起することができる。

第29条 法的意義を有する事実の究明に関する事件の裁判権

法的意義を有する事実の究明に関する事件は、建造物、施設又は土地の所在地により審理される建造物、施設又は土地の所有事実の究明に関する事件を除いて、申立人の所在地を管轄する経済裁判所により審理される。

第30条 破産に関する事件の裁判権

団体や市民の破産に関する事件は、債務者の所在地を管轄する経済裁判所により審理される。

第31条 例外的な裁判権

建造物、施設又は土地の所有権の確認を求める訴え、建造物、施設又は土地の他人の非合法的占有からの返還を求める訴え及び所有者又は他の合法的な所有者による所有権奪取以外の権利侵害の排除を求める訴えは、建造物、施設又は土地の所在地を管轄する経済裁判所に提起される。

輸送契約に端を發する輸送業者への訴えは、その輸送業者の所在地を管轄する経済裁判所に提起される。輸送業者が複数の被告のうちの一である場合も同様である。

第32条 合意に基づく裁判権

本法典の第27条及び第28条により定められた裁判権は、当事者の合意により変更することができる。

第33条 一つの経済裁判所から他の経済裁判所への事件の移送

裁判権の規則を遵守して経済裁判所が自ら受理した事件は、たとえ後に他の経済裁判所の裁判権に属することになった場合においても、本質的には受理した経済裁判所が審理しなければならない。

経済裁判所は、以下に挙げる場合に他の経済裁判所の審理に事件を移送する。

- 1) 当該裁判所における事件審理の際に、事件が裁判権の規則を遵守せずに受理されたことが判明した場合
- 2) 一人又は複数の裁判官の除斥後、当該裁判所における裁判官の交代が不可能になる場合及び当該裁判所において審理を行うことが不可能である場合

事件を他の経済裁判所での審理に移送することについては決定が下される。

一つの裁判所から他の裁判所へ移送された事件は、移送された裁判所が審理のために受理しなければならない。

ウズベキスタン共和国の経済裁判所間で裁判権をめぐって紛争することは許されない。

第4章 事件参加者又は他の経済訴訟手続参加者

第34条 事件参加者

事件参加者として認められるのは、当事者、第三者、検察官、権限を有する国家機関及びその他の機関、法的意義を有する事実の究明に関する、又は団体及び市民の破産に関する事件の申立人並びにその他の利害関係者である。

第35条 事件参加者の権利と義務

事件参加者は、事件資料を閲覧し、その抜き書きを作成し、複写を取り、忌避を申告し、証拠を提出し、証拠調べに参加し、質問をし、請願書を提出し、申立てを行い、口頭及び書面の説明を経済裁判所に行い、自らの論拠を提出し、事件審理の過程で発生するあらゆる問題に関して判断を下し、他の事件参加者の請願書や論拠に反論し、及び裁判所決定に不服申立て（異議申立て）を行う権利を有する。

そして本法典により事件参加者に対して提供される他の訴訟上の権利を享有する。

事件参加者は、本法典によって規定される訴訟上の義務を負い、良心に従い、事件参加者に属するすべての訴訟上の権利を享有しなければならない。

第36条 当事者

経済訴訟手続における当事者は、原告及び被告である。

原告となるのは、その権利と法により守られる利益を保護するために訴えを提起する、又はその利益のために訴えが提起された団体及び市民である。

被告となるのは、それに対して訴訟請求が提起された団体及び市民である。

当事者は、同等の訴訟上の権利を享有する。

第37条 複数の原告や被告の事件への参加

訴えは、複数の原告が共同で、又は複数の被告に対して提起することができる。原告及び被告のうちの各々が独立して審理に出廷する。共同参加者は、共同参加者のうちの一人に訴訟行為を委任することができる。

他の被告を参加させる必要があるときには、経済裁判所は、判決を出す前に原告の同意を得て、この被告を参加させる。

第38条 不適当事者の交代

経済裁判所は、請求権が属さない者によって訴えが提起された場合又は訴えに責任がない者に対して訴えが提起されたことが明らかになった場合には、判決を下す前に、原告の同意を得て、当初の原告又は被告を適当な原告又は被告に交代させることを許可する。

不適当事者の交代は、経済裁判所の職権で行うことができる。自分が他の者に交代することに原告が同意しない場合には、その者は、紛争の対象に対して独立の請求を申し立てる第三者として事件に参加する権利を有する。この場合には、その者に裁判所が通知する。

被告を他の者に交代させることに原告が同意しない場合には、裁判所は、原告の同意を得て、他の者を第二の被告として参加させることができる。

不適当事者の交代については、裁判所が決定を下す。

不適当事者の交代後、事件審理は、冒頭から行われる。

第39条 訴訟上の権利承継

紛争となっている、又は経済裁判所の判決により規定された法関係（再編成、請求の譲歩、債務の移転、市民の死去及び他の場合）において、当事者の一人が脱退する場合には、裁判所は、これについて決定、第一審判決又は第二審以後の判決により、その当事者に代えて権利承継人を充てる。権利承継は、訴訟のどの段階においても可能である。

権利承継人が事件に加わる以前に、訴訟において行われたすべての行為は、被承継人に対して有していた法的強制力と同じ程度の法的強制力を承継人に対して有する。

第40条 訴えの根拠又は対象の変更、訴訟請求の規模の変更、訴えの放棄、訴えの認諾及び和解

原告は、経済紛争に関し、判決の前に訴えの根拠若しくは対象を変更し、訴訟請求の規模の拡大若しくは縮小をし、又は全面的若しくは部分的に訴えを放棄する権利を有する。

被告は、部分的又は全面的に訴えを認諾することができる。

当事者は、どの審級においても和解をもって事件を終了することができる。

経済裁判所は、それが法に矛盾し、又は他の者の権利及び法により守られる利益を侵害する場合には、訴えの放棄、訴訟請求の規模の縮小及び訴えの認諾を受理せず、並びに和解を承認しない。このような場合には、経済裁判所は、事件を本質的に審理する。

第41条 紛争の対象に独立の請求を申し立てる第三者

紛争の対象に独立の請求を申し立てる第三者は、経済裁判所により判決が下される前に事件に参加することができる。この種の紛争のために法律又は契約によって規定があるときには、第三者は、すべての原告の権利を享受し、被告との訴訟前の紛争解決手続（請求手続）の遵守義務を除いて、原告のすべての義務を負う。

第42条 紛争の対象に独立の請求を申し立てない第三者

紛争の対象に独立の請求を申し立てない第三者は、事件に関する判決が当事者の一方に対する第三者の権利及び義務に影響を及ぼす可能性がある場合には、経済裁判所により判決が下される前に、原告又は被告の側で事件に参加することが

きる。

第三者は、事件参加者の請願によっても事件に参加することができる。

紛争の対象に独立の請求を申し立てない第三者は、訴えの根拠又は対象の変更、訴訟請求の規模の拡大又は縮小、訴えの放棄、訴えの認諾又は和解の締結及び裁判所決定の強制執行要求に対する権利を除いては、当事者の権利を享受し、訴訟上の義務を負う。

第43条 検察官の事件への参加

検察官は、すべての事件について法廷に参加する権利を有する。

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所への訴状は、ウズベキスタン共和国検事総長又はその次官が提起し、カラカルパクスタン共和国、州及びタシケント市の経済裁判所への訴状は、それぞれカラカルパクスタン共和国、州及びタシケント市の検事、それに準ずる検事又はその検事補が提起する。

訴えを提起した検察官は、和解締結に対する権利を除いて原告の権利を享受し、義務を負う。

検察官により提起された訴えを検察官が放棄することは、本質的に原告が事件の審理を要求する権利を奪わない。

原告の権利を保護するために、検察官が提起した訴えを原告が放棄したときは、その訴状を審理しないで放置する。

事件審理への検察官の参加は、それが法律によって規定されている場合又は当該事件における検察官の参加の必要性が裁判所によって認められた場合には、義務となる。

第44条 国家機関及び他の機関の事件への参加

法令によって規定されている場合には、国家機関及び他の機関は、国家及び社会の権利並びに法により守られる利益を保護するために訴えを提起することができる。訴えを提起した上記の機関は、和解締結に対する権利を除いて原告のすべての権利を享受し、義務を負う。上記機関により提起された訴えをその機関が放棄することは、本質的に原告が紛争解決を要求する権利を奪わない。

国家機関又は他の機関によって原告の権利が保護されるために提起された訴えを原告が放棄することは、その訴状が検討されずに放置されることになる。

第45条 経済訴訟手続の他の参加者

事件参加者以外に、経済訴訟手続には、代理人、証人、鑑定人及び通訳者が参加することができる。

第46条 証人

証人には、経済裁判所による正しい紛争解決に

とって重要な情報及び状況を知っている者であればだれでもなることができる。

証人は、出頭命令があれば必ず経済裁判所に出頭し、自らが事件について知っている情報及び状況を証言しなければならない。

証人は、誠実な証言を行い、裁判官及び事件参加者の質問に答える義務がある。

明らかな偽証、証言拒否及び証言回避に対して、証人は、刑事責任を問われる。

第47条 鑑定人

経済裁判所における鑑定人となるのは、鑑定書を出すために必要な特殊な知識を有し、かつ、本法典で規定する場合に、裁判所によって任命された者である。

鑑定人の依頼をされた者は、経済裁判所の出頭命令に応じて出頭し、提起された問題に関し客観的な鑑定書を出す義務がある。

鑑定人は、鑑定書を出すために必要であれば、事件資料を閲覧し、経済裁判所の法廷に参加し、質問をし、及び追加資料の提供を裁判所に依頼する権利を有する。

明らかに虚偽の鑑定書及び鑑定書の拒否に対して、鑑定人は、刑事責任を負う。

鑑定人に提供された資料が不十分である場合又は鑑定人が自らに課された責務を果たすに必要な知識を持っていない場合には、鑑定人は、鑑定書を出すことを拒否することができる。

第48条 通訳者

通訳者とは、その知識が通訳に必要である言語に堪能であり、かつ、本法典で規定する場合に裁判所によって任命された者である。

経済訴訟手続の他の参加者は、通訳に必要な言語に堪能である場合においても、自らが通訳の任務を引き受ける権利を有しない。

通訳者は、裁判所の出頭命令に応じて出頭し、完全に、正確に、かつ、時間どおりに通訳を行う義務がある。

通訳者は、通訳の際、通訳の確認のために出廷者に質問を行う権利を有する。

明らかに不正確な通訳に対して、通訳者は、刑事責任を負う。

第5章 経済裁判所における代理

第49条 代理人を通じた事務

経済裁判所での団体の事務は、法又は設立文書により与えられた権限の範囲内で活動するその機関及びその代理人が執り行う。

団体の幹部及び他の者は、設立文書に従って、経済裁判所に対し、その業務上の地位又は権限を証明する文書を提出する。

市民は、経済裁判所における自らの事務を個人的に、又は代理人を通じて執り行う。市民の事件への個人的な参加は、市民が事件に関して代理人を持つ権利を奪わない。

第50条 経済裁判において代理人となることができる者

経済裁判における代理人は、経済裁判における事務に対してしかるべく手続をされた権限を有していれば、いかなる市民もなることができる。

完全な行為能力を持たない市民の権利及び法により守られる利益は、経済訴訟手続においては、その法定代理人、すなわち実親、養父母、後見人又は保佐人が保護する。法定代理人は、経済裁判における事務を自らが選任した他の代理人に委任することができる。

第51条 代理人権限の手続

代理人の権限は、法律に従って発せられ、かつ、作成された委任状に表示されなければならない。

団体を代表した委任状は、その団体の長の署名又はその設立文書により署名の権限が与えられている他の者の署名にこの団体の捺印を添えて発する。

市民の発した委任状は、公証人、委任者が勤務若しくは通学する団体、市民の自治体機関、市民の居住地にある住宅管理団体又は市民が入院加療中の入院専門医療機関により認証を受けることができる。

委任状を軍人が発する場合には、関連軍隊の司令部により認証を受けることができる。刑の執行を行う機関に入所している者の委任状は、その関連機関の長により認証を受ける。

弁護士の権限は、法の定める方法で認証を受ける。

第52条 代理人権限

経済裁判における事務の権限として、代理人には、訴状の署名、仲裁裁判所への事件の移送、訴訟請求の全面的又は部分的な放棄及び訴えの認諾、訴えの対象又は根拠の変更、和解の締結、他人への権限譲渡(再委任)、裁判所決定への不服申立て、異議申立ての申請への署名、裁判所決定の強制執行請求並びに引渡し判決を受けた財産又は金銭の授受を除いて、本人の名においてすべての訴訟行為を行う権利が与えられる。本条に挙げられた各行為を代理人の権限において行う場合には、本人の発する委任状に特別に規定しておかねばならない。

第53条 経済裁判において代理人となることができない者

完全な行為能力を持たない者又は後見若しくは

保佐を受けている者は、経済裁判における代理人になることができない。

裁判官、捜査官、検察官は、経済裁判における代理人になることができない。この規則は、ここに挙げる者が関連する裁判所若しくは検察庁の全権委任を受けている場合又は法定代理人として訴訟に臨む場合には及ばない。

第6章 証拠

第54条 証拠の概念及びその種類

事件に関する証拠とは、本法典及び他の法律によって規定された方法に従って得られた情報であり、それに基づいて経済裁判所は、事件参加者の請求及び異議を裏付ける状況の存否並びに正しい紛争解決にとって重要なその他の状況の存否を究明する。

これらの情報は、証拠書類及び証拠物、鑑定人の鑑定書、証人の証言並びに事件参加者の説明によって明らかにされる。

違法に得られた証拠の利用は許されない。

第55条 立証義務

事件参加者は、それぞれ、自らが請求及び異議の根拠として引き合いに出す状況を立証しなければならない。国家機関及び他の機関の法令を無効と認めることについての紛争の審理においては、上記法令の採択の根拠となった状況の立証義務は、法令を採択した機関に課される。

経済裁判所は、現在ある証拠に基づく事件の審理が不可能であると認める場合には、事件参加者に対し、追加の証拠を提出するよう命令する権利を有する。

第56条 証拠の提出及び請求

証拠は、事件参加者によって提出される。

証拠を持つ事件参加者又は非参加者から独力で必要な証拠を得ることができない事件参加者は、この証拠の請求をするための請願書をもって経済裁判所に訴える権利を有する。請願書には、事件にとって重要などのような状況がその証拠によって明らかにされ得るのかが示され、証拠が記載され、かつ、その所在が示されなければならない。裁判所は、必要に応じて、証拠を得るための照会状を事件参加者に発する。裁判所により請求された証拠を持つ者は、それを直接裁判所に送付するか、又は裁判所に引き渡すために適当な照会状を持っている者に手渡す。

経済裁判所によって証拠を請求された者が、それを全く提出することが不可能な場合又は裁判所が指定する期日に提出することが不可能な場合には、この者は、これについて裁判所の照会状を受領してから5日のうちに理由を添えて裁判所に通

知しなければならない。

経済裁判所がやむを得ない理由とは認めない理由で、請求された証拠を提出する義務を履行しない場合には、証拠を持つ者には、最低賃金の200倍以下の罰金を科す。

罰金の処分は、請求された証拠の所有者が経済裁判所にそれを提出する義務を免除するものではない。

第57条 その所在地における証拠の検証及び調査

経済裁判所は、証拠を裁判所に送付することが不可能である場合、若しくは困難を伴う場合又はそれが毀損のおそれのある証拠物である場合には、その所在地において証拠の検証及び調査を行うことができる。

証拠の検証及び調査は、事件参加者に通知して経済裁判所により行われるが、事件参加者の欠席は、検証及び調査を妨げない。証拠の検証及び調査に参加する必要がある場合には、鑑定人と証人を召喚することができる。

毀損のおそれのある証拠物は、事件参加者に通知することなく、速やかに経済裁判所により検証及び調査が行われる。

その所在地における証拠の検証及び調査の後、直接現場で調書が作成される。

第58条 証拠の関連性

経済裁判所は、審理されている事件に関係のある証拠のみを採用する。

第59条 証拠能力

法に従ってある一定の証拠により立証されなければならない事件の状況を、他の証拠によって立証することはできない。

第60条 立証免除事由

経済裁判所により一般的な常識と認められた事件の状況は、立証を必要としない。

以前に審理された事件につき、法的効力を発した経済裁判所の判決によって明らかにされた状況は、同じ者が参加する別の事件の審理において再び立証されることはない。

法的効力を発した民事事件に関する通常裁判所の判決は、別の事件を審理する経済裁判所に対して、通常裁判所の判決により明らかにされ、かつ、この事件の参加者に関係する状況に関しては、強制力を持つ。

法的効力を発した刑事事件に関する裁判所の判決は、経済裁判所に対して、ある一定の行為が行われたかどうか、又はそれがだれによって行われたかという問題に関しては強制力を持つ。

第61条 証拠の評価

経済裁判所は、事件において存在する証拠の全面的、完全かつ客観的な調査に基づいて、その自らの内的な確信に従って証拠を評価する。

いかなる証拠に対しても、経済裁判所は、予断を持たない。

第62条 証拠書類

証拠書類となるのは、事件にとって重要な状況についての情報を持つ証書、契約書、証明書、商業上の通信文その他の文書及び資料であり、ファックス、電子若しくは他の通信手段又は文書の真実性を確定することのできる他の方法で取得されたものを含む。

証拠書類は、原本又は原本と相違ないことを示さるべく証明された複写の形式で提出される。審理されている事件に関係があるのが文書の一部のみである場合には、その文書から原本と相違ないことを証明された抄本が提出される。

書類原本は、法により事件の状況がそのような文書でのみ確認される場合又は経済裁判所の要求に応じて他の必要な場合に提出される。

事件参加者により経済裁判所に提出された証拠書類の複写は、その事件参加者によりそれを持たない他の事件参加者に送付（手交）される。

第63条 書類原本の返却

事件において存在する書類原本は、それを提出した者の請願により、経済裁判所の判決が法的効力を発した後にその者に返却することができる。この返却が正しい紛争の解決に損害をもたらさないとの結論に裁判所が達した場合には、判決が法的効力を発する前の事件に関する手続の過程でその者に返却することができる。請願と同時に上記の者は、書類原本と相違ないことを示さるべく証明された書類原本の複写を提出し、又は事件において残されている複写が確かなものであることを裁判所が証明するよう請願する。

第64条 証拠物

証拠物とは、その外見、内的な特質、その所在地又は他の特徴によって、事件にとって重要な状況を明らかにする手段となり得る物のことである。

第65条 証拠物の保管

証拠物は、経済裁判所が保管する。経済裁判所に運び込むことのできない証拠物は、その所在地において保管する。それらについては、詳細に目録を作り、封印し、かつ、必要な場合には、写真又はビデオテープに撮影しなければならない。

経済裁判所及び保管者は、証拠物を不変の状態 で保管するよう手段を講じる。

第66条 証拠物の返却

証拠物は、経済裁判所の判決が法的効力を発した後、その提出者に返却し、裁判所がこの物の所有権を有すると認めた者へ譲渡し、又は裁判所が定める他の方法で現金化する。

場合によっては、証拠物は経済裁判所による検証と調査の後、事件に関する手続の過程で、その提出者が返却を請願し、かつ、この請願を認めることが正しい紛争解決に損害をもたらさない場合には、その者に返却することができる。

証拠物の返却の問題については、経済裁判所は決定を下す。

法律により個々の者が所有することができない物については、関係の団体に譲渡する。

第67条 鑑定依頼

事件審理の際に生じる特別な知識を必要とする問題の解明のために、経済裁判所は、事件参加者の請願により、鑑定を依頼する。

事件参加者は、鑑定実施の際に解明されなければならない問題を経済裁判所に提起し、鑑定人の候補者を提案する権利を有する。

最終的に鑑定書が必要となる問題の内容は、経済裁判所により決定される。事件参加者により提起された問題の却下については、裁判所は、その根拠を挙げなければならない。

鑑定依頼に関して、経済裁判所は、決定を下す。

第68条 鑑定の実施手続

鑑定は、鑑定機関の専門官又は経済裁判所により委任された他の専門家により行われる。鑑定の実施は、これを複数の鑑定人に委任することができる。

鑑定は、経済裁判所の法廷で行われるか、又は調査の性質上必要な場合及び法廷での調査のために資料を運び込むことが不可能若しくは困難である場合には、法廷外で行われる。事件参加者は、立会い又は裁判所の法廷外での鑑定実施が鑑定人の正常な作業を邪魔する可能性があるときを除いては、鑑定の実施に立ち会う権利を有する。

鑑定の実施が二人又はそれ以上の鑑定人に委任された場合には、鑑定人は、互いに協議する権利を有する。鑑定人が共通の結論に達した場合には、鑑定人は、一通の共通の鑑定書を出す。他の鑑定人に同意しない鑑定人は、別の鑑定書を出す。

第69条 鑑定人の鑑定書

鑑定人は、書面で鑑定書を出す。

鑑定人の鑑定書は、実施された調査についての詳細な記述及びその結果なされた結論並びに経済裁判所により提起された問題に対する回答を内容に含まなければならない。提起されていない問題に関して、鑑定実施の際に事件にとって重要な状

況を鑑定人が明らかにした場合には、鑑定人は、この状況についての結論をその鑑定書に記載する権利を有する。

鑑定人の鑑定書は、経済裁判所の法廷で調べられ、他の証拠と同様に評価される。

鑑定人の鑑定書について明瞭性が不十分である場合又は不完全である場合には、経済裁判所は、同じ鑑定人又は他の鑑定人に委任して補足的な鑑定を依頼することができる。

鑑定人の鑑定書に異義がある場合、経済裁判所は、事件参加者の請願により、他の鑑定人に委任して再鑑定を依頼することができる。

第70条 証人の証言

証人は、経済裁判所に対し、自らの知る情報と状況を口頭で伝える。経済裁判所の指揮に従い、証人は、自らの証言を書面で陳述することができる。

その情報源を証人が示すことができない場合には、その証人により伝えられた情報は、証拠とはならない。

第71条 事件参加者の説明

事件にとって重要な自らが知る状況についての事件参加者の説明は、他の証拠と同様に、確認及び評価に付される。経済裁判所の指揮に従い、事件参加者は、自らの説明を書面で陳述することができる。

他の者が自らの請求又は異義の根拠にしている事実を事件参加者が認諾することは、経済裁判所にとって強制力のあるものではない。

経済裁判所は、認諾が事件の状況に合致しており、かつ、それが欺罔、強制、脅迫、誤解の下で行われたものでなく、又は真実隠匿の目的で行われたのではないということに疑いがない場合には、認諾された事実を確定したものと見なすことができる。

第72条 証拠保全

必要な証拠の提出が不可能であるか、又は困難であろうというおそれがある者は、事件を受理した経済裁判所にこれらの証拠の保全を請求することができる。

証拠保全についての請求書には、保全する必要がある証拠、その確認のためにこれらの証拠が必要となる状況及び証拠保全の依頼を請求者が行うに至った理由を明示しなければならない。

証拠保全請求の認容又は棄却について決定が下される。

証拠保全請求の棄却に関する経済裁判所の決定に対しては、不服申立てをすることができる。

第73条 証拠保全手続

証拠の保全は、経済裁判所により、本法典で規

定する規則に従い行われる。

事件参加者には、証拠保全についての申請書の検討を行う時間及び場所が通知されるが、事件参加者の欠席は、申請書の検討を妨げない。

第74条 訴訟手続の囑託

事件を審理する経済裁判所は、他の州（カラカルパクス州共和国、タシケント市）の領域にある証拠を得る必要がある場合には、関係の経済裁判所に一定の訴訟行為を行うよう囑託する権利を有する。

訴訟手続の囑託についての決定には、審理されている事件の本質が簡潔に記述され、明らかにすべき状況、囑託を行う経済裁判所が収集しなければならない証拠が明示される。

訴訟手続の囑託についての決定は、囑託をされた経済裁判所にとって強制力があり、決定を受領したときから10日以内に履行されなければならない。

第75条 訴訟手続の囑託履行方法

訴訟手続の囑託は、経済裁判所の法廷において、本法典で規定する規則に従い履行される。事件参加者には、その法廷の時間及び場所が通知されるが、事件参加者の欠席は、法廷を開くことを妨げない。

訴訟手続の囑託履行については、決定が下され、すべての資料とともに直ちに事件を審理する経済裁判所に送付される。

囑託を履行した経済裁判所に対し、説明又は証言を行った事件参加者及び証人が、事件を審理する裁判所の法廷に自らが参加する場合には、一般的な手続で説明及び証言を行う。

第7章 保全処分

第76条 保全処分の根拠

経済裁判所は、事件参加者の申立てに従って保全処分に関する措置を執る権利を有する。保全処分は、そのような措置を執らないことが裁判所決定の執行を困難にする場合又は不可能にしてしまうような場合には、経済訴訟手続のどの段階においても許される。

保全処分についての申立ては、紛争解決に当たっている経済裁判所により、それが届いた翌日のうちに検討される。

申立てを検討した結果に従って決定が下される。保全処分についての決定又は保全処分の拒否についての決定に対しては、不服申立てをすることができる。

保全処分についての決定に対する不服申立ては、この決定の執行を停止させるものではない。

第77条 保全処分の措置

保全処分の措置となり得るのは、以下のとおりである。

- 1) 被告に属する財産又は金銭の差押え
- 2) 被告に対する一定の行為を行うことの禁止
- 3) 他の者に対する紛争の対象に関係する一定の行為を行うことの禁止
- 4) 原告によって異議が唱えられており、それにより徴収が抗弁を認めない（受諾を必要としない）取立手続で行われる執行文書又は他の文書による徴収の停止
- 5) 財産の差押解除についての訴えが提起された場合に、財産の現金化の停止

必要な場合には、保全処分について複数の措置を執ることが許される。

経済裁判所は、保全処分を許しながら、被告の請願に従って、被告に起こり得る損害の補償のための担保を提供するよう原告に要求することができる。

本条第1項の上記第2号及び第3号に明示された措置が遵守されない場合には、団体及び市民から共和国の歳入となる以下の罰金が徴収される。

評価を受ける訴訟に関しては、訴訟額の50パーセント以下。

評価を受けない訴訟に関しては、最低賃金の200倍以下。

原告は、同じ経済裁判所に訴えの提起をすることにより、保全処分についてなされた経済裁判所の決定の不履行によりもたらされた損害の補償を要求することができる。

第78条 保全処分の種類の変更

保全処分の種類を別の種類に代えることが許される。

保全処分の種類を別の種類に代えることについての問題は、本法典第76条で定めた方法で解決される。

金銭の徴収についての保全処分の際に、被告は、保全処分について定められた措置の代わりに、原告により請求されている金額を経済裁判所の預金口座に払い込むことができる。

第79条 保全処分についての決定の執行

保全処分についての決定は、経済裁判所判決の執行のために定めた方法で、直ちに執行される。

第80条 保全処分の取消し

保全処分は、事件参加者の請願によって、事件を審理する経済裁判所により取り消すことができる。保全処分の取消しについての問題は、法廷で解決される。

事件参加者は、法廷の時間と場所について通知されるが、その欠席は、保全処分の取消しについての問題の検討を妨げない。

保全処分の取消しについての問題を検討した結果に従い、決定が下される。

訴えが却下された場合には、許可された保全処分の措置は、判決が法的効力を発するまで保持される。

しかし、経済裁判所は、判決を下すのと同時に、又はその後で保全処分の取消しについての決定を下すことができる。

保全処分の取消しについての決定に対して不服申立てをすることができる。

第81条 保全処分により被告にもたらされた損害の補償

それにより訴えが却下された判決が法的効力を発した後に、被告は、同じ経済裁判所に訴えの提起を行うことにより、保全処分によってもたらされた損害の補償を原告に要求することができる。

第8章 事件に関する手続の停止

第82条 経済裁判所が事件に関する手続を停止する義務

経済裁判所は、以下に挙げる場合には、事件に関する手続を停止しなければならない。

- 1) 憲法、民事、刑事若しくは行政訴訟手続で審理されている別の事件又は別の問題について判決が下されるまで、当該事件の審理が不可能である場合
- 2) 市民たる被告がウズベキスタン共和国軍の実動部隊に所在しているか、又はウズベキスタン共和国軍の実動部隊にいる市民たる原告がしかるべく請願をもって訴えた場合
- 3) 争いとなっている法関係が権利継承を許す場合に、市民が死亡した場合
- 4) 市民が行為能力を喪失した場合

経済裁判所は、法律が定めた他の場合においても事件に関する手続を停止する。

第83条 経済裁判所が事件に関する手続を停止する権利

経済裁判所は、以下に挙げる場合には、事件に関する手続を停止する権利を有する。

- 1) 経済裁判所によって鑑定依頼がなされる場合
- 2) 事件参加者の団体が改編される場合
- 3) 何らかの国の義務を遂行するために事件参加者たる市民を出頭させる場合

第84条 事件に関する手続の再開

事件に関する手続は、その停止を招いた状況が排除された後に再開される。

第85条 事件に関する手続の停止と再開の手続

事件に関する手続の停止及び再開については、経済裁判所が決定を下す。

事件に関する手続の停止についてなされた経済裁判所の決定に対しては、不服申立て（異議申立て）をすることができる。

第9章 事件に関する手続の打切り

第86条 事件に関する手続を打ち切る事由

経済裁判所は、以下に挙げる場合には、事件に関する手続を打ち切る。

- 1) 紛争が経済裁判所において審理すべきものではない場合
- 2) 同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関してなされた通常裁判所、経済裁判所の法的効力を発した判決がある場合
- 3) 経済裁判所が、仲裁裁判所判決の強制執行のために執行状を発することを拒絶し、事件を、判決を下した仲裁裁判所に新しい審理のために差し戻したが、同じ仲裁裁判所での事件審理が不可能となった場合を除いて、同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関してなされた仲裁裁判所の法的効力を発した判決がある場合
- 4) 事件参加者たる団体が解散した場合
- 5) 事件参加者たる市民の死後、争いとなっている法関係が権利継承を許さない場合
- 6) 原告が訴えを取り下げ、取下げが経済裁判所によって受け入れられた場合
- 7) 和解が締結され、それが経済裁判所によって承認された場合
- 8) 法律によって、又は当事者の契約によってこの種の紛争に規定がある場合に、原告によって訴訟前の紛争解決手続（請求手続）が遵守されず、そのような紛争処理の可能性が失われてしまった場合

第87条 事件に関する手続を打ち切る方法と結果

事件に関する手続の打切りについて経済裁判所は決定を下す。

経済裁判所の決定においては、事件参加者間の訴訟費用の分担、国庫からの国の手数料の返還の問題を解決することができる。

事件に関する手続を打ち切った場合には、同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由で紛争を再び経済裁判所に訴え出るとは許されない。

事件に関する手続の打切りについての経済裁判所の決定に対しては、不服申立て（異議申立て）をすることができる。

第10章 審理なしの訴えの放置

第88条 審理なしに訴えを放置する事由

経済裁判所は、以下に挙げる場合に、審理なしに訴えを放置する。

- 1) 同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関する事件が通常裁判所、経済裁判所、仲裁裁判所の手続にある場合
- 2) 当該紛争を仲裁裁判所での解決のために移送することについての事件参加者の合意があり、仲裁裁判所への訴えの可能性が失われておらず、かつ、経済裁判所における事件審理に異議を唱える被告が、紛争の本質にかかわる少なくとも1回目の申請で、仲裁裁判所での解決のために紛争を移送することについての請願を行う場合
- 3) 訴状に署名がなされていない場合、署名されていても署名権をもたない者又は職位が明示されていない者による場合
- 4) 法又は契約に従って、債務は銀行又は他の金融機関を通じて受け取らなければならないときに、原告が被告から債務を受け取るために銀行又は他の金融機関に出向かなかった場合
- 5) この種の紛争のために法律によって規定があるか、又は契約によってその規定があるときに、原告によって被告との間の訴訟前の紛争解決手続（請求手続）が遵守されなかった場合
- 6) 原告が経済裁判所の法廷に出頭せず、かつ、原告不参加での事件審理についての申請を行わなかった場合
- 7) 国家登録制度の拒否又はその忌避についての申請を検討する際に、権利についての紛争が発生したことが明らかになる場合
- 8) 法的意義を有する事実の究明についての申請を検討する際に、権利についての紛争が発生したことが明らかになる場合

第89条 審理なしに訴えを放置する方法と結果

審理なしの訴えの放置については、経済裁判所は、決定を下す。

経済裁判所の決定においては、事件参加者間の訴訟費用の分担、国庫からの国の手数料の返還の問題を解決することができる。

審理なしの訴えの放置についての決定に対しては、不服申立て（異議申立て）をすることができる。

審理なしに訴えを放置する理由となった状況が排除された後、原告は、再び経済裁判所に対し一般的な手続で訴えをすることができる。

第11章 訴訟費用

第90条 訴訟費用の構成

訴訟費用は、国の手数料及びその他の事件審理に関連した費用からなる。すなわち、裁判所決定の送付にかかわる郵送費、経済裁判所が依頼した鑑定、証人の召喚、現場での証拠検証に支払った金額その他の事件審理に関連した費用である。

裁判所決定の送付にかかわる郵送費の見込額は、経済裁判所によって決定され、原告が経済裁判所の預金口座に払い込まなければならない。

第91条 国の手数料

以下に挙げるものに対して国の手数料が支払われる。

- 1) 訴状
 - 2) 団体及び市民の破産の認定に関する申請
 - 3) 紛争の対象に対して独立の請求を申し立てる第三者として事件に加わることに關しての申請
 - 4) 法的意義を有する事実の究明に関する申請
 - 5) 経済裁判所判決、事件に関する手続の打切り、審理なしの訴えの放置、訴訟罰則金の賦課に対する控訴申立て及び破棄申立て
 - 6) 仲裁裁判所判決の強制執行を求める執行状の発行に関する申請
 - 7) 仲裁裁判所判決の強制執行を求める執行状の発行及び執行状発行の却下についての経済裁判所決定に対する控訴申立て及び破棄申立て
- 訴訟請求の規模が拡大された場合には、国の手数料の不足額は、判決の際に、増額された訴訟額に従って徴収される。訴訟額が減額された場合には、支払われた手数料は返還されない。

国の手数料の額、その支払いの免除及びその減額については、法によって定める。

特別の場合に裁判所は、原告の申請に従って、その資産状況にかんがみて手数料支払いを延納又は分納にする権利を有する。

第92条 訴訟額

訴訟額は、次のように算定される。

- 1) 金銭の徴収についての訴訟に関しては、徴収金額に基づいて。
- 2) それにより徴収が抗弁を認めない（受諾を必要としない）取立手続で行われる執行文書又は他の文書を執行すべきでないとするものであることについての訴訟に関しては、争われている金額に基づいて。
- 3) 財産の返還請求についての訴訟に関しては、財産の価値に基づいて。
- 4) 土地の返還請求についての訴訟に関しては、設定された価格、それが無い場合には市場価格に準じた地価に基づいて。

訴訟額には、訴状に示された違約金額（罰金、

延滞料) も含まれる。

複数の独立した請求からなる訴訟額は、すべての請求の総計から算定される。

訴訟額が正しく明示されていない場合には、訴訟額は経済裁判所によって算定される。

第93条 国の手数料の返還

国の手数料は、法に定める場合に返還される。経済裁判所の裁判所決定には、国の手数料の全額又は部分的返還の理由となる状況が明示される。

手数料は支払われたものの、経済裁判所に届いていないか、若しくは経済裁判所によって返却された申請、控訴申立て若しくは破棄申立てについて、又は手数料の全額若しくは部分的返還を規定している裁判所決定については、手数料の返還は裁判所が発行する証明書に基づいて行われる。

第94条 鑑定人、証人及び通訳者に支払われる金銭の支払

鑑定人、証人及び通訳者には、経済裁判所への出頭に関連して負担した移動費用、住居賃貸費用が補償され、かつ、日当が支払われる。

鑑定人及び通訳者は、経済裁判所の依頼で行った業務に対して、それが職務の範囲には含まれない場合には、報酬を受け取る。

証人として経済裁判所に召喚された市民には、裁判所への出頭に関連した時間の損失に伴う支出が補償される。

証人及び鑑定人に対して支払われるべき金額は、その依頼を申請した事件参加者があらかじめ経済裁判所の預金口座に納付する。依頼が両当事者からなされる場合には、必要な金額は、両当事者により等分して納付される。裁判所の指示で補足的な鑑定が依頼される場合には、支払われるべき金額は、裁判所により預金口座から鑑定人に対して支払われる。この金額は、本法典第95条に従って、事件参加者より徴収され、裁判所の預金口座に繰り込まれる。鑑定人、証人及び通訳者に支払われる金額は、その職務が遂行された後に経済裁判所により支払われる。

支払の手續及び支払金額は、法により定められる。

第95条 訴訟費用の分担

訴訟費用は、認められた訴訟請求の規模に比例して事件参加者が負担する。

所定の手續で、原告がその支払いを免除された国の手数料は、被告が手数料支払いの免除をされてない場合には、認められた訴訟請求の規模に比例して被告から徴収され共和国予算の歳入とされる。

この種の紛争のために法律又は契約によって規定された訴訟前の紛争解決手續(請求手續)に、事件参加者が違反した結果として事件が発生した

場合には、経済裁判所は、この事件参加者に、事件の結果に関わらず、訴訟費用を負担させる権利を有する。

訴訟費用の分担について事件参加者に合意があるときは、経済裁判所は、この合意に従って決定を行う。

控訴申立て、破棄申立ての申請に関連して事件参加者が負担した訴訟費用は、本条において記述された規則に従って分担される。

第12章 訴訟期間

第96条 訴訟期間の設定及び算定

訴訟行為は、本法典又は他の法律によって設定された期間に行われるが、訴訟期間が設定されていない場合には、経済裁判所により指定される。

訴訟行為を行うための期間は、正確なカレンダーの日付によって、必ず到来する出来事を示すことによって決められるか、又はその間に行うことのできる期間によって決められる。

年、月又は日で算定される訴訟期間の流れは、その初めと決められたカレンダーの日付又は出来事の到来の日の翌日に始まる。

第97条 訴訟期間の終了

年を単位に算定される期間は、設定期間最終年の適当な月日に終了する。月を単位に算定される期間は、設定期間最終月の適当な日に終了する。月を単位に算定される期間の終了が、適当な日をもたない月に当たる場合には、この月の最終日に期間が終了する。

期間の最終日が休日に当たる場合には、それに続く最初の就労日が期間終了日とみなされる。

訴訟行為は、設定期間最終日の24時まで行うことができる。控訴申立て、破棄申立て又は他の書類が期間最終日の24時までで郵便事業者に引き渡された場合には、期間を逸してしまったとはみなさない。

第98条 訴訟期間の停止

事件に関する手續の停止とともに、すべての過ぎ去っていない訴訟期間の流れは、停止される。事件に関する手續が再開された日から訴訟期間の流れは、継続される。

第99条 訴訟期間の回復及び延長

事件参加者の申請により、本法典又は他の法律により設定された訴訟期間が過ぎてしまった理由を経済裁判所がやむを得ぬものと認めた場合には、経済裁判所は、過ぎてしまった期間を回復させる。

過ぎてしまった期間の回復については、経済裁判所の第一審判決、決定又は第二審以後の判決において明示される。期間回復の却下については、

決定が下される。

訴訟期間回復の却下についての経済裁判所決定に対しては、不服申立て（異議申立て）をすることができる。

経済裁判所によって指定された訴訟期間は、経済裁判所がこれを延長することができる。

第13章 訴訟罰則金

第100条 罰則金の賦課

罰則金は、本法典及び他の法律が定める場合並びに額で、経済裁判所が賦課する。

第101条 罰則金の賦課の検討手続

罰則金賦課は、経済裁判所の法廷で決する。

罰則金賦課に関して審理される者に対しては、法廷の時間及び場所について配達通知付き書留郵便で通知する。通知を受けた者がしかるべく出頭しなくとも、罰則金賦課の検討を妨げない。

罰則金賦課の検討結果に従って、経済裁判所は、決定を下す。

罰則金賦課に関する経済裁判所の決定に対しては、不服申立て（異議申立て）をすることができる。

第2編 経済裁判所第一審の訴訟手続

第14章 裁判所命令

第102条 裁判所命令に基づく債務の徴収

裁判所命令は、金銭の徴収又は債務者の財産に対する徴収の開始についての債権者の申請に従って発せられる裁判官の決定である。

裁判所命令は、執行文書の効力を有する。裁判所命令による徴収は、命令が発せられた後10日間が経過して裁判所決定執行のために定められた方法で行う。

第103条 裁判所命令が発せられる要件

裁判所命令は、以下に挙げる場合に一人の裁判官により単独に発せられる。

- 1) 団体及び市民の財産に対して行われる税金、賦課金並びに国庫への義務的な支払いの滞納処分開始についての請求がなされた場合
- 2) 文書上の認定に基づく負債の徴収についての要求が申請された場合
- 3) 支払い不履行、引受拒絶及び引受けに日付がないことにおいて、公証人により行われた手形の引受拒絶に要求に基づく場合

第104条 申請書の形式及び内容

申請書は、裁判権の一般規則に従い書面で経済裁判所に提出する。申請書は、債権者又はその代理人が署名する。代理人が署名した申請書には、委任状を添付する。

申請書には、以下に掲げる事項を明示しなければならない。

- 1) 申請書を提出する経済裁判所の名称
- 2) 債権者、債務者の氏名又は名称及びその住所
- 3) 法を援用した債権者の請求
- 4) 請求の原因及びそれを裏付ける証拠
- 5) 徴収される金額の計算
- 6) 添付文書一覧

第105条 裁判所命令発行に関する申請書の複写の債務者への手交

債権者は、裁判所命令発行に関する申請書提出の際に、債務者に対し、この申請書の複写を手交しなければならない。

第106条 国の手数料

裁判所命令発行に関する申請には、一般的な手続で裁判所に訴え出た際に、争われている金額を基に算定された率の50パーセントに相当する額の国の手数料を支払う。

裁判所命令発行に関する申請の受理が拒否された場合には、債権者の払い込んだ手数料は、一般的な手続で債権者が債務者に対して訴えを提起した際に、支払うべき手数料の内金とする。

第107条 申請書受理を拒否する根拠

裁判官は、以下に掲げる場合には、裁判所命令発行に関する申請の受理を拒否する。

- 1) 申請された請求が本法典第103条の規定するところではない場合
- 2) 申請書が本法典第104条に定める要件を満たすことなく出された場合
- 3) 申請された請求を裏付ける文書が提出されなかった場合
- 4) 申請書の複写を債務者に手交した証拠が提出されなかった場合
- 5) 申請された請求に国の手数料の支払いがない場合

申請書受理の拒否について裁判官は、決定を下す。

申請書受理の拒否についての決定に対しては、不服の申立てをすることができる。

申請書受理の拒否は、同一の請求について、債権者が一般的な手続で訴えを提起する可能性を妨げない。

第108条 申請書に対する意見書

債務者は、裁判所命令発行に関する申請書の複写を手交されたときから10日間以内に、債権者

の請求に対する反論を裏付ける書類を添付した意見書を経済裁判所に提出する権利を有する。

所定の期間内に債務者が意見書を提出しないこと及び債務者が申請された請求に同意することは、裁判所命令発付の根拠となる。

意見書は、債務者又はその代理人が署名する。代理人が署名した意見書には委任状を添付する。

第109条 裁判所命令発行の方法及びその拒否の根拠

裁判官は、法廷審理、債務者及び債権者の召喚並びに債務者及び債権者の説明の聴取を行うことなく裁判所命令を発する

裁判官は、以下に掲げる場合には、裁判所命令の発付を拒否する。

- 1) 債務者が申請された請求に不同意である場合
- 2) 提出された文書に基づいて解決することが不可能である権利についての紛争の存在が認められる場合

裁判所命令発付の拒否について、裁判官は、決定を下す。

裁判所命令発付の拒否についての決定に対しては、不服の申立てをすることができる。

裁判所命令発付の拒否は、同一の請求について、一般的な手続で訴えを提起する可能性を妨げない。

第110条 裁判所命令の内容

裁判所命令には、以下に掲げる事項を明示しなければならない。

- 1) 経済裁判所の名称及び命令発付日
- 2) 事件番号、裁判官の苗字及びイニシャル、請求の対象
- 3) 債権者及び債務者の氏名又は名称及びその住所
- 4) 徴収される金額又はその価格を明示した返還請求される財産
- 5) 支払いの必要がある場合には、違約金
- 6) 債権者又は国のために債務者から徴収される国の手数料の額

裁判所命令は、裁判官が2部署名し、うち1部は事件記録に編綴し、他の1部は、経済裁判所の公印を押捺して債権者に発する。

第111条 裁判所命令の破棄

債務者は、債権者の請求に対して所定の期間内に反論の申請をする可能性を正当な理由により持たなかった場合には、裁判所命令発付の日から10日間以内に、同じ裁判所に対して裁判所命令の破棄に関する申請書を提出する権利を有する。この場合には、裁判官が命令を破棄し、その後債権者の請求は一般的な手続で審理することができる。

裁判所命令の破棄の拒否についての決定に対しては、不服の申立てをすることができる。

第15章 訴えの提起

第112条 訴状の形式及び内容

訴状は、書面で経済裁判所に提出する。訴状は、原告又はその代理人が署名する。

訴状には、以下に掲げるものを明示しなければならない。

- 1) 訴状を提出する経済裁判所の名称
- 2) 事件参加者の氏名又は名称及びその郵便用の住所
- 3) 訴えが評価に付される場合には、訴訟額
- 4) 訴えに係る請求の原因
- 5) 訴えに係る請求の根拠を裏付ける証拠
- 6) 徴収される金額又は争われている金額の算定方法
- 7) 法を援用した原告の請求又は複数の被告に対する訴えの提起の場合には、その各々に対する請求
- 8) この種の紛争のために法律又は契約によって規定があるときには、被告との間で訴訟前の紛争解決手続（請求手続）が遵守されたことについての資料
- 9) 添付文書一覧

訴状には、正しい紛争解決のために必要であれば、他の資料又は原告の元にある請願も明示する。

第113条 訴状の複写及びその添付文書の送付

原告は、訴えの提起をする際に、他の事件参加者に対し、事件参加者が保有していない訴状の複写及びその添付文書の複写を送付しなければならない。

第114条 訴状に添付される文書

訴状には、以下を裏付ける文書を添付する。

- 1) 所定の手続及び額でなされた国の手数料の支払
- 2) 訴状及びその添付文書の複写の送付
- 3) この種の紛争のために法律又は契約により規定がある場合に、被告との間での訴訟前の紛争解決手続（請求手続）の遵守
- 4) 訴えに係る請求の原因

訴状が原告の代理人により署名された場合には、代理人が訴えの提起を行うことの権限を裏付ける委任状を添付する。

契約締結の強制に関する訴状には、契約書案を添付する。

第115条 複数の訴訟請求の併合及び分離

原告は、一つの訴状の中で、互いに関係し合う複数の訴えに係る請求を併合する権利を有する。

経済裁判所は、同じ者が参加する複数の類似事件を一つの事件手続に併合する権利を有する。

経済裁判所は、一つ又は複数の併合された請求を別の事件手続に分離する権利を有する。

事件の併合及び請求を別の事件手続に分離することについて、経済裁判所は、決定を下す。

第116条 訴状の受理

訴状の受理については、裁判官が単独で解決する。

裁判官は、本法典により定められた要件を満たして提出された訴状を経済裁判所の手続のために受理しなければならない。

訴状の受理については、裁判官は、それが届いた日から10日間以内に決定を下す。この決定の内容は、法廷での審理に向けた事件準備についての決定の中に記述することができる。

第117条 訴状受理の拒否

裁判官は、以下に挙げる場合に訴状の受理を拒否する。

- 1) 紛争が経済裁判所で審理されるべきものでない場合
- 2) 同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関してなされた法的効力を発した判決がある場合、事件手続の打切りについて経済裁判所の決定がある場合又は和解の認定について通常裁判所の判決若しくは決定がある場合
- 3) 経済裁判所、通常裁判所、仲裁裁判所の手続に、同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関する事件がある場合
- 4) 経済裁判所が、仲裁裁判所判決の強制執行のために執行状を発付することを拒絶し、事件を判決を下した仲裁裁判所に新しい審理のために差し戻したが、同じ仲裁裁判所での事件審理が不可能となった場合を除いて、同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関してなされた仲裁裁判所の法的効力を発した判決がある場合

訴状受理の拒否について裁判官は、それが届いてから5日以内に決定を下し、その決定は、事件参加者に送付する。原告に送付する決定には、訴訟資料を添付する。

訴状受理の拒否についての決定に対しては、不服申立て（異議申立て）をすることができる。決定が破棄された場合には、訴状は、最初に経済裁判所に訴え出た日に提出されたものとみなす。

第118条 訴状の返却

裁判官は、以下に掲げる場合には、訴状とその添付文書を返却する。

- 1) 本法典第112条に定める訴状の形式及び内容が遵守されていない場合
- 2) 訴状に署名がなされていない場合、署名されていても、署名権を持たない者又は職位が明示されていない者による場合

- 3) 事件が当該経済裁判所の裁判権に属していない場合
- 4) 他の事件参加者に訴状の複写を送付した証拠が提出されなかった場合
- 5) 所定の方法若しくは額でなされた国の手数料の支払いを裏付ける文書が提出されなかった場合又は法律により国の手数料支払いの延納若しくは分納が可能であるときに、これについての請願がない場合において、請願が却下された場合
- 6) この種の紛争のために法律又は契約によって規定がある場合において、原告が被告との訴訟前の紛争解決手続（請求手続）を遵守したことを裏付ける文書を提出しなかった場合
- 7) 一つの訴状に一人又は複数の被告に対する複数の請求が併合されているが、この請求が互いに関連していない場合
- 8) 法又は契約に従って、債務を銀行又は他の金融機関を通じて受け取らなければならない場合において、被告から債務を受け取るために銀行又は他の金融機関に出向いたという証拠が提出されなかった場合
- 9) 訴状を手続のために受理することについての決定がなされる前に、原告から訴状の返却についての申請が届いた場合

訴状の返却について、裁判官は、それが届いてから5日以内に決定を下す。

訴状の返却についての決定に対しては、不服申立て（異議申立て）をすることができる。決定が破棄された場合には、訴状は、最初に経済裁判所に訴え出た日に提出されたものとみなす。

訴状の返却は、犯された誤りを排除した後再び訴状をもって一般的な手続で経済裁判所に訴え出ることを妨げない。

第119条 訴状に対する意見書

事件参加者は、経済裁判所に、訴えに対する反論を裏付ける文書を添付して、事件審理期日までに意見書が届く期間内に訴状に対する意見書並びに他の事件参加者にその意見書及び事件参加者が保有していない文書の複写を発送したという証拠を送付する権利を有する。

意見書には以下の事項が示される。

- 1) 意見書を送付する経済裁判所の名称
- 2) 原告の氏名又は名称及び事件の番号
- 3) 訴えに係る請求を争う場合には、法若しくはは反論を基礎付ける証拠を援用して、原告の請求の全部又は一部を争う理由
- 4) 意見書に添付する文書の一覧
- 5) 他の資料及び被告が保有する請願書

意見書は、事件参加者又はその代理人が署名する。

代理人が署名した意見書には、代理人が事務を行う権限を裏付ける委任状を添付する。

第120条 反訴の提起

被告は、事件に関し判決が下される前に、原告に対し、本訴と一緒に審理するために反訴を提起する権利を有する。

反訴の提起は、訴えの提起に関する一般的規則に従って行う。

反訴は、以下に掲げる場合に受理される。

- 1) 反訴の請求が本訴の請求の算定方法に対して向けられている場合
- 2) 反訴の認容が、本訴の認容の全体又は一部を排除する場合
- 3) 反訴と本訴との間に相互関係があり、それらを一緒に審理することがより迅速で正しい紛争の審理を導く場合

第121条 事件係属中の住所変更

事件参加者は、事件係属中の自らの住所変更について、経済裁判所に通知しなければならない。その通知がない場合には、訴訟関係文書は、経済裁判所が知るところの最後の住所にあてて送付し、受取人がこの住所にもはや存在しない、又は住んでいないにもかかわらず到達したものとみなす。

第16章 法廷審理に向けた事件準備

第122条 法廷審理に向けた事件準備に関する裁判官の行為

法廷審理に向けた事件準備に際して、裁判官は、訴状が届いてから10日間以内に以下に掲げる行為を行う。

- 1) 事件に他の被告又は第三者を参加させるか否かを検討する。
- 2) 事件の手續について利害関係者に通知する。
- 3) 事件参加者、他の団体、その公務員に、紛争解決のために意義を有する文書及び資料の提出を含む一定の行為を行うよう要求する。
- 4) 証拠の関係性と許容性を検証する。
- 5) 証人を召喚する。
- 6) 鑑定依頼についての問題を検討する。
- 7) 他の経済裁判所に訴訟手續を囑託する。
- 8) 事件参加者を召喚する。
- 9) 当事者の和解に向けた措置を執る。
- 10) 事件に参加する団体の幹部を説明を行わせるために召喚することについて決する。
- 11) 保全処分に関して措置を執る。

裁判官は正しく、かつ、所定の時間内に紛争解決を確保するために他の行為も行う。

第123条 法廷審理に向けた事件準備についての決定

法廷審理に向けた事件準備について、裁判官は、決定を下す。その決定には、事件準備に関しての行為、法廷審理に向けた事件の指定、法廷審理の

時間及び場所について示される。

第124条 通知と召喚

事件参加者は、法廷審理の時間及び場所について、配達通知付き書留郵便で送付される裁判所の決定によって通知を受ける。

法廷の他の参加者は、必要な場合には、召喚状、電報、ファックス、テレタイプその他の通信手段を通じて、裁判所の決定によって通知され裁判所に召喚される。

第17章 法廷審理

第125条 事件審理の期間

法廷審理に向けた事件準備についての決定の日から1か月以内に事件を審理し、かつ、判決を下さなければならない。

特別な場合には、事件審理の期間は、経済裁判所長が延長することができる。ただし、その期間は、1か月を超えない。

第126条 経済裁判所の法廷

事件審理は、経済裁判所の法廷において行う。法廷において議長を務める裁判官は、以下に掲げることを行う。

- 1) 経済裁判を開廷し、どの事件が審理に付されるか宣言する。
- 2) 事件参加者及び経済訴訟手續の他の参加者の法廷への出頭、その権限、法廷に出頭しなかった者にしかるべく通知を行ったか、出頭しなかった理由についてどのような情報があるかを確認する。
- 3) 裁判の構成を宣言し、だれが検事、鑑定人、通訳者として参加するか通知し、事件参加者に対し、忌避を申請する権利について説明を行う。
- 4) 出頭した証人をその尋問が始まるまで法廷から退廷させる。
- 5) 事件参加者及び経済訴訟手續の他の参加者に対し、その訴訟上の権利と義務について説明を行う。
- 6) 通訳者に対しては、明らかに不正確な通訳に対する責任について、鑑定人に対しては、明らかに虚偽の結論を出すこと又は結論を出すことの拒否に対する責任について、証人に対しては、明らかに虚偽の証言を行うこと又は証言を行うことの拒否若しくは回避に対する責任について告知する。
- 7) 審理の進行及び証拠調べの手續を決める。
- 8) 事件にとり意義を有する状況の解明をしながら訴訟を指揮する。
- 9) 法廷においてしかるべく秩序が確保されるよう措置を執る。

法廷に居合わせる者は、メモを取り、速記録又は音声記録を取る権利を有する。映画撮影、写真撮影、ビデオ撮影又は法廷のラジオ若しくはテレビでの中継は、事件を審理する裁判所の許可があれば許される。

第127条 経済裁判所の法廷における秩序

裁判官が法廷に入廷する際、法廷に居合わせるすべての者は起立する。経済裁判所の判決は、法廷にいる者すべてが起立して聴く。

事件参加者及び経済訴訟手続の他の参加者は、経済裁判所に対して起立して説明及び証言を行う。この規則からの逸脱が許されるのは、裁判長の許可がある場合に限られる。

開廷中に秩序が乱された場合には、裁判長が経済裁判所の名において、秩序を乱す行為を行った者に対し警告を発する。再び秩序が乱された場合には、この者を裁判長の命により退廷させることができる。

第128条 証拠調べ及び審理の連続性

事件審理において、経済裁判所は、事件に関して証拠調べを行う。事件参加者の説明、証人の証言、鑑定人の結論を聴き、証拠書類を精査し、証拠物を検証する。

事件審理は、不変の裁判構成で行う。事件審理の過程で裁判官の一人が交代する場合には、審理は、最初から行わなければならない。

審理は、それぞれの事件につき、休憩のために定められる時間を除いて、間断なく行う。特別な場合には、経済裁判所は、3日以内の法廷の中断を宣言する権利を有する。

事件に関して判決が下されるまで、又は事件の審理が延期されるまで、経済裁判所は、他の事件を審理する権利を有しない。

第129条 事件参加者の申請及び請願の経済裁判所による解決

新しい証拠の請求及び事件審理に関連するすべての他の問題に関する事件参加者の申請及び請願は、他の事件参加者の意見を聴取した後に経済裁判所が決する。

申請及び請願の検討結果により、経済裁判所は、決定を下す。

第130条 訴状に対する意見書若しくは補足的証拠が提出されなかった場合又は事件参加者の参加がない場合の紛争の解決

裁判官が事件参加者に対して提出するよう命じた訴状に対する意見書又は補足的証拠が提出されなくとも、現有の資料によって事件審理を行うことを妨げない。

しかるべく事件審理の時間と場所を通知された被告が経済裁判所の法廷に出頭しない場合におい

て、被告欠席のまま紛争を解決することができる。

しかるべく事件審理の時間と場所を通知された原告が経済裁判所の法廷に出頭しない場合において、原告欠席のまま事件審理を行う旨の原告による申請があるときは、原告欠席のまま紛争を解決することができる。

第131条 事件審理の延期

事件参加者、証人、鑑定人、通訳者のうち出頭しない者がいる場合又は補足的証拠の提出の必要性がある場合など、当該法廷では事件の審理が行えない場合には、経済裁判所は、事件審理を延期する権利を有する。

事件審理の延期については、決定が下される。

経済裁判の新しい審理の時間及び場所については、経済訴訟手続の参加者は、配達通知付き郵便で送付される決定又は他の文書により通知を受ける。

延期の後の新しい事件審理は、最初から始められる。

第132条 当事者の和解

当事者の和解の合意は、当事者により書面でなされる。

和解は、経済裁判所により確定され、それについて決定が下される。決定には、事件に関する手続の打ち切りが明示される。

第133条 事件審理の終了

すべての証拠調べの後、裁判長は、法廷において事件参加者に対し、事件に関する補足的資料を保有しているかどうかを明らかにする。そのような申請がない場合には、裁判長は、事件の証拠調べの終了を宣言し、経済裁判所裁判官は、判決を採択するために退廷する。

第134条 裁判記録

法廷及び法廷外において、個々の訴訟上の行為が行われる場合には、裁判記録が作成される。

法廷の裁判記録には、以下に掲げる事項を明示する。

- 1) 審理が行われた年月日及び場所
- 2) 事件を審理する裁判所の名称、裁判の構成
- 3) 事件の名称
- 4) 事件参加者及び経済訴訟手続の他の参加者の出頭に関する記録
- 5) 事件参加者及び経済訴訟手続の他の参加者に対して行われた訴訟上の権利並びに義務についての告知に関する記録
- 6) 法廷から退廷することなく裁判所によって下された決定
- 7) 事件参加者の口頭による申請及び請願
- 8) 証人の証言、結論についての鑑定人の口頭による説明

9) 個々の訴訟上の行為が行われた際に得られたデータ

法廷の裁判記録は、審理の翌日のうちに裁判長が署名する。個々の訴訟上の行為についての裁判記録は、この行為が行われた後、直接裁判官が作成し、署名する。

経済訴訟手続の参加者は、法廷又は訴訟上の行為の裁判記録を閲覧し、裁判記録の署名から3日以内に裁判記録作成の完全さ及び正確さに関し意見を提出する権利を有する。

裁判記録に対する意見の受理又は却下について、裁判官は、決定を下す。

第18章 経済裁判所の判決

第135条 判決の採択

紛争の解決に当たり、経済裁判所は、本質において判決を採択する。経済裁判所の判決は、合法的かつ根拠のあるものでなければならない。経済裁判所は、判決を法廷で取り調べた証拠によってのみ基礎付ける。

判決は、法廷における事件審理終了後、離れた部屋で採択する。判決採択時に部屋に所在することができるのは、事件を審理した経済裁判所の構成に加わった裁判官のみである。

事件が合議制により審理された場合には、経済裁判所の判決は、多数決により採択される。

第136条 判決採択の際に解決される問題

判決採択に当たり、経済裁判所は

- 1) 証拠を評価する。
- 2) 事件にとり意義を持つどのような状況が立証され、どのような状況が立証されなかったか判断する。
- 3) 事件参加者が引き合いに出すどの法令が本件において適用すべきでないか決定する。
- 4) どの法令が本件において適用すべきであるか判断する。
- 5) 事件参加者の権利及び義務がいかなるものであるか明らかにする。
- 6) 訴えが認容されるべきであるかどうか決定する。

経済裁判所は、協議時に、補足的な証拠調べを行うこと又は事件にとり意義を持つ状況の解明を継続することが必要であると認めれば、事件審理を再開する。

第137条 判決の記述

判決は、法廷における裁判長又は事件を審理した裁判構成に含まれる他の裁判官が書面で作成し、審理に参加したすべての裁判官が署名する。

第138条 判決の内容

経済裁判所は、ウズベキスタン共和国の名において判決を採択する。

経済裁判所の判決は、冒頭、記述、理由説明及び結論の部分から成る。

判決の冒頭部分は、判決を採択した経済裁判所の名称、裁判構成、事件番号、事件審理の期日及び場所、事件参加者の名、紛争の対象並びに権限を明示した審理の出席者の姓を含まなければならない。

判決の記述部分は、訴状、訴状に対する意見書その他の説明書及び事件参加者の申請書の概要を含まなければならない。

判決の理由説明部分には、経済裁判所によって明らかにされた事件の状況、この状況についての経済裁判所の結論が立脚する証拠、経済裁判所が証拠を却下し事件参加者が援用する法令を適用しない論拠及び判決採択の際に裁判所が従った法令を明示する。

判決の結論部分は、申請された各訴えに係る請求の認容又は認容の拒否についての結論を含まなければならない。

一つの事件に複数の原告及び被告が参加した場合には、それぞれにつき、どのように紛争が解決されたか判決の中で明示される。

本訴及び反訴が全面的又は部分的に認容された場合には、判決の結論部分には、算定の結果として徴収されるべき金額を明示する。

判決の結論部分には、事件参加者間の訴訟費用の分担、判決に対する不服申立ての期間及び手続を明示する。

経済裁判所が判決の執行方法を確定する場合又はその執行の確保のために措置を執る場合には、それについて判決の中で明示する。

第139条 金銭の徴収及び財産の引渡しに関する判決

金銭の徴収に関する訴えを認容するときは、経済裁判所は、判決の結論部分に基本的な債務、損害、違約金（罰金及び延滞料）の個々の算定とともに、徴収すべき金額の総額、徴収決定した金額を控除すべき被告の口座がある銀行名を明示する。

財産の引渡しの場合には、経済裁判所は、引き渡される財産の名称、その価格及び所在地を明示する。

第140条 執行文書又は他の文書の執行力を争う事件の判決

公証人の執行状に基づく場合など、抗弁を認めない（受諾を必要としない）取立手続で徴収を可能にする執行文書又は他の文書の執行力を争う紛争に関する訴えを認容する場合には、判決の結論部分に執行すべきでない文書の名称、番号及び日付並びに控除されるべきでない金額を明示する。

第141条 契約の締結又は変更に関する判決

契約の締結又は変更に際して発生した紛争に関しては、争点となっている契約条件ごとに判決を結論部分で明示し、また、契約締結の強制に関する紛争については、当事者が契約締結の義務を負う条件を明示する。

第142条 一定の行為の実行を被告に義務付ける判決

財産の引渡し又は金銭の徴収とは関係しない一定の行為の実行を被告に義務付ける判決を採択するときは、経済裁判所は、判決の結論部分で、だが、どこで、いつ又はどれほどの時間にわたってこれらの行為を実行する義務を負うか明示する。

経済裁判所は、必要に応じて、被告が判決を執行しない場合に、原告が被告負担で被告から必要な費用を徴収するという形で、しかるべき行為を実行する権利を有する旨を明示することができる。

本条で示された行為が被告によってのみ実行され得るものである場合には、経済裁判所は、判決の中で判決が執行されなければならない期間を設定する。

第143条 国家機関及び自治体機関の法令の有効性を争う事件に関する判決

国家機関及び自治体機関の法令の有効性を争う事件に関しては、判決の結論部分には、以下に掲げる事項を含まなければならない。

- 1) 法令の名称、番号、公布日、他の必須事項及びそれを発した機関についての情報
- 2) 法令の全部若しくは一部の無効の認定又は申請者の請求の全部若しくは一部の棄却についての指示

国家登録の拒否又は登録の回避の違法確認請求を認容するときは、経済裁判所は、判決の結論部分で、関連する国家機関にそのような登録を行うよう義務付ける。

第144条 法的意義を有する事実の究明に関する経済裁判所の判決

法的意義を有する事実の究明についての申請が経済裁判所によって認容されるときは、判決の中で究明された事実が記述されなければならない。

法的意義を有する事実の究明に関する経済裁判所の判決は、そのような事実の登録のため、又は究明された事実に関連して発生する権利を関連機関が定式化するための根拠となる。

第145条 判決の言渡し

判決は、その署名の後、事件が審理された法廷と同じ法廷で裁判長により言い渡される。特に複雑な事件など特別な場合には、判決の理由説明の作成を3日以内の期限で延期することができるが、判決の結論部分は、事件審理が終了した法廷と同

じ法廷で言い渡される。それと同時に裁判長は、いつ事件参加者が判決の理由説明を閲覧できるか言い渡す。

言い渡された判決の結論部分は、すべての裁判官が署名し、事件書類に編綴しなければならない。

法廷の裁判長は、経済裁判所判決に対する不服申立ての手續を説明する。

第146条 判決の発効

経済裁判所の判決は、それが採択されてから1か月後に効力を発する。

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所の判決は、それが採択されたと同時に効力を発する。

控訴申立てがなされたが判決が破棄されなかった場合には、その判決は、控訴審判決がなされたと同時に法的効力を発する。

経済裁判所の判決は、それが効力を発した後に執行される。

国家機関、自治体機関の法令の無効確認判決又は和解の認定に関する決定は、直ちに執行しなければならない。

第147条 判決執行の保障

経済裁判所は、事件参加者の申請により本法典第7章が定める規則に従って、判決執行の保障に関して措置を執る。

第148条 事件参加者への判決の送付

経済裁判所の判決は、それが採択された日から5日以内に、事件参加者に配達通知付き書留郵便で送付し、又は受領証と引換えに手交する。

第149条 補充判決

判決を採択した経済裁判所は、以下に掲げる場合には補充判決を採択する。

- 1) 事件参加者がそれに関して証拠を提出した何らかの請求について判決が採択されなかった場合
- 2) 権利についての問題を解決した裁判所が、支払い決定された金額、引き渡すべき財産の額又は被告が行わなければならない行為を明示しなかった場合
- 3) 訴訟費用についての問題が解決されていない場合

補充判決の採択についての問題は、判決が発効する前に提起することができる。

補充判決の採択についての問題は、法廷で解決する。事件参加者は、審理の時間と場所について配達通知付き書留郵便で通知を受ける。しかるべく通知された事件参加者が出頭しないことは、問題の検討を妨げない。

補充判決の採択を拒否する場合には、決定が下される。

補充判決の採択を拒否することについての経済裁判所の決定に対しては、不服の申立てをすることができる。

第150条 判決の解説 誤記、誤植及び計算間違いの訂正

判決が不明瞭な場合には、紛争を解決した経済裁判所は、事件参加者の申請により、判決内容を変えことなく判決の解説を行い、又は事件参加者の申請若しくは自らの発意により、判決の本質には触れることなく、誤記、誤植及び計算間違いの訂正を行う権利を有する。

判決の解説及び誤記、誤植又は計算間違いの訂正については、決定が下される。

決定に対しては、不服の申立てをすることができる。

第19章 経済裁判所の決定

第151条 決定及びその内容

経済裁判所は、事件審理の延期、事件に関する手続の停止、打切り、審理なしの訴えの放置の場合及び本法典が定める場合に、個々の裁判所決定の形で決定を下す。

個々の裁判所決定の形で下される決定には、以下に掲げる事項を明示しなければならない。

- 1) 経済裁判所の名称、事件の番号、決定を下した日付、裁判の構成、紛争の対象
- 2) 事件参加者の氏名又は名称
- 3) 決定が下された問題
- 4) 経済裁判所がその結論に達した理由及び法令の引用
- 5) 審理される問題に関する結論

法廷における事件審理の際に、経済裁判所は、法廷での審理の過程での解決を要する問題に関しては、個々の裁判所決定の形で手続を踏まずに決定を下す権利を有する。決定は、口頭で言い渡し、法廷の裁判記録に記録する。決定には、決定が下される問題、裁判所がその結論に達した理由及び審理される問題についての結論を明示する。

第152条 特別決定

紛争の審理に際して、団体、国家機関及び他の機関、公務員又は市民の活動において法令違反のあることが明らかになった場合には、経済裁判所は、特別決定を採択する権利を有する。

特別決定は、関連する団体、国家機関及び他の機関、公務員、市民に送付され、送付を受けた者は、1か月以内にどのような措置を執ったかについて経済裁判所に通知する義務を負う。

特別決定に対しては、不服申立てをすることができる。

第153条 決定の送付

経済裁判所が個々の裁判所決定の形で決定を下す場合には、決定は、事件参加者及び決定がかかわる他の者に決定が下されてから5日以内に送付し、又は受領証と引換えに手交する。

本法典に従い不服申立てをすることができる決定は、事件参加者及び決定がかかわる他の者に、配達通知付き書留郵便にて送付する。

第20章 個々の種類の事件に関する手続の特質

第154条 団体及び市民の破産に関する事件の審理

団体及び市民の破産に関する事件は、破産法の定める特質を踏まえて、本法典の定める規則に従い経済裁判所が審理する。

第155条 法的意義を有する事実の究明に関する事件の審理

法的意義を有する事実の究明に関する申請は、本法典第112条の定める規則に従う。

申請者がこの事実を証明する、しかるべき文書を他の方法で入手することが不可能である場合又は紛失若しくは廃棄された文書を再生することが不可能である場合には、経済裁判所は、法的意義を有する事実を究明する。

法的意義を有する事実の究明に関する事件は、本法典の定める手続で経済裁判所が審理する。

第3編 第一審判決の再審手続

第21章 控訴審の手続

第156条 控訴権

事件参加者は、法的効力を発していない経済裁判所の第一審判決に対して控訴を申し立てる権利を有する。

第157条 控訴申立てを審理する経済裁判所

控訴申立ての審理は、第一審で判決を採択した経済裁判所の控訴審が行う。

第158条 控訴提起の期間

控訴の申立ては、経済裁判所による第一審判決採択後1か月以内に提起する。

第159条 控訴申立ての内容

控訴申立てにおいては、以下に掲げる事項を明示しなければならない。

- 1) 申立てのあて先である経済裁判所の名称

- 2) 申立てをする者の氏名又は名称
- 3) 申立てがなされる第一審判決を採択した経済裁判所の名称、事件番号及び第一審判決採択の日付、紛争の対象
- 4) 申立てをする者の請求並びに法令及び事件資料を引用した上で申請者が第一審判決を不当であるとする根拠
- 5) 申立てに添付する文書の一覧

控訴申立ては、申立てをする者又はその代理人が署名する。代理人が署名した申立てには、本件に関して委任状が以前に提出されなかった場合には、裁判所の決定に対して申立てを行う権限を裏付ける委任状を添付する。

申立てには、国の手数料支払いの証拠及び他の事件参加者に申立ての複写を発送した証拠を添付する。

第160条 事件参加者に対する控訴申立ての複写の送付

控訴申立てを提起する者は、他の事件参加者に対し、彼らが保有していない申立て及びその添付文書の複写を送付する。

第161条 控訴申立てに対する意見書

事件参加者は、控訴申立ての複写を受領した後、控訴申立ての審理期日までに意見書が届く期間内に、経済裁判所に対し、申立てに対する意見書及び意見書の複写を他の事件参加者に発送した証拠を送付する権利を有する。

意見書は、事件参加者又はその代理人が署名する。代理人が署名した意見書には、代理人が事務を行う権限を裏付ける委任状を添付する。

意見書には、以前に提出されていない文書を添付することができる。この場合には、意見書には他の事件参加者に対して事件参加者が保有していないこの文書の複写を送付した証拠を添付する。

第162条 控訴申立ての返却

控訴申立ては、以下に掲げる場合には裁判官によって返却される。

- 1) 控訴申立てに署名がなされていない場合、署名されていても署名権をもたない者又は職位が明示されていない者による場合
- 2) 控訴申立ての複写を事件参加者に発送した証拠が控訴申立てに添付されていない場合
- 3) 所定の方法及び額でなされた国の手数料の支払いを裏付ける文書が控訴申立てに添付されなかった場合又は法律により国の手数料支払いの延納若しくは分納が可能である場合において、これについての請願がなく、若しくは請願が却下された場合
- 4) 控訴申立てが所定の期間終了後に提起され、徒過した期間の回復を求める請願を含まない場合

5) 控訴申立て受理についての決定を事件参加者に発送する前に、申立てを提起した者から控訴申立ての返却についての申請が届いた場合控訴申立ての返却については決定が下される。控訴申立ての返却についての決定に対しては、破棄申立てを提起することができる。

申立てを提起した者は、本条第1項の第1, 2, 3号に挙げられた状況を排除した後に、一般的な手続により再び経済裁判所に控訴を申し立てる権利を有する。

第163条 控訴申立て受理についての決定

控訴申立て受理については、裁判官が決定を下す。

決定には、控訴申立てを審理する時間及び場所を明示する。

決定は、配達通知付き書留郵便にて事件参加者に送付する。

第164条 控訴審における事件審理の手続

控訴審において、事件は、第一審の経済裁判所による事件審理規則に従って、本章で定める特質を踏まえて審理される。この際に、第一審のためにのみ規定された規則は適用されない。

第165条 控訴申立ての放棄

控訴申立てを提起した者は、控訴審判決が下される前に控訴申立てを放棄する権利を有する。

裁判所は本法典第40条の第4項で定める理由により、申立ての放棄を却下し、事件を控訴審手続で審理する権利を有する。

申立ての放棄を受理する際には、第一審判決に対する他の者による申立てが無い場合には、裁判所は、控訴審における手続を打ち切る。

控訴審における手続の打ち切りについて、経済裁判所は、決定を下す。

第166条 控訴審における事件審理の範囲

控訴審における事件の審理に際し、経済裁判所は、事件の既存の証拠及び補足的に提出された証拠によって再び事件を審理する。申請者が、自らにはかかわりのない理由で第一審においてはそれを提出することが不可能であったことを根拠付けた場合には、経済裁判所は、補足的な証拠を採用する。

裁判所は、控訴申立ての理由には拘束されず、第一審判決の合法性及び妥当性を全面的に検証する。

控訴審においては、第一審の事件審理の際には提起されなかった新しい請求は採用されず、審理されない。

第167条 控訴申立ての審理期間

経済裁判所の第一審判決に対する控訴申立ては、

それが経済裁判所に届いた日から1か月以内に審理される。

第168条 控訴審の権限

経済裁判所は、控訴審において事件を審理し、以下に掲げることを行う権利を有する。

- 1) 裁判所の第一審判決を変更せず、控訴を棄却する。
- 2) 第一審判決の全部又は一部を破棄し、新しい判決を採択する。
- 3) 第一審判決を変更する。
- 4) 第一審判決の全部若しくは一部を破棄して事件に関する手続を打ち切り、又は全部若しくは一部の訴えを審理しないで放置する。

第169条 第一審判決の変更又は破棄の根拠

経済裁判所の第一審判決を変更し、又は破棄する根拠となるのは、以下に掲げたとおりである。

- 1) 事件にとり意義を有する状況の不完全な解明
- 2) 経済裁判所が究明したものとみなした事件にとり意義を有する状況の立証が不十分であること。
- 3) 第一審判決の中で記述された結論が事件の状況と不一致であること。
- 4) 実体法規若しくは訴訟法規の違反又は誤った適用

第170条 訴訟法規の違反又は誤った適用

訴訟法規の違反又は誤った適用は、この違反が誤った第一審判決の採択をもたらした場合又はもたらす可能性があった場合には、第一審判決の変更又は破棄の根拠となる。

訴訟法規の違反又は誤った適用は、以下に掲げる場合には、いずれの場合においても、経済裁判所の第一審判決破棄の根拠となる。

- 1) 事件が違法な構成の裁判によって審理された場合
- 2) 審理の時間及び場所についてしかるべく通知されなかった事件参加者のいずれかが欠席のまま裁判所によって事件が審理された場合
- 3) 事件審理の際、訴訟手続が行われる言語についての規則の違反があった場合
- 4) 裁判所が、事件に参加していない者の権利及び義務に関する第一審判決を採択した場合。これらの者は、本法典の定める手続に従って、このような第一審判決に対して不服申立てをする権利を有する。
- 5) 第一審判決が裁判官のうちのいずれかによって署名されなかった場合又は第一審判決に明示された裁判官ではない裁判官によって署名されている場合
- 6) 第一審判決が、事件審理を行った裁判の構成に含まれていない裁判官によって採択された場合

- 7) 事件において法廷の裁判記録が存在しない場合又はそれが本法典第134条第3項に明示された者によって署名されていない場合

第171条 控訴審の判決

控訴申立ての審理の結果に従い、控訴審判決が採択され、すべての裁判官が署名する。

控訴審判決には、以下に掲げる事項を明示しなければならない。

- 1) 控訴審判決を採択した経済裁判所の名称、控訴審判決採択の日付、事件番号、控訴審判決を採択した裁判の構成、法廷における出席者の姓及びその権限、第一審判決採択の日付及びそれを採択した裁判官の姓
- 2) 事件参加者の氏名又は名称、控訴申立てを提起した者の氏名又は名称
- 3) 採択された第一審判決の本質の概要
- 4) 第一審判決の合法性及び妥当性を検証するという問題が提起された理由
- 5) 控訴申立てに対する意見書に記述された論拠
- 6) 法廷に出席した者の説明
- 7) 経済裁判所により究明された事実、これらの状況について経済裁判所の結論が依拠した証拠、経済裁判所が証拠を採用せず事件参加者が援用した法令の適用を行わない理由及び控訴審判決採択の際に裁判所が従った法令
- 8) 第一審裁判所の判決を破棄し、又は変更するに際し、第一審裁判所の結論に控訴審裁判所が同意しなかった理由
- 9) 控訴申立ての審理の結果に関する結論
- 10) 当事者間の訴訟費用分担

控訴審判決は、その採択の時点から効力を発する。

控訴審判決は、事件参加者に、その採択の日から5日以内に配達通知付き書留郵便によって送付し、又は受領証と引き替えに手交する。

控訴審判決に対しては、不服申立てをすることができる。

第172条 経済裁判所決定に対する控訴申立て

経済裁判所の決定に対しては、本法典の定める場合に不服申立てをすることができる。

経済裁判所の決定に対する控訴申立ては、裁判所の第一審判決に対する控訴申立ての審理のために規定された手続で審理する。

訴状受理の拒否に関する決定、訴状の返却に関する決定、事件に関する手続停止の決定、事件に関する手続打ち切りの決定、審理なしの訴えの放置に関する決定が控訴審の経済裁判所によって破棄された場合には、事件は、第一審裁判所の審理に移送される。

第22章 破棄審における手続

第173条 破棄申立ての権利

法的効力を発した経済裁判所の第一審判決及び控訴審判決に対して、事件参加者は、破棄申立て、検事は、異議申立てを提起する権利を有する。

第174条 破棄審において第一審判決の合法性を検証する経済裁判所

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所は、カラカルパクスタン共和国、州、タシケント市の裁判所により第一審及び控訴審で採択された第一審判決並びに控訴審判決の合法性を検証する。

最高経済裁判所の幹部会は、この裁判所により第一審で採択された判決を検証する。

第175条 破棄申立て（異議申立て）の提起手続

破棄申立て（異議申立て）は、第一審判決、控訴審判決を採択した経済裁判所を通してウズベキスタン共和国最高経済裁判所に提起される。

第一審判決、控訴審判決を採択した経済裁判所は、それが届いた日から5日以内に、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所に事件とともに破棄申立て（異議申立て）を送付する義務を負う。

第176条 破棄申立て（異議申立て）の提起期間

破棄申立て（異議申立て）は、経済裁判所の第一審判決又は控訴審判決が法的効力を発してから1か月以内に提起することができる。

第177条 破棄申立て（異議申立て）の内容

破棄申立て（異議申立て）には、以下に掲げる事項を明示しなければならない。

- 1) 破棄申立て（異議申立て）が向けられている経済裁判所の名称
- 2) 破棄申立て（異議申立て）を提起する者及び事件参加者の氏名又は名称
- 3) 破棄申立て（異議申立て）が提起された第一審判決又は控訴審判決を採択した経済裁判所の名称、事件番号及び第一審判決、控訴審判決の採択の日付、紛争の対象
- 4) 破棄申立て（異議申立て）を提起する者の請求及び実体法規範若しくは訴訟法規範の違反又は誤った適用がどこにあるかという指摘
- 5) 破棄申立て（異議申立て）に添付する文書の一覧

破棄申立て（異議申立て）においては、事件の状況の立証が不十分であること又は第一審判決若しくは控訴審判決において記述された事件参加者の実質的な相互関係についての結論が事件の状況と不一致であることに依拠することは許されない。

破棄申立書は、破棄申立てを提起する者又はそ

の代理人が署名する。代理人が署名した破棄申立てには、本件に関して委任状が以前に提出されなかった場合には、裁判所の決定に対して申立てを行う権限を裏付ける委任状を添付する。

破棄申立てには、国の手数料の支払い及び申立ての複写を他の事件参加者に送付したことを裏付ける文書を添付する。

第178条 破棄申立て（異議申立て）の複写の事件参加者への送付

破棄申立て（異議申立て）を提起する者は、他の事件参加者に対し、破棄申立て（異議申立て）の複写及び事件参加者が保有していないその添付文書の複写を送付する。

第179条 破棄申立て（異議申立て）に対する意見書

事件参加者は、破棄申立て（異議申立て）の複写を受領した後、破棄申立て（異議申立て）の審理期日までに意見書が届く期間内に、経済裁判所に対し申立てに対する意見書及び意見書の複写を他の事件参加者に発送したという証拠を送付する権利を有する。

意見書は、事件参加者又はその代理人が署名する。代理人が署名した意見書には、代理人が事務を行う権限を裏付ける委任状を添付する。

第180条 破棄申立て（異議申立て）の返却

破棄申立て（異議申立て）は、以下に掲げる場合には返却される。

- 1) 破棄申立て（異議申立て）に署名がなされていない場合、署名されていても署名権を持たない者又は職位が明示されていない者による場合
- 2) 破棄申立て（異議申立て）が第一審判決を採択した経済裁判所を通さずに送付された場合
- 3) 破棄申立て（異議申立て）にその複写を事件参加者に送付した証拠が添付されていない場合
- 4) 所定の方法若しくは額でなされた国の手数料の支払いを裏付ける文書が破棄申立て（異議申立て）に添付されなかった場合又は法律により国の手数料支払いの延納若しくは分納が可能である場合において、これについての請願がなく、若しくは請願が却下された場合
- 5) 破棄申立て（異議申立て）が所定の期間終了後に提起され、徒過した期間の回復を求める請願を含んでいない場合
- 6) 破棄申立て（異議申立て）が、実体法規範若しくは訴訟法規範の違反又は誤った適用がどこにあるかという指摘を含んでいない場合
- 7) 破棄申立て（異議申立て）を手続のために受理することについての決定が事件参加者に送付される前に、破棄申立て（異議申立て）を

提起した者から申立ての返却についての申請が届いた場合

破棄申立て（異議申立て）は、第一審の裁判所裁判官により返却される。破棄申立て（異議申立て）が返却される理由が破棄審において明らかにされた場合には、返却は、この審級の裁判所裁判官が行う。

破棄申立て（異議申立て）の返却については、決定が下される。

第一審の裁判官によって下された破棄申立て（異議申立て）返却についての決定に対しては、破棄審に不服申立て（異議申立て）をすることができる。

破棄申立て（異議申立て）を提起した者は、本条第一項の第1, 2, 3, 4, 6号に挙げられた状況を排除した後に、一般的な手続で再び経済裁判所に破棄申立て（異議申立て）をする権利を有する。

第181条 破棄申立（異議申立）受理についての決定

破棄申立て（異議申立て）を手続のために受理することについて、裁判官は、決定を下す。

決定には、破棄申立（異議申立）審理の場所及び時間を明示する。

決定は、事件参加者に配達通知付き書留郵便にて送付する。

第182条 第一審判決、控訴審判決の執行の停止

破棄審の経済裁判所は、事件参加者の請願によって、破棄審における事件の手続が終了するまで、第一審及び控訴審の裁判所で採択された第一審判決並びに控訴審判決の執行を停止する権利を有する。

第183条 破棄審における事件審理の手続

破棄審において、事件は、第一審の経済裁判所による事件審理規則に従って、本章で定める特質を踏まえて審理される。この際に、第一審のためにのみ規定された規則は、適用されない。

第184条 破棄申立ての放棄 異議申立ての撤回

破棄申立てを提起した者は、破棄審判決が下される前に破棄申立てを放棄する権利を有する。

裁判所は、本法典第40条の第4項で定める理由により、申立ての放棄を却下し、事件を破棄審手続で審理する権利を有する。

異議申立てを提起した検事及び上級の検事は、審理が始まる前に異議申立てを撤回する権利を有する。異議申立ての撤回については、事件参加者に通知される。

破棄申立ての放棄を受理する際、又は異議申立

てを撤回する際には、第一審判決、控訴審判決に対する他の事件参加者による申立てがなければ、裁判所は破棄審における手続を打ち切る。

破棄審における手続の打ち切りについて、経済裁判所は、決定を下す。

第185条 破棄申立て（異議申立て）の審理期間

経済裁判所の第一審判決又は控訴審判決に対する破棄申立て（異議申立て）は、事件とともにそれがウズベキスタン共和国最高経済裁判所に届いた日から1か月以内に審理される。

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所判決に対する破棄申立て（異議申立て）は、最高経済裁判所幹部会が1か月以内に審理する。

第186条 破棄審における事件審理の範囲

破棄審における事件審理の際に、経済裁判所は、第一審及び控訴審の経済裁判所による実体法規範及び訴訟法規範の適用の正当性を検証する。

第187条 破棄審の権限

破棄審の経済裁判所は、事件を審理し、以下のことを行う権利を有する。

- 1) 第一審判決及び（又は）控訴審判決を変更せず、破棄申立て（異議申立て）を棄却する。
- 2) 第一審判決及び（又は）控訴審判決の全部又は一部を破棄し、新しい判決を採択する。
- 3) 採択された第一審判決又は控訴審判決が十分な根拠を持たない場合には、第一審判決及び（又は）控訴審判決を破棄し、第一審判決及び（又は）控訴審判決が破棄された経済裁判所の審級で新しく審理するため事件を移送する。
- 4) 第一審判決及び（又は）控訴審判決を変更する。
- 5) 第一審判決及び（若しくは）控訴審判決を全面的若しくは部分的に破棄して事件に関する手続を打ち切り、又は全部若しくは一部の訴えを審理なしに放置する。
- 6) 以前に採択された第一審判決又は控訴審判決のうちの一つを有効とする。

第188条 第一審判決若しくは控訴審判決を変更又は破棄する根拠

経済裁判所の第一審判決若しくは控訴審判決を変更し、又は破棄する根拠となるのは、実体法規範若しくは訴訟法規範の違反又は誤った適用である。

訴訟法規範の違反又は誤った適用は、この違反が誤った第一審判決の採択をもたらした場合又はもたらす可能性があった場合には、第一審判決若しくは控訴審判決の変更又は破棄の根拠となる。

訴訟法規範の違反又は誤った適用は、以下に掲

げる場合には、第一審判決又は控訴審判決を破棄する根拠となる。

- 1) 事件が違法な構成の裁判によって審理された場合
- 2) 審理の時間及び場所についてしかるべく通知されなかった事件参加者のいずれかが欠席のまま、経済裁判所によって事件が審理された場合
- 3) 事件審理の際、訴訟手続が行われる言語についての規則の違反があった場合
- 4) 第一審判決又は控訴審判決を採択する際に経済裁判所が従った法令の引用が、第一審判決又は控訴審判決に欠如している場合
- 5) 経済裁判所が、事件に参加していない者の権利又は義務に関する第一審判決又は控訴審判決を採択した場合。これらの者は、本法典の定める手続に従って、このような第一審判決又は控訴審判決に対して不服を申し立てる権利を有する。
- 6) 第一審判決若しくは控訴審判決が裁判官のうちのいずれかによって署名されなかった場合又は第一審判決若しくは控訴審判決に明示された裁判官ではない裁判官によって署名されている場合
- 7) 第一審判決が、事件審理を行った裁判の構成に含まれていない裁判官によって採択された場合
- 8) 事件において法廷の裁判記録が存在していない場合又はそれが本法典第134条第3項に明示された者によって署名されていない場合

第189条 破棄審の判決

破棄申立て（異議申立て）の審理の結果、破棄審判決を採択し、すべての裁判官が署名する。破棄審判決には、以下に掲げる事項を明示しなければならない。

- 1) 破棄審判決を採択した経済裁判所の名称、事件番号及び破棄審判決採択の日付、破棄審判決を採択した裁判の構成、法廷における出席者の姓及びその権限
- 2) 破棄申立て（異議申立て）を提起した者及び事件参加者の氏名又は名称
- 3) 第一審及び控訴審で事件を審理した経済裁判所の名称、事件の番号、第一審判決及び控訴審判決採択の日付、それらを採択した裁判官の姓
- 4) 採択された第一審判決及び控訴審判決の内容の概略
- 5) 第一審判決及び控訴審判決の合法性を検証する問題が提起された理由
- 6) 破棄申立て（異議申立て）に対する意見書に記述された論拠
- 7) 法廷に出席した者の説明
- 8) 事件参加者が援用した法令を経済裁判所が適

用しない理由及び破棄審判決採択の際に裁判所が従った法令

- 9) 第一審判決及び控訴審判決の破棄又は変更の際に、破棄審の裁判所が第一審又は控訴審の裁判所の結論に同意しなかった理由
- 10) 破棄申立て（異議申立て）の審理の結果に関する結論
- 11) 事件参加者が行わなければならない行為及び事件が新しい審理のために送付される場合に、経済裁判所が行わなければならない行為
- 12) 事件参加者間の訴訟費用の分担

破棄審判決は、事件参加者に、採択の日から5日以内に、配達通知付き書留郵便にて送付し、又は受領証と引換えに手交する。

破棄審判決は、その採択の時点から法的効力を発し、それに対し不服申立てをすることはできない。

第190条 破棄審の指示の拘束力

破棄審判決で記述された、破棄審において事件を審理した経済裁判所の指示は、この事件を再び審理する裁判所にとり、拘束力を持つ。

破棄審において事件を審理する経済裁判所は、何らかの証拠の確実性又は不確実性について、ある証拠が他の証拠より優れているということについて、新しい事件審理の際にどのような判決が採択されなければならないかについての問題を予断をもって決めておく権利を有しない。

第191条 経済裁判所の決定に対する破棄申立て（異議申立て）

経済裁判所の決定に対しては、本法典の定める場合に、破棄手続で不服申立て（異議申立て）をすることができる。

経済裁判所の決定に対する破棄申立て（異議申立て）は、第一審判決及び控訴審判決に対する破棄申立ての審理のために規定された手続で審理される。

第23章 監督手続

第192条 経済裁判所の第一審判決及び控訴審判決の監督手続による再審

ウズベキスタン共和国経済裁判所の法的効力を発した第一審判決及び第二審以後の判決は、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会の判決を除き、本法典第193条に明示された公務員の異議申立てにより、監督手続で再審することができる。

第193条 異議申立権者

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会判決を除き、ウズベキスタン共和国経済裁判所の法

的効力を発したあらゆる第一審判決及び第二審以後の判決に対して、異議申立てを行う権利を有するのは、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所長官及び副長官並びにウズベキスタン共和国検事総長並びに次長検事である。

第194条 第一審判決及び第二審以後の判決の執行の停止

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所は、本法典第193条に明示された者による異議申立てに際し、監督手続での手続が終了するまで、関連する第一審判決及び第二審以後の判決の執行を停止することができる。

第195条 異議申立てにより監督手続で事件を審理する経済裁判所

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会は、すべての経済裁判所の第一審判決及び第二審以後の判決に対し、異議申立てにより、監督手続で事件を審理する。

第196条 事件記録の取り寄せ

本法典第193条に列挙された公務員は、監督手続で異議申立てを提起するための根拠が存在するかどうかの問題を解決するために、関連の経済裁判所から事件記録を取り寄せる権利を有する。

第197条 異議申立ての提起

事件参加者の申請に関連する場合を含め、異議申立てを提起する根拠が存在する場合に、本法典第193条に明示された公務員は、異議申立てを提起し、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会に事件記録とともにそれを送付する。法的効力を発した経済裁判所の第一審判決及び第二審以後の判決に対する異議申立ての提起についての申請は、事件審理の後、控訴審又は破棄審の裁判所に提出することができる。異議申立てを提起する根拠の欠如については、申請者に通知する。

異議申立ての複写は、事件参加者に送付する。

監督手続で異議申立てを提起した公務員は、事件審理の開始前にそれを撤回する権利を有する。異議申立ての撤回については、事件参加者に通知する。

第198条 異議申立ての審理手続

異議申立ての審理の際に、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会は、事件の状況及び異議申立ての理由について最高経済裁判所裁判官の報告を聴く。

幹部会会議での説明を行うために、事件参加者を召喚することができる。この場合には、事件参加者に幹部会会議の時間及び場所についての通知を送付する。事件参加者が出頭しなくとも、事件の審理を妨げない。

監督手続での事件審理には、ウズベキスタン共和国検事総長若しくは次長検事が参加し、自らが提起した異議申立てを維持し、又はウズベキスタン共和国最高経済裁判所長官若しくは副長官の異議申立てにより審理される事件について判断を述べる。

第199条 監督手続での事件の再審についてのウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会の権限

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会は、監督手続で事件を審理し、以下のことを行う権利を有する。

- 1) 経済裁判所の第一審判決又は第二審以後の判決を変更せず、異議申立てを棄却する。
- 2) 第一審判決若しくは第二審以後の判決の全部又は一部を破棄し、事件を新しい審理に付する。
- 3) 第一審判決若しくは第二審以後の判決を変更し、又は破棄し、事件を新しい審理に付することなく、新しい判決を採択する。
- 4) 第一審判決若しくは第二審以後の判決の全部若しくは一部を破棄して事件の手続を打ち切り、又は全部若しくは一部の訴えを審理なしに放置する。
- 5) 事件について、以前に採択された第一審判決又は第二審以後の判決のうち一つを有効とする。

第200条 第一審判決若しくは第二審以後の判決を変更又は破棄する根拠

監督手続において、第一審判決若しくは第二審以後の判決を変更又は破棄する根拠となるのは、裁判所決定の違法性又は根拠の欠如である。

本質において正しい経済裁判所の第一審判決又は第二審以後の判決を、形式的な根拠にのみ基づいて破棄することはできない。

第201条 監督審判決の採択手続

監督手続における事件審理の結果、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会は、判決を採択する。判決は、幹部会に出席する構成員総数のうち、過半数が採択に賛成票を投じた場合に採択されたものとみなす。幹部会構成員は、投票を棄権する権利を有しない。

幹部会の判決は、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所長官が署名する。

幹部会の判決は、その採択の時点から効力を発する。

幹部会の判決は、採択の日から5日以内に、事件参加者に配達通知付き書留郵便にて送付する。

第202条 監督手続で事件を審理した経済裁判所の指示の拘束力

第一審判決又は第二審以後の判決を破棄する判

決で記述された、監督手続で事件を審理した経済裁判所の指示は、この事件を再び審理する経済裁判所にとり、拘束力をもつ。

監督手続において事件を審理する経済裁判所は、第一審判決又は第二審以後の判決において立証されていない、若しくは退けられた状況を究明し、又は立証されたものとみなす権利を有せず、何らかの証拠の確実性又は不確実性について、ある証拠が他の証拠より優れているということについて、新しい事件審理の際にどのような判決が採択されなければならないかについての問題を予断をもって決めておく権利を有しない。

第203条 経済裁判所の決定に対する異議申立て及び監督手続での再審

法的効力を発した経済裁判所の決定に対しては、本法典によりそれに対する不服申立てが規定されている場合又は決定がその後の事件の進展を妨げるものである場合には、異議申立てを行い、判決とは別に監督手続での再審を行うことができる。

経済裁判所決定に対する異議申立ては、裁判所の第一審判決又は第二審以後の判決に対する異議申立てを審理するために規定された手続で審理される。

第24章 法的効力を発した経済裁判所の裁判所決定の新しく発見された状況に基づく再審

第204条 再審の根拠

経済裁判所は、自らが採択し、法的効力を発した裁判所決定を、新しく発見された状況に基づいて再審することができる。

新しく発見された状況に基づいて裁判所決定を再審する根拠となるのは、以下に掲げるとおりである。

- 1) 申請者には知られておらず、かつ、知ることができなかった、事件の本質にかかわる状況
- 2) 法的効力を発した裁判所の判決により立証された、違法な、又は根拠のない裁判所決定の採択を導いた、証人の明らかな偽証、鑑定人の明らかに偽りの結論、明らかに不正確な通訳又は文書若しくは証拠物の偽造
- 3) 法的効力を発した裁判所の判決により立証された、当該事件審理の際に行われた事件参加者、その代理人又は裁判官の犯罪行為
- 4) 当該判決の採択の根拠となった、経済裁判所の裁判所決定、裁判所の判決又は他機関の決定の破棄

第205条 申請書提出の手続と期間

法的効力を発した裁判所決定を新しく発見された状況に基づいて再審することについての申請書

は、裁判所決定再審のための根拠となる状況が明らかにされた日から1か月以内に、事件参加者がこの決定を採択した経済裁判所に対し提出することができる。

申請書には、事件参加者に対し申請書及びその添付文書の複写を送付したことを裏付ける文書を添付する。

申請書が所定の期間終了後に提出され、かつ、徒過した期間の回復を求める請願がない場合又は他の事件参加者に申請書及びその添付文書の複写を送付したことを裏付ける文書が提出されていない場合には、申請書は裁判官により申請者に返却される。

申請書の返却については、決定が下される。

決定に対しては、不服申立て（異議申立て）をすることができる。

第206条 法的効力を発した裁判所決定を新しく発見された状況に基づいて再審する経済裁判所

第一審で採択され、法的効力を発した判決又は決定は、この判決又は決定を採択した経済裁判所によって再審される。

それによって裁判所決定が変更され、又は新しい裁判所決定が採択された、控訴審、破棄審又は監督審の判決及び決定の新しく発見された状況に基づく再審は、裁判所決定が変更され、又は新しい裁判所決定が採択された審級の経済裁判所で行われる。

第207条 申請の審理

法的効力を発した裁判所決定を、新しく発見された状況に基づいて再審することについての申請は、それが届いた日から1か月以内に、経済裁判所が法廷で審理する。申請者及び他の事件参加者は、配達通知付き書留郵便によって審理の時間及び場所について通知を受ける。しかしながら、彼らが出頭しないことは、申請の審理を妨げない。

第208条 事件の再審についての経済裁判所の決定

経済裁判所は、法的効力を発した裁判所決定を、新しく発見された状況に基づいて再審することについての申請を審理し、申請を認め、裁判所決定を破棄し、又は再審を拒否する。

裁判所決定を新しく発見された状況に基づいて再審することについての申請を認めることを拒否する経済裁判所の決定に対しては、不服申立て（異議申立て）をすることができる。

裁判所決定を破棄する場合には、事件は、本法典で定める規則に従って、経済裁判所によって審理される。

第4編 裁判所決定の執行

第209条 裁判所決定の執行の手續

法的効力を発した裁判所決定は、本法典及び他の法律が定める方法で、ウズベキスタン共和国のすべての領土内において、すべての国家機関、自治体機関、団体、公務員及び市民によって執行される。

第210条 執行状

裁判所決定の強制的執行は、この決定を採択した経済裁判所によって発せられる執行状に基づいて行われる。

執行状は、裁判所決定の発効後、徴収者に発する。歳入となる金銭徴収のための執行状は、債務者の所在地に従って税務機関に送付する。

金銭徴収のための執行状は、徴収者により銀行その他の金融機関に送付され、又は他の場合には裁判所執行官に送付される。

第211条 一件の裁判所決定に関する複数の執行状の発行

裁判所決定が、複数の原告に有利に、若しくは複数の被告に不利に採択された場合又は執行が様々な場所で行われなければならない場合には、当該執行状で執行されるべき裁判所決定の部分を明示した複数の執行状が発せられる。

第212条 執行状の内容

執行状には、以下の事項が明示されなければならない。

- 1) 執行状を発した経済裁判所の名称
- 2) 執行状が発せられた事件及び事件番号
- 3) 執行されるべき裁判所決定の採択の日付
- 4) 債権者及び債務者の氏名又は名称及びその住所
- 5) 裁判所決定の結論部分
- 6) 裁判所決定が発効する日付
- 7) 執行状発付の日付及びその有効期間

執行状発付の前に、経済裁判所により裁判所決定執行の猶予又は分割が与えられた場合には、執行状には執行状の有効期間の始期を明示する。

執行状は、裁判官が署名し、経済裁判所の公印を押捺する。

第213条 執行状を執行へ向けて提示する期間

執行状は、裁判所決定が発効した日、執行の猶予若しくは分割の際に定められた期間が終了した日又は執行へ向けて執行状を提示するための徒過した期間の回復について決定が下された日から6か月以内に、執行へ向けて提示することができる。

裁判所決定の執行が停止された場合には、停止されていた時間は、執行状を執行へ向けて提示する6か月の期間に加算される。

第214条 執行状を執行へ向けて提示する期間の中断

執行状を執行へ向けて提示する期間は、執行へ向けて執行状を提示することによって、又は裁判所決定の部分的執行によって中断される。

執行が不可能であるために債権者に執行状が返却される場合には、執行状提示のための新しい期間は、その返却の日から計算される。

第215条 執行状を執行へ向けて提示する徒過した期間の回復

執行状を執行へ向けて提示する期間が、経済裁判所が認めるやむを得ない理由で徒過した場合には、徒過した期間を回復させることができる。

徒過した期間の回復を求める申請は、裁判所決定を採択した経済裁判所に提出する。申請は、債権者及び債務者に配達通知付き書留郵便にて通知した上で、経済裁判所の法廷で審理する。しかしながら、彼らが出頭しないことは、申請審理を妨げない。

申請審理の結果に従って決定が下され、債権者及び債務者に送付される。

決定に対しては、不服申立てをすることができる。

第216条 執行状の謄本の発行

執行状を紛失した場合には、裁判所決定を採択した経済裁判所は、債権者の申請があれば謄本を発することができる。その申請は、執行状を執行へ向けて提示する所定の期間が終了するまでに提出することができる。その申請は、債権者及び債務者に配達通知付き書留郵便にて通知した上で、経済裁判所の法廷で審理する。しかしながら、彼らが出頭しないことは、申請審理を妨げない。

申請審理の結果に従って決定が下され、債権者及び債務者に送付される。

決定に対しては、不服申立てをすることができる。

第217条 裁判所決定執行の猶予又は分割、その執行方法及び手続の変更

経済裁判所は、債権者、債務者若しくは裁判所執行官の申請があれば、裁判所決定の執行を猶予又は分割し、その執行方法及び手続を変更する権利を有する。

債務者に執行の猶予又は分割を与えながら、経済裁判所は、本法典第7章に定める方法で、裁判所決定執行の保障のために措置を執ることができる。

裁判所決定執行の猶予又は分割について、その執行方法及び手続の変更についての問題は、債権者及び債務者に配達通知付き書留郵便にて通知した上で、経済裁判所の法廷で審理する。

申請審理の結果に従って決定が下され、債権者

及び債務者に送付される。

決定に対しては、不服申立てをすることができない。

第218条 裁判所決定の不履行に対する責任

執行状が提示された銀行その他の金融機関による金銭徴収に関する裁判所決定の不履行に対して、銀行その他の金融機関には、徴収されるべき金額の50パーセント以下の罰金が経済裁判所により課される。

その行為の履行を委ねられた者が、執行状に明示された行為を履行しないことに対して、この者には、最低賃金の200倍以下の罰金が課される。

罰金の支払いによって、裁判所決定執行の義務を免れることにはならない。

第219条 裁判所決定執行の巻き戻し

執行された裁判所決定が変更又は破棄された上、訴えの全部若しくは一部を棄却する新しい裁判所決定が採択され、事件に関する手続が打ち切れ、又は訴えが審理なしに放置された場合には、原告に有利に被告から徴収されたすべてのものは、破棄された裁判所決定又は関連した部分に変更された裁判所決定に従って被告に返却される。

執行されていない裁判所決定が変更又は破棄された上、訴えの全部若しくは一部を棄却する新しい裁判所決定が採択され、事件に関する手続が打ち切れ、又は訴えの全部若しくは一部が審理なしに放置された場合には、経済裁判所は、破棄された裁判所決定又は関連した部分に変更された裁判所決定に従って、徴収の全部又は一部の打ち切りについて裁判所決定を採択する。

第220条 裁判所決定執行の巻き戻しに関する問題の解決

裁判所決定執行の巻き戻しに関する問題は、新しい裁判所決定を採択した経済裁判所が解決する。

裁判所決定を破棄又は変更する判決に、その執行の巻き戻しについての指示がない場合には、被告は、第一審の経済裁判所に関連する申請を提出する権利を有する。

裁判所決定執行の巻き戻しに関する被告の申請を審理した結果に従って決定が下される。

経済裁判所は、団体、市民の申請によって、徴収された金銭、財産又はその価格を返却するための執行状を発する。申請には、以前に採択された裁判所決定が執行されたことを裏付ける文書を添付する。

第5編 外国の団体、国際団体及び企業活動を行う外国人、無国籍者が参加する事件に関する手続

第221条 外国の団体、国際団体及び企業活動を行う外国人、無国籍者の訴訟上の権利

外国の団体、国際団体及び企業活動を行う外国人、無国籍者（以下「外国人」）は、ウズベキスタン共和国の経済裁判所に訴え出て、侵害された権利、争われている権利又は法により守られる利益の保護を求める権利を有する。

外国人は、ウズベキスタン共和国の団体及び市民と同様に、訴訟上の権利を享有し、訴訟上の義務を負う。

ウズベキスタン共和国の団体及び市民の訴訟上の権利に対する特別の制限が裁判所で許されている国家の外国人に対しては、ウズベキスタン共和国政府により、報復的制限を設定することができる。

第222条 外国人が参加する事件に関する訴訟手続

外国人が参加する事件に関する訴訟手続は、本法典に従って行われる。

第223条 外国人が参加する事件に関するウズベキスタン共和国経済裁判所の権限

ウズベキスタン共和国の経済裁判所は、被告たる団体がウズベキスタン共和国領内に位置し、又は被告たる市民が居住地をウズベキスタン共和国領内に所有している場合には、外国人の参加する事件を審理する。

ウズベキスタン共和国の経済裁判所は、以下に掲げる場合にも、外国人が参加する事件を審理する権利を有する。

- 1) 外国人の支店又は代表機関がウズベキスタン共和国領内に位置する場合
- 2) 被告がウズベキスタン共和国領内に財産を所有する場合
- 3) その履行がウズベキスタン共和国領内でなされなければならない場合又は訴えがウズベキスタン共和国領内でなされた契約に端を発する場合
- 4) 財産に対して与えられた損害の賠償についての事件で、損害賠償請求提起の根拠となった行為又は他の状況がウズベキスタン共和国領内であった場合
- 5) 訴えがウズベキスタン共和国領内で行われた不当利得に端を発する場合
- 6) 名誉、尊厳及び名声の保護についての事件で、原告がウズベキスタン共和国にいる場合
- 7) ウズベキスタン共和国の団体又は市民及び外国人の間で合意がある場合

建造物、施設、土地の所有権の認定、非合法的な所有からの建造物、施設、土地の返還請求、所有者又は合法的占有者の権利侵害の除去に関する事件は、これが所有権の奪取に関連しない場合には、建造物、施設、土地の所在地によって審理される。

輸送契約に端を発する輸送業者への訴えに関する事件は、輸送業者が複数の被告のうちの一者である場合を含み、この輸送業者の所在地により審理される。

本条に定める規則を遵守して、経済裁判所により審理のために受理された事件は、手続の過程で、事件参加者の所在地の変更又は他の状況に関連してそれが他国の裁判所の管轄となった場合でも、本質的に経済裁判所が解決する。

第224条 訴訟上の免責

経済裁判所における外国に対する訴えの提起、外国を第三者として事件に参加させること並びに外国に属しウズベキスタン共和国領内に位置する財産の差押え、それに対する他の保全処分措置及びこの財産に対する経済裁判所判決の強制執行手続としての取立ては、ウズベキスタン共和国の法又は国際条約により他の規定がない場合には、関係国の管轄機関の同意がある場合にのみ許される。

国際団体の訴訟上の免責は、ウズベキスタン共和国の法律及び国際条約により定められる。

第225条 同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関する事件の外国裁判所による審理の訴訟上の結果

ウズベキスタン共和国経済裁判所に訴えの提起がなされる前に、審理のために事件を受理した外国の管轄裁判所が、同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関する事件を審理し、又はこの事件で判決を下し、それが法的効力を発した場合には、経済裁判所は、審理なしに訴えを放置し、又は事件に関する手続を打ち切る。

外国の裁判所によって採択される将来の判決若しくは採択された判決が、ウズベキスタン共和国領内において認められないもの若しくは執行すべきでないものである場合又は関連の事件がウズベキスタン共和国経済裁判所の特別な管轄に属する場合には、このような結果は生じない。

第226条 訴訟手続の嘱託

経済裁判所は、ウズベキスタン共和国の法律又は国際条約が規定する手続により、経済裁判所に移送された個々の訴訟上の行為（召喚状及び他の文書の手交、証拠書類の受領、鑑定の実施、現場検証等）の遂行を求める外国裁判所の嘱託を執行する。

嘱託は、以下に掲げる場合には執行されない。

- 1) 嘱託の執行がウズベキスタン共和国の主権に反し、又はウズベキスタン共和国の安全を脅かす場合
- 2) 嘱託の執行が経済裁判所の管轄に属さない場合

個々の訴訟上の行為の遂行を求める嘱託の執行は、ウズベキスタン共和国の国際条約により他の規定がなされていない場合には、経済裁判所によって本法典の定める手続で行われる。

経済裁判所は、所定の手続で、個々の訴訟上の行為を遂行することについての嘱託を外国の裁判所に依頼することができる。

ウズベキスタン共和国経済訴訟法典の実施手続に関するウズベキスタン共和国最高会議令

ウズベキスタン共和国最高会議は、以下の事項を決定する。

1. ウズベキスタン共和国経済訴訟法典を1998年1月1日から施行する。
2. 1998年1月1日以前にウズベキスタン共和国経済裁判所に受理され、かつ、審理が行われていない事件は、ウズベキスタン共和国の新しい経済訴訟法典に従い審理される。
3. 企業、機関、団体及び個人企業家のステータスを有する市民の間の経済紛争を審理し、解決する条件並びに手続に関する法令は、ウズベキスタン共和国の新しい経済訴訟法典に矛盾しない部分において、1998年1月1日から効力をもつ。
4. 国の手数料徴収の率及び手続を規制する法律に変更が加えられるまでは、控訴及び破棄申立てには、経済裁判所判決の合法性及び妥当性を確認することに関する申請の支払のために定められた額及び手続で国の手数料が支払われる。
5. ウズベキスタン共和国大臣会議は、政府決定をウズベキスタン共和国経済訴訟法典に一致させる。
6. 司法省は、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所とともに、法令をウズベキスタン共和国経済訴訟法典に一致させる動議を3か月以内に提出する。
7. 以下のものについては、1998年1月1日から効力を失ったものと認める。

1993年9月2日付けウズベキスタン共和国法「ウズベキスタン共和国経済訴訟法典の承認についての法律」（ウズベキスタン共和国最高会議公報、1993年、第10号、371ページ）

1996年12月27日付けウズベキスタン共

和国法「ウズベキスタン共和国の幾つかの法令へ
の変更及び追加についての法律」第4編（ウズベ
キスタン共和国最高会議公報，1997年，第2
号，56ページ）

ウズベキスタン共和国最高会議議長 E.ハリロフ

タシケント市
1997年8月30日
第479-1号

中央アジア諸国刑事司法制度調査報告（上）

—— ウズベキスタン共和国，キルギス共和国，タジキスタン共和国 ——



ウズベキスタン最高検察庁にて

三浦透前法務総合研究所国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所，以下 UNAFEI）教官（現東京地方裁判所判事）及び横地環同教官は，国際協力機構（JICA）の調査団員として，2003年10月14日から29日までの間，上記3か国の司法機関等を訪問し，各国の刑事司法制度（捜査，検察，裁判，犯罪者及び非行少年の処遇）を調査しました。その調査結果を取りまとめたものが本稿であり，中央アジア諸国の刑事司法制度に関する貴重な資料であるため，国際協力機構及び UNAFEI の御了解を得て2回にわたり掲載いたします。上記三浦前教官及び横地教官を始め関係者の皆様に，深く御礼申し上げます。なお，UNAFEI では，上記3か国を含む中央アジア諸国を対象として，2004年度から「中央アジア司法制度セミナー」を開始する予定です。

目 次

第1	総説	6 1
1	中央アジア5か国	6 1
2	調査の手法及び制約	6 2
3	調査の経過	6 3
第2	犯罪情勢	6 4
1	一般的犯罪（治安）情勢	6 4
2	汚職	6 8
3	薬物犯罪	6 9
4	マネーローンダリング	7 2
5	少年犯罪	7 3
6	人身取引及び移住者の密輸	7 4
第3	刑事法に関する現状とその改革	7 4
1	刑法及び刑事訴訟法	7 4
2	刑罰のリベラリゼーション	7 5
3	国際協力及び条約の批准状況等	7 8
4	刑事法制及びその運用の実情に対する批判	8 0
第4	刑事司法に関する組織と人的基盤	8 1
1	初動捜査機関	8 1
2	予審機関	8 1
3	検察官	8 2
4	裁判所	8 7
5	処遇関係機関	9 0
6	法曹の養成及び研修	9 5

第1 総説

1 中央アジア5か国

中央アジアという場合、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国及びトルクメニスタンの5か国を指すことが多い¹。いずれも旧ソビエト連邦共和国に属していたが独立したものであり、法制度等に類似性は見られるものの、民族、国情等にはかなりの相違がある。各国の基礎的なデータを記せば、次のとおりである²。

	ウズベキスタン共和国	カザフスタン共和国	キルギス共和国	タジキスタン共和国	トルクメニスタン
面積 1,000 km ²	447	2,725	200	143	488
人口 100万人	25.6	16.0	5.0	6.2	4.9
首都	タシケント	アスタナ	ビシュケク	ドゥシャンベ	アシガバット
主要言語	ウズベク語, ロシア語	カザフ語, ロシア語	キルギス語, ロシア語	タジク語, ロシア語	トルクメン語, ロシア語
独立年月	1991.8	1991.12	1991.8	1991.9	1991.10
国民総所得 (GNI) 100万米ドル	13,780	20,146	1,386	1,051	5,236
一人当たり GNI 米ドル	550	1,360	280	170	990

各国の所在地は、次頁の地図のとおりである。東アジアと西アジア、地中海世界、南アジア及びスラブ世界の中央に位置しており、草原、オアシス、山間部等地形も様々であり、様々な遊牧民、農耕民等が社会を作ってきた。基本的にイスラム教が広がった地域であるが、19世紀以降は帝政ロシアの植民地と化し、1917年のロシア革命を経て、ソビエト連邦を構成し、ソ連解体後に独立するに至ったものである。その後は、程度の差こそあれ、いずれもいわゆる権威主義的体制の国家運営がなされているといわれている³。

1 中華人民共和国内の新疆ウイグル自治区並びにロシア連邦内のタタルスタン共和国及びバシコルトスタン共和国をも含めて論じられることもある。

2 世界の動き社「世界の国一覧表2003年版」による。

3 宇山智彦「中央アジアの歴史と現在」(2000年)42頁。



民族的にも、ウズベク人、カザフ人、キルギス人、タジク人、トルクメン人等が各国において複雑な構成をなして居住しており、上記のような経済格差、資源の偏在、さらには領土問題、テロ・過激派対策等を背景に、中央アジア5か国といっても必ずしも一まとまりにはとらえ難い面がある。

2 調査の手法及び制約

今回の調査は、中央アジアの刑事司法の制度及び実情を調査し、もって、中央アジア諸国に対する研修実施に係るニーズを把握することを目的とするものであるが、日本を出発してから帰国するまでが16日間しかないという制約があったため、中央アジア5か国の刑事司法全般を調査することはもともと不可能であることを前提に、ウズベキスタン、キルギス及びタジキスタンの3か国のみを訪問し、調査対象とすることにした。各国において実際に訪問した機関等についてもこのような日程上の制約から限られたものとならざるを得ず（したがって、同一事項について3か国で同様な手法で確認するということが必ずしもできていない）、また、刑事司法の内容的な部分に係る調査を主として担当した三浦及び横地の専門がそれぞれ裁判及び保護観察の実務であることに関心からくる制約、通訳の岡林直子氏以外はロシア語を解さないため日本において補充的に文献調査を行うことがほとんどできないことによる制約等があったことも否定できない。

他方で、三浦及び横地が所属する国連アジア極東犯罪防止研修所（以下「UNAFEI」という）においては既にタジキスタン司法制度セミナーを過去2年にわたって実施してきたこと、ウズベキスタンについては法務省法務総合研究所国際協力部及び名古屋大学等による調査が既に相当程度行われていること、キルギスについても UNAFEI を実施機関とする

JICA 研修においてしばしば研修員を受け入れてきたことから、調査日程及び面談時の質問内容においては、上記の各研修や資料によって情報が得られていない部分を優先する方針を採るなどして、効率化を図った。

以上の調査方法の制約から、調査対象国3か国についてそれぞれ十分な正確性を持った網羅的な記述をすることは困難と言わざるを得なかった。しかし、中央アジア諸国の法制度には相当程度の類似性があることから、国ごとではなく、刑事司法の流れや主題に沿って、中央アジア全体のものとして記述する方が、我が国ではこれらに関する極端に情報量が少ないことにかんがみても、かえって分かりやすいのではないかと考え、そのような記述方法を採用することにした。その結果、以下の記述は、別々の国で断片的に聴取した事項や事前に入手していた情報をミックスしたような部分もあることに留意されたい。

今回の現地調査の過程で直接入手した以外の情報については適宜出典を明記するが、UNAFEIにおけるタジキスタンに関するこれまでの JICA 研修は、次のとおりである。

- ① 2001年12月13日から同月19日まで、大統領府国際関係局長 Safarov Amirkhon 氏、大統領府法律局長 Davlatov Juma Muhmadalievich 氏及び検察庁人事部長 Isoev Madvali Shaidulloevich 氏を招へいし、その間 UNAFEI において、タジキスタンの刑事司法制度に関してヒアリング調査を行った。
- ② 2002年2月26日から同年3月23日まで、UNAFEI において大統領府法律局法律企画情報部長 Mirzoev Khursandmurod 氏ら10名の研修員に対して、タジキスタンの刑事司法制度一般の運用の改善・向上を企図する研修を実施した。
- ③ 2003年3月3日から3月21日まで、UNAFEI において、大統領府法務部課長 Goulzorova Muhabbat 氏ら研修員10名に対して、「国際組織犯罪と国際協力～国連組織犯罪条約の実施を中心として～」を主要課題とする研修を実施した。

以下、①を事前ヒアリング調査、②を第1回タジキスタン司法制度セミナー、③を第2回タジキスタン司法制度セミナーとして引用する。

3 調査の経過

調査団は、3か国に対して、訪問前に2種類の調査表（添付省略）を送付し、回答を求めた。第1の質問表は、刑事司法における捜査から裁判の全体を把握するための基本的なもの、第2の質問表は、少年事件や処遇に焦点を当てたものであった⁴。各国からすべての質問に対してではないものの、回答を受領し、面談の際の質問の前提とすることもできた。

3か国とも JICA 現地事務所をはじめとする入念な準備及びサポートに支えられ、関係機関との面談、視察等の経過は、円滑であった。各国の関係機関の対応は、おおむね調査団に対して協力的で、質問に対しても快く回答してもらうことができた。各国とも、民族の文化的な伝統を生かしながら近代化を成し遂げた日本には関心が高いということであり、

4 タジキスタンについては、事前ヒアリング調査の際に既に第1の質問表に対する回答をもらっていたため、第2の質問表のみ送付した。

新規研修コースの実施を歓迎する旨の発言が多かった。

他方で、今回得られた情報には、一定の限界があることも否定できない。すなわち、今回の調査では、客観的な統計情報がほとんど得られなかった上、面談時における口頭での情報提供についても、その正確性には一定程度の留保が必要であるということである。しばしば指摘されるとおり、旧ソ連諸国においては、公務員はなかなかソ連時代の行動規範から抜けきれず、統計というものは、目標を立てて数値を合わせるものだという発想が根深いようである。したがって、数字などを示して説明されてもそれがどれだけ実情と合致しているかは、なお検証を要すると考えられる。面談時には、集団で応ずるケース（ウズベキスタンにおいて多い）と単独で応ずるケース（キルギスにおいて多い）とがあり、前者はある程度正確性・客観性が確保される面があるものの、公式見解に終始し、率直な意見が開示されにくい面もあると考えられ、他方で後者は自由かつ率直な発言が期待できるものの、個人的な見解である可能性にも留意する必要がある。以上の事情にかんがみ、調査団においては、面談対象としては、政府関係者以外の者も可能な限り含めるように配慮した。

第2 犯罪情勢

上記のとおり、今回の調査においては、3か国とも犯罪の動向を示す統計を入手することはできなかった。したがって、各国の犯罪情勢に関しては、もっぱら刑事司法関係者からの聴取が基礎資料になるため、その客観性においては限界があると言わざるを得ない。口頭で数値を示されて説明された部分もあるが、その正確性については前記のとおり一定の留保を要するものと考えられる。

1 一般的犯罪（治安）情勢

3か国とも、一応の安定を見せているようであり、刑事司法関係者からも治安の回復ないし安定を強調する説明が多くあった。とりわけ、犯罪数が少ない旨の説明が多くあった。もっとも、これらの説明については、意図的に数を少なくしている可能性以外に、コミュニティ内で解決される事件は計上されていない可能性（後記のとおり、特にウズベキスタンでは、マハリヤという強力な住民自治組織がある）、犯罪を一定レベル以上の程度のものに限っている可能性等（もともと、旧社会主義国では、軽微な事案は刑法上の犯罪として扱われないことが一般である）も考えられるが、確認できていない。

調査団の実感としては、訪問したウズベキスタンのタシケント及びサマルカンド、キルギスのビシュケク並びにタジキスタンのドゥシャンベ及びホジャンドにおいては、特に危険を感じるような経験はなかったが、あくまで首都ないし大都市の一部を見ただけであり、とりわけタシケントについては、ソ連時代から中央アジアにおけるショウ・ウインドウ的な都市として作られた面があり、この地域の代表的な街と見ることはできないとも言われ

ているので、中央アジア全般の状況を知ることは困難である。

(1) ウズベキスタン

ウズベキスタンについては、1999年2月に発生した大統領暗殺をもくろんだ爆弾事件に見られるように、IMU（ウズベキスタン・イスラム運動）が活発に活動してきたが、現在はその活動は弱体化してきているようである。なお、国外からのIMUの侵入を防止するために敷設された地雷によりタジキスタン、キルギス等の国境付近でこれまでに少なからぬ一般市民が犠牲となっているという。

首都タシケントで面談した多くの刑事司法関係者によれば、全般的に治安は安定しており、後記のとおり2001年に刑罰のリベラリゼーションという刑の緩和化の改正が行われ、その際治安の悪化の懸念を唱える声もあったが、幸いこれまでのところ犯罪は増えていないということである。なお、最高検察庁において近時問題となっている旨の言及があったのは、ヤミ経済（犯罪収益規制）、麻薬取引、汚職、経済犯罪等である。

調査団は、ウズベキスタンの地方都市の代表であるサマルカンド市において検察庁を訪問し、サマルカンド州検察庁第一副検事 I. K. Achilov 氏らから犯罪情勢等についての事情を聴取したが、その概要は次のとおりである⁵。

サマルカンド州の傾向としては、犯罪は減少している。特に殺人を伴う犯罪など重大な犯罪は減っている。国家財産などの横領はやや増加し、経済犯罪もやや増加しているが、空き巣などの窃盗は大きく減っている（窃盗で多いのは家畜盗である）。サマルカンド市の傾向もほぼ州全体の傾向と同じである。

犯罪が減少した原因は、おそらく各司法機関の連携が良いこと、そして予防措置が機能していることだと思う。具体的には、内務機関の中において、交通警察が縮小されて、代わりに、特別の犯罪予防局が作られた。従来は内務の管区インスペクターが担当していたが、別個の局として拡充されたわけである。この犯罪予防局には、未成年インスペクターがいて、一人一人担当のマハリヤがあり、問題がありそうな人や家庭を記録して付けている。それ以外に同時に、警察職員ではないが、マハリヤから給料をもらっている「人民警護員」とも協力している。

そのほか、予審官が、犯罪の原因・場所となった企業等に対し、検討事項を指示する文書を発出し、当該企業等の長と予審官も参加して善後策の検討をしている。

収容施設から釈放された者についてもすべて記録があり、それに基づいて予防措置を講じている。

(2) キルギス

キルギスでは、1999年8月に、南部国境付近オシュ州バトケン地区において JICA より資源開発のために派遣されていた日本人4名がイスラム武装勢力に誘拐され、約2

5 以下の記述中、マハリヤ、インスペクター、予審官等は後の第4、7において詳しく解説する。

か月後に無事解放される事件が発生し、その後も、2000年及び2001年もオシュ州、バトケン州及びジャラル・アバド州において、武装勢力の再侵入があり、キルギス政府軍との戦闘が頻発するなどしたが、この武装勢力は、2001年10月以降の米国等によるアフガニスタンへの武力行使によって壊滅的な打撃を受け、組織的・軍事的な侵入事件を起こし得る能力をほぼ失ったものと見られている。

(3) タジキスタン

タジキスタンでは、1997年の政府と反政府勢力間の和平合意以降、国内の政治的混乱がもたらす不安定な状況が徐々に改善の方向に向かった。特に、2001年9月11日の米国における同時多発テロ事件の発生、及びその後の米軍を中心としたタリバーン及びアル・カーイダへの軍事行動、タリバーン政権の崩壊、アフガニスタン暫定政権成立等の諸情勢を通じ、同国の情勢は改善している。

特に都市部の治安情勢は安定しており、アフガニスタン国境付近西部及びタジキスタン中央部の一部についても、アフガニスタン北部の安定化、イスラム過激派勢力の武装放棄及び国外への移動によって治安が改善し、国際機関、NGO、民間企業の活動が活発化している。他方、アフガニスタン国境付近東部については、交通、社会インフラ事情も悪く、治安情報の入手が十分とは言えないようである。

タジキスタン第2回司法制度セミナーにおいては、次のような報告があった。内戦時には、対立する勢力が武装化し、武器を広め、成人人口の30パーセントに武器が行き渡ったと言われている。ここが、タジキスタンにおける組織犯罪発生の根源と考えられている。内戦中や内戦後、特に身内同士が殺し合う戦争が展開された地域では、武装した組織的犯罪集団が「雨後の筍」のように発生した。彼らは、自動車で隊列を組んで国中を自由に走り回っていた。この時期、40件以上のテロ活動が行われた。明白な強盗であるにもかかわらず、警察、宗教の戦士、地方の高潔な自衛軍という仮面に身を潜めることもあった。この時期の犯罪の特徴として、際立った残忍性を挙げることができる。ある刑事事件の被告人の一人が、次のように供述しているのを例に挙げる。

「1992年12月に難民の若者14人を捕まえ、トラック「MAZ」の荷台に乗せ、警護を付けて下水処理施設の区域まで運んだ。このとき、Holmurod（犯罪集団メンバーの一人の名）が、若者を一人ずつ彼のところに連れてくるように命じた。彼は、Zoir（強盗団のメンバー）を呼んで手伝わせ、彼らは強制的に若者を地面に横にならせた。Zoirは足を押さえ、Holmurodはナイフで若者の頭を切り落とした。若者たちは震えながら自分の順番を待っていた。このようにして Holmurod が次の犠牲者の前で6人（そのうち3人は兄弟だった）の若者の頭を切り落としたとき、順番を待っている若者の一人が恐怖のあまり川に飛び込んだ。自分は川の方に駆け寄り、この若者を4回撃ち、彼はもう水面には現れなかった。自分が戻ったときには、Holmurod は既に残りの全員を切った後で、それから自分たちは頭と死体とを川に放り込み、立ち去った。」

しかし、状況の安定が訪れ、一連の強盗団も無害化し、テロ活動も減少の傾向を見せ始めた（2000年－7件，2001年－6件，2002年前半－1件）。

和平成立後も武器は市民の手に残ったと言われたが、現在では、ほとんどの武器は政府により回収され、安定した状態にある（市民の自衛目的の銃器所持は現在認められていない。1998年の新刑法により、武器を自発的に提出した者については刑事責任を問わないとする規定（196条）が置かれ、マスコミ等も使って、武器の提出を促した）。新刑法186条（武装集団犯罪）を適用して多くの組織犯罪を撲滅できている。

事前ヒアリング調査の前に質問表に基づいて入手したタジキスタンにおける近時の犯罪動向は、次のとおりであり、ある程度の犯罪の傾向を知ることができる（その他、1995年から1997年にかけての内務省年次報告に基づく統計のいくつかを入手している）。

項目番号	罪名	2000年度 10か月間	2001年度 10か月間	増減率 (%)
	国内における全認知犯罪件数	12,414	11,893	-4.2
	うち重罪	7,916	7,215	-8.9
1.	殺人	241	184	-23.7
2.	強姦	60	70	+16.7
3.	掠奪	542	197	-63.7
4.	強盗	261	200	-23.4
5.	詐欺	598	773	+46.4
6.	窃盗	4,538	4,248	-6.4
7.	集団強盗行為 (Banditism)	25	25	-
8.	非合法麻薬取引	1,626	1,741	+7.3
9.	誘拐	20	19	-5.0
10.	武器の不法管理, 所持, 製造	225	213	-5.3
11.	ゆすり	48	44	-8.3
12.	経済犯罪	2,079	2,024	-2.6
	a) 横領	815	735	-9.8
	b) 特に多額及び多額の横領	302	280	-7.3

また、同じく第2回司法制度セミナーにおいて、タジキスタン北部にあるホジャンド市における犯罪発生件数の統計の紹介があった。それによれば、2002年度の犯罪発生件数は、2001年度比11.3パーセントの増加である。そのうち、重犯罪は7.9パーセントの増加である。組織的な犯罪の比率は全体の約9パーセントであるが、この件数は前年度7.1パーセントの減少である。減少傾向が見られるのは、謀殺（30.8パーセント減）、強姦（14.3パーセント減）、略奪（14.3パーセント減）、個人財産の窃盗（11.7パーセント減）、麻薬不正取引に絡む犯罪（47.9パーセント減）であり、逆に増加傾向が見られるのは、計画的傷害（55.7パーセント増）、強盗（28.6パーセント増）、詐欺（ほぼ4倍増）である。ホジャンド市裁判所に持ち込まれた

刑事事件の数は減少している。

今回の訪問においては、タジキスタンにおいても、後記のとおり、刑罰の緩和化の動きがあるとの説明があり、その理由として近時の犯罪情勢の顕著な改善が挙げられていた。また、現地の日本関係者からは、タジキスタンの治安は2000年以降急速に改善してきており、2001年には政府要人の暗殺が相次いだこともあったが、2002年以降は暗殺事件も起きていない、治安が悪いと思われていた中部ガルム地方にも最近では NGO が入って活動しているし、東部も治安は安定していると思われる旨の説明を受けた。日本では情報が少なく、危険な国とのイメージが先行している感があるが、アフガニスタンやウズベキスタン国境など特定の地域を除けばそれほど危険ではないと認識しているとのコメントもあった。

2 汚職

汚職については、各国とも公務員の収入が低く、蔓延していることは否定できない。ちなみに、2003年の Transparency International の Corruption Perceptions Index においては、中央アジア諸国は、ウズベキスタン100位、カザフスタン100位、キルギス118位、タジキスタン124位となっている。

各国の政府機関もこの問題については一応の関心を示しているが、その中でもキルギスが最も積極的である。

(1) キルギス

キルギスでは、2003年4月に汚職対策法が成立したほか⁶、オトルバエフ副首相のイニシアチブの下で、グッド・ガバナンスという大きな文脈の中で汚職防止を捉え、独立委員会の設立等も含めた様々な可能性が検討されているようである。このため、2003年4月にキルギス政府は、国家グッド・ガバナンス審議会（National Council of Good Governance）を組織し、さらに、今後ドナーもメンバーに含めたグッド・ガバナンス調整委員会（Coordination Committee for Good Governance）を作り、そこからキルギス政府に助言をしてもらおうという構想を抱いている。この調整委員会に JICA から専門家を派遣してもらえないかという打診を受けている状況である。

大統領特別代表事務局のコンサルタントである Edward M. Edgardo 氏からも、同事務局が投資促進のための規制緩和や経済政策の検討を行っており、その一環として汚職対策にも取り組もうとしている旨の説明があった。

キルギス最高検察庁の検察官の Asan Kangeliev 氏によれば、前記 Transparency International の Corruption Perceptions Index について、キルギスは中央アジアの中で言論の自由を進め、だれでも何でも言える雰囲気になっているので、それだけ汚職の情報も

6 キルギスでは、刑法の汚職の罪の規定が実効的に機能していないとの認識から、汚職対策法案が起案されたものである。内容は、未入手である。

表面化しやすく、旧ソ連諸国の中でも順位が低くなってしまったというふうを受け止めており、民主化して損をしたようだなどと冗談を言い合っているところだという。実際、キルギスは、ウズベキスタン等と比べるとリベラルであり、汚職の問題が公然と新聞に載ることも珍しくないようである。

(2) ウズベキスタン

ウズベキスタンでは、現在汚職事件が問題となっているとの説明はあったが（最高検察庁 Erkin Abzalov 検察庁研修所所長ら）、立法等に関しては目立った動きは把握できなかった。

(3) タジキスタン

タジキスタンでは、大統領が反汚職キャンペーンをしているとのことであった。すなわち、国の威信にかかわるようなことをやるなということである。しかし、公務員の収入があまりにも低く、だれでも副業をやっているようである。何らかの立法の動きはあるとの発言もあったが、具体的には確認できなかった。

なお、タジキスタンにおいては、第2回タジキスタン刑事司法セミナーに、次のような報告があった。公務員の汚職はタジキスタンにも存在する。例えば、市場経済への移行期であるため、国有の事業を民営化する際に、業者が担当公務員に賄賂を渡して、有利な取り計らいを受けるといった事例がある。大学入学試験や公務員試験での贈収賄もある。汚職犯罪の摘発は困難であるが、タジキスタンでは、自発的に汚職を申告した者については、罪に問われないという制度を採っている。捜査官に賄賂を提供しようとした者に対して、おとり捜査を実施して逮捕した事例もある⁷。

3 薬物犯罪

薬物犯罪に関しては、現地で客観的な統計資料は入手しなかったが、3か国訪問中に次のような事情を聞いており、また、過去のタジキスタン刑事司法セミナーでタジキスタンの実情に関する報告もあった。

調査中に傍聴した2件の刑事裁判（ウズベキスタン及びタジキスタン）は、いずれも薬物事犯であり、薬物犯罪が少なくないことがうかがえる⁸。薬物事犯、特に薬物依存症者の処遇に関しては、旧ソ時代の方法論は崩れてきているが、それに代わる新しい方法論を各国で模索しているのが現状である。

7 後記第5の4の(3)で紹介するとおりである。

8 なお、中央アジアにおける薬物事犯の状況については、米国国務省の International Narcotics Control Strategy Report も参考になり、International Crisis Group の報告書については、後記第6の1のとおりである。ヘロインを主とする麻薬乱用が若者の間で急激に増えているという。

(1) キルギス

キルギスでは、最高検察庁汚職国家安全関連犯罪捜査監督部上級検察官 Zhandarbek Zhorobekovich Mamytbekov 氏から、次のような話があった。

キルギスも麻薬の経路となっており、アフガニスタン→タジキスタン→キルギス→欧米という流れがある。麻薬犯罪の捜査で困難な点は、隠れた犯罪で発見が難しいことである。女性市民がかかわることもある。要は運び屋である。自己使用は少ない。犯人が自国民でない場合も問題である。タジク人、ウズベク人がかかわる。身元等すべて確認するのに、いちいちよその国に働きかけるのに時間がかかってしまう。実際に使用で処罰する例は少ない。刑法で規定されたより少ない量を使用するために、行政処分にとどまることが多い。トラフィッキングや麻薬の溜まり場での所持で摘発されることが多いのである。

矯正施設内での薬物犯罪者の処遇については、司法省次官 Tashtemir Sydygalievich Aitbaev 氏から、次のような話があった。

裁判所の決定に基づいた強制措置として、矯正施設内の別棟で治療するほか、ポーランドの国際アドバイザーがパイロット的に施設内で実施している「アトランティス」というプロジェクトに参加させる方法も取っている。これは医療措置ではなく、薬物依存症を克服したい人を誘って自発的なグループとし、グループを隔離して、段階的に話し合いをさせるもの。米国起源の12ステップの考え方が基礎になっている。2年目に入っており、結果によっては全国に広めたいと思っている。「アトランティス」への参加は強制ではないが、ふさわしいと思われる者がいたら説明、説得は行っている。

薬物処遇に関する研修の機会提供という点で、我々は多くの国際機関の援助を受けている。ソロス基金、OSCE などである。最近では、Penal Reform International と円卓会議を行った。

社会内での薬物依存症者の治療については、前述の最高検察庁汚職国家安全関連犯罪捜査監督部上級検察官 Zhandarbek Zhorobekovich Mamytbekov 氏から、次のような話があった。

薬物又はアルコール依存症の者に執行猶予を付け、社会内で様子を見るという方法を取ることは可能だが、実際には、有料のクリニックに通うことを義務付けることになる。治療費を負担できない経済状況の者が多いため、現状では、依存症の者には執行猶予を付けず、実刑を課す運用になっている。

精神病院に送る措置もあり、保健省管轄の特別な病院に、矯正施設に送るような形で入院させる。しかし、これは刑罰ではない。

(2) タジキスタン

タジキスタンについては、第2回タジキスタン司法制度セミナーで、次のような報告があった。

タジキスタンで現在最も困っている犯罪は、薬物の不法取引・所持である。タジキス

タンにおいては、凶悪犯罪は減少したにもかかわらず、薬物不正取引関係の犯罪は、2001年度まで増加し続けた。防止対策や捜査に力を入れた結果、2002年度には犯罪件数を前年比61パーセント減少させることができたが、押収された薬物の量には目立った変化はなかった。多くの国の麻薬商人が組織化する傾向も見られる。

現在、経済的な発展途上にあり、計画経済から市場経済への過渡期であるため、貧困層が国民の30ないし40パーセントを占め、彼らが犯罪に及んでいる。先進国と異なり、金欲しさから犯罪に手を染めるのが一般である。そして、最も儲かるのが薬物取引であるため、国民が安易にそれに関与している。不法取引のうち、プロの組織が関与しているのは5パーセント程度であり、残りは、言わば家計の足しにするために関与しているのが実情である。例えば、ヘロインをアフガニスタン国境で1キロ200米ドルで買い、それを首都でロシアの密売人に売ると、1,200米ドルになるし、それを自分でロシアに持ち込めば、1キロ6万米ドルで売れる⁹。他方、タジキスタン国内では、薬物の使用はほとんどない。

アフガニスタンとの国境を超えて麻薬を輸送する際には、銃で武装した麻薬犯罪組織メンバーの護送が付く。アフガニスタンと中央アジアとの国境沿いには麻薬の貯蔵網が見られる。アフガニスタンから中央アジアを経由して輸送される麻薬量には増加の傾向が見られる。タジキスタンにおいて、極めて大量の麻薬の密輸を阻止した事例が数十件あるが、こうした作戦の遂行においては、軍人や司法機関職員が命を落とすこともある（ロシア連邦の国境警備隊がこうした取締りに当たっているとのことである）。2001年度においては、4トン239キログラムのヘロインがタジキスタンにおいて押収されており、2002年を通じてアフガニスタンから犯罪グループによってCIS諸国に送られた麻薬の総量は、タジキスタンの体制側機関によって押収された分が6トン、うち4トンがヘロイン、ウズベキスタンに押収された分が600キログラムのヘロイン、カザフスタンに押収されたのが400キログラムのヘロイン、ロシア連邦に押収されたのが200キログラムのヘロインである。

タジキスタンが麻薬輸送ルートとなる要因としては、次のものが考えられる。

- 1991年に独立した結果、中央アジアの国境が外界に開かれた。
- CIS諸国間の国境が事実上自由に通過できる。
- アフガニスタンとの国境が長く、取締りが難しい。
- 発達したインフラ（鉄道、高速自動車道、空路）。
- 司法機関と国境警備隊の限界、脆弱な技術装備と予算不足。
- 移行期に関連し、現在中央アジア諸国が置かれている社会経済的困難。

現在、タジキスタンでは、加入している国連麻薬条約等の実施のため、麻薬規制の法令も整備され、国連の援助を受けて麻薬取締庁が設立され、人員体制も強化され、取締

9 ヘロインはドゥシャンベで1キロ2,000ドル、ロシアで9,000～1万ドルという話もあり、いずれにしても実売価格に関する情報は不確かである。

りに当たっている。さらに、麻薬取締りに関して、30以上の2国間及び多国間の国際協定に加わっており、2002年5月には、麻薬・向精神薬・前駆物質の不正取引防止における協力に関する議定書がアフガニスタンとの間で署名された。CIS 諸国間で、犯罪防止協力について緊密な関係が築かれている。2002年には、ロシア・タジキスタン方面への麻薬密輸を阻止するために、特殊作戦「Kanal」が2回実行された。これにより、1,084件の不正麻薬取引に絡む犯罪を摘発することができ、2トン以上の麻薬が押収された。

次に、依存症者の社会内での処遇・治療について、検察官で第1回タジキスタン司法セミナーの卒業生である Saifuddin Makhiddinov 氏から、当調査団に対して次のような話があった。

タジキスタンでは、旧ソ時代にあった「特別治療養育施設」¹⁰という施設が廃止された。また、旧ソ時代には各職場単位で社会統制に貢献していた「同志裁判所（Товарищеский суд）¹¹」もなくなった。しかし、かと言って AA（アルコホリクス・アノニマス）のような自助組織も入ってきていないので、特にアルコール依存症で酩酊の上で犯罪事件を起こす者に対し、これと打つ手がなく、困っている。

(3) ウズベキスタン

タシケント市内の Akmol Ikramov 地区裁判所訪問時、法廷傍聴した事案はジアゼパムの所持及び販売を内容とする薬物事犯であり、被告人は、「自由剥奪刑1年、強制治療付き」の判決を受けた。後刻、この強制治療について質問したところ、刑事担当所長 Bakhtiyor Zhuraevich Ismoilov 氏らから、次のような話があった。

強制治療とは、自由剥奪刑を執行する矯正施設内に、酒・薬物の中毒者用の別棟があり、そこに収容して医療措置を行うことである。実刑でなく、執行猶予が付いた場合に、執行猶予期間中に在宅で治療することを条件にすることは可能である。その場合は、本人自宅の地域を管轄する保健所に連絡が行き、保健所は治療状況をモニターして¹²結果を裁判所に伝える。

4 マネーローンダリング

マネーローンダリングについては、第2回タジキスタン司法制度セミナーにおいて、タジキスタンの実情について報告があったところである。これによれば、タジキスタン刑法

10 キルギス最高検察庁でも、旧ソ時代にあった「特別治療養育施設」が今はなくなったという話があった。

11 名古屋大学大学院法学研究科「中央アジア諸国における紛争解決過程」（2002年）20頁、小森田秋夫「現代ロシア法」（2003年）東京大学出版会、15頁参照。後者では「職場における軽微な紛争を解決する組織」と書かれている。

12 調査団は、地域のマハリヤ委員会や内務省インスペクターもモニタリングに参加するかどうか質問したが、回答は得られなかった。

262条がマネーロンダリングの罪を規定しており、取締りを始めて3～4年になるが、1件だけしか摘発していない。その理由としては、次のことが考えられる。すなわち、タジキスタンには、上位の銀行としてタジキスタン国立銀行、下位の銀行として商業銀行その他の金融機関があるが、銀行業務法32条により、銀行には守秘義務が定められており、また、刑法にも守秘義務違反罪がある（刑法278条）。そのため、犯罪者は、平然と自分の口座を使ってマネーロンダリングを行っている（同研修においては、その手口についても種々紹介されている）。銀行業務法32条によれば、捜査が開始されれば、銀行は捜査機関に情報提供をしてよいことになっているが、捜査が開始されるためには情報が必要なので、意味がない。なお、タジキスタンには、いまだ Financial Intelligence Unit (FIU) は設立されておらず、疑わしい取引の報告義務も確立されていない。マネーロンダリングに関する立法措置が必要と考えられるところであり、国連国際組織犯罪条約に基づき、マネーロンダリングを防止するために、「非合法に得られた資金の洗浄防止に関する法律案」が作成された。また、歴史的に似ているロシア連邦の「資金合法化防止連邦法」を更に詳細に分析するつもりである。同法には金融監督委員会 (KFM) の創設などが定められており、タジキスタンにも参考になる。

今回タジキスタンにおいて、現地日本関係者から聴取したところによると、タジキスタンでは商業銀行に対する信頼が極めて低く、銀行に口座を持っている人は、政府の人でさえもほとんどおらず(少しずつはよくなっているが)、基本的に現金経済である。そのため、今年(2003年)の6月くらいまでの3か月間、銀行に金を預けることを勧奨する特別措置を国が執ったところである。その間であれば、金の出所を問わないし、税金も取らないというものであった。また、タジキスタンからはロシアへの出稼ぎ等があるが、海外から送金を受けるのが困難であった。このような状況を前提にすると、マネーロンダリングが問題となっている他の国の状況からは相当に違いがあるのではないかと考えられる。

5 少年犯罪

ウズベキスタン最高検察庁では、検察庁研修所所長 Erkin Abzslov 氏らから、ウズベキスタンでは、若年人口が多く、40パーセントくらいが未成年で、非行が多い旨の説明を聞いた。

International Crisis Group の Youth in Central Asia: Losing the New Generation は、中央アジアの青少年に関する憂うべき状況を記述している¹³。

第2回タジキスタン司法制度セミナーにおいては、「タジキスタンで内戦の傷から非行に走る少年は、部分的にはいる。ストリート・チルドレンのような子供もいる。しかし、波はあるものの、ここ7～8年の少年非行は沈静化している」旨の報告があった。しかしながら、タジキスタンにおいては、独立とその後の内紛により損なわれた社会の安定性は、いまだ完全な回復には至っておらず、経済面はもとより、治安面でも問題を抱えた困難な

13 詳細は第6の1を参照。

社会情勢下で若年人口が急増していることから、少年をめぐる状況は厳しさを増しており、特に、親世代との比較において、貧困と失業者の増加、教育及び医療水準の低下等が指摘されていることからしても、近い将来、これらの要因が少年の健全な社会化を阻害し、少年が犯罪者・犯罪被害者となるリスクを高めることが懸念されるというべきであろう。

詳細は、後記第6において、再び検討する。

6 人身取引及び移住者の密輸

いわゆる人のトラフィッキング及びスマグリングに関しては、今回の調査では十分な情報が得られなかったが、Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE) のタシケント事務所の Human Dimension Officer である Per Normark 氏らから聴取したところは、次のとおりである。ウズベキスタンにおける人のトラフィッキングについては、地元の NGO が小規模で部分的に取り組んでいるほかは、調査が行われておらず、実態が分からない。しかし、人のトラフィッキングの温床となるすべての根本原因がウズベキスタンにはそろっている。女性はもちろん、男性が労働力として (Labour Trafficking)、韓国、ロシアに送られているとの断片的な情報があるが、根拠となり得る事実がつかめていない。対策は、社会の中での認知を上げていくことが予防になる。国全体としてこの問題への認識がようやくできてきたところで、キルギスに比べ遅れている。

第3 刑事法に関する現状とその改革

1 刑法及び刑事訴訟法

ウズベキスタン、キルギス及びタジキスタンは、いずれも旧ソ連の法制度を継受している。

現在 UNAFEI において最も多くの情報を把握しているタジキスタンについてみると、刑法は次のような特色を有している。すなわち、およそ刑事罰則はすべて刑法に規定されており、特別法上の罰則というものはない。その結果、様々な特殊な構成要件が刑法に規定されているが、例えば、前記のとおりマネーロンダリングの罰則はあるものの、これを実効あらしめるための諸制度が未整備であるなど (FIU の設立は未了であり、銀行秘密の法制のため捜査の端緒が得られない)、世界の先端的な規定を取り込みながら、十分に活用できる体制になっていない。犯罪は、社会的危険の性質と度合いにより、「軽微な犯罪」、「中程度の犯罪」、「重大な犯罪」及び「特に重大な犯罪」の4種類に区分されている。

次に、現行の刑法及び刑事訴訟法を調査対象3か国について見ると、次のとおりである。

(1) ウズベキスタン

ウズベキスタンの刑法及び刑事訴訟法は1994年に制定されたものである。

(2) キルギス

キルギスでは刑法が1997年に、刑事訴訟法が1999年に、それぞれ制定されている。

(3) タジキスタン

タジキスタンにおいては、刑法は1998年の新しいものであるが、刑事訴訟法についてはソ連時代の1961年の刑事訴訟法が改正を加えながら使われており、全面改正作業の途上にある。タジキスタン大統領府における刑事訴訟法改正作業の中心人物である同府上級顧問 B. Khudoyorov 氏らに面談し、その進捗状況を聴取したところ、次のとおりである。

大統領からの命令で刑事訴訟法の改正グループが作られ、自分がその長である。グループの中には、訴訟法学者のほか、裁判所、検察庁、内務省、弁護士などの代表も入っている。法案は仕上げの段階ではあるが、グループが作成したものが手順を踏んで国会で採択されるまでには、まだ少なくとも1年以上はかかる。ロシアにも新しい刑事訴訟法ができたので、これらも踏まえて今の案を更に修正する必要があるということになっている。当初の予定が遅れているということではない。

改正の対象となる事項はいろいろある。最も大きいのは人権保障の拡充である。国連の人権規約等の趣旨に沿って、検察の現在の機能は基本的に残すものの、独立した司法機関によるコントロールを強化する。さらに、裁判における簡易手続の導入（後記）、弁護人の刑事手続における参加、少年事件捜査についての特別の配慮等も検討されている。そのために、ポーランド等ヨーロッパの制度も研究している。

2 刑罰のリベラリゼーション

いわゆる「刑罰のリベラリゼーション」が各国共通に取り組んでいる課題である。具体的には、ウズベキスタンは法改正済み、キルギスは検討中、タジキスタンは法案審議中の段階とのことである。人道主義ということが各国とも強調されるが、背景事情として過剰収容があるのかは、国・回答者によりニュアンスの相違がある。内容的には拘禁代替策をめぐる近時の国際的潮流とも符合する議論である。

(1) ウズベキスタン

ウズベキスタンでは、内務省予審総局長 Alisher Ozodovich Sharafutdinov 氏ら及び最高裁判所副長官 Bakhtiyar Djmalov 氏らから聴取したところによると、次のとおりである。

2001年8月29日に、国会第6回大会において「刑執行のリベラリゼーションに関する法」が採択された。これは、従来それほど重大でない犯罪についても自由剥奪刑に処されていることが調査の結果明らかとなったことから、むしろ刑に処するについては、人を罰するというより、更生・再教育・社会復帰を主眼としたシステムとした方が良いのではないかと、また、ウズベキスタンにはマハリヤという住民自治組織があるので

あるから、こうしたものを犯罪者の処遇に活用していった方が良いのではないか、という発想から生まれたものである。

本法の採択により、刑法、刑事訴訟法及び行政処分に関する法等が改正された（刑法においては100以上の変更が加えられた）。さらに、その後内務省などの法執行機関において検討し、指導・通達も流されている¹⁴。最高裁判所総会の決めた運用に関する規則（決定）もある。

具体的には、犯罪の分類の仕方を変え、74パーセントは社会に大きな危険を及ぼさない又は軽微な犯罪ということになり、自由剥奪刑としては5年以下にとどめ、あるいは罰金刑にするなどの改正をする。また、いくつかの犯罪については、被告人が被害者に弁償などをすれば、自由剥奪刑を科さない。さらに、26の犯罪については、被害者・加害者の和解・示談により刑事責任が免除される仕組みも設けた。この免責は、手続的にはどの段階でもよく、和解・示談があった場合に初動捜査官、予審官等に申請する。そうすると、予審官が示談成立決定をし、これが検察官から裁判官に届けられ、裁判官が承認し、示談に基づく刑事事件の停止¹⁵ということになるのである。

また、刑法から財産没収に関する規定を削除した（従前親族等も含めて財産を没収するなどの措置が執られていたものであり、これは、犯罪供用物等の没収とは全く異なるものである）。

問題はこれらの改正をいかに根付かせるかである。地方を回って司法機関と国民に対する周知徹底を試みた。内務省予審総局だけでも1万回以上のミーティングを警察や住民を対象として行った。

今日、その努力が実を結び始めている。例えば、新法施行後、4万人以上が収容施設から釈放された。示談に基づく免責は1万5,000人以上あった。未決勾留の比率についても、昔は50パーセントくらいあったのが、25～30パーセントくらいまで下がった。このような改正は、被告人にとっても趣旨に沿って行動すれば責任を問われなくなるというメリットがあり、現実には損害回復の額面も大幅にアップした。所在を隠していた被疑者が自ら出頭することも増えている。また、捜査にかかる期間も短くなってきており、2000年では1か月で15パーセントくらいの事件が終結していたのが、2003年では1か月で65パーセントくらいが終結するにまでなった。つまり、新法により、捜査機関と対立するより認めた方が割に合うことになり、捜査の手間が省けるようになったのである。今回の改正に関連して、内務省の職員の一般市民に対する対応もよくなり、説明が丁寧になった。予審官は、かつてはより多く裁判所に事件を送致すれば仕事がよくできると考えられていた。今は捜査の上できちんと法に則った判断をしているか、市民から苦情があるか、などが評価の基準とされる。ここ2年で、捜査

14 2003年9月26日にリベラリゼーションに関する大統領令が発出された。細則を作るよう指示するものとのことである。

15 取消しと理解するのが適当かもしれない。この停止（取消し）の事件の比率は上がってきており、15パーセント程度に至っているという。

に関する苦情は60パーセント減った。新法採択のころは、犯罪への悪影響について心配する意見もあったが、幸い犯罪率は上がっておらず、今のところ順調に推移している。

(この法の成立した背景として、受刑施設に過剰拘禁があるかを尋ねたところ)、ウズベキスタンでは、収容者の率は、ロシアやアメリカに比べて大変低く、また、自由刑はどちらかというともともと更生を主眼にしている¹⁶。むしろ、何か事件が起きると、以前に刑に処された人が疑われるということがあり、結局その人がまた転落していくような悪循環になりやすいから、それを断ち切りたいということである。

(2) キルギス

キルギス最高検察庁汚職国家安全関連犯罪捜査監督部上級検察官の Zhandarbek Zorobekovich Mamytbekov 氏によれば、刑罰のリベラリゼーションについては、キルギスでは、2003年、検事総長が大統領府に対して発議しているところである。検察庁は、法案の発議権がないからこのような形になる。

その理由は、国内の事情を見ると、余りにも軽微な罪状で受刑している人が多く、国内経済の妨げにもなっていると同時に、その犯罪者の社会生活にもマイナスであることが分かったからである。

なお、同氏は、キルギスの収容施設が過剰収容であることを率直に認め、問題になっているのは、受刑施設であるコロニーではなく、むしろ未決勾留をする「取調隔離室」の方であると説明する。身元引受人がいれば身柄をゆだねることが可能であり、また、3年以下（未満）の罪の場合は勾留が法律によって制限されているが、身元引受人がなくて、勾留せざるを得ない場合があるという。

(3) タジキスタン

タジキスタン最高検察庁民族・国際関係法執行監督部長 Matlyuba Abdullaeva 氏らからの聴取結果によれば、タジキスタンにおける状況は次のとおりである。

タジキスタンでは、ヒューマニゼーションなどと言われる改正が、大統領の発議に基づき、今国会で審議中である。民主国家として刑をより人道的に緩和しようというもので、法定刑を引き下げたり、恩赦の対象を広げたりというものである。

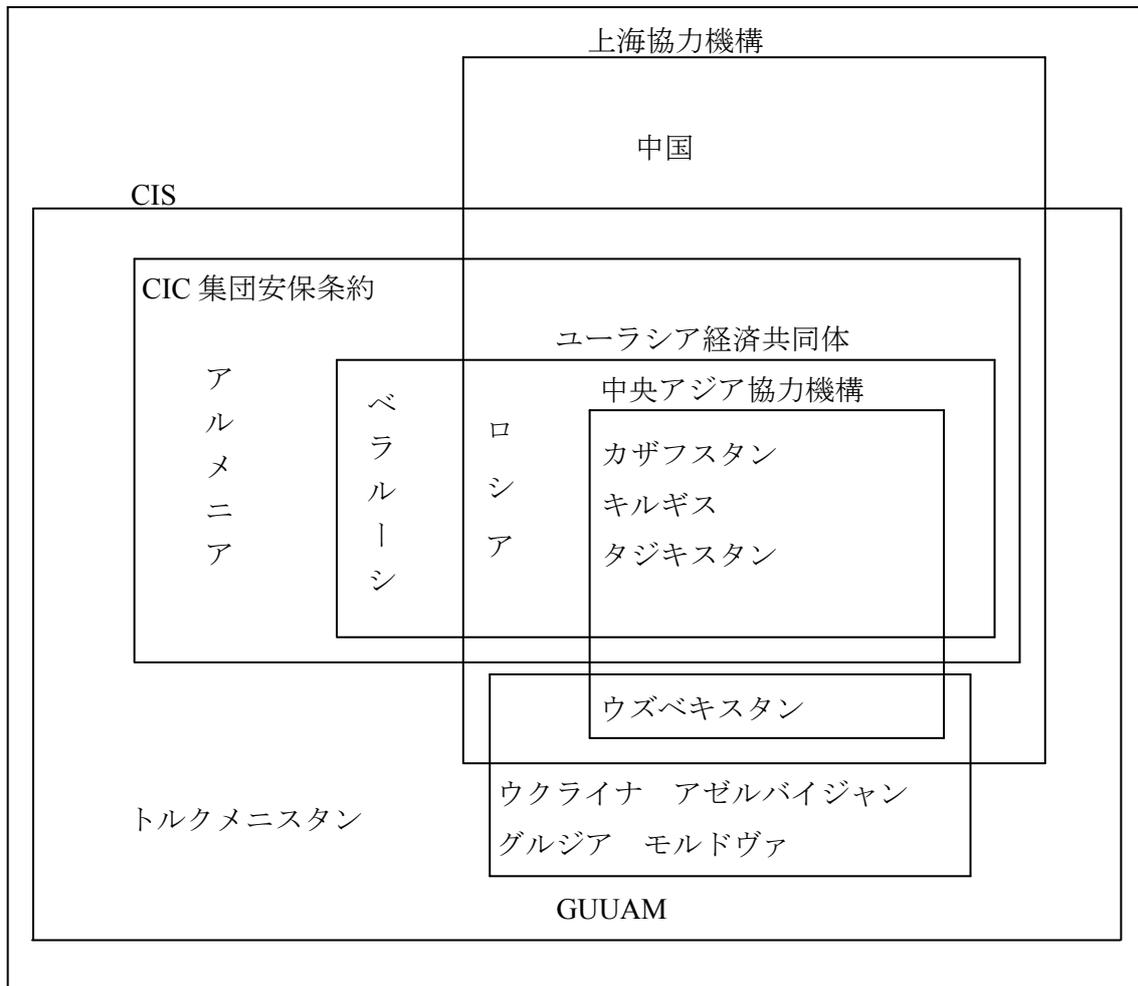
なぜ今このような動きが出てきたかについては、内戦直後は、まだ多くの犯罪組織があり、収容施設も過剰収容の状況にあった。しかし、国の情勢が安定してくるにつれ、犯罪率も顕著に減り、恩赦も何回かあり、収容の状況は改善された¹⁷。このような安定期に入ったことから、大統領が緩和してはどうかと提案したものである。

16 Roy Walmsley, "World Prison Population List (Fourth Edition)" (2003年)によると、10万人当りの収容者数は、ウズベキスタン257人、キルギス390人、タジキスタン175人である。ちなみに米国は686人、ロシア連邦は683人、日本は48人である。後記第5の7のD参照。

17 事前ヒアリング調査の際にも、現在は過剰収容の状態ではないとの話であった。後記第5の7のD参照。

3 国際協力及び条約の批准状況等

中央アジア関連の地域協力機構は、若干複雑であるが、図示すれば、次のとおりである¹⁸。



上海協力機構は、経済協力から始まり、現在はテロ対策にも及んでいるが、刑事司法に直接に関係するというものではない。ただ、捜査共助、犯罪人引渡し等は、CIS 諸国間で主として行われているようであるから、このような国家間の枠組みも前提しておく必要がある。中央アジア5か国の中では、トルクメニスタンが全く独自路線で、ウズベキスタンがカザフスタン、キルギス及びタジキスタンの3か国とは異なる方向を向いており、両者の関係は必ずしも良好でないようである¹⁹。

18 宇山智彦編著「中央アジアを知るための60章」（2003年）289頁による。

19 タジキスタンが料金を払えないことから、ウズベキスタンから真冬でもガス等を止めるため、同国に強い反感を持っている話はしばしば耳にした。

人権、国際犯罪条約の加入状況は、次のとおりである²⁰。

条 約 名	ウズベキ スタン	カザフス タン	キルギス	タジキス タン	トルクメ ニスタン
経済的、社会的及び文化的権利 に関する国際規約	○		○	○	○
市民的及び政治的権利に関す る国際規約	○		○	○	○
市民的及び政治的権利に関す る国際規約の選択議定書	○		○	○	○
死刑廃止議定書					○
難民の地位に関する条約		○	○	○	○
難民の地位に関する議定書		○	○	○	○
女子差別撤廃条約	○	○	○	○	○
人種差別撤廃条約	○	○	○	○	○
拷問禁止条約	○	○	○	○	○
児童の権利に関する条約	○	○	○	○	○
国際労働機関憲章	○	○	○	○	○
ILO87号		○	○	○	○
ILO98号	○	○	○	○	○
ジェノサイド条約	○	○	○		
国際刑事裁判所規程				○	
航空機不法奪取防止条約	○	○	○	○	○
民間航空安全条約	○	○	○	○	○
人質をとる行為に関する国際 条約	○	○			○
国家代表等に関する犯罪防止 条約	○	○			○
核物質の防護に関する条約	○			○	

20 大沼保昭他1名編集代表「国際条約集2003年版」によった。○は当事国である。

いわゆる TOC 条約の関係では次のとおりである²¹。

	ウズベキスタン	カザフスタン	キルギス	タジキスタン
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約	2000年署名	2000年署名	2003年加入	2002年加入
同条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書	2001年署名		2000年署名	2002年加入
同条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書	2001年署名		2000年署名	2002年加入
同条約を補足する銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書				

中央アジア各国は、上記のとおり、国際条約には一般的に積極的に加入しているといえよう。もちろん、それが国内での担保状況の十分さとどれだけ結びついているかは、別に検証すべきものである。

4 刑事法制及びその運用の実情に対する批判

各国の関係者は、自国の刑法及び刑事訴訟法について、世界標準に合った内容とすべく、改正に向けた検討を重ねている旨説明しているが、現時点では多くの批判を受けているようである。

国連関係のものとして、United Nations Office on Drugs and Crime, “The Application of the United Nations Standards and Norms in Crime Prevention and Criminal Justice”, 2003における Andrzej Rzeplinski 氏 (Professor, Institute for Social Prevention and Resocialization, Human Rights Research Centre, University of Warsaw) の論文 “The Rules of law as a priority in criminal justice reform: building on experiences in technical cooperation between Europe and Central Asia” がある。

ウズベキスタンでは、2002年にタシケントで開かれた欧州復興開発銀行 (EBRD) の会議の場において、英国の当時の外相がカリモフ大統領に対してウズベキスタンの犯罪者処遇における人権問題についての懸念を面前で表明するという出来事があり、ウズベキスタン政府もこの点については最近特に敏感になっているとのことである。

また、ウズベキスタン刑法及び刑事訴訟法について、2003年3月に London

21 UNODC サイトによる。

Metropolitan University の国際法の Douwe Korff 教授により, “Criminal Procedure in Uzbekistan”と題するレポートが Office for Security and Cooperation in Europe (OSCE) に提出されている²²。これによれば, ウズベキスタンの実情は, 次のとおりであるとされる。警察官は, 些細な嫌疑でだれでも逮捕できる。拷問は, システムティックである。裁判は公正でない。裁判前の段階は, 無制限の権限を持つ検察官が支配し, 人身保護その他司法的監督が及んでいない。被疑者はひとたび逮捕されれば, 勾留され起訴され裁判を受けるものだという前提でシステムが動いている。裁判では“自動的に”有罪が認定される。被疑者・被告人の権利には, 内部的で非公開の規則に基づく多くの制約が課せられる。刑事司法機関には汚職が蔓延している。一部の弁護士は, 被疑者・被告人より, 官憲側の利益を図ろうとする。裁判官は, 被告人の利益を守らず, 権限濫用を黙認する。Korff 教授は, これらの分析をもとに, 多くの改革提案をしている。

その他にも, 調査団は, 捜査の過程や受刑施設において拷問が行われている等の話を耳にすることが少なくなかったが, 十分に確認することはできていない。

キルギスにおいても, 同国は中央アジアでは比較的民主的な国といわれているが, 刑事司法が政治的に使われることがあるのではないかとの見方や, 法よりも人的な縁故で物事が処理されることが多く, キルギスでは民主主義と縁故主義とが共存しているとの指摘があった。

第4 刑事司法に関する組織と人的基盤

1 初動捜査機関

初動捜査については, 後記のとおり, 捜査の端緒から事件を予審官に引き渡すまでの過程の捜査をいうものと基本的に理解できる。

第1回タジキスタン刑事司法セミナーの結果によれば, 同国の初動捜査機関の活動の根拠は, タジキスタン憲法(1994年採択, 1999年改正)にあり, 1995年に警察法が制定されている。刑事訴訟法113条に何が初動捜査機関かが定めてある。すなわち, 民警, 軍施設の長, 国家保安機関, 矯正労働施設の長, 国境警備機関, 税関の長, 麻薬取締委員会である。

警察は内務省に属する。刑事捜査, 組織犯罪対策局, 麻薬対策局, 人事局, 公安局, 内部安全局, 内務部局管轄局, 交通内務局, ドウシャンベ市内務局, 各地域の警察署といったものがある。

2 予審機関

中央アジア諸国の予審については, 後記のとおり初動捜査機関から引き継がれた事件等

22 OSCE ウズベキスタン事務所 Human Dimension Officer の Per Normark 氏から入手した。

について本格的な捜査・取調べをする手続であるが、その手続を担当する予審官は、各捜査機関にそれぞれ存在する。検察官が調整をする役割を果たしている。

事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーの結果によれば、タジキスタンの予審機関には、「検察の予審官」、「内務省の予審官」、「公安機関の予審官」、「軍事検察庁の予審官」、「麻薬対策庁の予審官」があり、それぞれ検察官の指揮監督下にある。

タジキスタンでは、刑事訴訟法122条の定める権限区分の範囲内で、予審官は捜査ができる。例えば、検察庁の予審官は、重罪・極めて重罪の事件の捜査ができる。麻薬事件はどの予審官も捜査できる。検察官や裁判官や税関、国税の犯罪を捜査できるのは検察に限られている。刑事訴訟法212条により、検察は、他の庁の行う捜査の担当代えをすることができ、事件の引取りも可能である。複数の捜査機関による合同捜査も法律上認められ、現に行われている。例えば、検察庁は、人数に限りがあるので、重大な事件を捜査する場合などは、他の機関から人を集めて、検察官がキャップとなって、捜査を行うことが通常である。

ウズベキスタンにおいても、検察、内務機関、国家保安局に予審官が置かれている（刑事訴訟法344条）。

3 検察官

(1) 検察官の権限

旧ソ連諸国の検察官（прокурор「プロクロール」）は、刑事訴追に係る権限のほかに²³、「適法性の擁護者」として、公私を問わず国のあらゆる個人・団体が法律を守り、これを正しく執行するように監督する権限、すなわち一般監督の権限を有していた²⁴。中央アジア諸国の検察官も基本的にこのような性質を引き継いでいる（なお、中央アジアの検察官という言葉は、広狭両義で用いられることがあり、検察庁の検察官その他の職員を広く指すこともあるが、厳密には検察官はポストの職名であり、それ以外の副検察官、検察官補佐（捜査には当たらない者）及び予審官と区別される²⁵）。

例えば、ウズベキスタン及びタジキスタンいずれも、憲法において、共和国の領域内での法律の正確かつ一様な執行に対する監督の権限が検察に属する旨定められている²⁶。

かかる権限行使を保障するため、各国とも、検察官はかなりの強力な権限を有している。

23 なお、検察官は、刑事事件に限らず、およそ判決に不服があれば、上級裁判所への上訴をすることができる。民事事件、軍事事件及び経済事件でもこの上訴権の行使は可能である。また、これは、検察官が出廷した事件であるかどうかとも無関係であるが、検察官は、重要な事件、国益を守る必要がある事件では、民事裁判でも出廷する権利があるため、現実にもこのような上訴が可能になるという。

24 この一般監督制度は、伝統的には裁判の領域にも及び、検察官は、裁判所及び訴訟参加者が事件の審理の際に法律を守るよう監督する権限があるとするものであった。

25 第2回タジキスタン司法制度セミナーにおける聴取結果。

26 ICD NEWS 第4号90頁及びUNAFEI資料。

A タジキスタン

事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーの結果によれば、次のとおりである。

検察官の権限が及ばないところはない。身分証を提示し、あらゆる場所に立ち入り、あらゆる書類を閲覧する権限がある。国・民間を問わず、会計監査のような金の出入りのチェックをすることができる。その部門から必要な人間を呼んで、説明させることができる。公務員を呼んで、違法の説明を求めることができる。企業内での労働法抵触の有無の検査をすることもできる²⁷。

法律違反を見つけたときは、次の①②等の措置を執る。

① 異議申立て（プロテスト）

公務員が作る法令等について、法適合性がないとの観点から、法令等の取消し又は法に適合するように変更することを求めるものである。相手方は、10日以内にプロテストに対するアクションをすることが求められる。緊急なときは、検察官は3日以内に検討せよとすることができる。検討結果は、必ず書面で回答する。検討未了中にも検察官は差し戻すことができる。検察官の異議に対して、従わないという判断の書面が戻ることがあるが、その場合は、10日以内に合法性の判断を裁判所に求める。裁判に付されると、その段階で問題となる法令等の効力は停止される。

② 決定

1) 刑事手続開始決定、2) 訓戒・懲戒、3) 行政措置（処分）、4) 物質的な処分がある。刑事手続開始決定は、犯罪に当たり、十分な資料があるときになされる。これがそれぞれの所管の機関に送付される。懲戒は、違法だが犯罪ではないときになされる。上司などに免職・降格などを求める決定である。行政処分とは、「行政法律違反に関する法」に違反したときになされるものである。例えば、国税庁、国税警察、消防庁等についてなされる。物質的処分とは、国の機関に対して、物質的な損害を与えた場合になされる。

検察官の決定に従わないときは、法に基づき責任を問われる。検事総長は大統領及

27 企業（国営・私営を問わない）において、不当な解雇があった場合は、クレームをつけることができる。これに対して企業は10日以内に返答しなければならない。それでも解決しないときは、検察官において訴訟を提起する。その場合は、検察官が主たる原告、被解雇者が従たる原告となる。したがって、被解雇者は解雇に不満があるときは、検察庁に駆け込むことになるのである。もちろん、被解雇者は、直接に裁判所に訴えることもできるし、別の機関に救済を求めることもある。しかし、検察官の力で訴訟を起こしてもらえば、訴訟に必要な費用をその被解雇者が負担しなくてよいというメリットがあり、貧困者救済の意味がある。もっとも、検察庁としても、すべての解雇事件を引き受けるわけにはいかないから、重要な事件、大量解雇の事件等を優先的に取り上げることになる。

び国会に報告義務がある。すべての検察官は検事総長及び法にのみ従う。



キルギスの検察官（帰国研修員）Asan Kangeliev 氏（一番左）と調査団員

B キルギス

キルギスにおいては、検察官（最高検察庁汚職国家安全関連犯罪捜査監督部上級検察官 Zhandarbek Zhorobekovich Mamytbekov 氏及び検察官 Asan Kangeliev 氏）から、具体的な一般監督の事務がどのように行われるのかについて、次のような説明を受けている。すなわち、調査方法としては、検察官自身が調べて発見するのと、一般人等から通知されて知ると両方ある。矯正施設については、受刑者から郵便が来ることがあるし、これは面会のときに来た人を通じて出すこともできる。訴えは書面でも口頭でもできる。郵便については検察の事務局で調べて必要な部署に回す。検察官において行う視察は、月などを単位にして計画を立てて実施する。計画的に監督対象の機関等を訪問し、法に反することが行われていないかをチェックする（法で定められた以外の国有財産の利用を発見し、是正を求めるといふことがあるようで、日本で言えば会計検査院の業務に対応する部分がある）。受刑施設専門の検察官については、最高検察庁だけでなく、州レベルやオシュ、イシクリにも配置している。

C 小括

以上のような権限を見ると、旧ソ連諸国の検察官は、一種のオンブズマンとしての機能を果たしているという指摘²⁸もある程度当たっていると思われる。また、以上のような広範な権限を反映して、ウズベキスタン、キルギス及びタジキスタンいずれにおいても、検察官は監督対象の法制や運用について非常に熟知している様子であった。

28 関哲夫「ロシア型オンブズマン（刑事監視）制度の成立と展開」『日本法学』第64巻第1号（1998年）

国によって検察官の仕事の比重がどのようなものであるかは異なると思われるが、そこまでの調査はできなかった（タジキスタンについては、事前ヒアリング調査において、検察官にとって、刑事事件に係る事務の割合は必ずしも大きくなく、実感としては25～30パーセントではないかという説明があった）。いずれにしても、刑事事件の捜査・訴追を業務の中心とする日本の検察官とはかなり異なる職種である。実際の取調べ等はあまり行わないようであり、また、起訴状も自ら作成するのではなく、予審官が作成したものを承認することに基本的にとどまり、主として捜査の監督、強制処分承認にかかわるなど、刑事事件に対する関与の仕方もやや間接的である。日本の検察の主要な業務である捜査に相当する部分を実際に行っているのは、むしろ予審官であるともいえる。

もっとも、検察官が捜査、訴追、公判の維持の職責を有していて、これが検察官の最も重要な職務であることは間違いなく、この点は、日本と同じである。ただ、これらの職務についても日本との相違点は指摘できる。例えば、タジキスタン司法制度セミナーにおいては、タジキスタンでは、証拠不十分なのに有罪判決がなされた場合も違法な判決であり、検察官は異議申立て（上訴）をするとされる。これについては、検察官は有罪を主張する立場にあるとしても、そもそも起訴は予審官がするのであって、検察官は承認するのみであるし、この場合はより上級の検察官が、下級の検察官が担当した事件についておかしいと考えたときになされるものである、と説明される。日本の検察官も公益の代表者として、例えば無罪を求める上訴もするが、中央アジアの検察官の方が、捜査の結果から距離をおいて適法性を確保することこそが検察官の第一の任務だとする性格がより強いように思われる。

中央アジアにおける検察官の上記のような位置付けが将来どのように変わっていくかを予測することは困難であるが、ロシア等の動きにも注意していく必要がある²⁹。三権分立、市場経済の方向への改革という流れの中では、検察の権限は縮小していくだろうということが一つの論理的予測として成り立つが、検察が一般監督権限の行使によって個人の権利や自由の保護に果たしている役割や各国の事情の相違をも考えると、予測は難しいと言わざるを得ないだろう。

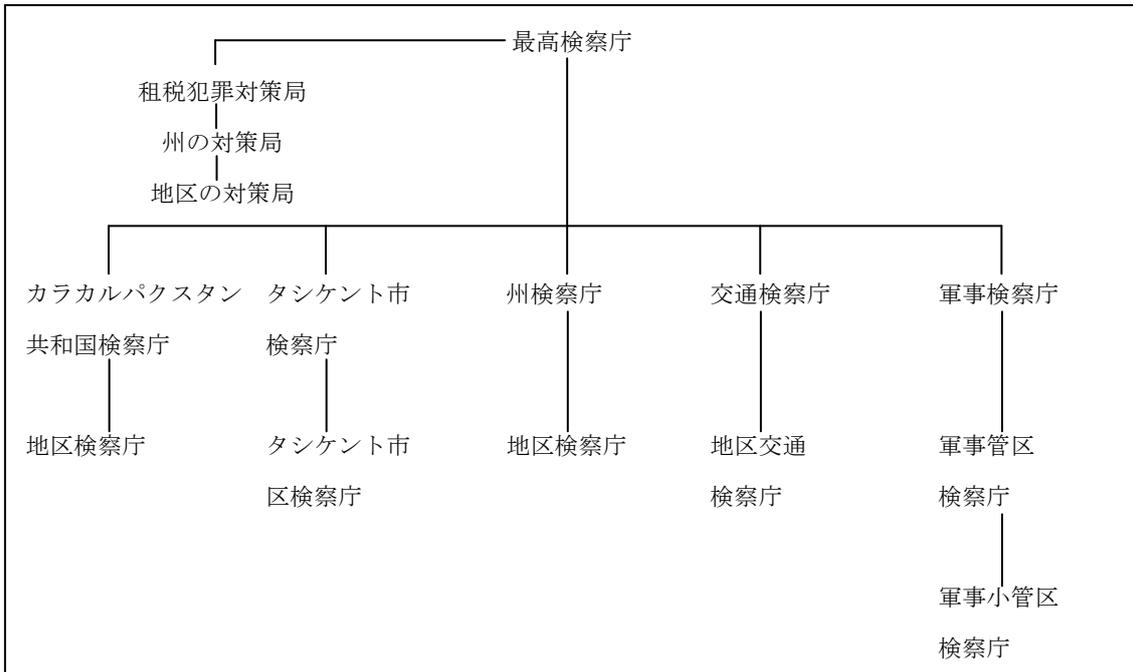
(2) 検察庁の組織

A ウズベキスタン

ウズベキスタンの検察庁の組織については、丸山毅「ウズベキスタン共和国の司法制度について」（ICD NEWS 第4号62頁）等で既に調査結果がまとめられているの

29 ロシアにおいては、一般監督制度の存廃をめぐる論争を経た1992年の検察庁法以来、検察官の一般監督制度は存続させるものの、裁判所及び訴訟参加者による法律の正確な執行に対する検察官の監督権は否定されている（小森田秋夫編著「現代ロシア法」（2003年）129頁）。ロシアの検察制度をめぐる動きについては、特に小田博『法治国』ロシアにおける検察制度」（芝原邦爾他編「松尾浩也先生古稀祝賀論文集」下巻（1998年）367頁）参照。

で、詳しくはこれらの文献を参照されたいが、同論文における図表を転記させていただくと、次のとおりである。



なお、中央アジアの検察官が、刑事事件の捜査・訴追等以外に様々な権限を有していることについては、前記のとおりである。

B タジキスタン

タジキスタンの検察庁については、事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーにおいて、次のような説明を受けている。

検察庁も行政機関であるが、他の省や委員会には属しておらず、麻薬対策庁などとともに、大統領に直属する機関である。検事総長以下、中央集権的な組織となっており、検事総長の下に4人の次長検事、さらにその下に11の局がある（この各局が、あらゆる分野をカバーし、一般監督権限を行使する仕組みになっている）。また、検事総長府は、法執行（行政）機関の活動を調整する権限がある。各法執行機関によって構成されるコーディネーション・カウンセルは、検事総長府の下で活動しており、検事総長は、同カウンセルの議長なのである。

検察庁は、中央集権化された一体としての組織である。国の中で法が正しく一様に実施されているかを監督する権限がある。

最高検察庁の組織は、検事総長の下に軍事、交通、特別がある。州・市のレベルの検察官は、5年の任期で、総長により任命される。

検察官の主な職務は、9つの部門からなる。

- ① 一般的監督。つまり法の執行の監督。対象は、各省庁、各地方自治体（国の出先も）、軍事部門、監督機関、企業・団体、公共、宗教、団体、政党、公務員、

また、その作る法令。

- ② 犯罪対策機関（初動捜査機関及び予審機関）の法執行の監督。
- ③ 拘束されている場所での強制処分の執行状況の監督。
- ④ 犯罪捜査。
- ⑤ 他の国家機関と協力して、犯罪防止、違法行為防止の立案。
- ⑥ 法律の改善，コメンタリー，立法活動（議案の提出ではなく，立案して，議員のところに持っていく）。
- ⑦ 法執行機関の活動の調整（調整委員会が作られ，検事総長が議長になる。国，州，市などの各レベルにも同じものがある。四半期に1回会議が開かれる。ここでなされた決定は，法的拘束力があり，すべての公務員が従わなければならない）。
- ⑧ 刑事・民事の法廷審理に参加すること。裁判所の判断が違法なときに異議申立てをすること。
- ⑨ 市民や法人の権利が侵されたときの不服や申立てを検討すること。

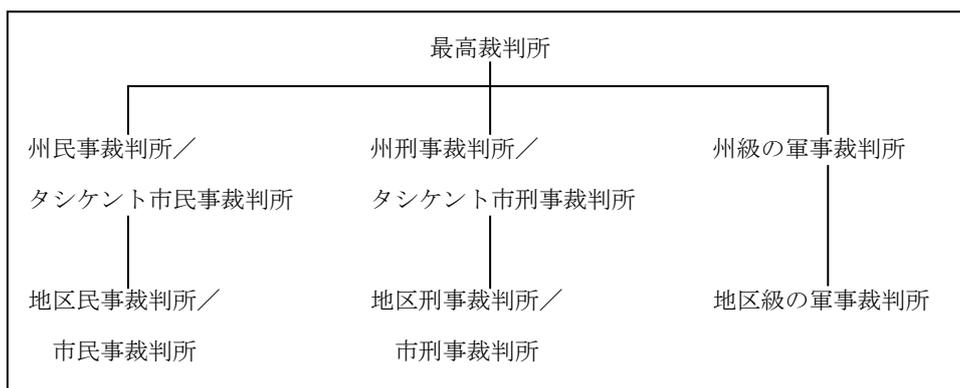
4 裁判所

(1) ウズベキスタン

ウズベキスタンの裁判所制度についても，前掲丸山論文等に詳しく紹介されており，以下同論文に従ってその骨子のみを記載する³⁰。

ウズベキスタンの裁判所は，要するに，憲法裁判所，最高裁判所を頂点とする通常裁判所及び最高経済裁判所を頂点とする経済裁判所という三つの系統から構成されている。

通常裁判所に関する同論文掲載の図表を転記させていただくと，次のとおりである。



訴訟当事者は，第一審判決に不服がある場合，控訴の申立てと破棄の申立ての二つの手段を保障されている（控訴申立期間が渡過して判決が確定した後も，事件の当事

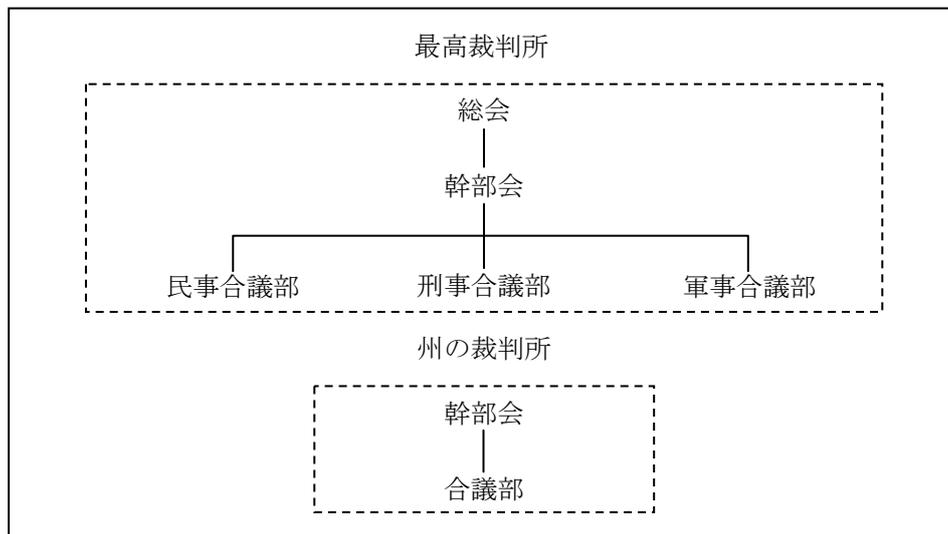
30 名古屋大学大学院法学研究科「中央アジア諸国における紛争解決過程—ウズベキスタン共和国に関する報告書—」（2002年）にも同国の裁判官に関する詳しい情報がある。

者や検察官が上級審に対して1年間は不服申立てができるという制度が破棄審である)。控訴審判決であれ破棄審判決であれ、第二審判決は言渡しと同時に確定するが、こうした確定判決が違法である場合のために、監督審が用意されており、監督審開始の申立てができるのは、最高裁判所長官・副長官、検事総長・次長検事、州裁判所長官、州検察庁長官に限られている³¹。監督審の審理を行うことができるのは、州裁判所の幹部会、最高裁判所の合議部(コレギウム)・幹部会(プレジディウム)・総会(プレニウム)である。なお、最高裁判所裁判官は、2002年4月時点で41名とのことである。

州裁判所も最高裁判所も上訴審に純化されているわけではなく、第一審としての管轄事件も持っている。

これらの関係についても、詳細は前掲丸山論文を参照されたい。

最高裁判所と州級の裁判所の内部組織についても同論文掲載の図表を転記させていただくと、次図のとおりである。



ウズベキスタン最高裁判所の総会の部屋を見学する機会があったが、その様子は、次の写真のとおりである。円卓に最高裁判所の全裁判官が座り、その外側の席は、検察その他のオブザーバーの席ということである。

31 タジキスタンでは、無罪の判決に対する監督審の申立ては、1年間に限られる。



最高裁判所総会は、最高位にあり、4か月に1回開催され、具体的事件を審理し、さらに、法令の解釈について統一の見解を定め、下級裁判所に対して通知する「指導的指示」を発出する。むしろ、この指導的指示が最高裁判所総会の主たる責務であるともいわれる³²。

(2) タジキスタン

タジキスタンにおいては、憲法裁判所、最高裁判所、上級経済裁判所、軍事裁判所の系列があり、最高裁判所の系列に州裁判所、市・地区裁判所があり、これが通常の刑事事件を扱う裁判所である。ドゥシャンベ市は、首都特別行政区であり、州と同じ扱いを受ける。そのため、ドゥシャンベ市裁判所は他の市の裁判所と異なり州レベルの事件の管轄を有していることになる。タジキスタンにおいても、裁判所は、総会・幹部会と多層的になっており、これについては、救済の機会が多く、民主的な仕組みであると説明される。幹部会でも事実問題を審理することがあるが、被告人は審理に呼ばれず、証人尋問、被告人質問などはせず、被告人の立場は弁護人によって説明される³³。

32 ソ連の指導的指示（руководящие указания）ないし指導的説明（руководящие разъяснения）について、藤田勇「概説ソビエト法」（1986年）101頁参照。

33 タジキスタンについては、事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーにおいては、総会に上げることを決定することができるのは、最高裁判所長官と検事総長であり、幹部会と総会は、決を採る機関であり、被告人が出廷することはないとのことであった。したがって、審級があるというよりは、組織としての当該裁判所において、合議部の判断のほか、全裁判官決議と執行部裁判官決議とがあり、これらが個々の事件を担当する合議部の判断よりも強い効力を有すると理解した方が良いように思われる。

(3) 少年事件

少年裁判所や少年専門の裁判官は存在していないようである。タジキスタンについては、少年事件は、所長判事又は経験年数の長い判事が担当することになっているということであるが、タジキスタンのソグド州ホジャンド市裁判所の Mamadova Manzura Latifovna 判事は、少年専門の裁判所又は判事の導入は望ましいことであると述べていた。

(4) その他

以上の公的な裁判所のほかに、部族的な裁判所も存在するが、あくまで非公式のものである。例えば、キルギスはもともと遊牧民の国家であり、ウズベキスタンやタジキスタンのような住民自治組織マハリヤはないが、部族の中の絆が強く、部族長の裁判所（アクサカル・コート）が紛争解決に機能を果たしているとのことである。しかし、これは公的なシステムではなく、また、民事的な紛争の解決が主であって、刑事分野の機能は余りないようである。

5 処遇関係機関

(1) 矯正施設

タジキスタン、キルギス、ウズベキスタンの3国とも、自由剥奪刑を言い渡された者（成人・少年）が収容される矯正施設をコロニー（колония）と呼んでいる。コロニーには、収容者の属性・警備体制に応じて区別がある。例えば、本調査団が訪問したのは、タジキスタンの成人男性用強化体制コロニー、キルギスの少年用教育コロニーと女性用一般体制コロニー、ウズベキスタンの少年用教育コロニーの4か所であった。

3か国とも、旧ソの制度を引き継いだため、矯正局は内務省の管轄であったが、最近、タジキスタンとキルギスで、内務省から司法省に移管した。その目的は人道化・民主化であり、前述の「刑罰のリベラリゼーション」の大きな流れに対応している。

A タジキスタン³⁴

全国で、成人男性用コロニーは8施設あり、警備体制によって4種類（一般、強化、厳重、特別厳重）に区分されている。その他に「チュリマー」と呼ばれる、さらに厳重な警備体制を執っている長期収容のための施設と、反対に、限りなく一般社会に近い生活をさせる「居住型コロニー」がある。「居住型コロニー」では、そこに居住することだけは制限されるが、出入りは自由、面会も外部での就労も自由である。

少年については、制度上で「一般教育コロニー」と「強化教育コロニー」に分かれているが、実際に存在する少年用教育コロニーは1施設だけで、男子施設である。女子少年は自由剥奪刑を科されると成人女性用コロニーに収容される。成人女性用コロ

34 タジキスタン最高検察庁による説明。

ニーも一般体制の1施設しかない。この女性用コロニーの収容者数は現在470名であるが、そのうち8名が女子少年である。

B キルギス

全国のコロニー数は把握できなかった。少年用教育コロニーはタジキスタン同様、「一般教育コロニー」「強化教育コロニー」の合同施設で1施設しかない。女性用コロニーが一般体制の1施設で、女子少年を混ぜて収容しているのも同じである。

C ウズベキスタン³⁵

全国のコロニー数は、居住型コロニーも入れて53か所であり、被収容者数は約5万人³⁶である。そのうち成人女性用コロニーは1か所で、この施設内の別棟に女子少年も収容している。男子少年用教育コロニーは2か所で、どちらも「一般教育コロニー」「強化教育コロニー」の合同施設である。

(2) 内務省インスペクター

3か国に共通する制度である。日本で言えば、地域活動にあたる現場の警察官に近い。担当地域の一般的な秩序維持を仕事の目的としている「管区（予防担当）インスペクター」と、特に少年だけを扱う「少年事件（予防）インスペクター」の別がある。

タジキスタン最高検察庁及びキルギス最高検察庁の説明によると、「管区インスペクター」は成人で仮釈放になった犯罪者に対する指導監督を行う。仮釈放制度については後述する。ウズベキスタンの管区インスペクターの役割も基本的には同じだが、サマルカンド州地方検察庁の説明によると、マハリヤ委員会との連携において同委員会が雇用している「人民警護員」（後述）と協働しているのが特徴であるという。

「少年事件インスペクター」は非行少年の社会内での監督と、少年の行状についての記録取りをしている。サマルカンド州地方検察庁の説明によると、高等教育（教育学あるいは法律）が要件で、内務省が行う3～6月の研修を受けている。タジキスタン及びキルギスでは「少年事件委員会と連携して」³⁷、ウズベキスタンでは「マハリヤ委員会と連絡を取りながら」³⁸活動しているようである。

(3) 矯正労働インスペクター・インスペクション

まぎらわしい名称だが、「矯正労働」は刑罰の一つで、「自由剥奪のない強制労働」

35 ウズベキスタン最高検察庁の Head of Department on control over observance of law during holding in custody and execution of the punishment, Nazrulla Fayzulloev 氏による説明。

36 Roy Walmsley, "World Prison Population List (fourth edition)", Home Office Findings 188, 2003 によるとウズベキスタンの刑務所人口は6万5千人である。

37 キルギス最高裁判所・タジキスタン大統領府で説明あり。

38 ウズベキスタン内務省で。

とも言われる³⁹。社会内に身柄を置いて労働させた収入の一部を国庫に入れさせるものであって、自由剥奪刑を受けた者がコロニーで行う労働とは性質が違う。「矯正労働」の意図は、①本人を従来からの就労先から切り離さない、あるいは、②就労先を当局が指定する場合でも、従来の生活環境を保全してやろうというものである⁴⁰。

タジキスタンでは、矯正労働インスペクション（監督局）が矯正施設から釈放された少年のアフターケアを行う機関の一つであると刑罰執行法典に定められており⁴¹、各機関の調整役も期待されている。

タジキスタンでは矯正労働インスペクションも、矯正局と同時に内務省から司法省に移管されている。一方、ウズベキスタンでは矯正労働インスペクションは（矯正局同様）今も内務省に属し、「居住型コロニー」の監督も行っているそうである⁴²。

(4) 少年事件委員会

タジキスタン、キルギスでは非行少年に対する社会内での指導監督に大きな役割を果たしている。一方、ウズベキスタンではその存在の有無自体が不明であり⁴³、少なくとも実態としては活動していないと思われる。

A タジキスタン⁴⁴

政府、州、市、地区など各行政レベルごとに構成される。政府レベルの場合、議長は副首相、セクレタリー（専従事務職員）は大統領府の職員である。地方行政の場合、地方政府（ホキミヤット）の中に置かれ、議長は副知事や副市長となる。メンバーはホキミヤットの教育部長、学校の校長、青年団体や女性団体、地域の名士など15～30人位。無給である⁴⁵。警察、裁判官、検察官はメンバーになれないが、会議には監督として必ず検察官が参加する。

少年事件委員会は、管轄区域内の、少年に関する情報を集め、状況をモニタリングする機関である。必要な場合は早期に親や学校だけでなく地域を巻き込む介入を行い、人道主義の観点に立って、少年が非行を犯して裁判所に送られたり、重い処分を受けることを未然に予防しようとしている。

具体的な機能としては、以下のとおりである。

39 ウズベキスタン最高裁判所。

40 タジキスタン大統領府。ウズベキスタンでは①は裁判所、②は内務省が執行する（ウズベキスタン最高裁判所による）。

41 大統領府法務部による、日本側からの質問票への回答。

42 ウズベキスタン最高裁判所。

43 聞き取り調査でも、日本からの質問票への回答でも、登場しなかった。

44 主に大統領府による説明。

45 このようにボランティアで行う社会活動を「ソーシャル」と呼び、旧ソ時代から多くの活動がなされているとのこと。

① 教育的強制措置の適用

裁判所が送ってきた少年事件を受け、施設送致（後述）を含む教育的強制措置の適用を検討する。検討の際は、本人の環境や法違反行為の性質を考慮する。

② モニタリング

執行猶予で実刑を回避された少年について、両親、内務省の少年事件インスペクター、学校の先生などと連絡を取り合っ行って行状を把握する。執行猶予期間の半分くらいの時点で行状が良ければ処分を打ち切り⁴⁶、不良ならその旨を裁判所に伝える。

③ その他

親を指導し、時には親から罰金を取ったり、国が子供を引き取った形にして親権問題で親を訴えたりすることもある。また、地方行政の議員が必ずメンバーに入っている（例えば議長）ので、必要に応じて議会の決定を取ってもらう形で地域社会の協力を得ることができる。

B キルギス⁴⁷

政府と各レベルの地方行政機関にあり、2002年現在で総数65。管轄区に住民登録されている少年の事件を扱う⁴⁸。地域で問題になっている少年がいると、内務省インスペクターや地域の学校から委員会に連絡がある。裁判所から連絡が入ることもあるが少数。キルギスにはマハリヤはなく、アクサカルコートはあるが、この点ではあまり機能していない。

地区委員会レベルの決定に不服があれば州レベルに、さらに不服なら政府レベルに、申し出ることが可能。主な機能は、以下のとおり。

① コントロール

矯正施設の監督、特別学校の環境保全、施設から釈放された少年が親元や勤め先できちんと生活しているかどうか行状をチェックすること。

② 裁判所の代替

14歳までの年少少年が犯した事件は、裁判所ではなく少年事件委員会が扱う。処分の幅は、罰金、損害賠償、訓戒、特別学校への送致など。新しい法律により、検察官と弁護士の同席が義務付けられたが、実務では省略されている。

③ 少年の権利保護

少年事件の法廷に同席して、裁判官に事情を説明する。また、委員会で少年の親に少年を放置しないようとの決定をすることも可能。

46 執行猶予の例には該当しないかもしれないが、刑法90条の3では、少年事件委員会が特別教育養育施設への収容を早期に打ち切る権限を持つことが規定されている。

47 主に Young Lawyers Association の Lawyer である Violetta Yan 氏の説明による。

48 住民登録をしていない少年は、発見した内務省インスペクターの手で「少年のためのアダプテーションとリハビリテーションセンター」に収容される。

- ④ 少年に関する苦情や意義申立ての処理
新しい機能。
- ⑤ 少年の社会生活支援
就労先を探す援助など。
- ⑥ 学校での防犯教育実施

少年事件委員会の構成員は、議長以下、セクレタリー、教育関係者（政府レベルでは文部省・地方では教育機関の人）、労働省、内務省（少年事件インスペクター）、などである。実務上、委員会で要となるのはセクレタリー（公務員）であるが、専従で雇われているはずなのに他の仕事を押し付けられたり、もともと給料が安いので定着しない人が多かったりという問題がある⁴⁹。

(5) 特別教育養育施設

タジキスタンで、軽微な犯罪を犯した少年が送られる「特別教育養育施設」は、教育省が管轄する「スペツ・シコーラ（特別学校）」と「スペツ・ウチーリッチェ（特別職業技術学校⁵⁰）」の総称である⁵¹。前者は14歳までの少年、後者は15歳以上の少年を対象とする施設である。

スペツ・シコーラ（詳細は後述する）は全国で1か所しかない。スペツ・ウチーリッチェの数は不明である。

キルギスも⁵²基本的にタジキスタンと同じで、「特別教育養育施設」は「スペツ・シコーラ（特別学校）」と「スペツ・ウチーリッチェ」（特別職業技術学校）」の総称で、14歳までの年少少年は前者、15歳から18歳は後者に区分される。両者とも施設数は不明である。

JICA キルギス駐在員事務所を通じて現地で配布された、日本側からの質問票への回答集⁵³によると、キルギスには困窮家庭の少年を再教育する制度があり、それは少年を教育・文化・労働・社会保障省管轄の、special school と special professional collage No2 に送ることだとされているので、この二つが「特別教育養育施設」であると推定されるが、ロシア語・英語・日本語間の対応関係が不明確で断定はできない。

ウズベキスタンにも制度としては「特別教育養育施設」が存在する⁵⁴が、それが「スペツ・シコーラ」及び「スペツ・ウチーリッチェ」を指しているかどうかは確認が取れなかった。

49 同様の問題がタジキスタンで存在するかどうかを後日タジキスタン大統領府で質問したが、タジキスタンではセクレタリーは単なる事務従事者なので問題はないとの返答だった。

50 一般の職業技術学校はペーテーウーと呼ばれている。

51 「教育養育施設」と言うと、これらの他に前述の教育コロニー（矯正施設）を含む。

52 前記注47の Violetta Yan 氏の説明による。

53 英文。Legal department Head, E.T.Belskovskaya 執筆分, pp 18。

54 日本側からの質問票への回答（質問41）による。

6 法曹の養成及び研修

(1) 中央アジアの法曹制度

中央アジアにおいては、法曹三者として裁判官、検察官及び弁護士を共通の資格としてとらえる考え方はない。裁判所、検察庁いずれも独自の採用システムを持っており、弁護士資格の付与の仕方も全く別のシステムが存在する。

もともと、法律関係職の間でポストを移るといってもなくはないようで、タジキスタン大統領府で説明を受けた同府上級顧問 B. Khudoyorov 氏は、予審官の経験もあり、法務次官の経験もあり、市裁判所で仕事をしたこともあり、最終経歴は最高経済裁判所の裁判長だった。また、タジキスタンのホジャンド市でタジキスタン司法制度セミナーの帰国研修員と会食をした際に同席していた人物は、検察庁にいて将来を嘱望されていたが、裁判官に転官してしまったと紹介されていた。

(2) ウズベキスタン

A 任官・資格付与手続

前記丸山論文によれば、ウズベキスタンの裁判官（最高裁判所の系列）、検察官及び弁護士の任命ないし資格付与の手続は、次のとおりである⁵⁵。

最高裁判所裁判官は、大統領の提案に基づいて国会が任命するが、下級裁判所の裁判官は、各州に設けられた資格審査会で候補者を選んで最高裁判所に通知し、最高裁判所が大統領府の最高資格審査会⁵⁶に推薦し、最高資格審査会が審査して大統領に推薦し、大統領が任命する。

検事総長及び次長検事は、国会の事後承認を条件に大統領が任免するが、その他の検察官については、検事総長に任免権がある。検察官に任官できる条件は、①ウズベキスタン国籍を有すること、②高等法学教育を受けていること、③職業人としての資質を備えていること、④職務に耐え得る健康体であること、⑤25歳以上であること、⑥前科がないこと、とのことである。

弁護士の資格を得るには、ウズベキスタン国籍を有していること、法学教育を受けていること、資格試験に合格することが必要である。この資格試験を実施するのは、司法省の資格認定委員会であり、合格率は約9割に達するほど高いということである。

B 任官・資格付与後の研修・研鑽等

法曹関係者の研修について、司法省国際法局局長 Murad Malikovich Khakilov 氏らから聴取したところ、次のとおりであった。司法省には、法律関係者に対する研修機関

55 前掲「中央アジア諸国における紛争解決過程—ウズベキスタン共和国に関する報告書—」に、裁判官の独立、身分保障等について詳しい分析がある。

56 最高資格審査会のメンバーは、国会副議長を委員長とし、大統領府代表、国会代表、法律学者、弁護士など17名である。

があり、裁判官だけでなく、司法省の職員、その他の法律関係者（法務コンサルタント、弁護士、公証人、登記機関の職員、銀行の法務関係者）も研修を受けられる。裁判官についてはだれが研修を受けるかは最高裁判所長官が人選する。この研修機関を司法省から独立したらどうかという意見もあることはある。なお、昔はすべての裁判官が司法省に対して報告し、司法省が裁判官を直接罰するということがあったが、今日ではそのようなことはない。

ウズベキスタン最高裁判所副長官 Bakhtiyar Djamalov 氏らから聴取したところによると、裁判官は、そのキャリアの中では、民事専門、刑事専門に分かれている⁵⁷。昔は両方できたが、今は専門化するようになった。人が多い裁判所では、さらにその中の専門化も行われている。例えば、最高裁判所でも民事部の中で担当を分けている。これは本人の希望に基づいており、州の裁判所の中にある資格審査会に対して、希望者が申請し、民刑別に試験を受けて任命される。最高裁判所は、司法省と共同で、裁判官に対する研修を行っている。

ウズベキスタンの検察官に関しては⁵⁸、最高検察庁において、検察庁研修センター所長 Erkin Abzalv 氏らから、最近の研修について聴取したところ、例えば、今年初めに研修センターで法執行機関職員を集めて、ヤミ経済をテーマとしたセミナーを実施した。汚職に関する学術会議も開いている。今後学術会議で予定しているのは、予審、裁判における個人の自由・権利の保障等であり、先進国の状況の調査も課題にしているとのことである。

弁護士に対しては、司法省が資格付与及び懲戒の権限を有しているところであり、同省国際法局局長 Murad Malikovich Khakilov 氏らから聴取したところ、次のような説明を受けた。司法省は、検察官と弁護士とが同等の権限を持つことを保証するようにしている。弁護士については、比較的最近まで、何らかの理由で検察庁や司法省にいられなくなった人が弁護士になることが多かった。弁護士を2級の職業と見る傾向もあった。実際、ソ連時代は無罪判決がほとんどなかった。独立後は、そのような部分を直していくべく努力し、企業家の保護に関して、ここ2年で400の企業の違反が無罪になるまでになった。弁護士の発展のためのコンセプト作りを行っているところである。独立後の早い時期に「弁護士に関する法」ができた。弁護士会があり、そこで問題を解決する。弁護士になるためのライセンスを出しているのは、司法省本体ではなく、市の法務局である。資格試験を通らなければならない。試験委員会は、弁護

57 前掲「中央アジア諸国における紛争解決過程—ウズベキスタン共和国に関する報告書—」8頁によれば、2000年の新裁判所法が、裁判の専門化、そしてこれに基づく裁判所の専門分化が必要であるとの認識により、これまでのように通常裁判所と特別裁判所＝経済裁判所という組織的につながりのない二つの系統の裁判所を存続させるとともに、通常裁判所系統の下級裁判所を、これまでの軍裁判所のほかに、さらに民事裁判所と刑事裁判所とに組織的に分けたとのことである。

58 ICD NEWS 第4号104頁によれば、地方レベルで採用された検察官は、職務を開始する前に1年間の研修を義務付けられる。

士の中から人が出される。弁護士の問題は、彼らと合議の上で解決している。従来、弁護士会はきっちりしていなかった。資格認定委員会が弁護士に対する懲戒権も有する。同委員会は、10人いるとすると、5人が弁護士、5人が州や地方の法務局の職員（司法省の下）という構成である。市民からの苦情があると、調べて処分をする。これに対しては、不服申立てが裁判所に対してできる。この委員会は地方レベルのものと国レベルのものがあり、前者から後者への不服申立てもできる。

C 法曹養成機関としての大学

ウズベキスタンにおいては、タシケント法科大学が実質的に司法省に属する機関として、法曹教育をするとともに、法律案の起草にも深くかかわっている⁵⁹。同大学のルスタムバーエフ（Mirzayusuv Khakimovich Rustambayev）学長から、説明を受けた。

同大学は、ウズベキスタンで唯一の法科大学であり、他の大学の法学部と異なり、法曹養成に特化したものである。教員には実務経験のない人の方が多いが、多くは弁護士の資格を持っている。また、教員に対する実務に関する研修も最高裁判所、検察庁、市裁判所等で行っている。また、大学としても、実務家を時給ベースで呼んで講義をしてもらっている。アメリカ式のリーガル・クリニックも実施している。

(2) タジキスタン

事前ヒアリング調査の結果によれば、次のとおりである。

裁判官・検察官・弁護士に共通した資格試験はない。

裁判官になるためには、裁判官用の試験（筆記・口述）があり、これに合格しなければならない。また、5年の再採用ごとに試験を受けなければならない。

法学部の卒業試験は国家試験となっており、その成績により、各官庁の採用が行われる。比較的成績のいい者が検察庁に採用され、その他の者が内務省等に入る（検察庁は知識重視、内務省は体力重視の傾向がある）。各官庁の人事担当者において、振り分け・採用が行われるのである。

弁護士は、法学部を出て、法務省において面接を受け、ライセンスを取得すれば、その資格を取得する。この制度は2000年から始まったもので、それまでは、法学部を出れば、だれでも弁護士になれた。

裁判官の年間採用人員は、10人～15人である。検察官についても、現在800～850人の検察官がいるとして、毎年10～15人を採用している。空いたポストを埋めるだけしか採用できないのである。弁護士は、最近はかなり増えてきている。

裁判官や検察官になりたいがなれなかった人が、1年間弁護士をして、翌年裁判官や検察官になることをねらうケースは存在するということである。

59 ウズベキスタンの法曹養成制度については、名古屋大学大学院法学研究科「中央アジア諸国の裁判制度報告書」（2001年）に詳しい。タシケント国立法科大学については、同書155頁以下。

検察官の研修については、最高検察庁において、検察庁の職員全体に対する研修がある。期間は、10日から2週間程度の短期間のもので、6か月から10か月に1回程度実施しており、それ以外にも市・地区レベルでは個別の犯罪ごとの研修などを実施している。旧ソ連時代は、レニングラード、モスクワ、キエフなどに研修に行ったが、今はそれがなくなったので、国の中でやらなければならない。

今回、大統領府において Galiya R. Rabieva 人事政策上級顧問及び B.Khudoyorov 上級顧問らから聴取したところは、次のとおりである。

教育のベースは、タジキスタン国立大学の法学部であり、他にも単科大学等がある。

裁判官になるためには、高等法律教育が必要であり、地区レベルでは25歳以上で3年以上の法曹経験が必要、州レベルでは30歳以上で裁判官として5年以上の経験が必要、最高裁・最高経済裁判所にも同様の要件がある。憲法裁判所では法曹経験が10年以上必要である。

裁判官、検察官、警察官いずれも仕事の中で能力向上の機会が与えられる。

最高検察庁も独自の研修機関を持っている。そこで予審官等の研修を行っている。内務省にも内務省アカデミーがあり、司法省にも研修所がある。「司法評議会」にも裁判官のための研修センターがある。これはできたばかりである。裁判官は最高裁判所でも研修を受ける。また、最高裁が司法評議会と共同で下級裁判所裁判官の研修も行っている。

(以下次号へ)



タジキスタン司法制度セミナーの帰国研修員と調査団員

魚釣り と 国際協力

国際協力部長 田内正宏

題名を見て、釣好きの方は、シーズンを迎えた真鯛やイサキの話かと思われたかもしれませんが、実はそうではなく、法務総合研究所国際協力部が行っている法整備支援のコンセプトの話なのです。昔の諺に

「飢えている人に魚を与えると、その人は1日しか生きられない。しかし、魚の釣り方を教えるとその人は一生生きられる。」

というものがあります。その諺の趣旨が法整備支援にはぴったり当てはまります。国際協力部では、日本の学者・実務家の方々とともに、アジアの開発途上国を対象に、民法・民事訴訟法等の立法を支援する活動やこれを運用する法曹の養成を支援する活動を行っています。その支援の活動では、相手国に対して単に法律を与えるのではなく、その立法の仕方や運用の仕方を教え、自ら法律を創造し運用する、そして、法曹も自らが養成できるようになるための手伝いをしようとしているのです。

1. カンボジアでの人づくり

まず、カンボジアが今法曹を養成するために直面している困難な問題について述べたいと思います。カンボジアは、フランスの保護国として、法の面でもフランス法の支配の下にありました。1953年に独立を達成後も内戦が勃発し、ポルポト派による知識人の虐殺により、法曹人口も激減し、1979年当時、カンボジアに残っていた裁判官は4・5人だったと言われています。1993年に新生カンボジア王国が成立してから、多くの国や国際機関がカンボジアに対する援助をしてきました。法整備の面でも、フランスが刑事法関係の起草を支援しているほか、日本が民法・民事訴訟法草案の起草を支援し、ADB（アジア開発銀行）も土地法の制定に寄与しました。その他にも、アメリカ、オーストラリア、世界銀行など、多くの国や国際機関が支援をしています。

昨年11月に開校した王立司法官職養成校は、裁判官と検察官を養成するためにフランスの支援で設立されたもので、現在50数人の修習生が前期修習を行っています。私が今年の3月にカンボジアを訪れた際に養成校を見学する機会がありました。養成校は、強い日差しの中でも、フランス的な洒落た印象を与える白壁の建物でした。ちょうど私が訪れたときには、常駐しているフランス人の裁判官ミシェル・ボニュー氏が修習生を相手に、フランス語でUNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）の時代にできた刑事手続の基本を教えていました。ボニュー氏は、修習生との問答を多用し、フランス人らしく身振り、手振りを交え、熱っぽく語りかけていました。クリーム色のシャツを着たカンボジアの修習生たちも仏語・

クメール語の通訳を通して、あるいは通さず直接に、熱心に議論に参加していました。

その光景は、遠く明治の時代、フランス語でフランス法学及び自然法学を日本人に教えたボワソナード博士もこうだったのではないかと思わせるものでしたが、その後、日本は、順次西欧法を取り入れ、これを自国の法として運用し、創造してきました。法学も実務の運用も我が国独自のものを発展させ、法解釈や判例の積み重ねがなされてきました。その背後には、先人の多くの苦勞と努力が潜んでいたことでしょう。カンボジアも正に自国の法の建設、自国語による法の運用そして教育という課題に直面しています。これらのアジア諸国では、西欧法が植民地支配の道具として押し付けられ、その運用も母国語でなされていたため、法というものは、常に外国語で語られるべきものであるという想念があったといえます。カンボジアの現状は、今なお、支援国、支援機関への依存度が極めて高いと言わざるを得ません。民法・民事訴訟法草案は、日本の学者・実務家の叡智を集めて作成の支援をしましたが、カンボジアは、これを自ら運用していく力を付けていかなければなりません。王立司法官職養成校も自らの手で法曹教育をしていくことが必要です。しかし、現状では、フランスのボニユー氏が常駐して刑事法を教えているほか、ADBの土地法講義、国連人権高等弁務官事務所による人権やG T Z（ドイツの国際協力機関）によるジェンダーに関する講義、シンガポールによる英語講座等、外国や国際機関に講義を受け持ってもらっている部分がとても多いのです。カンボジア側では、カンボジア人の常勤講師がおらず、現職裁判官が非常勤で講師を務めている程度なのです。カリキュラムも1・2週間先の予定をようやく立てながら自転車操業をしており、教材も各講師のレジュメ程度しかない有様です。

このような現状を見るにつけ、法整備支援では、「魚の釣り方」を教えることが重要であると考え、国際協力部教官を養成校に派遣して民事裁判に関する支援を開始しつつあります。それは、カンボジア人が自らの手で法律を活用し裁判ができるように民事訴訟の実務を教えようというものですし、さらには、自国民の講師でもって自国民の修習生を教えられるように、その教え方を教え、教材やカリキュラムも一緒に作ろうというものです。日本の法制度の発展の歴史でもそうでしたが、法規範の整備や法を運用する機構の設置よりも、法律を運用する人間の養成、いわゆる「人づくり」が一番難しいといわれています。カンボジアの法制度が持続的に発展していくためには、法律を作り、運用し、教えることのできるカンボジア人を育てることが重要です。

閑話休題。

2. ベトナムの判決書を分かりやすいものに

「魚の釣り方」を教えるにしても、できれば日本が誇れる日本独自のものを教えたいと考えています。

その一つとして、国際協力部では、ベトナムの民事判決書を分かりやすくするためのプロジェクトを実施しています。ベトナムの判決書は、長文かつ物語調で網羅的な記載がされています。原告や原告代理人の言い分も被告とのかかわりから紛争にまつわる経緯、周辺事情

まで詳しく書いてあり、被告や被告代理人の言い分も同様に詳しく書かれています。そして裁判所は、まず当事者双方の言い分を法律的に分析して、当事者間で何が紛争となり何が請求されているかを明らかにするのです(!)。その上で、裁判所は、詳細な事実認定を行い法律判断をして本来の結論に至っています。このような方式を採る背景には、当事者に主張責任がなかったという事情があり、弁護士による訴訟代理が少ないため裁判所が中心になって当事者の言い分を付度する立場になったのではないかと思います。しかし、長い割には(あるいは長いために)、当事者の請求内容がなかなか分からない、請求権の発生に必要な要件が何かもよく分からない、事実認定と証拠の関係が不明確である等々、様々な問題点が指摘されます。

日本の裁判所では、判決書を分かりやすく簡潔なものにするための改良が重ねられています。また、争点に絞った審理が判決書にも反映されていて、そこに焦点を当てた判決書が作成されています。法律効果が発生するために必要な要件事実の理論も精緻に構成、展開されていて、判決書でも法律効果発生のために必要な要件が分かるようになっていきます。日本ほど精緻な要件事実論が必要ではなくとも、同じ成文法国家であるベトナムでは、その分析的な考え方が論理的な判決を書くために有益だと思われます。

そこで、国際協力部では、裁判官や弁護士の先生方とともに研究会を開催し、ベトナムの最高裁判所に対して、①判決の主題である原告の請求を初めに示す、②争いのない事実は基礎となる事実として先に書く、③当事者の言い分をその食い違いが浮かび上がるような形で分かりやすく摘示する、④請求が認められるために必要な要件を列挙する、⑤番号、アルファベット等による段落分けや見出しの使用を行う、⑥事実認定の結果を示すときには証拠を個別に掲げるなどの方法を探ったらいのではないかと意見を伝えつつあります。初歩的なことのようにですが、分かりやすくかつ要点を明らかにした判決書を作成することは、当事者のみならず国民に理解される裁判となるための必要条件だと思われますし、これが公開されて司法の運用が統一されていくことはベトナム司法にとって大きな進歩となることでしょう。

3. 相手国にふさわしい国際協力を

このような法整備の在り方を考察する過程において、西欧法を継受した日本法の特異性に思いをめぐらすことは楽しいことですし、日本の司法の長所や短所を自ら認識することも新鮮な発見に感じられます。加えて、アジアの諸国が置かれた歴史的な立場や政治的・社会的・経済的な状況への理解を深めつつ、その国にふさわしい国際協力を自信を持って進めていきたいと思っています。



E~MAIL

TO : icdmoJ@moj.go.jp

From : Asia

ところ変われば・・・カンボジアのお葬式（その1）

私のオフィスはカンボジア・プノンペン市の南部、「王立司法官職養成校」の中にある。ある日、オフィスの隣家から、突然にぎやかな鉦や太鼓が鳴り響いてきた。ちんどん屋サウンドに似ていて、日本人だったら思わず踊り出すような音楽だ。

養成校のスタッフに聞いたところ、お葬式が執り行われているとのこと。何ともにぎやかなお葬式である。

こちらのお葬式の色は黒ではなくて白であり、法事になると家をピンク色の幕やモールで飾ることもあるようで、私は最初、法事ではなく結婚式だと思った。それくらい派手である。それに喪服や法事の際の衣装も黒ではなく、白一色、または白い上着に黒いスカートやズボンをはく。私はこれを知らずに、白シャツ・白スカートで通勤したことがある。日本ではこれが流行っていたから、私は意気揚々と出勤したが、養成校のスタッフや研修生は、私の身内に不幸があったと思ったかもしれない。今、思い返すとちょっと恥ずかしく、それ以後、白一色の装いは避けている。

さて、隣家からはちんどん屋サウンドに引き続き、マイクを通じたお経が聞こえてきた。確にお葬式である。隣は大邸宅なのでお葬式も豪勢なようである。それにしてもカンボジア人はこのにぎやかなちんどん屋サウンドを聴きながら、死者を悼んで涙を流し、悲しい気持ちになるのだろうか。

～ 国際研究 ～

「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」講演会

(平成15年11月27日、28日開催)

前国際協力部教官(現法務省大臣官房民事訟務課法務専門官) 黒川裕正

法務総合研究所では、韓国大法院法院公務員教育院との共同で、財団法人国際民商事法センターの協力を得て、平成11年度から日韓パートナーシップ研修を毎年実施しており、研修を通して、韓国大法院との民事法務行政分野での交流を図っています。

また、平成13年4月から2年間の予定で、アジア太平洋知的財産権法制研究会を大阪中之島合同庁舎で開催し、アジア諸国の知的財産権の行使(エンフォースメント)についての研究活動を行っています。

折しも我が国では、知的財産権訴訟の在り方について、知的財産戦略本部の権利保護基盤の強化に関する専門調査会及び司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会において検討が進められ、平成16年には、知的財産高等裁判所(仮称)の設置に向けた法改正が行われる予定となっているようです。

一方、韓国では、1998年3月1日に、全国を管轄する特許法院が新設されています。

そこで、韓国特許法院から、趙龍鎬(チョ・ヨンホ)首席部長判事を招へいし、法務総合研究所、財団法人国際民商事法センターの共催、最高裁判所、法務省民事局、日本弁護士連合会、日本弁理士会の後援で、平成15年11月27日、28日に、「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」講演会を開催しました(27日は東京の法曹会館、28日は大阪中之島合同庁舎の当部「国際会議室」で開催)。

日本側講師としては、東京会場では、東京地裁知的財産権部の飯村敏明部総括判事、大阪会場では、大阪地裁知的財産権部の小松一雄部総括判事にお願いしました。

参加者は、弁護士や企業法務の方々、裁判所や関係省庁の方々などを中心に、東京会場では約50名、大阪会場では約70名の参加があり、活発な質疑が行われました。

この講演会の講演録、プログラム、講師のレジュメ、そして、会場で配布した参考資料を収録しました。日韓の知的財産権訴訟法制を知る上で有益なものと考えますので、御参照いただければ幸いです。

なお、平成15年度に法務総合研究所が財団法人国際民商事法センターとともに行った日韓関係の事業概要につきましては、拙稿「第5回日韓パートナーシップ研修、韓国知的財産権法制調査及び日韓知的財産権訴訟講演会実施報告」が、財団法人国際民商事法センター発行のICCLC NEWS 第19号(2004年1月)に掲載されていますので、御興味のある方は、同センター事務局(Tel 03-3505-0525)へお問い合わせください。



平成15年11月27日(木) 法曹会館「高砂の間」にて



平成15年11月28日(金) 大阪中之島合同庁舎「国際会議室」にて

講演会 日韓知的財産権訴訟の現状と展望

《東京会場》

日時：平成15年11月27日（木）

13:00～17:30

場所：法曹会館「高砂の間」

《大阪会場》

日時：平成15年11月28日（金）

13:00～17:30

場所：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室

《東京会場》

※ ただし、第1部（韓国側講演）は、東京・大阪共通。

○司会（黒川） それでは、ただ今より、法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター共催、最高裁判所、法務省民事局、日本弁護士連合会、日本弁理士会後援によります公開講演会、「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」を開催させていただきますと思います。

この講演会は、明日も同じ内容のものを大阪で開催する予定としております。

本日の講演会は、第1部、第3部につきましては、韓国語又は日本語への逐語通訳により進めさせていただきますが、第1部と第3部以外につきましては、韓国語で聞かれる方のみ、受付でお配りしたイヤホンでお聞きいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

開会のあいさつ

○司会（黒川） 始めに、法務省法務総合研究所の鶴田所長からごあいさつがございます。

○鶴田法務総合研究所長 ただ今御紹介を受けました法務総合研究所の鶴田でございます。主催者として一言ごあいさつ申し上げます。本日は、大変お忙しい中、「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」をテーマといたしますこの講演会に御列席を賜りまして、誠にありがとうございます。

この講演会は、先ほども紹介がありましたが、最高裁判所、法務省民事局、それから日本弁護士連合会及び日本弁理士会の後援をいただきまして、財団法人国際民商事法センターとの共催により、東京と大阪で開催することとなっております。

御存じのとおり、近年、我が国では、知的財産立国としてこの国を力強くよみがえらせようという動きが活発化しております。このような動きの中で、知的財産が保護される体制を整え

るために、司法制度改革審議会が知的財産権関係事件への総合的な対応強化の必要性を指摘しました。その後設置されました司法制度改革推進本部におきましても、この関係の訴訟の充実と迅速化を主要なテーマとする検討会が開かれております。また、平成14年に成立しました知的財産基本法に基づいて設置されました知的財産戦略本部におきましても、知的財産権訴訟の在り方について更に検討を行うということになっておりまして、そのための専門調査会も設けられたところでございます。一方、韓国におきましても、1998年3月1日に、全国を管轄する特許法院が新設されております。そこで、日韓知的財産訴訟の比較検討の場といたしましてこの講演会を開催するということにした次第でございます。

本日の講師は、韓国特許法院の趙龍鎬首席部長判事、東京地方裁判所の飯村敏明部総括判事をそれぞれお招きしております。また、法務省民事局参事官室から、平成15年7月に成立しました改正民事訴訟法のうち知的財産訴訟に関する事項につきまして、立法担当者の立場から報告をしていただく予定でございます。第一線で御活躍の先生方におかれましては、大変お忙しいところ、今回の講演等を快く引き受けただきまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

本日は、最高裁判所、法務省民事局の職員の皆さん、それから日本弁護士連合会、日本弁理士会、財団法人国際民商事法センターの会員の皆さんにも御列席いただいておりますが、本日の講演会が御列席の皆様にとりましても、また日韓両国の法制度の発展にとりましても大いに意義のあるものになることを期待いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○司会（黒川） 続きまして、財団法人国際民商事法センター理事、元ローエイシア会長であります、裁判官御出身の、松尾綜合法律事務所の小杉丈夫弁護士からごあいさつがございます。

○小杉財団法人国際民商事法センター理事 小杉でございます。主催者の一つであります財団法人国際民商事法センターを代表して一言ごあいさつをいたします。

本セミナーの趣旨、あるいは日本の中でこの知財の重視・強化ということがどういうふうに進んでいるかということのお話は、今、鶴田所長の方からなされましたので、私の方では、この会が行われるに至った経過というようなものを若干お話して、私の責めをふさぎたいというふうにしております。

鶴田所長からお話があったように、韓国では1998年の3月に特許法院が発足いたしました。たまたま私は1997年から99年にかけて

て、アジアの法律家の団体でありますローエイシアというところの会長の職をしております、99年に韓国で定期大会を開催するという事になっておりました。そういう関係があって、私は韓国にかなり足しげく通いまして、裁判所一向こうでいうと法院ですねとか、弁護士会、あるいは法務省の関係の方といろいろ話をしておりました。そういう中で、国際民商事法センターの事業として日本と韓国の交流ということをもう少しやらなければいけないとございまして、日本の法務省と韓国の大法院の間の橋渡しをしまして、そこで日韓パートナーシップ研修という、不動産登記を中心とした登記担当官の共同研修というものが立ち上がったわけでございます。

法務省の法務総合研究所、それから私どもの国際民商事法センターのアジアへの支援には幾つかのレベルがあって、例えばベトナムとかカンボジアというような国は、社会主義の体制から市場経済へ移るといふ大きな課題を抱えているものですから、制度や法律をつくるという、非常に初歩的とかベーシックなところの支援をする。中国のように、そういう段階を一つ超えてどんどん進んでいる、日本の企業も進出しているというようなところについては、我々の方の要望、あるいは我々が困っているということも向こうの立法に反映させていただくというような趣旨からいろいろな企画をやっております。

韓国との関係というのは、そういうところと比べると、言わば成熟した関係というふうに言ってもよいと思います。対等の立場で、お互いの経験を交換するという立場でやっていこう、先方が進んでいるところについては、我々も学ぼうということです。先ほど触れた、登記官のパートナーシップ研修も、そういう目的で始めたわけでございます。

そういう中で、特許法院が発足いたしました。たまたまその初代の特許法院長になられたのが、私が77年のソウルでのローエイシア大会のときからじっこんにさせていただいている崔判事であったわけです。早速法院に招かれて、いろいろと新しい特許法院の話聞かせていただき、また見学もさせていただきました。それで、これはまたすごいものができたなと思っておりますところ、昨年国際民商事法センターの理事会で、登記官の研修の後に何をやるかということが議題になったわけでございます。早速、私は、是非この特許法院というものをテーマにして企画を組んでもらいたい、今の世界の流れから見ると特許・知的財産権というのは日本にとって非常に大事なものだと思ふ、目がアメリカばかりに向いているけれども、隣国の韓国の改革の発展は必ずや日本にも役に立つに違

いないということでお願いをしたわけでございます。

そういう意味で、私は、今日のこの講演会が実現したことを大変うれしく思っております。趙判事にも韓国から来ていただき、また日本の裁判所から飯村判事に出ていただいて、必ずや質の高い、また刺激の多い議論が展開されるであろうと期待しているわけでございます。

今お話をしたような趣旨で、是非、この講演会を第一歩として韓国との知的財産権についての関係を強めたいと考えております。そういうことで、今日の講演会では、是非会場にいらした方々も質問その他の形で参加をしていただき、有意義な形にさせていただければ有り難いと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○司会(黒川) どうもありがとうございました。

ここで若干の準備がありますので、午後1時20分まで休憩に入らせていただきたいと思います。

なお、本日お手元にお配りしております質問票は、講演を聞かれて講師の先生方に質問したいと思われた事項をお書きいただくためのものです。休憩時間に係の者が回収に回りますので、御提出ください。時間に余裕がありましたら会場から直接マイクで質問をお受けいたしますが、なるべくこの質問票にお書きくださいますよう御協力よろしくお願いいたします。

それでは、少し休憩にさせていただきます。

(休憩)

○司会(黒川) それでは、講演会に移ります。

本日は、韓国と日本の知的財産権訴訟の現状と課題につきまして、それぞれ実質約45分の講演をしていただいた後、お二人の先生方の討論や、会場からの質問を受けた質疑応答を約50分程度行う予定にしております。質疑応答の際には、本日お集まりの皆様からの御質問にできる限りお答えしたいと考えておりますので、活発な御質問をお願いいたします。

第1部 講演(東京・大阪共通)

「韓国の知的財産権訴訟の現状と課題」

講師：大韓民国特許法院首席部長判事
趙 龍 鎬

○司会(黒川) それでは、第1部の講演に移らせていただきたいと思います。

第1部の講師をしていただく趙龍鎬判事は、

韓国の裁判官で、現在は特許法院の首席部長判事として裁判実務に携わられています。今回、この講演会のために韓国からお越しいただきました。

それでは、趙判事には御講演をよろしく願います。

○趙判事 皆さん、こんにちは。私は、ただ今紹介を受けました韓国の特許法院の首席部長判事、趙龍鎬でございます。私は韓国の特許法院で審決取消訴訟についての業務を担当しております。皆様の前で韓国における知的財産権訴訟の現状と課題について講演することを誠にうれしく存じます。

まず韓国の特許訴訟についてお話し申し上げます。

特許訴訟にはいろいろな分類がございますけれども、狭義の特許訴訟とは、実定法上、特許法院の専属管轄となっている特許審判院の審決又は却下決定に対する取消訴訟のみを指します。そして、狭義の特許訴訟というのは、特許法院、そして大法院という審級構造を持っております。

一方、特許侵害訴訟は、特許侵害の有無、そしてその救済に関連した一般の民事訴訟で、実定法上、損害賠償請求訴訟、そして侵害差止請求訴訟、信用回復措置請求訴訟及びこれに関連する仮処分などがありまして、地方法院—この法院というのは裁判所です。地方裁判所、高等裁判所、大法院—大法院というのは最高裁判所です。このような審級構造を持っています。

特許と関連した訴訟の構造を見ますと、まず第一に特許侵害の有無及びその救済に関連した訴訟は、法院において一般的な民事訴訟又は刑事訴訟手続によって処理され、次に特許権の発生、変更、消滅及び無効に関する紛争は、行政府であります特許庁傘下の特許審判院が管掌する特許審判手続に沿って処理され、法院は直接特許の有効、無効を宣告することができず、ただ、特許審判院の結論の当否に関してのみ判断できるという点に、その特徴があります。すなわち、特許権の発生・変更・消滅といったものは、行政府であります特許庁においてなされ、一方、登録された特許権の解釈、侵害の有無の判断及びその救済関連の手続は法院において管轄するという二元的な構造を採っております。

次に現在の特許訴訟制度の歴史的経緯についてお話し申し上げます。

従来の特許審判制度は、1946年の旧特許法制度当初からほぼ50年にわたりまして、特許庁の審判所と抗告審判所という2段階の行政審判を経た後、大法院を最終審とする特別行政争訟体系を維持してまいりました。しかしながら、1993年にスタートしました文民政府、これは金泳三（キム・ヨンサム）政権のことを

申しますが、この金泳三政権の発足とともに始まりました司法制度改革は、これまでの特許審判制度を全面的な改革の対象といたしました。すなわち、特許審判制度はその制度的趣旨にもかかわらず、特許庁の抗告審判に内在する問題点と限界を露呈したのです。特許紛争も先進各国のように裁判官による裁判が必要であるという認識が広がったことで、特許審判制度の全面的な再検討が必要となったわけです。

この特許審判制度の改革に関しましては、主に科学技術産業界を代弁する特許庁と、法曹界を代表する大法院との間で活発な意見が交わされました。大法院は、特許庁の抗告審判所の審決に対してソウル高等法院に提訴し、その判決については大法院に抗告できるようにし、技術判事でない特許審理官を置くという内容の法律案を作成して国会へ提出いたしました。

これに対し特許庁では、一般の裁判官と同等の権限をもって審理と裁判に参加する技術判事を新設して、高等法院クラスの特許法院を設けるといった内容の法律案を国会に提出いたしました。

国会における法律案の審議では、審級構造だけを変えるのか、あるいは特許法院を別に設立すべきかという問題、さらには技術判事制度を導入すべきかどうかといった問題が議論されました。

国会の法制司法委員会では、「技術判事制度の導入は不可である。」と決定いたしました。これに基づきまして大法院と特許庁は、数回にわたる意見調整を行いました。その結果、特許訴訟の審級構造を改善して、法院が事実審を担当することにしました。しかしながら、同時に高等法院クラスの特許法院を新設し、その訴訟を担当させ、特許法院に技術審議官を置き、特許庁の審判所と抗告審判所を統合して特許審判院を設け、そして専門法院である特許法院の判事を補充してその専門性を高め、審決などの取消訴訟における弁理士の訴訟代理権を保証するという合意いたしました。こういった合意に基づきまして直ちに国会では、関連法令の改正手続に入りました。

では、次に、狭義の特許訴訟であります特許訴訟における審決取消訴訟を中心に、その現状と課題について探ってみたいと思います。

特許侵害訴訟に関しましては、現在、知的財産の専門担当部が設けられておりますソウル高等法院（ソウル高等裁判所）と、ソウル地方法院（ソウル地方裁判所）を中心に、その現状と課題について簡単に触れたいと思います。

では、次に韓国における特許法院の運用状況についてお話しいたします。

まず特許法院開院の歴史的意味についてです。特許法院は1998年3月1日、全国を管轄す

る高等法院級の専門法院として新設されました。司法の近代化100周年を契機に行われた司法改革の一環として設立された特許法院は、特許訴訟におけるこれまでの審級構造を改変しまして、新たに設立された特許審判院の審決、又は決定に対する不服の訴えを特許法院の専属管轄とすることで、これまでの特許庁抗告審判所が行っていた審判を、法院の裁判へと格上げさせたということが言えます。これにより、科学技術問題に関する裁判を事実審として独立した専門法院が管轄することになったという点から、特許法院の開院は非常に重要な歴史的意味を持つと考えられます。

次に、特許法院の人的構成についてです。現在、特許法院は、法院長を含め裁判官10名、技術審理官9名、それから一般職員40名余りで構成されています。裁判部は、この特許法院が開院されて以来、三つの裁判部で構成されています。各裁判部は、高等法院の部長判事であります裁判長1名、それから高等法院の判事2名から構成され、それ以外に技術審理官、参与事務官によって裁判業務を行い、補助員がその裁判業務を補佐しています。

次に法官（裁判官）の専門化についてお話しいたします。

科学技術問題に関する専門法院としての特許法院の場合、裁判官の科学マインドの向上、それから産業財産権分野に関する様々な研修や経験の蓄積といったものが重要であります。そのため、特許法院に所属する判事の任官に当たりましては、海外留学時又は大学院において知的財産権分野を専攻したかどうかといった点を考慮しております。在任期間につきましても原則として陪席判事は3年、裁判長は2年とすることで、現実的な経験の蓄積により、専門裁判官としての素養が養えるよう配慮されています。

特許法院の裁判官たちは、この特許法院が新設されて以来、ソウル大学の工学部、それから科学技術院の教授を招いて、機械・電子・化学分野に関する基礎理論及び半導体、生命工学といったハイテク技術分野についての講義を受けております。それから、毎年、大徳科学研究団地の様々な研究所を訪問いたしまして、最新技術に関する情報の収集に努めております。

また特許訴訟が持っている国際性を勘案しまして、特許専門の裁判官を知的財産権関連の各種の国際会議に出席させています。このように国際的な情報交流にも多くの関心を払っています。特許法院の裁判官や侵害訴訟を担当いたします地方裁判所、そして高等裁判所の裁判官らは知的財産権法研究会を設立し、その活動を通じて各種の専門知識の涵養、そして意見交換を行っております。また、特許法院の中でも、特許訴訟実務研究会を作っています、継続的な

研究活動を行っています。その結果、特許訴訟実務に関するガイドである「特許裁判実務便覧」それから論文集の「特許訴訟研究」の1、2巻を発刊しております。

次に技術審理官についてお話しいたします。

技術審理官の選抜ですが、特許法院の技術審理官は、全員が特許庁において10年以上審査業務に従事した経歴を持ち、担当分野の審査課長や審判官として在職する書記官クラスの特許庁の公務員の中から特許庁の推薦を得て採用されています。現在、特許法院や大法院で勤務しております技術審理官や特許調査官は、そのほとんどがアメリカ、日本、ヨーロッパなどで、長期間特許分野について研修を積んだ経歴の持ち主です。これと同時に、特許庁の公務員以外の、例えば学会、研究所の研究者の中から技術審理官を採用しようという案も提案されています。

具体的な事件における技術審理官の指名に関してですが、技術審理官9名は、各裁判部、三つの裁判部がありますけれども、各裁判部に、電気・電子、機械、化学専攻が1名ずつ、計3名が配属されています。それから、技術審理官以外に別途の特許調査官は特に置いておりません。

次に技術審理官の業務についてです。

技術審理官は、特許関連事件の技術的事項について、判事の諮問に応じ、裁判の審理に参加して、当事者に質問することができます。裁判の合議に際しては意見を述べることができますけれども、判決の決定に参加する権限はありません。担当技術審理官は、当事者間の攻防内容を書面によって検討した後、第1回の準備手続期日前に技術説明書を作成し、裁判部に提出し、技術の内容や争点について説明いたします。準備手続期日及び弁論期日に参加し、受命裁判官又は裁判長を通じて、若しくは直接、当事者や代理人に対して質問することができます。

また、審理が終了し判決を言い渡す時期には、技術内容について裁判部との間で十分な協議を行い、当該事件に対する意見書を作成し、裁判部に提出いたします。裁判部は、こういった意見書、そして審理結果を基に判決について合議を行いますけれども、この意見書の内容は当該裁判部を羈束するものではなく、合議の過程で参考資料として利用されます。また、合議に際し、技術的な疑問が生じた場合には、技術審理官を参加させ諮問を求めることもできます。また、技術審理官の報告書や意見書などは公開されません。

では、技術審理官の勤務形態についてお話しいたします。

特許法院の開院当初は、技術審理官を特許庁から派遣してもらうという形を採ってござい

た。しかし、2000年1月1日からは、技術審理官の勤務形態が変わりました。これまでの特許庁からの派遣ではなく、法院公務員に任命するということになりました。特許庁職員が法院公務員という形で転職してきて、そしてまた特許庁の職員に戻るといった出向の形態に変わったということです。

次に、特許法院の業務状況です。

まず、受理件数、処理件数、原告勝訴件数、そして上告率について申し上げます。

2000年度から2002年度までの3年間の統計は、表1（本誌154頁参照）に出ているとおりでございます。

まず、受理件数、これは新件に関してですが、2000年には866件、2001年には728件、2002年には844件ということで、3年間の年平均受理件数は約812件であります。一方、年度別の特許、実用新案、意匠、商標の受理件数を見ますと、年を追うごとに特許、実用新案事件の割合は増加する傾向にあります。逆に商標事件の割合は減少する傾向にあります。また、新件の受理件数を、当事者系と決定系事件に分けて分析してみますと、当事者系事件の割合は増加する一方で、決定系事件の割合は減少していることが分かります。また、3年間の年平均処理件数と判決件数を見ますと、835件に対して699件ということで、処理件数は受理件数を若干上回っております。

また、原告勝訴件数（審決取消件数）を見ますと、3年間の原告勝訴率は約34.5パーセントです。

上告件数を見ますと2000年には400件、52.9パーセント、2001年には49.8パーセント、2002年には45.5パーセントとなっております。

特許審判院の審決・決定件数と提訴件数を見ますと、特許審判院の審決・決定件数は絶対的に増加しているにもかかわらず、特許法院への提訴比率は相対的に減少しております。このように統計で見ますと、新件の受理件数は毎年増減を繰り返しており、処理件数と判決件数はこれに連動していることが分かります。

この毎年増減を繰り返しております産業財産権に関する紛争は、その時々々の経済状況による場所が大きいために、通貨危機以後は経済の停滞によりまして新件の受理が一時的に減少するという状況がございましたが、その通貨危機を克服したことにより再び特許紛争は増加いたしました。しかし、最近の全般的な景気低迷の影響を受け、訴訟費用が負担となるために、2003年度には提訴を躊躇するケースが増え、事件件数は再び減少していると考えられます。

しかしながら、原告勝訴件数と上告件数及び

特許審判院の審決決定に対する提訴の割合は年々減少していると言えます。このような傾向は近年、特許審判院が大法院と特許法院の判例を熟知した上で、それに合った審決を行おうと懸命に努力をした結果であると言えます。また、特許審判院の審決が特許法院において取り消された場合、審判官に人事上の不利益を与えたり、あるいはそれがきっかけになりまして年俸契約における減額事由になるなど、特許審判院が制度の運営において努力をしているということも、大きな要因の一つと言えると思います。特許法院におきまして、2、3年勤務をした技術審理官が特許庁に復帰し、特許法院で得た実務知識を広め、十分活用することで、特許審判院の審決に対する信頼を高めたこともその理由の一つとして挙げることができます。

したがって、特許審判院の受理件数が増えているにもかかわらず、特許法院の受理事件数が減っているのは、特許法院が地位を固めているということの証拠でありまして、国民の知的財産権の保護におきましては非常に望ましい傾向であるということが出来ます。

一方で、毎年、特許事件の割合が増加し、商標事件の割合が減少しているということで、韓国でも審決取消訴訟に先進国化の傾向が見られるということができると思います。

また、特許訴訟における全体の処理件数のうち、技術審理官が参加して処理を行った事件を見ますと、2000年に272件、2001年に311件、2002年に335件と、毎年その比率が増加していることが分かります。技術審理官は特許・実用新案事件に関する審理に参加しているわけですので、こういった比率の変化は、特許そして実用新案事件が増加し続けているということを示すものであると言えます。

次は、事件の処理に要する時間、審理期間についてです。

最近3年間におきまして特許法院で事件処理にかかった時間は、表2（本誌157頁参照）にあるとおりです。事件の処理に要する時間に違いが見られますのは、事件の種類別に事案の複雑性、難易度に違いがあるということ、そして、それに伴いまして、事前の準備書面の攻防、それから準備手続期日の進行の有無など、手続的に様々な違いがあるからです。

特許法院が開院される前の特許庁の抗告審判所における3年間の平均処理時間、審理時間というのは14か月程度でした。しかしながら、特許法院の最近3年間の審理期間は、約8.3か月となっております。これは、特許庁の抗告審判所での事件処理に要する期間に比べますと、平均して5～6か月ほど短縮されたこととなります。

また、全国の高等法院において事件の性質が

類似する行政訴訟事件の控訴審にかかる時間は約8.96か月ですが、これよりも短いということが言えます。これは、産業財産権に対する迅速な権利保護が特許法院設立の要因の一つであるという認識の下に、特許法院が開院された当初から集中審理制度を導入いたしまして、これに成功した結果であると言えます。また、最近におきましては、新しい民事訴訟法の施行に伴いまして、平均審理時間というのは更に短縮される傾向にあります。

次は、涉外事件の現状についてです。

2000年から2002年までの毎年の受理件数全体の中で、外国人、外国法人を含みますけれども、外国人が当事者となるいわゆる涉外事件の推移を見ますと、2000年には309件で34.1パーセント、2001年には275件で34.5パーセント、2002年には227件で28.3パーセントでありました。種類別に見ますと、商標権に関する訴訟が一番多いということが分かります。特許権に関して言いますと涉外事件の割合は増加しており、商標権の場合は涉外事件の割合が減少していると言えます。これは、特許法院開院以降2002年までの間に国際的な商標紛争の相当部分が判決によって解決したということ、そして特許法院の判決により関連する争点についての法院の見解が確立されたからだということが言えます。このように「国境なき経済」というメガコンペティションの時代を迎え、涉外事件は今後もますます増加するものと予想されます。

次に、訴訟代理人の現状について申し上げます。

この特許法院を設けるに当たりまして最も大きな争点でありました弁理士の訴訟代理人資格の問題、これが非常に大きな議論を呼びましたけれども、これが認められました結果、審決などの取消訴訟において多数の弁理士が訴訟代理を受け持つことになりました。

弁護士と弁理士の割合を見ますと、もちろんこの場合は、弁護士でありながら弁理士として登録した代理人は、自分で「弁理士」と言っておりますので、ここでは弁理士と判断しましたが、その割合を見ますと、おおむね弁護士25パーセント、弁理士75パーセント程度で、特許訴訟では弁理士が訴訟代理人になる場合が圧倒的に多く、弁護士の割合は毎年わずかではありますけれども減少していることが分かります。

このように弁理士が訴訟代理人を務める割合が高くなっている理由といたしましては、まず第1に、特許法院の事件の中で、主に弁理士が代理を行う特許や実用新案事件の割合が増えていること、第2に、特許庁への出願・審判段階で代理を行った弁理士が、特許法院における訴訟でも引き続き代理を務める事例が増えている

こと、それから第3に、弁護士と弁理士の両方の資格を備えた代理人が弁理士として訴訟を遂行するケースが増えていることが理由として挙げられます。

次は、特許法院の審理方式であります。集中審理方式について申し上げます。

特許法院では、充実し、かつ迅速な審理のために、準備手続というものを活用する集中審理方式の裁判運営をしています。特許・実用新案事件は原則として準備手続に回付します。そして、準備手続期日前に裁判部全員が参加する技術説明会を開催して、準備手続期日においては、主審判事が受命法官として技術審理官とともに争点と証拠関係を整理した後に弁論期日を指定することになります。原告の訴状提出に伴う被告側答弁書の提出、そしてこれに対するそれぞれ1回の準備書面での攻防を経た後で、事件を準備手続に回付し、準備手続期日でもできる限り1～2回の期日で終了させて弁論期日を指定することになります。そして、意匠・商標事件の場合、訴状と答弁書が提出されると、裁判長は直ちに弁論期日を指定します。弁論期日には証拠調査などの集中審理を重点的に行うことによって、事件の迅速かつ適正な解決のために努力しています。特許・実用新案事件の場合、弁論期日より準備手続に重点が置かれている点がありますが、これは、当事者に十分な説明をさせ、これに対して相手側も十分に反論する機会を与えるという充実した審理を行うことによって当事者の審理に対する信頼感も極めて高くなっています。

それでは、次に、これまで過去5年間の特許法院の運用に対する評価について申し上げます。

まず肯定的な評価から申し上げます。

特許法院は、特許庁の抗告裁判所における事件処理期間に比べて、科学技術をめぐる紛争の審理時間を平均5～6か月程度短縮し、迅速な権利保護を確保しました。それによって国民の信頼を得ただけでなく、上告率を減らし、大法院の裁判負担を軽減させるという現実的な効果ももたらしています。また、従来までは行政審理手続にのっとり行われていた事実審理が裁判所の司法手続によって行われるようになりました結果、国民の裁判を受ける権利というのが保障され、国民に対する司法サービスという面でも強化され、審理も以前より慎重かつ適正に行われることになりましたので、その結論に対する国民の信頼感も得られただけではなく、国家の信頼感も高めたということで、重要な意味合いを持っています。また、特許法院の判決は従来の特許庁の抗告審判所の審決よりも判決内容が充実していて、先例としての価値を有しております。したがって、類似事件を処理する特許庁の関係者からも大変好意的な反応を得て

います。

特許法院が、科学技術専門家である技術審理官というほかの国にはない韓国独特の制度を設け、技術審理官がその準備手続、また弁論に参加し、事実上判事とともに裁判を行うことを可能にしました。その結果、科学技術者の意見が尊重される新しい制度を見出したということで、これは韓国特許法院の持つ重要な特色と言えます。

それでは次に、運用における問題点について申し上げます。

審決取消訴訟は特許法院が管轄し、特許侵害訴訟は一般の民事裁判所が管轄するという一方で、同一の事案に対して異なった判決が出る可能性があります。

また、2000年3月に特許法院がソウルから大田(テジョン)という地方都市に移っております。しかしながら、ほとんどの訴訟事件の当事者又は代理人はソウルに集中しておりますので、当事者は訴訟遂行上の不便を被っているだけではなく、さらに訴訟費用の負担というものも余儀なくされています。

また、長期勤務が困難なために、優秀な裁判官となる上で必要な経験を積むことが困難になり、特許法院の長期的な発展計画に支障を来すおそれがあります。

また、弁理士の訴訟代理が増加し、弁理士は基本的な訴訟手続に関する知識が不足していることから、その弁理士が主張や立証責任の所在をきちんと把握できないといった問題があります。

これらの問題を解決するため、裁判所は積明権というものを行使しておりますが、積明権の行使というものも限界があるという現実的な問題も出ています。

それでは次に、韓国特許法院の将来の課題について申し上げます。

まず管轄拡大、つまり、管轄集中の問題です。

特許法院は、特許審判院の審決などの取消訴訟のみを管轄しております。しかし、これまで、学会や大韓弁理士会又はテジョン地域住民などを中心に、特許法院の管轄を、特許権侵害に対する民事訴訟、つまり、特許侵害訴訟と、そして特許権関連の行政訴訟にまで拡大させるべきだという主張が根強く提起されています。したがって、現在、国会でその管轄集中のための法院組織法改正案について審議中です。特許紛争の効率的な解決と専門的な裁判能力というものは、審決などの取消訴訟だけでなく、特許侵害訴訟においても必要となります。特許侵害訴訟を特許法院のみの管轄とした場合、特許関連の紛争を迅速かつ効率的に解決し、無意味な訴訟手続の繰り返しを避けるだけでなく、産

業財産権に対する統一的な解釈が確保できるという長所があります。

しかし、先ほど申し上げましたように、特許法院がテジョンという地方都市にあるために、そこから離れた場所に住む当事者や代理人が不便を被ることになっています。また、特許侵害訴訟では弁理士の訴訟代理人資格が認められていないために、特許法院が管轄する訴訟事件の中で弁理士の訴訟代理権が認められるものとそうでないものが生じることになります。したがって、訴訟代理権に関しては混乱が起きる可能性があります。管轄を集中しても、控訴審に限定されるため、現実的な件数が少なく、管轄集中という効果が半減せざるを得ないといった現実的な問題が生じます。

ですから、管轄集中の問題につきましては、このような長所と短所というものを十分に踏まえた上で、司法制度全体の枠組みの中で検討し、慎重にアプローチしなくてはならないと思っています。

次は、技術判事制度の導入問題について申し上げます。

特許法院設立当時から、科学技術界を中心に、技術判事を選抜すべきだという一部の主張がありました。しかしながら、ドイツを除くほぼすべての先進国では、裁判官が特許訴訟を担当しています。特許訴訟において最も重要な争点は、技術内容を把握した上での法律的な評価です。したがって、法律家でない技術専門家が裁判を行うというのは望ましいとは言えません。また、技術判事を置いたとしても、彼らも結局は自分の専門分野以外は専門性がないこととなります。したがって、最先端技術の場合は、技術判事といえども外部の専門家の助けを必要とすることになりますので、専門性に欠けるといって同じこととなります。さらにその上に、技術審理官の場合は、2～3年ごとに新しい技術分野を習得した者を選抜して、技術の発展に対応することができますが、身分保証を必要とする技術判事の場合は、新しい技術の発展に対応するのは難しいと思います。実際の審理の上では、判事は技術審理官の補佐を受けながら十分に技術内容を理解した上で準備手続を進めているため、判事が技術内容をよく理解していないといったことが原因で問題が生じたことはなく、また、訴訟代理人からも、判事が技術内容をよく理解していないといった苦情なども出ておりません。こうしたことから、技術判事の選抜というのは、現行法上も根拠がありませんし、またその必要性も存在しません。

次は、権利範囲確認審判制度の廃止について申し上げます。

権利範囲確認審判とは、実務上、(カ)号発明と称するある特定の技術の実施形態や登録権

利がほかの先行特許権などの権利範囲に属するか否かを、行政機関である特許審判院が判断する審判のことを指しています。

権利範囲確認審判は比較法的にその例がまれではありますが、韓国における特許訴訟の実務においては、表3（本誌161頁参照）のとおり、新件の受理件数における権利範囲確認事件の割合が、2000年には14.8パーセント、2001年には18.8パーセント、2002年には23.2パーセントと毎年増加しており、かなり重要になっております。

権利範囲確認審判は、知的財産権専門担当裁判部の侵害訴訟とも関連があるために、侵害訴訟担当法院は、権利範囲確認審判が提起されたという資料が提出されまると、その結果を参照するため裁判期日を推定したりもします。

このように権利範囲確認審判制度は実務上の重要な地位を占めているにもかかわらず、審決の効力や応訴当事者の被害などを考慮しますと、権利範囲確認審判を廃止、あるいは存続するにしても特許法院に審決取消訴訟を提起できないように制限すべきだという主張があります。

次は、技術諮問団の活用問題について申し上げます。

ほとんどの特許事件における技術的争点というのは、裁判部が技術審理官の説明を聞けば十分に理解できるものであり、また、一部の事件については、技術審理官の説明がなくても裁判部自らが問題なく理解できるものであります。しかしながら、特定の分野においては、高度の専門知識がなくては判断が難しい場合があります。

この場合、技術審理官は、その分野の専門家と裁判部の中間的な立場に位置することになります。したがって、裁判部としては、技術審理官から基本的かつ普遍的な技術的説明以上を期待することは困難になります。こういった事件を処理するに当たっては裁判部も技術審理官も多くの時間を費やさなくてはなりませんので、効率的な裁判が確保できないおそれがあります。特に、9人の技術審理官がすべての技術分野を担当している現在の状況の下ではこうした問題がしばしば発生しますが、これに対する対応策として検討に値するのが技術諮問団への委嘱です。

次は、電子法廷と電子図書館の設置について申し上げます。

特許法院の新庁舎建設に伴って、科学技術に関する未来型の専門法院としての象徴性と信頼性を高めるという観点から、電子法廷、電子ファイリング及びリモート映像裁判などの先端技術を採用した電子法院の導入が長期的課題として検討されています。

さらには、特許法院の新庁舎に特許法関係の

図書館を設置して、知的財産権の中の産業財産権の分野に関するいわゆる情報のメッカの役割を遂行させ、それと同時に、これらの情報を弁護士、弁理士なども利用できる中央図書館としての役割を負わせることにしています。

特に、特許図書館は、既存の図書館とは差別化した、いわゆる電子図書館というモデルを目指しております。

次は、韓国における侵害訴訟の専門担当裁判部の現状と課題について申し上げます。

まず、侵害訴訟専門担当裁判部の現状の中から、人的状況について申し上げます。

2002年末現在で知的財産権関連の侵害事件を担当する専門部としては、ソウル地方法院の一つの部に3人の判事、そして知的財産権関連の申請事件を担当する申請部の一つの部に3人の判事、そしてソウル高等法院の知的財産権専門部の二つの部に6人の判事が配属されています。しかしながら、これらの裁判部は、知的財産権関連事件だけではなく、一般的な民事事件も共に担当しており、その専門担当割合を見ますと、表4（本誌163頁参照）で示されているとおり、30～40パーセントにすぎません。地方法院及び高等法院の知的財産権専門担当部の判事に関する人事は、特許法院の場合とは異なりまして、海外留学時又は大学院での専攻分野や、知的財産権関連の業績といったものが考慮されず、人事異動時に転入されてくる序列別に配属されています。勤務期間も1～2年で、ほかの一般の裁判部の判事と変わりありません。また、特許法院における技術審理官や大法院における特許調査官のような制度も設けられておりません。したがって、侵害訴訟事件、特に仮処分事件のような、科学技術の専門家の助けがあつて始めて適正な主文が作成できる、そういったときに専門家の助けが得られないということになります。

次は、事件の現状について申し上げます。

表4を御覧ください。これはソウル高等法院の知的財産権専門担当部、ソウル地方法院の知的財産権専門担当部及び申請部における2000年から2002年までの新件受理事件の中から、知的財産権関係事件の数字と、そして事件全体における割合を示したものです。地方法院知的財産権専門担当部が担当する知的財産権関連事件は、2000年の130件から、2001年には156件、そして2002年には178件と、絶対件数が増えており、事件全体に対する専門担当事件の受理比率というのも、25.8パーセントから45.5パーセントに上昇しています。2002年に大きく増加が見られる理由としては、民事訴訟法の改正によって、知的財産権事件に対し、ソウル地方法院に競合的管轄権を認めたことが一つの要因として挙げ

られます。また、ソウル高等法院の事件も、本案事件が、2000年の99件から、2001年、2002年、それぞれ128件に増加しています。そして、抗告事件も、2000年の65件から2001年には76件、2002年には83件に増え、専門担当事件の割合も上昇しています。ただ、ソウル地方法院申請部の知的財産権関連事件の新件受理件数は、2001年の153件から、2002年には97件と、大きく減っております。その原因は不明であります。ただ、ソウル地方法院申請部においては、暫定的地位を定める仮処分事件すべてを担当しているために、その数が余りにも多く、例えば2002年は1,156件となっております。したがって、知的財産権関連事件について訴訟提起しても迅速な裁判が受けられないこととなります。したがって、当事者が提訴を嫌う傾向があるという、そういった見方もあります。

現在、知的財産権関連の民事事件の受理状況や、また既済事件の状況、そして平均審理時間に関する統計というものはまだありません。ソウル高等法院の知的財産権専門担当裁判部である民事4部の場合、2001年度の処理件数は、本案事件64件、抗告事件28件で、2002年度の処理件数を見ますと、本案事件60件、抗告事件が47件でした。先ほど申し上げた既済事件の平均審理時間は、本案事件の場合、2001年度で10.2か月、2002年度で9.1か月、抗告事件の場合、2001年度が5.9か月、2002年度が7.8か月でした。本案事件の審理時間が特許法院の平均審理時間より長いのは、ソウル高等法院の場合、技術審理官の補助を得ることができず、技術的問題について把握するという面で多少の困難が伴ったためと考えられます。

次は、侵害訴訟専門担当裁判部の課題について申し上げます。

まず、人的構成、そして管轄などにおける問題点について申し上げます。

ソウル高等法院及びソウル地方法院において知的財産権関連事件の専門性を強化するためには、まず判事の配置や任期などについて特許法院に匹敵する配慮が必要であり、ひいては技術的な問題を補佐するための技術補佐官の配置といった補完的措置が講じられなければなりません。

ただ、大都市の地方法院に知的財産権の専門担当部を置き、知的財産権関係の民事事件を担当させており、民事訴訟法も改正し、知的財産権の専門裁判部が設置された高等法院所在地の地方法院に特別裁判籍を認めるなど、知的財産権関連訴訟の専門化のために努力しています。

次に、侵害などの立証の容易化について申し

上げます。

侵害訴訟において、侵害行為及び損害額の立証を容易にするための制度が不十分です。したがって、実務上、(カ)号が特定されないため、特許公報に添付された権利者の明細書を(カ)号として添付するなど、侵害行為の形態が明確ではないために、権利者の権利保護に不十分な場合が往々にして生じています。日本の特許法で新たに設けられた侵害行為の立証を容易にするための文書提出命令制度の拡充ですとか、積極否認の場合、侵害行為の具体的な態様の明示義務規定及び侵害額立証を容易にするための計算鑑定人制度の導入を主張する意見も出ています。

次は、侵害訴訟における無効の判断について申し上げます。

特許庁と法院の権限分配の原則上、侵害訴訟では、直接特許発明の無効を確認することはできませんが、新規性のない発明についてはその権利範囲を否認したり、侵害発明の技術が公知の技術であることを理由に実質的に無効を認めています。

しかしながら、特許発明が進歩性を欠き、その特許権が無効であるという抗弁に対しては、法院の特許無効審決が確定するまでは他の訴訟で当然権利範囲を否定できるとはいえないため、主張自体に根拠がないとの理由で却下されなければならないというのが、これまでの大法院の判例でした。しかし、この問題については、主要先進国のすう勢に合わせた日本の最高裁判所の2000年4月11日の判決と同じように、進歩性に欠ける場合でも、権利濫用の抗弁を通じて侵害訴訟の受訴法院において特許の無効事由を判断できるようにしてはならないという意見があります。

ただ、大法院は、公知技術から進歩性のない特許発明の場合ではなく、公知技術から進歩性のない侵害発明の場合には、それは特許発明の技術の範囲に属するものであっても自由実施技術に該当するというを理由にして特許権の侵害を否認し、迂回的にその無効を認めています。

最後に、弁理士に侵害訴訟の代理権を付与する問題について申し上げます。

韓国では、弁理士の場合、審決取消訴訟に属さない侵害差止請求訴訟、そして損害賠償請求訴訟などの民事訴訟の訴訟代理人にはなれないというのが通説であり、これまでの裁判所の慣行でもあります。これに対し弁理士会の方では、侵害訴訟事件においても弁理士に訴訟代理権を与えてほしいと強く要請しています。

しかし、これまで弁理士は特許侵害訴訟の訴訟代理人になったことがなく、弁理士は技術内容についてはある程度知識を持っているかもし

れませんが、法律の専門家としての基本的な資質が十分でなく、民事訴訟手続に関する知識そして経験がないことが多いために、現在、審決取消訴訟の裁判を進める上で問題が生じているのが実情です。

今後、産業財産権の専門弁護士をもっと増やす必要がありますが、弁護士が訴訟代理人になるという問題は、弁護士と対等な訴訟法の知識を身に付けたときに初めて国が政策として決定すべきかどうかという問題であると思います。

以上で私の発表を終わらせていただきたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○司会(黒川) どうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。

休憩の間に係の者が質問票を回収に参りますので、もし既にお書きになられている方がいらっしゃいましたら、御提出ください。

なお、質問票の回収は次の第2部と第3部との間の休憩時間の終了をもって終わらせていただきたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

午後2時55分に再開させていただきますので、よろしくお願いたします。

第2部 講演

「日本の知的財産権訴訟の現状と課題」

講師：東京地方裁判所部総括判事
飯村 敏明

○司会(黒川) それでは、第2部の講演に移らせていただきたいと思います。

第2部の講師をしていただく飯村敏明部総括判事は、裁判官としての実務経験が豊富で、現在は東京地方裁判所の知的財産権部である民事第29部の部総括判事として裁判実務に携わられる傍ら、司法制度改革推進本部の知的財産権訴訟検討会のメンバーとしても御活躍です。

それでは、飯村判事、よろしくお願いたします。

○飯村判事 御紹介にあずかりました飯村でございます。東京地方裁判所の知的財産権部の部総括をしております。私は、平成10年から東京地裁で知的財産権侵害訴訟を担当しております。このたび、法務省法務総合研究所、財団法人国際民事商事法センターの共催で、「日韓における知的財産権訴訟の現状と展望」という題で我が国の知的財産権訴訟に関する実情を説明する機会を与えられましたことにつきまして深く感謝する次第でございます。

これから45分程度の間、我が国の知財訴訟に関する実情を簡単に御報告したいと思います。

第1 はじめに

まず、裁判所で扱う事件ですが、裁判所の事件は世につれということ、世の中の動きを忠実に反映しているということが言えると思います。過去の戦後の歴史を振り返りましても、裁判所は、社会の中で未解決の問題を反映する事件が多発してきて、その解決に向けて闘ってまいりました。例えば、戦後の労働事件、交通戦争と言われた時代の交通事件、公害事件、最近ではバブル時代の金融関係事件、不動産事件など、洪水のごとく多数発生した一連の事件があったわけですね。そして現在の日本の状況は、バブルがはじけた後の企業の破綻の問題、金融システムの再構築の問題、不良債権の処理の問題というのが一方で存在するとともに、規制緩和を反映した企業の新しい動き、つまり、技術を中心とした企業間の開発競争の問題、国際間競争の問題、これらをめぐる新しいルールの確立の問題というものに注目が集まっております。

そのような社会の動きを反映して、現在、裁判所において、大量の事件が持ち込まれている分野というのは、一方では倒産関係事件であり、他方では知的財産権訴訟事件でございます。知的財産権訴訟は、後に詳しく御報告いたしますけれども、増加が極めて著しい分野でございます。知的財産をめぐる法的紛争について、裁判所に対しては、当事者からの要請という観点ですと、迅速な解決、社会的な要請という観点ですと、実務の指針となる法的な解決、を定立するという要請がますます強くなってきている状況だと思われまます。

以下、レジュメ(本誌166頁～169頁参照)に沿って御報告を申し上げます。

レジュメの骨子でございますが、まず第2で、現在置かれている問題の所在を書いてございます。それに対する解答というか解決策に関して、レジュメの第3、第4に触れております。第3は、主として法律改正を伴った制度改正の動き、第4は、裁判所が行ってきた運用上の工夫も含めた裁判所の対応の問題、それから第5以下では、ある意味ではケーススタディということになります。東京地裁の工夫、運用の実態を書きました。もとより大阪地裁の工夫も重なりますし、当然ながら東京高裁の運用の工夫も共通という認識を持っております。最後に結論を第10で示しました。以下、レジュメに沿って御説明申し上げたいと思います。

第2 知的財産権訴訟における問題の所在と解決方策

レジュメの第2を御覧ください。知的財産権

訴訟の機能を高めるための課題、問題点を列挙しております。これらの課題は、専門訴訟一般について共通するわけですが、知的財産訴訟におきましては、いつもこの4点が問題になります。第1番目は審理期間の短縮化という問題でございます。2番目は国際性の問題、3番目は損害額の多寡の問題、第4番目は専門性の問題でございます。

まず、第1番目の審理期間の問題でございます。最近までは、知的財産権事件は、著しく時間がかかっていたということをよく言われ、この点の批判も受けていました。例えば、重要な、早く解決しなければならない事件を、3年とか5年かけていたという例もございました。しかし、現在では一審の平均審理期間は10.3か月です。一審の裁判体が、和解も含めて、心証を出すまでの期間はもっと短くなり、審理期間の短縮化が図られているということでございます。

2番目は国際性の問題です。大きく分けて、2点あります。

国際性の第1点は、次のようなことです。現在の状況を一言で申し上げますと、ビジネスは国境を超えるという状況、技術は国境を超えるという状況、これに伴って法的紛争も国境を超えるという状況が現出しております。そうしますと、国際的に共通のやり方、ルールが必要となってきます。そのような状況の中で、いざ裁判になった瞬間に、日本だけに通用する国内ルールで審理がされると、様々な面で不都合が生じます。例えば、当事者が、裁判所の指示に従わない訴訟活動をしている場合に、裁判所がそのまま黙認していますと、外国の当事者からは、日本の裁判所は、極めて特異な審理をしているという印象を抱きかねないわけであります。日本だけの特別な審理方法、裁判ルールを極力排除して、国際的な通用するルールの下での審理を実現していくべきであるということになります。国際性の第2点目について申し上げます。裁判所の判断基準、判断結果でございます。日本だけの特異な判断基準、解決ルールということがあるとすると、それもまた問題になり得るわけでございます。ただ、第2点は、それぞれの国に、国内特有の問題がありますので、それぞれの分野で、どのような原因で、法制度の違い、判断基準の違いが残っているのかを個別的具体的に分析していかなければならないわけです。いずれにせよ、知的財産権事件は、同じ紛争が外国でも生じますので、常に、このような問題があるわけであります。

ところで、現在、司法制度改革推進本部内で、知的財産訴訟検討会において、証拠収集手続の拡充・強化、秘密保護のための新たな規定の創設、非公開審理の制度の創設などが検討さ

れております。これらは、国際ルール、国際的に通用する審理を実現する方策の一つというような位置づけをすることができると思います。

今まで、知的財産権侵害訴訟に関して、日本の企業でありながら、特許権等侵害事件の解決のために、外国の訴訟手続が選ばれることがあるのだというようなことが言われておりました。個々の当事者が、具体的な紛争について、どの国に訴訟を提起するかについては、それぞれ動機は異なると思われま。現在の日本の状況を見ますと、日本の裁判所に提起された事件のうち、外国の企業又は外国企業の支配に属している日本法人が、原告又は被告のどちらかの当事者になっている事件の比率は、3割程度でございます。そのような統計結果からすれば、日本の裁判が、当事者から避けられているというようなことはないと思われま。ただ、これは複雑な関係がありまして、司法サービス、司法インフラの問題と関係する側面もありますし、他方、日本市場が世界の中でどのような位置づけであるかという側面もあるので、裁判所だけの問題でもないと言えま。しょう。

3番目は損害額の問題です。特許権者が、特許権侵害訴訟を起こして、原告が勝った場合であっても、原告が救済を受ける損害賠償額が低過ぎるのではないかという問題が提起されました。損害額に関しては、具体的な裁判例における認容額が、実務の流れを説明することになるかどうかは分かりませんが、平成11年に、遅延損害金を含めて損害認容額37億円の判決が出されたことがあり、当時の最高額でした。これに対して、つい先ごろ、2件合計でございますが、84億円の認容判決が出されました。特許法が改正されたり、損害額を認定する裁判所の論理や運用が大分変わってきたという点があると思われま。また、特許権を活用したビジネスの実態も変わってきたという点があると思われま。いずれにせよ、特許裁判において、従来とは比較にならないほど、高額の認容判決が出されているのが現状です。

損害賠償額の問題については、特に比較されるのは日米の損害賠償額でございます。同じような紛争について、我が国で起こされた場合と、アメリカで起こされた場合の認容額について違いがあるというような点が指摘されてきました。この点に関しては、米国の不法行為訴訟の中では、懲罰賠償あるいは3倍賠償という制度があるのに対して、我が国では、民刑の峻別された制度、加害者に対する制裁は刑事制裁にゆだねられているというような制度上の違いがあるので、一概に比較はできません。また、市場規模の問題もあります。そういう様々な原因もありますが、確かに、日本の裁判において、立証の困難性から、結果として、認容額が低く

なっているという側面もあったかと思われま
す。その点に関しては、平成10年及び平成11
年の特許法の改正で、原告側にとって、立証
レベルが緩和されたという点を挙げることで
できると思います。

第4番目は専門性の問題であります。専門
性の問題は、難しい問題ではあります。日本
中のすべての裁判所の裁判官が専門性を高
めていくということは不可能である以上、よ
り限られた人的資本を、集中的に投入する
ことが問題解決のかぎであると思われま
す。現在は、知的財産権事件を東京、大阪
に集中化して、それらの裁判所に、専門性
のある裁判官を集めるという対応が採られ
ています。

以上、知的財産権訴訟について、問題の
所在を挙げました。

第3 充実・強化のための制度改正等

そこで、レジユメの第3に進みます。これ
らの問題について、どのような解決策、ど
のような方向性での対策が図られているの
かについて御報告したいと思います。

まず制度改正の流れでございます。

制度改正の大きな流れとして特筆できる
ものは、平成13年6月に発表された司法
制度改革審議会の意見書でございます。司
法制度改革審議会に関しましては、独り知
財訴訟ばかりでなく、司法制度全体の問
題でございます。大きくスローガニックに
言えば、国民がより利用しやすい司法制
度を実現し、司法の機能を充実・強化さ
せるためにということで、全部で63回
の司法制度改革審議会が行われ、その結
果が平成13年6月に公表されました。
その中で特に知財訴訟に関連して特別に
項目が設けられまして、知的財産権訴訟
の問題点、その解決策について触れられ
ました。それをレジユメでお書きいたしま
した。

一つは審理期間の問題でございます。審
理期間に関しては、審議会の時点で把握
している最近の統計では、平均期間が23
.1か月でございました。それをおおむね
半減するという目標をしております。

次に、知的財産権事件の総合的な対応
強化ということでございます。

その解決メニューとして、一つは証拠
収集手続の拡充、それから審理に関して
の注文でございますが、計画を練って計
画審理を行うということでございます。

もう一つは、より専門性が強化された
裁判官及び調査官の集中的投入によって
専門的な裁判を実現するというございま
す。それとともに、専門委員自体は知財
訴訟に特化されたものではありませんけ
れども、専門委員の導入も含めた、より
強化された専門性の高い審理の実

現ということでございます。

それから、レジユメの第3の1(1)イ
cでございますが、究極的には同じ内容に
なるのですが、実質的な特許裁判所の創
設ということが提言され、その解決策の
一つとして、一審レベルで言えば、東京
地裁、大阪地裁への専属管轄化という
ことが提言されました。これをもつて
実質的な特許裁判所を実現することにな
るのだという文脈で提言がなされました。

それから、東京高裁、大阪高裁の専門
的処理体制についても、強化策という
ことが検討策として挙げられました。

これらは、いずれも解決目標でござい
まして、これの具体的な検討ということで
各省各局に投げられて、その一つとし
て、司法制度改革推進本部の知的財産
訴訟検討会がその中の3項目ないし4
項目を現在検討しているところでござ
います。

他方、民事訴訟に関連するものにつ
いては、法務省の法制審議会に投げら
れて、そこで検討されました。既に
法制審議会では審理を終えて、法律改
正が実現しました。平成16年の4月
に施行される予定であります。正確な
実施期日については、まだ確定してい
ないかと思いますが、4月が最有力で
す。

ところで、知的財産権訴訟につきましては
、平成13年6月に司法制度改革審議
会の最終意見書が出された後、平成14
年7月には、知的財産戦略大綱が出さ
れまして、やはり知財に特化された提
言がなされました。それから平成15
年の7月にも推進計画が出されて、知
財に特化された提言がなされました。
推進計画の提言の実現に関しては、や
はり司法制度改革推進本部に投げられ
たため、司法制度改革推進本部で、現
在、検討を行っているところです。そ
れでは、既に法律として出来上がりま
した民事訴訟法の改正に関して簡単に
御説明申し上げます。レジユメの1枚
目の最後のところでございますが、大
きく4項目から成り立っております。

第1点として、特許に関する事件の
専属管轄化という問題でございます。特
許に関する事件は、今までは、東日本
の事件に関しては、競合管轄として東
京地方裁判所に、西日本の事件に関し
ては、競合管轄として大阪地方裁判所
という制度が採用されておりましたが、
今回の民事訴訟改正で、それぞれ東京
地裁、大阪地裁への専属管轄化が図
られました。さらに、一審レベルでは、
技術的な内容を含む特許事件以外の
事件に関して、つまり、不正競争防
止法事件、著作権事件、意匠権事件、
商標権事件に関して、東京地方裁判
所、大阪地方裁判所にも訴えが提起
できるという意味で、競合管轄になり
ました。

第2点でございますが、控訴審レ
ベルでは、

特許権事件等に関して、東京高裁の専属管轄化でございます。

第1点、第2点をまとめますと、特許事件等に関しては、第一審レベルでは、東京地方裁判所と大阪地方裁判所のみが扱い、第二審レベルでは、東京高等裁判所のみが扱う、つまり、およそ、以外の裁判所では扱わないという、極めて集中度の高い制度が実現したということでございます。

第3番目の改正点でございますが、知財訴訟に関しては、5人の裁判官による、いわゆる大合議制の制度が導入されました。大合議制度は、東京高裁ばかりでなく、東京地裁、大阪地裁でも行われるということになります。先ほども申し上げましたとおり、知的財産権の分野では、紛争が顕在化した後、早い時期に、裁判所の法的判断、実務の指針を示してほしいという要請、その法的判断ができる限り安定性を高めてほしいという要請があります。すべての分野について、裁判所の法的判断が必要なかどうかは、必ずしも分かりません。しかし、安定的な法的判断が必要な場合に、その受血的な制度として、5人裁判官による大合議制度が設けられました。東京地裁で言えば、各部の裁判官が代表して、5人による裁判体を構成して、審理判断をするというイメージでございます。そのような裁判体で出された判断は、恐らく、それなりに尊重され、実務の指針となるという事実上の効果が生じるだろうということもあって、そういう解決メニューが用意されたということでございます。法律的には、究極的には、最高裁で、判例の統一が図られることになり、あくまでも、事実上の効果にすぎませんが、知的財産権紛争において早期の段階での法的安定性を図れる事実上の制度が実現したという点は、意義深いものがあると思われまます。

第4点として、専門委員制度の導入です。専門委員制度は、知的財産権訴訟に特化した制度ではないわけです。ところで、近年、技術分野の先端化・細分化が進み、技術革新のスピードも著しくなり、技術の陳腐化も、速度を増しているという状況がございます。我が国では、知的財産権訴訟に関しては、調査官制度が充実、強化されていて、一般的な技術問題が争点となる知的財産権訴訟においては、技術の専門家である調査官の協力を得ることによって、スピーディーな専門裁判を実現しております。しかし、ただ今指摘しましたような技術の進歩に伴い、調査官制度を活用することによっても、なお、分かり得ない特殊な分野の事件も発生することが予想されるわけでありまます。専門委員制度は、知財訴訟特有の制度ではありませんが、今申し上げた、極めて専門性が要求される特殊な事件についての受皿を整えておくために、専

門委員制度を積極的に活用していくこと重要であるといえます。現在、そのための態勢づくりを行っておりまして、知財分野での専門委員100人体制を目指しております。実際には、100人以上になると思われまます。新しい制度により、知財事件についての裁判所の態勢強化を図っているところでございます。

以上が、裁判所の審理の充実・強化のための制度改正について、既に実現した制度でございます。

次に、現在、正に、司法制度改革推進本部で検討中の項目がございます。

その第1は、レジュメに書きましたとおり、特許権侵害訴訟における無効の判断と特許庁における無効審判との関係でございます。現在のプラクティスは、富士通半導体訴訟最高裁判決で示された枠組みの中で審理が行われております。つまり、侵害裁判所は、無効が明らかであった場合には権利濫用として特許権者の特許に基づく権利行使を許さないという、審理の枠組みでございます。このような審理、判断のプラクティスについて、判断基準をより明確にすべきであるという要請があり、検討会では、この点について審議しております。すなわち、現在のプラクティスでは、侵害裁判所は、特許権に基づく権利行使を拒否するためには、特許が無効と判断したことでは足りず、特許の無効が明らかであることを要求するわけですが、特許の無効が明らかであることまで要求せず、単に無効でありさえすれば足りるという制度に改正すべきであるかどうかを検討しております。

検討中の事項の第2番目は、専門家が裁判官をサポートする体制の整備についてです。現行の調査官制度を前提として、調査官の忌避・回避の制度、調査官の期日の立会権、発問権等について権限の明確化をするという方向での検討が行われております。

検討中の事項の3番目は、実務にとって影響が大きい問題ですが、特許権侵害訴訟等において、営業秘密の保護を含む証拠収集手続の機能強化という問題でございます。先ほど、国際性のところで申し上げましたけれども、知財訴訟に関しては、各国で同じ特許権に基づく侵害訴訟が係属する例が多いわけでありまます。アメリカ、EU、ヨーロッパの各国で、特許権侵害訴訟が提起された場合に、外国で証拠収集が図られているのに対して、日本で証拠収集手続が図られない場合、証拠がそろっているか否かによって、結論が異なることもあり得るわけです。また、迅速裁判の実現という観点からも、より徹底した証拠収集手続の強化が必要になるわけです。しかし、一方で、配慮すべき事項として、開示しなければならない当事者の営業秘密の保護の問題がございます。証拠開示の要請と営業

秘密保護の要請の両者の接点を探るという意味で、例えば、非公開審理であるとか、プロテクティブ・オーダーの制度（例えば、所持者が営業秘密を含む証拠を開示した場合に、裁判所が、その証拠に接した申立人側の者に対して秘密保持命令を出し、営業秘密を第三者に開示しないように命じて、その命令に違反した場合には、刑事制裁を課するという制度）を創設することを検討しております。仮に、このような制度が実現しますと、知的財産権訴訟の今までのプラクティスが大きく変わるということになると思います。

第4 充実・強化のための裁判所の対応

次にレジュメの第4に移りたいと思います。冒頭に申し上げました問題点の解決として、裁判所がどのような対応を図ってきたかということがございます。

平成9年のころとの比較で人的態勢の強化ということを申し上げますと、平成9年には、知的財産権を専門に扱う裁判官は、東京高裁に10人、東京地裁と大阪地裁に11人、合計21人配置されておりました。これに対して、平成15年には、東京高裁は16人、東京地裁と大阪地裁を合わせますと20人、合計36人になりました。それから将来の事柄ですが、平成16年になりますと、さらなる人的態勢の強化、増員も含めた人的態勢の強化を考えております。

次に、平均審理期間を見ますと、全国平均で、10年前の平成5年には31.9か月であったのに対して、昨年（平成14年）には、16.8か月ということで、大幅に審理期間の短縮が図られております。また、東京地裁知的財産権部においては、平成14年の未済事件の平均審理期間は、10.3か月というような状況になっております。

第5 東京地裁の知的財産権訴訟の状況について

次に、東京地裁の知的財産権訴訟の現状について、詳しく申し上げたいと思います。レジュメの5を御覧ください。

東京地裁の知的財産権の割合ですが、特許権事件が32パーセント、実用新案権事件が6パーセント、合計38パーセントでございます。著作権事件が22パーセント、不正競争防止法事件が19パーセント、商標権事件が17パーセントでございます。不正競争防止法事件の中には、特許権の権利者が、特許権侵害であると宣伝広告したことが虚偽事実の告知であり、不正競争行為だというような技術的な内容が争点となる事件も含まれております。したがって、技術的な事項が争点の事件は、特許権事件と実用新案権事件と不正競争防止法事件の中の一部の事件ということになり、それらは、合計40

パーセントぐらいになります。それに、著作権事件が22パーセントありますので、代表的な知的財産権事件である技術的な事項が争点の事件と著作権事件で、60パーセント以上を占めるということになります。

事件の傾向について申し上げたいと思います。事件に関しては、代表的な特許権事件を見ても、知的財産権事件を見ても、増加傾向ということが挙げられると思います。それとともに複雑化傾向ということも挙げられます。

知財事件を分析する際には、量的な拡大についての分析と、内容についての分析ということが不可欠になります。

まず、事件数の増加に関しての実情ですが、7～8年ぐらいのタームで考えますと、どの時期を比較しても倍になっているという状況でございます。知的財産をめぐる紛争を裁判で解決しようという動きは、より一般的な傾向として定着しています。

事件数が増加する理由を2点だけ挙げます。事件数増加の最大の要因は、企業の行動様式の変化ということだと思います。社会全体における知的財産権重視の流れというものは、定着していると思いますが、これに規制緩和の流れが加わって、それらが事件数を増加させていると思われる。過去において、我が国の企業の行動様式を見ますと、ビジネスに関連する紛争を解決する解決方法として、やはり裁判は、できれば避けたいという気持ちが強かったと思われる。もう1点は規制緩和と関連するわけですが、特許権侵害訴訟というのは、企業にとってみると、解決の一つの方法でありますけれども、解決の唯一の方法でなかったということが言えるわけです。企業が下請企業、取引のパートナーを選ぶとき、技術の優越性だけで選択するのではなく、ほかの要素で選択していたということがあると思います。例えば、巨大企業甲と取引をする会社がA社、B社の2社存在したと仮定しまして、A社が、優秀な技術を持っていて、特許権訴訟を提起して勝ったからといって巨大企業甲の下請になれるという関係がなかった時代においては、特許権侵害訴訟を提起するインセンティブが働かなかったといえます。ところが、規制が緩和され、国内でも自由競争がより進展し、またグローバル化の時代になって国際間の競争がしれつになってまいりました。技術力を抜きに、事業を展開することが許されなくなりました。巨大企業甲といえども、優れた技術を持っているA社と組まない限り、負けてしまうことになります。そのために、技術の優越性が、よりポイントを稼ぐという時代になりました。企業は特許権でガードし、その特許権による保護を実質あらしめるためには、裁判解決が手っ取り早いというような

状況になりました。それが第1点でございます。

第2点としては、知的財産権に関する認識が変化してきたということがあると思います。ある企業が特許権を持っていた場合、昔より、ライセンスを与えるケースが増えました。そうしますと、ライセンスを受けないで実施している者に対する社会の目、企業の目が厳しくなってきましたので、ライセンサーは、ライセンシーに対する義務として、無断で特許を実施している第三者に対して、訴訟を提起するということが多くなってきていると思います。

このように、いろいろな傾向を総合しますと、我が国では、訴訟がラストリゾートであったのに対して、現在では、ファーストリゾートとまでは言えないですが、優先順位が高まったという点を指摘することができます。

それから、知的財産権事件の複雑化ということでございます。特許権侵害訴訟について、現在、実務を形成している最高裁の重要な判決は二つございます。一つは、均等を認めた、ボールスプラインシャフト最高裁判決でございます。他は、侵害訴訟の中で無効判断することができるということを認めた富士半導体訴訟最高裁判決でございます。この二つの最高裁判決の枠組みで審理をすることになりますと、極めて複雑な法律判断、技術的な検討が必要になり、事件の解決のために複雑な要素が加わってくるわけです。

知的財産権事件の複雑化について、もう1点は、特許権侵害訴訟に限らない今日的な争点の困難性に関してでございます。例えば、営業秘密に関する争点、周知表示に関する争点、ノウハウに関する争点、キャラクターに関する争点、パブリシティ権に関する争点、職務発明に関する争点などを挙げるまでもなく、新しい法的利益について多くの争点が生じます。このような新しい問題については、前例となる法的指針がないこと、法的判断が実務に与える影響が大きいということから、より複雑困難な審理・判断が求められるということをご指摘することができます。

第6 迅速審理の内容（裁判所）

次に、東京地方裁判所で現在行っている迅速化の工夫について一端を御紹介したいと思います。

知的財産権事件に関する特徴の一つとして、知的財産権訴訟のほとんどすべての当事者は企業であるという点がございます。企業が提起する訴訟のほとんどは、ビジネスの延長線上に位置づけられます。ビジネス訴訟であっても、当事者の一方が倒産した場合には、過去に行われた事柄を、どう処理するのが妥当かということ

だけが問われます。これに対して、知的財産権訴訟では、現に、製造し販売を継続している行為の差止めが求められますので、ほかの訴訟と比べて、ユーザー・ニーズにおいて全く異なります。当然ながら、ライフサイクルが終わる前に解決しなければならない場合が多いのですが、サイクルの短い技術、商品では、待ったなしの迅速審理が要求されることとなります。そのような事件で、裁判所が、間違いをすることなく、公正さを害することなく、かつ、迅速な救済という要請にこたえるためにはどうすればいいかということが、解決課題として問われるわけでありませぬ。

現在、裁判所を挙げて、迅速審理という課題解決に向けて工夫しているわけです。迅速審理についての解決方法は様々であり、一つだけというわけではありません。通常事件における迅速審理の解決イメージとしましては、計画を策定し、無駄な審理を排除し、いつ判決を言い渡すかについての納期を提示して、当事者、代理人に協力をしてもらい、一回一回の期日を短縮化する、証拠調べを集中して、効率のよい審理をするというようなことが、内容になると思います。知的財産権事件については、そういうような迅速審理イメージがベースにあることはもちろんでございますけれども、それだけでは、裁判所が、ユーザー・ニーズに沿った結論を出せる、心証を開示して、紛争解決を促すことにはつながりませぬ。

具体的な例を挙げますと、例えば、今直ちに、特許権に基づいて、被告の製造販売を止められれば、その市場を独占できる、それが実現できたときのゲインが100億円になると予測でき、また、被告の製造、販売を止めることが一日遅れると、一日についていくらというように定額のロスが発生することが算定できるケースを想定いたします。原告企業としては、早く解決するために、仮に10億円を投資—という言葉が正しい言葉の使い方かどうかは別にしまして、10億円出しても損にはならないわけでありませぬ。

一般論として、裁判所は、すべての事件において、十分な訴訟準備をしてから訴訟を提起してほしいと考えているわけです。裁判所は、被告に対しても、十分な訴訟準備をしてほしいと思っているわけです。ただし、それは裁判所の立場で、そのようなことを言ってみても、当事者が、投資に見合っただけのリターンが期待できない限り、そのような裁判所の希望に応じる者はいないわけです。裁判所が、訴訟提起には、最低1億円をかけて準備してくださいと言っても、それに応じる企業はありません。要するに、企業が、現在進行形の法的紛争について、ビジネスの観点での方針として、裁判所で

の解決が選択されてはじめて、裁判所が、その事件を解決するということになるわけです。そうなりますと、裁判所は、経済原則、マーケットメカニズムを尊重して、当事者が、早く解決するために十分に準備をすれば、それに見合った迅速解決を図るという方法を採用することが重要になるわけです。現在、裁判所は、完ぺきな訴訟準備をした上で訴訟提起をした事件については、一日も早く解決を図るというような対応を採っております。レジュメにも書きましたけれども、「訴訟準備に投資」という言葉は正確ではありませんけれども、コストをかけて十分に訴訟対策をすればそれにこたえるという方針を徹底して行っています。

もう一つの考え方ですけれども、先ほどの、期日を短縮化させ、納期を決めて、準備を十分にし、それから次回期日、それから3か月後の期日にどういうことをどうするかということをよく話し合っ、裁判所としてもそのとおりに進めるということが大切なのですが、それだけでは十分でない要素として、もう1点、重要な要素があるわけです。

それは、裁判所が受け取る情報が不正確であったり、十分に検討されない情報であったり、場合によっては虚偽の情報が混ざると、結局、それらが、判断の基礎にするに値するかどうかを審理するために予想外の時間がかかったり、審理が迷走してしまうということがあるわけです。当事者が、これらの点で協力をしていただかなければ、マーケットメカニズムをばねにした審理方法は、効果を発揮しないわけです。結局、訴訟代理人、それから企業当事者に対する協力ということが欠かせないことになりましたが、裁判所としては、虚偽の情報を裁判所に提出させないことの徹底を図っています。裁判所が、法廷侮辱などの制裁権限を、実質的に握って、いつでも発動することができれば、もう少し徹底できるかと思えますけれども、現在の慣行を前提にしますと、実現が難しい側面もあります。そこで、裁判所としては、あらゆる機会を利用して、虚偽の情報の混ざった、あるいは不確実な情報を裁判所に持ち込まないということをPRしております。

そのような努力の結果、知的財産権事件では、従来と比較しますと、事件が複雑化しているにもかかわらず、従来は36か月程度かかっていたのに対して、現在では、その3分の1の、10.3か月ないし12か月で、判断を出せるということでございます。

個別具体的な方法論は、また質問がありました折り、触れたいと思います。

最後に

最後にまとめてございます。

質の高い、信頼に値する裁判の実現ということに関しては、独り裁判所だけでやろうとしても難しい問題があり、訴訟代理人、企業、あるいはサポートする外部環境の整備ということも必要になるわけでありまして。

そのためには、裁判所が、どういう問題があるのかということ、訴訟に関係されるすべての方々に公表することが必要です。問題の所在を明らかにし、問題解決案を提起していかなければ、真の解決につながらないわけでありまして。そのためにも情報公開が必要になるわけでございます。一切の訴訟手続を透明化し、その訴訟手続を見えるようにし、解決の結果に対して、だれでもが、アクセスできるようにしたいと思っております。その第一歩として、知財事件に関しては、すべての判決がインターネットで翌日公表されております。

2番目には、裁判所の目標である、良質で、しかも、迅速な審理を目指すということについての、二つの解決策の提起をしたわけですが、できる限り関係者の協力を得られるよう、様々な媒体を使って、説明活動を行っております。それとともに、裁判官自身が専門性を高め、企業が困っている点について、少しでも早期に問題点を把握し、それに対してより適切な解決を図るために、裁判官自身がスキルアップを図るということも必要となり、現に、専門性を高めるための努力を続けております。

最後になりましたけれども、裁判所及び訴訟代理人の紛争解決に向けての協力関係が形成され、その結果が社会に認知されなければいけないと思っております。

我々法律家は、納得できる安定した解決を図るという目標に向けて、豊かな経験に裏付けられた知見と専門的な能力を磨いて、努力していきたいと思っております。そういう工夫を重ねることによって、急増する知的財産権訴訟について迅速かつ充実した審理を実現し、社会のニーズ及び期待にこたえるように努力しているところでございます。

御静聴、ありがとうございました。

○司会(黒川) どうもありがとうございました。

それでは、ここで10分程度の休憩に入らせていただきたいと思います。

この間に前の方で机の移動を行います。また、先ほどと同様、この間に係の者が質問票の回収に参りますので、もしお書きになられている方がいらっしゃいましたら、御提出ください。

第3部は午後4時5分から始めさせていただきます。

それでは休憩に入ります。

第3部 質疑と討論

「日韓の知的財産権訴訟をめぐる最近の動向と展望 ——日韓比較の観点から」

○司会（黒川） それでは、第3部の質疑と討論を始めさせていただきます。

進め方といたしましては、まず初めに、裁判官御出身で元ローエイシア会長でもあられます松尾綜合法律事務所の小杉丈夫弁護士からコメントをお願いしたいと思います。その後、まず飯村判事から趙判事への御質問に対しまして趙判事からお答えを頂いた後、会場から頂いております御質問に対する講師の先生方のお答えをお願いしたいと思います。その間、更にお二人の先生方同士でお互いに質疑をしていただくという形での討論をしたいと考えております。さらに、時間に余裕がありましたら、会場の皆様から直接マイクで質問をしていただこうと考えております。質疑と討論の時間は4時45分までの予定でございます。

それでは、まず小杉丈夫弁護士からコメントをお願いいたします。

○小杉財団法人国際民商事法センター理事 皮切りということで、私のコメントを簡単に申したいと思います。

（先行した韓国の改革）

まず、私どもが国際民商事法センターでこういうセミナーをやるときに、外国の講師をお招きしたときには必ず日本側の講師、コメンテーターを立てて、これで問題点を浮き彫りにするというやり方をしております。今日もそういう形で行ったわけですが、趙判事、飯村判事、それぞれから大変詳細に、また内容の深いお話を頂いて、非常にいい形で進行しているというふうに思っております。

飯村判事からお話があったように、日本でこの知財の関係の司法改革に本格的に取り組んだのは平成13年のころからと言っていいかと思います。2001年ですね。韓国の特許法院の発足は98年の3月ですが、実は韓国での知財の関係の司法改革は93年のときの改革の議論で決まったことなのです。それを98年に実施するという事になったということです。そういう意味では、日本の改革の議論は韓国から10年遅れて始まったと言ってもいい実態なのだと思います。そういうことをまず頭に置いておいていただきたいと思うわけです。

（特別裁判所）

内容に入って、最初に趙判事から特許法院

という特別裁判所の設置の話がございました。日本から見ると、特別裁判所というのは大変特殊な形のように思われますけれども、韓国では戦後、日本が捨て去ったドイツ型の裁判制度、司法制度というのをその後も追いつけたというところがございます。ドイツでは、ボン憲法のもとで憲法裁判所、行政裁判所、労働裁判所その他の特別裁判所があって、そこに特許裁判所（Bundes Patents Gerichts）があるわけですね。そういう意味では、韓国が特許法院という特別裁判所をつくっていくについては、そういう法制度の素地があったというふうには言えるのではないかと思います。

一方の日本の方は、戦後、アメリカ型の一元型の裁判制度を追い求めたわけでございます。そういう中で、今、飯村判事からも説明のあったように、民事訴訟法を改正して知財のところを強化しようとしているわけですが、管轄を東京、大阪に集中する、あるいは東京高裁を実質的な特許事件についての専属の控訴審にするという構想が出てくるのは、そういうバックグラウンドがあるのだということだと思います。

（日本の実務と判例法）

もう一つ、お二人の話聞いていて非常に面白いなと思ったのは、今のことと関連して、日本では、アメリカに由来する判例法というものの考え方が韓国よりも実質的なところで働くようになってきているということでございます。飯村判事の方から、均等論に関するボールスプラインシャフト最高裁判決、それから特許の無効を裁判の中でも判断するというところについて富士通半導体最高裁判決の御紹介があって、この最高裁判示の枠組みで実務が動いているというお話がございました。こういうところは、アメリカ的な物の考え方が日本の中で定着しつつあることの一つのあかしだろうと思います。飯村判事から、特許というか知財についてはライフサイクルということを考えて審理をしているのだと、こういうお話もありました。そういう面です。まず日本では判例・判決の意義というのは高くなるだろうというふうに思われるわけです。裁判所の大合議制という体制もあって、早く裁判所の考え、指針を出すというようなことも、そういう流れの中で考える問題だろうと思われるわけです。そして、恐らくこれからは、差止命令、アメリカのインジャンクションのようなものが日本の中でどれだけ、どの範囲で認められるかというようなことが実務で大きな問題になるだろうという予感がいたします。

また、飯村判事が、証拠収集についてのプロテクティブ・オーダーについても言及され

ました。これは、国内だけでなく、国際事件についても大きな影響が出ると思われま。日本の中でだけではなくて、アメリカで起こった訴訟についての、日本でのプロテクティブ・オーダーとか証拠収集にも絡む問題で、裁判所がそういう問題についてどういう態度をとっていくかということが非常に大きな問題になっていくだろうと思うわけでございます。

(特許訴訟の改革の方向)

次に、趙判事の御説明になった特許法院の意欲的な改革についてですけれども、伺っていて、日本といろいろ違うところはあっても、同じような方向を見ながらやっているなということ、飯村判事の話と併せて感じたわけでございます。

一つは、裁判官の研修・専門化ということを御説明になりました。飯村判事の方も、日本の裁判官のスキルアップということを御説明になったわけでございます。また、趙判事から、韓国の技術審理官が非常な成果を上げていることのお話がありました。日本側では、これに対して調査官と専門委員を裁判官につけるということで対応しようと考えているわけですが、ドイツのように技術裁判官を置くのではなく、それぞれ法律の専門家である裁判官に、補助といいますか、科学技術の専門家を入れてやっていくという方向がよく出ている話と思われました。

それから、韓国の集中審理方式、準備進行のモデルという話が趙判事からございまして、飯村判事の方からも、日本での審理の工夫、迅速審理とか事前準備ということの重要性、またそれについての代理人、当事者の協力ということも言われたわけでございまして、その辺の状況は違うということはあるけれども、目指しているところというのはかなり近いものがあるのではないかなという印象を受けながら話を伺いました。

次に、二元制ということ、趙判事が御説明になりました。つまり、審決取消訴訟は特許法院の管轄だけれども、侵害訴訟は韓国では通常裁判所の管轄だということです。日本でもこの二つの区別はあるわけですが、違うところは、日本では一つの裁判所が扱うということになっているわけです。

(審決取消訴訟と侵害訴訟の二元性から生ずる問題)

私は趙判事のお話を伺っていて、もったいないなと思うわけです。これだけの改革を特許法院の方でやられていて、なぜそれが侵害訴訟をやっている通常裁判所の方に広がらないのだろうかという第三者的な感想を持ったわけでございます。特許法院の管轄拡大とい

うことが韓国でも議論されているということ、それはそうだろうと思う一方で、特許法院がソウルにあったのがテジョンに移ったというようなことが、どういう考えで実行されたのか、またそれが将来どういう効果を持つてくるのだろうかというようなことを考えながら話を伺ったわけでございます。

それから、こういうふうに通許法院と通常裁判所という二つの裁判所があることによって、同じ問題について管轄が両方生じてしまうという問題を話されて、権利範囲確認審判というものが特許法院の方でなされ、一方では侵害についての判断が通常裁判所でなされるということの問題があるのだということ、話をされました。特別裁判所ができると必ずこういう問題が起こるわけです。ドイツのことを少し学びますと、必ず裁判所間の衝突という問題が出てくるわけです。こういうところに特別裁判所をつくったときのメリットの裏腹の負の問題というものがやはりあるのだなということを感じたわけでございます。

(司法改革全体への影響)

日本では、この韓国の特許法院がやられたような審決の取消しという場面にあまり知財の改革の目がいていないというか、むしろ飯村判事が話された侵害訴訟の審理の改革に非常なウエートがあつて、先ほど話をした韓国から10年遅れて始まった日本の知財についての改革が、日本の司法改革の中ではかなり異例なスピードで進んでいるんじゃないかというふうにも思われるわけでございます。

こういう話を伺いながら私が感ずるのは、正にこれが一つの司法改革の一番最先端のモデルであつて、通常司法改革というところで実際に考えなければいけないような問題がたくさんここに入っているということです。集中審理の問題、迅速審理の問題、当事者の事前準備の話というようなものは、正に一般の改革のモデルにもなる話ではないか。こういう改革が日韓両国の中でそれぞれ進んでいるということが、必ずや全体の司法の改革・改善ということに大きな影響を持つだろうということを感じたわけでございます。

こういうことで、特に私は、飯村判事が、最後のところで紛争解決のためのコストという問題に触れられて、努力をした当事者を勝たせるといふか、そういう者に有利な形で審理を進めなければいけないということ、言われたことと、また、虚偽の情報を裁判所へ持ってこさせない形で審理をするのだというようなお話は、大変感銘を持って伺いました。こういうことを裁判官が考えて審理をされたならば、ビジネス型事件の日本の裁判もかなり変わるのではないかと、よくなるのではないかと

かということを考えながら伺ったわけでございます。

まだいろいろ感じたこともありますけれども、時間もございますので、私のコメントはこの程度にさせていただきます。本当にありがとうございました。

○司会(黒川) どうもありがとうございました。

それでは次に、飯村判事から趙判事に対して出されております御質問に対する趙判事からの御回答をお願いしたいと思いますが、私の方から、この質問を読み上げさせていただきたいと思っております。

まず一つ目ですけれども、「我が国では、審決取消訴訟を担当する裁判所は、審決を違法として取り消した場合、自判をするのではなく、特許庁に差し戻す。特許庁は、判決理由に沿って、審決を行うことになるが、例えば、新たに別の無効理由を発見した場合には、無効審決をすることになり、これに対して、再度の審決取消訴訟が提起されることがある。このように、裁判所と特許庁との間を往復する現象が生じ、一回的な解決を阻害しているとの批判がされている。韓国においても、このような例が存在するのでしょうか。また、このような現象があるとすれば、これに対する何らかの対策が講じられているのでしょうかという点につき、御教示ください。」ということです。

二つ目ですが、「無効審判請求の対象物(あるいは審決取消訴訟の訴訟物)は、個々の無効理由ごとで細分されるのでしょうか。例えば、進歩性の欠如を無効理由とする場合、主引用例 A を基礎とする無効理由に基づく無効審判請求(審決取消訴訟も同じ)と主引用例 B を基礎とする無効理由に基づく無効審判請求(審決取消訴訟も同じ)は、対象物(訴訟物)を異にするという扱いがされているのでしょうか。御教示ください。」ということです。

最後に、三つ目ですが、「侵害訴訟において、例えば、当該特許が有効であるとして、原告の差止め請求や損害賠償を認容した後に」つまり、侵害訴訟では特許が有効であることを前提としているのかかわらず「無効審決が出されたり、審決取消訴訟でこれが維持されるという実例は、どの程度存在するのかについて、御教示ください。」ということ。

以上3点について、御回答をよろしく願います。

○趙判事 ただ今飯村判事の方から頂きました三つの質問についてお答えしたいと思います。

まず第1点です。韓国でも日本と同じように、審決取消訴訟を担当する裁判所は、審決を違法として取り消した場合には、自判をするのではなく、特許庁に差し戻しております。ですので、飯村判事がお話になられましたように、

新たに別の無効理由を発見した場合には、無効審決とすることになって、これに対して再度の審決取消訴訟が提起されることもあります。恐らくそういった一般の行政訴訟と同じような状況にあるのではないかと思います。ですので、特許庁と裁判所間の権限の分担という原則がありますので、それによってやむを得ない、避けられない状況であると思っております。日本では、最高裁が審決取消訴訟の審理の範囲に関しまして制限説、その中で同一事実・同一証拠説というのを採っていると聞いております。一方、韓国では、韓国の最高裁、大法院では無制限説を採っておりますので、日本より問題が発生する頻度でありますとか件数というのは少ないのではないかと考えます。

それから、審決取消訴訟で新たな無効事由を主張してきた場合には、時には、時期が遅い攻撃防御方法として裁判所がこれを却下することができますと考えます。

しかしながら、この1番の質問でなされていらっしゃると思いますが、新たな対策は何かあるのかというようなことをお考えでこういう御質問をされたと思うのですが、新たな対策は講じられておりません。

それでは、二つ目の質問に対するお答えです。2番目の審決取消訴訟の訴訟物というのは、違法性一般で判断いたしますので、個々の無効理由ごとに細分化されてはいません。ここで質問されましたこういう事例というのは、韓国では、訴訟物の違いではなく、攻撃防御方法を異にしているものであるというふうに見ております。別個の攻撃防御方法であるというふうに見ております。これは、審理の範囲ということと関連しまして、韓国の大法院の判決が無制限説を採っているということとも関連があると考えます。

次に3番目の質問に対してです。この3番目でお話なさっていらっしゃいますこういう例、こういった事案というのは、つまり、判決が抵触する可能性があるのではないかとということなのですが、これは理論的には考えられる問題であります。実際にも将来起こり得るものだというふうにも考えます。しかしながら、これまでのところ、同一の事例で判決が異なる事態、お互いに抵触し合うそういう判決が出たという報告は聞いておりません。例えば、韓国では、訴状の提出あるいは答弁書の提出を受けた場合、訴訟の当事者に案内状を送りながら、関連の事件がもしあれば届け出よというふうなことを言っております。そういうわけで、当事者あるいは代理人が特許法院あるいは民事裁判所に同じ事件でそれぞれ裁判を提起した場合には、関連のこういった裁判も行っているという報告をいたしますので、こういった抵触の問題というのは

起きていないということです。それから、特許の無効審判を提起した場合に、その侵害訴訟を担当している裁判所の方でも、とにかく結論が出るまで、判決が出るまで待つて裁判を進めるというような形を採っておりますので、二つのところで判決が抵触するという事は避けられております。

以上で私のお答えとしたいと思いますが、ちゃんとお答えになったでしょうか。

○司会(黒川) どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして、会場からいただいた質問について質疑応答を行いたいと思います。

私の方で多少整理をさせていただいて進めたいと思います。

まず趙判事の御講演に対する質問を多少整理して、順次お答えいただき、その後、飯村判事にも質問票を頂いておりますので、それを御紹介して、飯村判事からお答えを頂きたいと思います。また、趙判事から飯村判事への御質問も頂いておりますが、それは最後の方で、飯村判事への会場からの御質問と併せて進めたいと思います。

では、趙判事の御講演に対する御質問ですけれども、まず管轄についてお二人の方から御質問を頂いております。

まず、これは日本語のレジюме(本誌160頁参照)の方に書かれているということですが、「趙判事は知財侵害訴訟を特許法院の管轄に移すことに消極的な御見解のようですが、このレジюмеの中ほどの管轄集中の、控訴審に限定されるため、現実的な件数は少ない、多くはないと予想されることは、むしろ積極的に見る理由とも考えられます。また、判例の統一という観点や、技術審理官の利用の可能性、準備手続の充実による迅速化などは、積極的に考える根拠と見ることができるように思います。この点に関する韓国の議論と先生のお考えをもう少し詳しく御教示ください。」ということですが、

管轄につきましては、別の方からですが、「知的財産事件につき、ソウル地方法院に競合管轄が認められるそうですが、これを専属管轄としようとする動きはないのですか。特に特許などの産業財産権についてはどうでしょうか。」ということですが、

以上、内容的には異なりますが、管轄に関する御質問ですので、併せてお答えいただければと思います。

○趙判事 まず管轄集中に関して先に申し上げたいと思います。

私個人の考えとしましては、特許法院に侵害訴訟の控訴審を集中させるということについては賛成の意見であります。ところが、現在韓国で議論されております管轄集中の問題というの

は、管轄集中の本質的な焦点は弁理士の侵害訴訟における代理権の拡大という観点から議論されておりますので、大韓弁護士協会ですとか大法院の方では、この問題に対して消極的な形で臨んでおります。

先ほど小杉理事の方からも疑問を投げかけられたのですが、これらのすべての問題は、特許法院がソウルからテジョンに移転したために起きている問題だとも言えます。その特許法院がソウルからテジョンに移転した理由なのですけれども、前の金大中政権のときに、実は民主党と自民連の連立政権だったのですが、そのパートナーである自民連のメンツを立てるというたつたそれだけの理由、政治的な理由でソウルからテジョンに移転したという経緯がございます。

それでは、ソウル地方法院の競合管轄について申し上げたいと思います。もともと民事訴訟法上は被告の所在地の法院に原則で管轄権があるというものがございました。ところが、2002年の民事訴訟法改正の際に、知財権専門裁判部を有する高等法院が所在している地方法院は競合管轄権を有するというふうに改正されました。したがって、この改正によりましてソウル地方法院の競合管轄権を認めるということになったために、知的財産権訴訟の90パーセント以上がソウル地方法院の管轄が可能になったわけです。ですから、専属管轄を認めるよりは、距離の遠い当事者の便宜を図るためにも、ソウル地方法院の競合管轄を認めることがより妥当ではなかったかというふうに思っております。

以上、お答えになったでしょうか。

○司会(黒川) どうもありがとうございます。

では、次に質問させていただきますが、これは専門家の関与ということに関する御質問だと思いますが、幾つか御質問を頂いておりますので、まとめて御紹介したいと思います。

まず技術審理官についてですが、「技術審理官は公務員の中から特許庁の推薦に基づいて任命されているようですが、技術評価について特許庁側の判断に引きずられることはありませんか。」という御質問です。

あと、「技術審理官は弁理士など民間からの任用は考えられていないのでしょうか。」というのが、技術審理官に関する質問です。

次に、技術諮問団、これは日本語訳(本誌162頁参照)で、「技術諮問団の編成の仕方、現在の人数、構成、委嘱の仕方などについて御教示ください。」というものです。

それから、「技術諮問団は侵害訴訟裁判所でも使えますか。」という御質問です。

そして最後ですが、「ほかに侵害裁判所の裁判官に対する技術アドバイザーはいますか。」と

いうことです。

以上です。よろしく願いいたします。

- 趙判事 まず、技術審理官の任命・選抜について、特許庁側の判断だけに頼っているのかという質問だったと思うのですが、それについてお答えしたいと思います。

技術審理官が特許法院から特許庁に復帰するところになりますと、その技術審理官が自分の後任者として2倍から3倍の数の候補者を推薦します。その人たちを対象にして技術審理官と特許法院が協議をして決めるということになりますので、特許庁の判断に依存するということはないと思います。

次に、弁理士など民間からの任用についてお答えしたいと思います。

最近、日本におきましても、弁理士の中から調査官を任命したという話を伺っております。韓国におきましても同じように、特許庁の見解に一方向的に依存する可能性というものを排除するために、将来、契約職として、弁理士だけではなく、学界又は技術専門家といったところからも任用したいというふうに思っております。

次は技術諮問団についてお話しします。

この技術諮問団については、導入する方向で現在計画段階にありますので、まだ具体的なものはなっておりません。まだ導入した制度ではありませんので、御質問のあった構成ですとか編成ですとか人数についてはお答えできる段階ではありません。

そして、将来、技術諮問団が具体化した暁には、侵害訴訟においても活用する可能性というのはあると思います。ただ、現在、ソウル地方法院、ソウル高等法院の方では調停委員制度というものがありますので、侵害訴訟におきましては、その調停委員らのヘルプを受けることができます。その調停委員というのは、各界の特定分野の専門家に委嘱しておりますので、知財権に関連しても、必要な場合にその調停委員の助けを借りることができると思います。

侵害裁判所の裁判官に対する技術アドバイザーに関する質問に対してですが、現在、ソウル高等法院、ソウル地方法院においては、アドバイザーですとか技術調査官、技術審理官という制度はありません。今年、ソウル地方法院の方から特許庁に対して、3人の技術調査官を派遣してほしいという要請をしたのですが、特許庁も人材不足ということで、その要請には応じられなかったということです。

以上です。

- 司会(黒川) どうもありがとうございました。

続きまして、これはレジュメ(本誌164頁参照)の、侵害訴訟における無効の判断についての御質問かと思えます。

「大法院は、まず一つには、新規性のない発

明については実質的に無効であると認めており、もう一つには、公知技術から進歩性のない侵害発明の場合には、自由実施技術に該当するという理由で迂回的な考え方で無効を認めているというを紹介していただいておりますが、それでは、特許発明が実施可能要件—enablementと英語でも御紹介いただいておりますが一を充足しないという場合には、侵害者を救済する方法はないと考えてよろしいでしょうか。」という御質問です。よろしく願いします。

- 趙判事 今の御質問は、特許発明が実施可能要件を充足しない場合、enablementの場合は無効判断が可能か否かという質問だというふうに考えてお答えいたしますが、実施可能要件を充足していないということであれば、それによって無効判断ができると考えます。レジュメで私が言及したのは、進歩性のない侵害発明の場合には無効判断と考えることができると、そういうふうな文脈での文章でありました。

これでお答えになったでしょうか。

- 司会(黒川) どうもありがとうございました。

次は、レジュメ(本誌164頁参照)に關しまして、「侵害訴訟の平均審理期間が2002年で9か月と、日本と比較して短い、(カ)号の特定や損害額の立証についてはいかなる工夫がなされているか。」という御質問です。よろしく願いいたします。

- 趙判事 (カ)号の特定のことなのですからけれども、私は侵害訴訟を担当しておりませんので、侵害訴訟の裁判部でどういった形で工夫しているのかに關しましてはよく分かりません。私も特許法院の方では、権利範囲確認訴訟での(カ)号の特定と言われる侵害訴訟と同じような形で(カ)号の特定という問題に直面いたします。ですので、そういう場合には、当事者、つまり、権利範囲の確認訴訟を行っている当事者に確認をすることがあります。つまり、(カ)号の特定がよく分からない場合、その実際のものを持ってこさせたりして検証するとか、図面の場合には、図面がはっきりしていない場合には図面を更に正確に記するようにさせたり、そういうようなことをやっています。

また、損害額の立証に關しましても、私が損害訴訟を担当しておりませんのではっきりお答えできませんけれども、恐らく日本の場合と同じような形ではないかというふうに考えます。

- 司会(黒川) どうもありがとうございました。

次に、趙判事に対する最後の御質問です。これは資料(本誌157頁参照)についての御質問だと思います。

趙判事から御紹介いただいている涉外事件は、当事者が外国人の場合ということで分類されていますが、「涉外事件について、外国特許—これは外国で登録された特許ということではないか

と思いますが一や商標の侵害訴訟も多く扱っておられるのでしょうか。その場合、当該外国特許の無効の抗弁が提出された場合、韓国の裁判所はどのように扱っておられるのでしょうか。先生のおっしゃっておられる、国際的な商標紛争の相当部分が判決により解決されたとは、どのようなことをおっしゃっているのでしょうか。」ということです。よろしく願いいたします。

○趙判事 まず、涉外事件におきまして、私ども特許法院では侵害訴訟は扱っておりません。ですので、これについてはお答えする範囲ではないと思います。しかしながら、登録されたものの無効に関しましては私どもが扱っておりますので、それについてお答えいたします。

もし外国で特許が登録されていても、韓国の特許法上無効事由に当たるということであれば、それは無効になるという判断になります。

具体的な事件に関しましては、私は覚えていないものはないのですが、かつて一般の民事訴訟の仮処分でウォルマート事件というのがございました。これは商標事件ではありますけれども、韓国のある人物が「ウォルマート」という商標を盗用して韓国で先に登録をしたということがありました。後にウォルマート社が韓国に進出しようとしたときに、先に「ウォルマート」というのが登録されていた関係で、ウォルマートの商標を登録するという登録が拒絶されてしまった。そのため、ウォルマート社では、この商標の使用を禁止する差止請求を行ったということがございました。この差止請求の事由といたしまして、これは登録しただけでその後3年間使われていなかったということを挙げておりました。結果的に、3年間、登録しただけで使っていなかったということで、ウォルマートが勝訴したということがございました。

これが適切なお答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。

○司会（黒川） ありがとうございます。

引き続きまして、飯村判事に対する御質問をお一方から頂いておりますので、御紹介したいと思います。

配布資料（本誌167頁参照）についてですけれども、平成15年改正民事訴訟法—平成16年施行予定ということですが一における（4）の専門委員の導入につきまして、一つ目の質問としては、どのような人員、特許庁の審査官かあるいは民間かが、どのような立場で訴訟参加するのか、諮問機関か否かというのが一つ目です。

二つ目としましては、今度は配布資料（本誌166頁第3の2参照）の司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会の（2）の専門家によるサポート制度との関係について教えていただ

きたいということです。よろしく願いいたします。

○飯村判事 調査官は、常勤の公務員で裁判所の職員でございます。その給源は、特許庁から、多くの場合は3年間出向して、裁判所の職員として裁判官をサポートするということです。その他、給源として弁理士さんからということも現在行われております。

それから専門委員でございますけれども、全くの非常勤ということで、今、事件ごとで、もし専門委員をとということであれば委嘱するという事柄があるというふうなイメージでございます。

他方、専門委員に関しては、調査官が常時サポートする体制のもとでの専門委員ということであると、調査官で賄い切れない特殊な事柄に関してお願いするという役割になってくるのではないかと思います。現在、準備しているのは、あらかじめ100人を超える専門委員の方のリストを作っておいて、例えばバイオの専門家とか、プログラムの専門家とか、そういう事項に関して、専門委員にお願いするということがございます。専門委員を活用する際の手続はきめ細かく決められていて、当事者の立会いなく会えないとか、そういうような所定の手続の下で行われているというのが、専門委員の制度でございます。

それから知的財産訴訟検討会での検討でございますが、基本的には調査官を置くということだけで、権限規定が一切ないわけですがけれども、より実質的な関与について、発問権をどうするかとか、そういうことについて、現在検討をしているということでございます。

○司会（黒川） どうもありがとうございます。

あと、趙判事から飯村判事へ質問票を頂いておりますので、通訳をお願いしたいと思います。

○趙判事 まず第1点目は、民事訴訟法の改正の中で5人合議制というものがありますが、重要な事案に対して慎重で適切な解決を意図するという点では理解できますが、5人合議制の決定は上級審を拘束するものではないわけでありまして、民事訴訟法の改正の趣旨の一つである審理の迅速化には反するものではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

もう一つは、富士通半導体の判決におきまして、最高裁の判決理由を見ますと、無効理由が存在することが明らかである場合に権利濫用に当たり、認められないというふうにされておりますが、その明らかな程度は、一般の行政訴訟における無効判断事由である明白性の程度と同等のものであるのでしょうか。実際、進歩性の判断において、進歩性があるかどうかといった問題はあいまいな場合が多いと思いますが、東

京地裁の処理基準というものはあるのでしょうか。

○飯村判事 5人合議体の問題でございますけれども、5人裁判官の合議体をつくることの趣旨は確かにそうなのですが、同時に迅速裁判についての阻害要因は確かにあり得ると思います。実際の使い方としては、現在問題になっている重要な事項、東京地裁の裁判官がどのような考えを持っているかについて明らかにすべき法律判断がある場合には5人合議制でやるのが考えられると思います。法律判断に関してですので、特に3人でなく5人だからといって迅速性に影響を与えるということはないと思います。対象事件のセレクトですが、5人合議制があるからといって、多くの事件について5人でやるということは想定しておらず、真にふさわしい事件についてのみ、5人合議制を使うということになると思います。

次に、富士通半導体の無効理由の存在することが明らかな場合と、行政事件を無効とする場合の違法理由が明らかな場合と違うかどうかということですが、具体的な事件の在り方を見てみると、やはり随分違っているのが現状だと思います。特許の無効が明らかなきときは、ハードルがかなり低いという印象を持っております。

無効理由が存在することが明らかなきときの判断基準に関しては、私自身は一審の裁判官としての立場で答えますと、一審の判決が、安定性を持つかどうかを基準として判断しております。具体的には、無効理由があるけれども訂正すればすぐに無効が解消できるような場合であれば、たとえ一審の判決で、無効が明らかであるとして棄却しても、訂正された後、無効理由が解消されて、その一審判決は、控訴審で破棄されてしまいます。そのような場合は、無効が明らかとは言えないということになります。結局、かなり、プラクティカルな基準を設定しております。

○司会(黒川) どうもありがとうございました。

それでは、時間の方が過ぎておりますので、申し訳ありません、この辺で質疑と討論を終了させていただきたいと思っております。趙判事、飯村判事のお二人にはどうもありがとうございました。

改正民事訴訟法の概要～立法担当者からの紹介及び質疑

法務省民事局参事官
小野 瀬 厚

○司会(黒川) 続きまして、法務省民事局の小野瀬参事官から、平成15年7月に改正されました民事訴訟法の中で特に知的財産権訴訟に係る事項について概要を御紹介いただき、最後に若干時間を取っていただきまして、会場からマイクによる質疑応答を行いたいと思っております。

それでは、よろしく申し上げます。

○小野瀬参事官 今御紹介いただきました法務省民事局参事官の小野瀬でございます。

それでは、平成15年7月に成立いたしました民事訴訟法の改正法について、改正の背景となった考え方、あるいは改正の経緯等を御紹介したいと思います。

今回の改正の経緯でございますけれども、直接のきっかけとなりましたのは平成13年6月の司法制度改革審議会の意見書でございます。そこで、知的財産権関係訴訟に対する対応を強化するという観点から、特許権等に関する訴えの東京地方裁判所及び大阪地方裁判所への専属管轄化が提言されたわけでございます。その後、法務大臣の諮問機関であります法制審議会におきまして審議がされましたが、法制審議会では、平成14年6月に中間試案を公表いたしました。幅広く意見を求めるパブリック・コメントの手続がとられました。その結果を踏まえて更に検討を続けられ、平成15年2月に法制審議会の答申がされまして、3月に法律案を国会に提出いたしました。そして、7月に改正法が成立したわけでございます。施行期日はこれから政令で定めるということになっておりますけれども、平成16年4月1日から施行するという選択肢が現在のところ有力でございます。

今回の改正でございますけれども、知的財産権関係訴訟に関しましては、二つのポイントがございます。一つは特許権等に関する訴えの専属管轄化でございまして、もう一つが専門委員制度でございまして、順次簡単に御説明したいと思います。

まず特許権等に関する訴えにつきましては、第一審は東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の専属管轄とするということにされております。背景には、これらの裁判所におきましては、裁判所調査官の配置、それからこういった種類の事件に非常に精通している裁判官の配置といったような専門的処理体制が整備されているということから、専属管轄化によってこのような訴

訟についての審理の充実・迅速化を図ることが目的でございます。

このような考え方に対しましては、地方に住んでいる当事者の利益を害するのではないかとということが最大の議論となりました。パブリック・コメントにおきましても、経済界、裁判所等から賛成意見が寄せられた一方で、弁護士会、大学等から反対意見も寄せられました。また、国会の審議の中でもこの点が取り上げられました。

この点につきましては、東京、大阪といったような専門的処理体制の整った裁判所で充実した迅速な審理を受けられるということは、これは地方に住んでいる当事者の人にとっても大きいメリットがあることであるということが一つ言えようかと思えます。

それからもう一つでございますけれども、例えば審理すべき事項に専門技術的な事項がないような事件、典型的には、単にライセンス料を払わないといったような事件もあるわけですが、そういった事件で、東京とか大阪で審理をするとかえって著しい損害や遅滞を生じてしまうといったような場合には、通常の管轄裁判所等に移送することができるという移送の制度も設けられております。

それから、現行法にある制度ですけれども、電話会議システム、それからテレビ会議システムというものがございます。このようなシステムを活用すれば、当事者が裁判所に出てこなくても審理をすることができます。したがって、必要な場合にはこういう制度を活用すれば、地方に住む当事者の利益を不当に害することにはならないと考えられるわけでございます。

このようなことから、結論といたしまして、東京地方裁判所、大阪地方裁判所への専属管轄化が図られたわけでございます。

もう一つ大きい議論になりましたのは、控訴審の管轄をどうするかという問題でございます。

この点につきましては、経済界を中心にいたしまして、控訴審段階でも事件を集中して、より充実・迅速化した審理を実現すべきであるといったような意見が出されたわけでございます。

このようなことから法制審議会で議論がされたわけでございますけれども、その過程では、大阪地方裁判所の判決に対しては、大阪高等裁判所にも、あるいは東京高等裁判所にも控訴できるといったような競合管轄を認める案についても検討されました。ただ、やはり一審と同じように、より充実・迅速化した審理を実現すべきであると、こういったような考え方のもとに、控訴審につきましても東京高等裁判所への専属管轄化を図るという結論になったわけでございます。

ただ、一審と同じように、例えば専門技術的

な事項がないような事件につきましては、大阪高等裁判所に移送することはできますし、また、電話会議システムやテレビ会議システムの活用というものも考えられるわけでございます。

なお、経済界からは、この東京高等裁判所への専属管轄化について、判断の早期の統一が実現できるというようなことからこれを求める意見が強くございました。

これに対しましては、そもそも高等裁判所で意見が分かれるような重要な問題については、高等裁判所レベルでいろいろな意見が出て、それを最高裁判所が統一すると、こういうようなプロセスを採る方が望ましいという意見もありました。

今回の改正は、先ほど言いましたとおり、あくまでも審理の充実・迅速化というものを目的としたものですけれども、東京地方裁判所、大阪地方裁判所及び東京高等裁判所においては、5人合議制を導入しております。これは、重要な事件等について多人数の裁判官による慎重な審理を可能とするためのものですけれども、この運用の仕方によっては、事実上の判断の早期の統一というものも期待できるというふうに思われるところでございます。

なお、この5人合議制は、既に現在の民事訴訟法の中でも、大規模訴訟で導入されている制度でございます。

このように、今回の改正は、知的財産の保護の重要性を考慮したもの、また知的財産権関係訴訟の利用者のニーズに沿うものであるということができると思えます。

次に著作権や意匠権等に関する訴えでございますけれども、このような事件につきましては、特許や実用新案のように技術性が高いというわけではありません。また、地方の事情を持った事件というものも多いわけです。そこで、こういう事件については、東京地方裁判所、大阪地方裁判所への専属管轄化ということではなくて、東日本の事件については、通常の管轄裁判所のほかに東京地方裁判所にも、西日本の事件については、通常の管轄裁判所のほかに大阪地方裁判所にもそれぞれ訴えを起こすことができるというような競合管轄の制度が導入されたわけでございます。

続きまして専門委員制度について簡単に御説明いたします。

この専門委員制度でございますけれども、典型的には医療ですとか建築に係る訴訟、そういった専門的な知見が必要な訴訟に活用される制度でございます。当然、専門的な訴訟ということですので、知的財産権関係訴訟でもこの制度の活用が見込まれているものでございます。

この背景といたしましては、これらの専門的な訴訟の審理に時間がかかってしまう傾向が見

られるということがございます。こういった専門的な訴訟の審理の充実・迅速化が求められておりまして、これも司法制度改革審議会の意見書に提言がされていたものでございます。

この専門委員制度でございますけれども、具体的には、あらかじめ専門家を専門委員として裁判所が任命しておきます。そして、具体的な事件に応じて具体的な専門委員を指定しまして、審理の中でその専門委員から説明を聴くという制度でございます。

現在でも、専門家の意見を聴くという制度としては、証拠調べとしての鑑定というものがあります。しかしながら、例えば争点を整理する段階で機動的に専門家の説明を聴くといったような制度はこれまではなく、そのため、例えば争点整理に非常に時間がかかってしまうようなケースもあったわけでございます。そこで今回の改正では、争点整理の段階、証拠調べの段階、それから和解の場面、こういった各段階で裁判所が専門委員から専門的な説明を聴くことができるという専門委員制度が設けられたわけです。

ただ、この説明は証拠となるものではありません。あくまでも例えば争点を整理するために必要な限度にとどまるわけでございます。したがって、鑑定によるべき争点についての判断をこの制度によって得ることはできません。

また、手続の透明性を確保する必要がございます。そこで、この説明は、双方が立ち会うことができる期日においてするか、あるいは書面で説明をして、その写しを双方に交付するというようなこととされています。このように、手続の透明性あるいは中立性の確保というものがこの専門委員では非常に大きい議論になったわけですが、その背景としては、この専門委員が活用される典型的な場面である医療過誤訴訟において、専門委員の中立性あるいは手続の透明性を確保するということが非常に重要であるという指摘がございました。このようなことから、今回の改正法では、中立性、手続の透明性を確保するための様々な手当てがされています。

知的財産権訴訟関係では、既に裁判所に常勤の職員である裁判所調査官がいるわけでございますので、専門委員としては、特別な分野、最先端の科学分野、こういったようなところで活用がされるのではないかとこのように思われます。

以上、簡単ではございますけれども、今回の改正の説明を終わりたいと思います。

○司会(黒川) どうもありがとうございました。

ただ今の小野瀬参事官のお話につきまして、特に何か御質問などのある方は挙手をお願いしたいと思います。一つだけ取り上げたいと思います。係の者がマイクを持って伺いますので、

よろしくお願いたします。何かございますか。

○質問者

1点伺いたいのですが、特許権等侵害訴訟の控訴審の東京高裁への集中の関係で、例えば大阪地裁の事件の中で特許権にかかわる部分ですね、事件の中に複数の争点があって、特許権侵害の論点と著作権侵害の論点があったと、そういう場合は、専属管轄の方に引っ張られて必ず東京高裁が控訴審の管轄を持つのか、それとも、特許侵害部分と著作権侵害部分が分かれて、控訴審は東京と大阪に分かれてしまうということになるのか、その辺りはどのように考えたらよろしいでしょうか。

○小野瀬参事官 特許権等に関する訴えという概念は、現行法でも、競合管轄が認められる訴えの類型として用いられているわけでございます。この訴えの概念につきましては、今回の改正では現在の法律の解釈を全く変えておりませんので、現行法における解釈を引き継ぐということになっております。したがって、あくまでも個人的な見解でございますけれども、一つの訴えという単位で管轄というものは考えなければいけないというふうに思いますので、仮に一つの訴えの中に特許権に関する部分があるという場合があるとすれば、それは専属管轄になるのではないかとこのように思っております。

○司会(黒川) どうもありがとうございました。

会場の都合もありますので、以上で質疑の時間を終了させていただきたいと思っております。

小野瀬参事官にはどうもありがとうございました。

総 括

財団法人国際民商事法センター特別顧問 三 ヶ 月 章

○司会(黒川) 長時間、御清聴と熱心な御質問をありがとうございました。

それでは、最後に、財団法人国際民商事法センター特別顧問、東京大学名誉教授、そして元法務大臣で、日本ローエイシア友好協会会長であります三ヶ月先生に、本日のまとめとして総括を、大変申し訳ありませんが、会場の都合で、できるだけ手短にお願申し上げたいと思います。

○三ヶ月財団法人国際民商事法センター特別顧問 三ヶ月章でございます。たまたま法務省特別顧問兼国際民商事法センター特別顧問ということで、大体こういうシンポジウムのときに総括を仰せつかるのですが、今日の総括ぐらい苦手で困った総括の経験はございません。と申しま

すのは、私は、皆さん御承知のように、民事訴訟法の立法だけはずっと長期にわたり続けてまいりまして、民事訴訟法の全面改正まで持ってきたわけですが、それはどういう意味を持っていたかと申しますと、日本の民事訴訟一般のレベルを何とかして先進国並みに上げなければならない点があるというところが出発点でした。しかしながら、本日の議題になっております知的財産権訴訟というのは、先ほどもちょっと小杉さんが言われましたように、世界の最先端の問題で、どの国でも共通の課題として出てくるという性格のものでして、私のように、日本の訴訟制度一般の問題がどうしたらよくなって、世界的な水準まで行くかという見地から見ております者としましては、本日のテーマのように、世界の最先端で、しかも各国共通のものをどう扱ったらいいかということはちょっと場違いという感じですので、そういう意味での総括的な言及は、同じく国際民事法センターの役員を務めております小杉さんが先ほど述べられたようなところを、訴訟法上のテクニカル・チームですが、「援用」させていただくことにいたしまして、少し一般的常識的な話をもって私の総括を終えさせていただきたいと思っております。

一つは、本日の問題は知的財産権の問題ですが、これは先ほど申しましたように全世界共通で先端的な問題として取り上げられている問題です。これをめぐりまして、実はほんの二週間ほど前に、本日のシンポジウムと同じような形式で中国の方が来られまして、中国と日本との間で本日と同じような形での知的財産権のシンポジウムが行われたのです。それにわずか二週間かそこらの間隔をおきまして、本日は、韓国と日本との知的財産権のシンポジウムが行われた。これはある意味では一つの象徴的な面があるように思います。と申しますのは、この三国はいずれも漢字文化圏ということで、文化の伝統という点で共通性がございまして、いろいろな形の違った諸外国の法制度の中でも最も親近性の強いところですが、その三国がこの一番最先端のインターナショナルな性格を持つテーマにつきまして、集中的にこの二週間の間にこうしたシンポジウムが集中して行われたということの意味をお考えいただければ、主催者として誠に幸せです。

これはやはり非常に画期的なことであろうと思っております。と申しますのは、私どものように民事訴訟法一般としてだだっ広い問題をやっておるのに比べまして、言わば全世界共通の最先端の問題についての国際シンポジウムを、これだけの精度をもって行っている国というのは恐らく世界にないのではないかと。そういう意味で、私ども国際民事法センター及び法務省といたしましては、胸を張りたいような気がするとい

うことを関係者の一人として申し上げさせていただきます。

もう一つの点は、これも極めて常識的な点ですけれども、仮に漢字文化圏の国同士であるとしたしましても、やはりそれぞれの伝統もあり、それぞれの国の法制度の違いもございまして、それから言葉の問題というものもあります。そういうふうないろいろなものを乗り越えまして、本日のようなシンポジウムをやっていくということにつきましては、皆様は、ただ来て、こういうものかと思われるかもしれませんが、やってみますと、これは大変な事前準備と努力が要ることなのです。ついこの間、私どもはローエイシアの東京大会をいたしました。その準備には何と4年の歳月をかけました。本日のこういうふうなシンポジウムにおきましても、何と申しましょうか、水面下の準備というものがなければ、とてもこの知的財産権をめぐる2回のシンポジウムのように、非常に立派な、時間も、それから内容もびたりと予定どおり進むようなものを設営するということが難しいのだということを申し上げたいのです。

特に強調いたしたいことは、前の中国との知的財産権のシンポジウムのときもそうでしたけれども、本日、「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」というかなり厚いものが皆様のところに配布されております。こういうふうなものを準備するという自身、非常に大変なことなのです。特に今回の場合は、これに日本語版と韓国語版がついている。これは皆様、極めて当たり前のように受け取られるかもしれませんが、従来国際シンポジウムのものでは、これほどの準備をもって皆様に資料を差し上げてやったという例を私は知らないのです。今までの例によりまして、通訳を介しまして、いろいろディスカッションをするところを自分で一生懸命ノートを取り、そしてポイントを明らかにした上でないと、なかなかシンポジウムの進行なり内容なりが分からないのです。これは国際会議というものに参加したことのある者ならみんな痛切に感じているところなのです。それに対して、これだけのものがあらかじめ配られますと、これを見ながら話に集中して聞いていきますと、ノートをとるという手間もなしに、スピーカーがおっしゃっておられることがずっと頭に入っていきような仕掛けになるわけですので、こういう工夫は、私も多くの国際会議に出たことがございますけれども、この我々の組織というものがごく最近に完成した一つのスタイルであるということをお願いしたいのです。恐らく、今日のお話を聞かれました皆様方も、これを参照しながら、しかるべきところにアンダーラインを引っ張って、そして自分の思考をまとめていただいたことと存じます。

その中で、特にもう一つ強調しておきたいことは、この中の最後のところに表がございます。これは本日司会をされました黒川教官が作られたものですが、こういうふうな誠に見事な表のまとめ方をポイントを明らかにする、これもなかなかできないことなのですが、これがあるとないで、本日のシンポジウムの理解度というものは大いに違ってくるはずです。

関係者の一人として自分たちのやっていることのちょうちん持ちをするような総括になってしまいましたけれども、これからますます日本を中心とする国際的な会合というものが増えると思います。そういうふうな場合に、それを最も成果あらしめるためには、やはり私ども、国際民商事法センターの発足以来既に7年ぐらいですけれども、いろいろなトライアル・アンド・エラーを重ねまして一つのこういうふうなシステムをつくり上げたのだということを終わりに申し上げまして、主催者の一人としての総括とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○司会(黒川) どうもありがとうございました。

閉 会

○司会(黒川) 本日通訳をしていただきました株式会社サイマル・インターナショナルの李希京さん、長友英子さんに感謝申し上げます。

それでは、以上をもちまして講演会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

《大阪会場》

○司会(黒川) ただ今より、法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター共催、最高裁判所、法務省民事局、日本弁護士連合会、日本弁理士会後援による公開講演会「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」を開催させていただきます。この講演会は昨日ほぼ同じ内容のものを東京でも開催いたしました。私ども法務総合研究所国際協力部では、財団法人国際民商事法センターとともに、日本商標協会の元会長で現在は常任理事をされておられます弁護士の小野昌延先生を顧問とし、帝塚山大学大学院法政策研究科長、日本工業所有権法学会理事長で、大阪大学名誉教授の江口順一先生を座長として、平成14年4月からアジア太平洋知的財産権法制研究会を開催しております。後ほど小野先生にごあいさつを、江口先生には総括をお願いしております。私はこの研究会の事務局の一人です。私はこの研究会の事務局の一人です。法務総合研究所国際協力部の黒川と申します。本日は全体の司会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開会のあいさつ

○司会(黒川) まず始めに、法務省法務総合研究所国際協力部長の田内正宏からごあいさつがございます。

○田内法務総合研究所国際協力部長 主催者の一員といたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日はお忙しい中「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」をテーマとした講演会に、多数の御列席を賜りまして誠にありがとうございます。

この講演会は最高裁判所、法務省民事局、日本弁護士連合会及び日本弁理士会の御後援をいただいております。そして財団法人国際民商事法センターの共催により開催するものでございます。昨日は東京で同様の講演会を開催いたしまして、多くの方々に参加いただきました。そして活発な質疑応答がなされ、時間も大幅に超過いたしまして、会場の法曹会館の関係者をはらはらさせたというような場面もございました。これも知的財産に対する関心の高さを象徴するものではないかと思っております。私ども国際協力部でも法整備支援のみならず、経済社会の関心、あるいはビジネス社会のニーズに合った、このような活動、今後も継続していきたいと思っております。

さて、我が国では近年、知的財産をテコにいたしまして、知的財産立国として、この国を力強くよみがえらせようという動きが、一層活発になってきています。このような動きの中で、

知的財産が保護される体制を整えようということで、まず司法制度改革審議会が知的財産権関係事件への総合的な対応強化の必要性を指摘いたしました。その後、設置されました司法制度改革推進本部では、知的財産関連訴訟の充実及び迅速化を主要なテーマとする知的財産訴訟検討会を開催しております。また、昨年（平成14年）成立しました「知的財産基本法」に基づいて設置されました知的財産戦略本部も、知的財産権訴訟の在り方について、更に検討を行うということにしており、そのための専門調査会も設置されたところです。

一方、韓国におきましては1998年3月1日に、全国を管轄する特許法院が新設されています。このように日韓双方におきまして、知的財産訴訟に関する新しい動きが行われつつありますので、この両者の比較検討の場として、本講演会を開催した次第でございます。

本日の講師には韓国特許法院の趙龍鎬首席部長判事、大阪地方裁判所の小松一雄部総括判事をそれぞれお招きしております。第一線で御活躍の先生方におかれましては、御多忙の中今回の講演等を快くお引き受けいただきました、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本日は弁護士や弁理士の皆様、財団法人国際民商事法センターの会員の皆様、そしてアジア太平洋知的財産権法制研究会の皆様にも御列席いただいておりますが、本日の講演会が皆様にとりましても、また日韓両国の法制度の発展にとりましても、大いに意義のあるものとなることを祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

○司会（黒川） 続きまして、研究会の顧問であり、日本商標協会の元会長で常任理事、そして財団法人国際民商事法センターの評議員をされておられます弁護士の小野昌延先生からごあいさつでございます。

○小野弁護士 私はあいさつに代えまして、少し知的財産の専門家の交流についてお話ししたいと思います。知的財産の専門家あるいは法律家が、お互いに非常にファミリーリティを持っています。それを一番感じましたのは、昭和41年（1966年）、工業所有権審議会での仕事が済んで、調査団がヨーロッパとアメリカの特許庁を回りましたときであります。団長が井上尚一先生という、古い特許庁の長官でしたが、「前に石油で団長で回ったときと、今回特許の団体で回ったときと、接する方の感じが全く違う。」と申されました。「同志意識というのか、質問に対する接し方が非常にオープンで、感じが全然違う。」とお話された記憶がございます。

これは、これからお話をされます韓国の趙龍鎬先生と日本の小松先生のどちらも、我々は特許をやっているのだ、どちらも裁判官なのだ

ということで、お互いのファミリーリティが自然にお互いにあるのではないかと思います。

私は修習で昭和28年（1953年）に大阪に来たとき、たしか9階建てが一番高い建物で、「今度11階建ての旧第一生命ビルが駅前にできた、高いビルができた。」という状態でした。私は韓国について李承晩政権時代は知りませんが、朴正熙政権時代から5年に一遍か何年に一遍か、しばしば古い時代から行ってまして、そのころセマウル号という汽車に乗って何度かソウルから釜山を経て大阪に帰ってきたのですが、朴正熙政権時代に車中から見て、農村の様相が瓦葺きになって一変しました。パク政権は独裁政権であったかもしれませんが、経済的には非常に功績があった政権だということを、私は肌で実感しております。

今日では大阪も一変し、韓国も昔とは全く一変しています。どちらにも共通するのは、日本はエネルギーの自給率が4パーセント、韓国はエネルギーの自給率が3パーセントという自給率の低い国です。残りをどこから持ってくるか、それは付加価値と申しますか、知的財産と申しますか、それを品物に付けて、外国に売って、そのお金でエネルギーを補給する。あるいは知的財産それ自体を売るということで補給をやらざるを得ない国であることです。

日本と韓国を2つ並べると非常に違うように思いますが、世界から見ればほぼ同じというか、もはや韓国は先進国で、途上国ということでは国際会議の場では許されない国になっております。両国の法体系が似ていることは皆様御存じでしょうから説明いたしません、例えば「ライセンスの登録」というライセンスの会議で、日本が発言をしても同じ大陸法系のヨーロッパの国も何を言っているのだというようなところを、韓国の特許庁の代表などはすぐ問題点を理解して同意してくれる。あるいは韓国の発言に対して日本はすぐ理解ができて同意する。今日はいろいろと相違点が出ると思いますが、そういう共通点を持っております。

私は日本と韓国だけでなく、今いろいろと言われている北朝鮮、中国、これもまた微妙な関係の台湾、モンゴル、こういう所の知財の専門家が、まず交流することが必要ではないかと思います。それは仏教圏とか儒教圏ということを通じての共通性が更に加わって、一つの親和性というかファミリーリティがあるのではないかと思います。さらには、これらにASEANの国、その他はどこか加わるか、コマというのは国際協力が力を入れているベトナム、ラオス、ミャンマー、インド、スリランカのどこが入るかは分かりませんし、場合によればちょっと異質のオーストラリア、ニュージーランドも入るのかどうかは知りませんが、そういう所の知的

財産専門家の交流も、また全体の交流の先駆けをなすのではないかと考えております。

これらは、そこまで広がりますと、多様性が特殊性でみんなばらばらです。そこまできますと法体系もばらばら、考え方もばらばらですが、やはり一つの地域的特性をもってアメリカ圏あるいはEU圏に対して、1つの新しい主張をまとめて述べるので、日本単独では何もできない、韓国単独では何もできないと思います。

終わりに年寄りの趣味としてある地図をお見せしますが、これは引っくり返っているのではなくて、富山県がこういう地図を作っているのです。ほかにもアップサイドダウン・ワールドマップといって、オーストラリア辺りでは世界の引っくり返った地図があるのです。これを御覧になって皆様それぞれいろいろなことを考えられると思いますが、私は時間がありませんので注釈は申しませんが、アジア圏のアップサイドダウンのマップを見ていただければ、少し私の言ったことも理解していただけたと思います。

ちなみに私の家内にこれを見せたらどう言ったかといいますと、全然法律に関係がないものですから、「東の、右の方の白い所は陸地だったのと違うかな、日本海は何かの関係で沈んだので、これ樺太とかはひっ付いていたのがよく分かるな。」ということを行いました。私はそんな見方ではなしに、先ほど言いました知的財産専門家の交流という意味で作ったつもりですが、そんなことを申しておりました。



「環日本海諸国図」(富山県が制作した地図を転載した)

今日は私のあいさつのような駄弁ではなく、現実の有益な知識を第一線で苦勞をしておられる両国のベテランの地方区の部長の方に、現実に役に立つ知識を仕込まれる日だと思いますが、あいさつにはちょっと変わった年寄りの冷や水と言うのですか、趣味をお見せしようと思ひ、こういう地図をお見せする次第であります。あいさつに代えましてとんだものをお見せして申し訳ありません。これで私のあいさつは終わりといたします。

○司会(黒川) どうもありがとうございました。

【第1部講演——東京会場での講演と同内容につき省略】

第2部 講演

「日本の知的財産権訴訟の現状と課題」

講師：大阪地方裁判所部総括判事
小松 一雄

○司会(黒川) それでは第2部の講演に移らせていただきます。第2部の講師をしていただく小松一雄部総括判事は、裁判官としての経験が豊富で、現在は大阪地方裁判所の知的財産権部である第21民事部の部総括判事として裁判実務に携わっておられます。

それでは小松判事には御講演をお願いいたします。

○小松判事

1 はじめに

ただ今御紹介いただきました小松でございます。本日は、「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」をテーマとするこの講演会でお話をさせていただく機会を与えられましたことを、大変光栄に存じます。先ほどは、趙部長判事が、韓国における知的財産権訴訟の現状と課題について御講演なさいましたのを、興味深く拝聴いたしました。私は、大阪地裁の知的財産権部で知的財産権訴訟にかかわってまいりました経験に基づきまして、「日本の知的財産権訴訟の現状と課題」について、お話をさせていただきます。

非常に簡単なレジュメを用意してお配りしておりますので、これを御覧いただきたいと思ひます。

2 知的財産権訴訟に関する裁判所の体制

まず、日本の知的財産権訴訟に関する裁判所の体制について御説明します。レジュメの第2(本誌170頁参照)にありますように、知的財産権訴訟は、大きく分けると、侵害訴訟と審決取消訴訟に区分できます。侵害訴訟は、民

事訴訟法に従って訴訟手続が進められる民事訴訟でありまして、民事訴訟法の規定により、管轄を有する全国の地方裁判所に訴えを提起することができます。ただし、1998年（平成10年）から施行されました現行の民訴法の規定によりまして、特許権、実用新案権、回路配置利用権及びプログラム著作権に関する事件は、東日本の裁判所が管轄権を有する事件は東京地裁が、西日本の裁判所が管轄権を有する事件は大阪地裁が、それぞれ競合して管轄を有しております。また、東京高等裁判所は、専属管轄であります審決取消訴訟のほか、東京地裁を始めとします東京高裁管内の各地裁からの侵害訴訟の控訴審を扱っております。我が国では、侵害訴訟は、東京・大阪両地裁への集中傾向が著しい状況にありまして、東京、大阪の専門的な処理体制を強化してまいりました。我が国の知的財産権訴訟の体制は、地裁レベルで見ますと、一極集中ではなく、東京と大阪という二極集中体制でございます。比喩的にいいますと、二つの焦点を有する楕円形、もちろん東京と大阪では規模の違いが相当ございますが、そのような状況にたとえることができると思われます。

専門部の現在の人的処理体制を申し上げますと、東京高裁が4か部、裁判官16人、調査官11人、東京地裁が3か部、裁判官15人、調査官7人、大阪地裁が1か部、裁判官5人、調査官3人という体制になっております。

裁判所調査官制度について、御説明したいと思っております。我が国では、知的財産権訴訟の技術的専門性に対処するために、技術の専門家であります裁判所調査官の制度を設けまして、知的財産権の専門部に配置しております。日本の裁判所調査官は、先ほどお話がありました韓国の特許法院における技術審理官に相当するものと言えらるかと思います。日本の場合は、審決取消訴訟と侵害訴訟の両方で調査官制度を活用しております。調査官の大部分は、特許庁で審査・審判の実務を経験してきました特許庁出身者です。もっとも、最近、東京高裁及び東京地裁で、弁理士出身の調査官も採用されております。韓国の技術審理官と比べますと、給源も類似していると言えらるかと思います。特許事件等におきまして裁判官を補助する調査官が、単に科学技術の専門家というだけではなくて、特許出願や審判手続の実務に通じているということは、裁判所が特許発明の技術的範囲や無効理由の存否といった法的な判断をする上で有用であると思っております。大阪地裁の場合、電気、機械、化学の各分野を専門とする調査官3名が配置されて、特許事件等の調査に当たっております。調査官の任期は一般に3年でございます。

大阪地裁における調査官の活用状況について補足させていただきますと、特許・実用新案事

件につきましては、原則として事件ごとに調査官の担当を割り当てておりまして、口頭弁論期日には、侵害論の審理中は原則的に法廷にも立ち会ってもらっています。そして、事件の技術的事項について、適宜説明をしてもらったり、あるいは、問題点について調査、報告をしてもらうなど、日常的、継続的にサポートを受ける体制を採っております。裁判官が、技術的、専門的な知識を補充し、知的財産権訴訟を円滑に進め、的確な判断を下すために、調査官制度は大きな役割を果たしてきていると言えます。

なお、調査官は裁判官を補助する立場にあり、その報告内容は当事者に開示する性質のものではありません。もっとも、調査官の活動は、当事者の立場から見ると、分かりにくいという面があるようでして、現在、調査官の権限の明確化等について、立法的な検討がなされております。

韓国では、侵害訴訟では、特許法院における技術審理官のような制度はないということですので、この点は日本と違いがあるように思われます。

3 最近の知的財産権訴訟の動向

最近の知的財産権訴訟の動向であります。まず、事件概況を御説明します。昨年（平成14年）1年間の知財訴訟の地裁第一審の新受件数については、全国で607件知財事件が提起されまして、そのうち東京地裁が342件、大阪地裁が131件でした。78パーセントが、東京、大阪、両地裁に集中しております。全体の受件数は、年によって波がございますが、平成3年（1991年）は、311件でしたので、長期的に見ますと、顕著な増加傾向にあると言えます。

事件種類別の比率は、昨年（平成14年）の全国の第一審新受事件で見ますと、特許権27パーセント、実用新案権6パーセント、意匠権4パーセント、商標権16パーセント、著作権19パーセント、不正競争防止法23パーセント、その他4パーセントで、特許事件が一番多くなっております。

東京高裁の審決取消訴訟の新受件数の動向については、最近の件数の増加傾向というのは、著しいものがございます。昨年の平成14年（2002年）は、636件になっておりまして、平成7年（1995年）が280件であったのと比べましても2倍以上になっております。

次に、最近の知財訴訟の審理及び裁判の動向について、若干の特徴的なところを申し上げます。侵害訴訟のうち、特許事件が、やはり事件数の比率の上でも、また、高度の技術的専門性が要求されるという内容面の難しさからいいたしても、比重が大きいです。特許訴訟の多くの事件では、被告の製品を製

造販売する行為が、原告の特許権を侵害するかどうか、言い換えますと、特許発明の技術的範囲に属するかどうか争われます。この技術的範囲に関する論点の中で、特に均等論が、1998年（平成10年）2月のボールスプライン事件最高裁判決（最判平成10年2月24日・民集52巻1号113頁）で認められまして、その成立のための要件が判例上明らかにされたということは、その後の実務に大きな影響を与えております。均等論の議論は、御承知のように我が国でも長く争われてきたものでありますが、一定の要件の下に均等論を肯定するということが、国際的な動向にも合致し、特許権の適切な保護のために意義があることだと思います。均等論が主張される事件も多いわけですが、裁判所は、最高裁の示した均等成立の5つの要件に当てはめて均等の成否を判断しておりまして、幾つかの事件では、実際に均等論が肯定されております。

次に、2000年（平成12年）4月のキルビー特許事件の最高裁判決（最判平成12年4月11日・民集54巻4号1368頁）で、最高裁は、特許に無効理由があることが明らかな場合は、そのような特許権に基づいて差止めや損害賠償を求めることは、特段の事情がなければ権利の濫用であるという判示をいたしました。この判決は、侵害訴訟におきまして、被告側に強力な武器を与えることになりました。キルビー特許事件の最高裁判決が出ましてから、非常に多くの特許事件で、特許無効の主張が出るようになっております。裁判所は、特許無効について、無効審判手続における判断との食い違いが生じることを避けるように配慮しながら、積極的に無効判断を行ってまいりました。侵害訴訟におきまして、裁判所が、明白性の要件による絞りといいますか、限定があるとは言いながら、特許の有効無効の判断ができるようになったということは、侵害訴訟での裁判所の紛争解決機能を高めたということが言えるかと思えます。

しかし、他方で、多くの事件で特許無効の主張がされまして、しかも、多数の無効理由が主張される事案が多いということから、裁判所の審理上の負担が増えているという面も否定できません。また、無効判断をするためには、明白性の要件を満たす必要がありまして、侵害訴訟での裁判所の無効判断と、無効審判手続での審判の判断とのそごが生じないようにすべきでありますから、事案によっては依然として特許法の規定により訴訟手続を中止せざるを得ない場合があります。従来、無効審判請求に対抗して、権利者側は、明細書の訂正を請求することが多く、この訂正がされることで、事件が特許庁と東京高裁の間を往復する、キャッチボール

現象と言われておりますが、そういうことがありまして、無効審判の最終的な決着まで長期間を要することも少なくありませんでした。もっとも、この点は、今年（平成15年）行われた特許法の改正により、訂正審判請求をできる期間が制限されたことなどで改善されることにはなりました。大阪地裁の場合で言いますと、無効審判の関係で、訴訟手続を中止し、訂正審判請求がされるというようなことで、長期間手続が中止になる事件があることが、審理期間が長期化する最大の理由になっております。

また、特許訴訟のユーザーの立場にあります経済界からは、侵害訴訟と無効審判手続という二重の手続があることは、紛争の一回的解決の要請から問題があるという意見や、明白性の基準があいまいであるといった批判がありまして、侵害訴訟における無効判断と無効審判手続の関係の在り方が、これはなかなか難しい問題だと思っておりますが、検討されているところです。

以上が侵害論の動向ですが、損害論の方に目を向けますと、最近の特徴として、損害賠償の高額化という傾向がございます。従来、知的財産権の侵害で、裁判所において認められる損害賠償額は低いという意見がありました。一部では、アメリカのように3倍賠償のような制度を導入すべきであるといった議論がされることもありました。しかし、我が国の不法行為による損害賠償の制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価して、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものでして、懲罰的な意味を持つものではありません。知的財産権侵害による損害賠償も、この基本的な枠組みの中ではありますが、損害額の算定方式の見直しや計算鑑定制度の導入などの法改正が行われてまいりました。最近では損害賠償請求額が巨大な訴訟も多くなっておりまして、御承知のように、東京地裁では、損害賠償として80億円以上の金銭の支払を命ずる判決を言い渡した事件もございます。大阪地裁では、これまで、そのような大きい認容額の事件はありませんが、請求としては100億円を超える事件も、幾つか出てきております。損害論の審理につきましては、損害算定の資料、帳簿類等ではありますが、そういうものの多くは被告側が有しておりまして、しかも、これらの資料には、市場での競争相手である原告の側に知られたくない営業上の秘密にかかわる記載もありますので、被告の側としては文書の提出に抵抗する傾向にあります。また、当事者が企業会計の専門知識が十分でないということもありまして、損害論の審理は、侵害論の審理とは違った困難性があります。損害論の審理が円滑に進むためには、当事者の協力と、

計算鑑定制度、その他企業会計の専門知識を積極的に活用していくということを考える必要があると思います。

さらに、最近の知的財産権訴訟の特色の一つとして、紛争の多様化ということがございます。中でも、特許権の侵害・非侵害という企業間の争いだけではなくて、発明者である従業員とその使用者である企業との間で、権利の帰属や、特許を受ける権利を譲渡した場合の対価の請求をめぐる争いも増えております。その背景として、雇用の流動化、あるいは、発明にかかわる従業員、研究者の権利意識の高まりといったようなことがあると思われまます。従業員が職務として発明をしたときも、特許を受ける権利は、発明者である従業員に帰属いたしますが、通常、多くの企業では、職務発明規程を設けるなどして、特許を受ける権利の譲渡を会社が受けまして、自分の権利として出願し、特許を受けております。日本の特許法35条は、契約や勤務規則などで、従業者が使用者に職務発明について特許を受ける権利を譲渡したときは、従業者は相当の対価の支払を受ける権利を有すると規定しております。この相当の対価の算定というのは、非常に困難なものであります。今年（平成15年）4月にしましたピックアップ装置事件（オリンパス光学事件）の最高裁判決（最判平成15年4月22日・民集57巻4号477頁）は、会社側が勤務規則等であらかじめ対価の額について決めておいても、それが特許法35条の定める相当の対価の額に満たないときは、不足分を請求することができるとしております。この裁判所の判断は、産業界に大きな衝撃を与えたようです。現在、特許法35条の規定の見直しも議論されているところです。

4 最近の知的財産権訴訟をめぐる動き

さて、最近の我が国の知的財産権訴訟をめぐる動きというのは、誠に激しいものがあります。振り返ってみますと、我が国では、1990年代の後半、殊に1997年（平成9年）ごろから、知的財産権の保護強化、いわゆるプロパテントの流れが明確になったように思われます。知的財産権の保護は、産業の国際競争力を強化する基盤として、国家的戦略として位置付けられております。今や我が国は、知的財産立国を標榜しております。昨年（平成14年）には知的財産基本法も制定されました。企業も知的財産権を企業戦略の重要な柱として位置付け、重視しております。

そのような中で、知的財産権訴訟の果たすべき役割につきましても、期待と注文が向けられてまいりました。政府の知的財産戦略大綱では、実質的な特許裁判所機能の創出ということが掲げられております。一方、21世紀の我が国の司法制度のあるべき姿を幅広く検討してき

た司法制度改革審議会が2001年（平成13年）に出した意見書の中でも、知的財産権関係事件への総合的な対応強化の必要性が述べられておまして、審理期間をおおむね半減することを目標に、裁判所の専門的処理体制を一層強化すべきであるとされております。政府の知的財産戦略本部が今年（平成15年）の7月に決定した推進計画の中では、知的財産高等裁判所の創設の検討ということも盛り込まれて、現在議論がされております。そのほか、司法制度改革審議会の意見書を受けまして政府に設けられた司法制度改革推進本部の中の知的財産訴訟検討会では、知的財産権訴訟の在り方をめぐり、①侵害訴訟における無効判断と無効審判の関係、②専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度、③侵害行為の立証の容易化のための方策などが検討されております。このように知的財産権訴訟の在り方につきまして、種々の議論がされており、また、後でお話しますように、今年（平成15年）の民訴法の改正も、知的財産権訴訟に関して、大きな影響のある改正を含んでおります。

知的財産権訴訟は、更に変化していく状況の中にありますが、知財訴訟のユーザーの立場にある産業界の意見を集約しますと、①訴訟の迅速化ということ、②技術的専門性の強化ということ、それから、③裁判所の判断の早期統一、こういう辺りに集約されるようであります。これらにつきましては、裁判所の審理充実の取組を御紹介した後で、若干コメントしたいと思います。

5 近時の知的財産権訴訟の審理充実・迅速化の動き

このように知的財産権が重視されるようになりまして、知的財産権にかかわる紛争も多くなってまいりますとともに、裁判所の知財訴訟が果たす役割も大きくなりまして、訴訟の在り方も見直しが迫られるようになってまいりました。裁判所も、審理の充実・迅速化のために、様々な取組をしてまいりました。

まず、東京地裁は、2000年（平成12年）10月に、審理充実・迅速化のための方策をまとめまして、「知的財産権訴訟の運営に関する提言」を公表しております。

一方、大阪地裁では、1999年（平成11年）の終わりごろから、計画審理の試みを始めております。これは、幾つかの訴訟類型につきまして、訴訟提起から侵害論の審理の終了に至るまでの審理スケジュールのモデルを作りまして、その審理モデルを訴え提起時に事件の当事者に配布しまして、その審理モデルを基にして、裁判所と当事者が協議して審理計画を立てて審理を進めていくというものです。この審理モデルは、昨年（平成14年）改定をしまし

て、現在は侵害論だけではなく、損害論まで含めた審理モデルを用いております。大阪地裁で用いている計画審理モデルは2種類あります。そのうちの一つは、特許・実用新案事件のもので、もう一つは、意匠・商標・不正競争防止法事件（不正競争防止法は一部の類型であります）を対象とする審理モデルです。特許・実用新案事件のモデルでは、損害論の審理を含めまして、訴えの提起からおおむね1年程度で判決等による第一審の終局まで至るということを目標としております。

このように、東京、大阪の両地裁は、審理の充実・迅速化のために、工夫と努力をしております。侵害訴訟の審理は、ここ数年で相当変わってきていると思います。もちろんそのためには、当事者の事前準備の徹底など、当事者側の理解と協力が不可欠であります。東京地裁も、また、大阪地裁も、いろいろな機会をとらえて審理の実情について紹介し、当事者や代理人の理解を得るように努めてまいりました。

なお、司法研究報告書「特許権侵害訴訟の審理の迅速化に関する研究」が、今年（平成15年）発行されましたが、これは東京地裁と大阪地裁の裁判官が参加して行った共同研究の結果でありまして、最近の我が国の特許訴訟における迅速な訴訟運営について、言わば集大成したものでございます。

一方、東京高裁の審決取消訴訟の方を見ますと、事件の増加傾向が著しい中で、最近審理方式について、新たな試みをしているということが紹介されております。その内容について要約しますと、主張と証拠の整理及び心証の形成を原則として1回の弁論準備手続で行うというものです。これは審決取消訴訟のものであります。これは侵害訴訟のこれからの審理の在り方を考える上でも、刺激的なところがあるように思われます。

先ほどの趙判事のお話で、韓国の特許法院においても、集中審理方式による充実した迅速な審理が行われているということを伺いましたが、審理のやり方は、東京高裁の最近のやり方と類似性があるように感じました。

知財訴訟の審理の充実のためには、専門部の専門的な処理体制を強化するということが最も効果的であると思われませんが、裁判所は、東京、大阪の知財専門部の裁判官を増員するなど、体制を強化してまいりました。東京高裁と東京地裁では、部の数の増加、調査官の増員も実現しております。このような体制の整備と、審理のやり方の工夫と努力、そして、訴訟に関わる当事者、代理人等の協力によりまして、知財訴訟の平均審理期間というのは非常に短縮してきております。昨年（平成14年）の地裁の全国の知財訴訟の第一審既済事件の平均審理期

間は、16.8か月となっております。平成5年（1993年）が31.9か月でしたから、短縮化の傾向が顕著であります。審決取消訴訟の方は、昨年（平成14年）の東京高裁の既済事件の平均審理期間は、12.7か月となっております。これも1996年（平成8年）は21.4か月でありましたから、事件の増加傾向にもかかわらず、審理期間の短縮化が図られていると言えます。

6 平成15年（2003年）の民事訴訟法の改正

次に、民事訴訟法の改正でございますが、1998年（平成10年）から施行されております現行の民事訴訟法は、今年（平成15年）大きな改正が行われました。この中には、知的財産権訴訟に直接かかわる事項があります。

まず、管轄ですが、特許事件やプログラム著作権の事件などは、これまでの競合管轄から、日本を東西に分けて、それぞれ東京地裁及び大阪地裁の専属管轄ということになりました。また、意匠、商標、プログラム著作権以外の著作権、それに不正競争事件などにつきましては、本来の管轄裁判所のほかに、東京地裁と大阪地裁が競合して管轄権を有するということになりました。さらに、特許事件等につきましては、大阪地裁の判決に対する控訴は、東京高裁の専属管轄ということになりました。このように専門的な処理体制をこれまで以上に強化して、特に特許訴訟は、第一審を東京地裁又は大阪地裁、第二審を東京高裁の専属管轄として、原則として知財専門部で処理するという体制を採ることになったわけです。

次に、特許事件等につきましては、事件によって5人の裁判官の合議体で審理裁判することができるということになりました。この5人合議制が活用されるとすれば、それは東京高裁においてであると思われれます。この大合議法廷は、裁判所の判断の早期統一の要請にこたえて、事実上の早期裁判例統一機能を実現するためのものであるというふうに説明されております。

さらに、改正民訴法では、専門委員制度が導入されました。これは、専門的な知見を要する事件におきまして、専門家を専門委員として訴訟手続に関与させて、専門的知見に基づく説明を聴くというものでありまして、知財事件だけではなくて、例えば医療事件ですとか建築関係の事件ですとか、そういった専門的知見を要する事件で活用されることを予定しております。知財訴訟では、東京や大阪の専門部は、先ほどもお話しましたように、技術の専門家である調査官が配置され、裁判官がサポートを受ける体制を整えております。しかし、特許事件は、先端技術にかかわる紛争もありますし、多様な技

術分野の事件があります。また、技術の進歩の速い現代におきまして、専門分野や人数の限られた調査官によるサポート体制だけでは、これからの知的財産権訴訟の専門的処理体制としては不十分なものになる恐れもあります。そこで、裁判所では、従来からの調査官制度とともに、この新しい専門委員制度を、審決取消訴訟でも侵害訴訟でも、積極的に活用する方向で、現在準備をしているところです。

以上のように見てきますと、我が国の知的財産権訴訟におきましては、専門的処理体制を強化してまいりましたし、訴訟運営の改善に努めてきましたので、ユーザーの要請にこたえて、訴訟の迅速化ということは、相当程度に実現しております。また、今回の民訴法の改正後の裁判所の体制を前提にしますと、技術的専門性の強化や裁判所の判断の早期統一といった点でも、かなりの程度要請にこたえる体制になるのではないかと考えます。今後は、専門委員制度のような新たな制度を適切に運用していく必要があると考えております。

7 知的財産権訴訟の課題と展望

知的財産権訴訟の課題と展望について、若干述べさせていただきます。これからの知的財産権訴訟がどのようなものになるかということは、最近の状況から、ある程度近い将来の状況は予測が可能であると思われまます。知的財産紛争の多様化、内容の複雑化、高度化といった傾向は顕著でありますので、今後もこういった傾向は続くと思われまます。インターネットを通じた権利侵害ですとか、ビジネスモデル特許事件のように、科学技術の発展、情報化社会の進展、経済活動のグローバル化等によりまして、新たな形態の紛争、また、国境を越えた紛争が増えてくることも予測されまます。裁判所としては、このような新たな紛争にも柔軟に対応して、的確に判断し、紛争を解決する、また、先例として、同種の紛争解決の指針を与えるような役割が、今まで以上に期待されることと思われまます。知的財産権の紛争は、国境を越えて起こりまますし、外国の知的財産権の法制や裁判制度、裁判所の判断なども影響を与えるものであります。その国の知財訴訟の迅速性、紛争解決のレベル、信頼性が、他国の訴訟制度と比較される時代になっております。国際交流を図り、日本の知財訴訟を海外にも紹介していくということが重要であると思われまます。その意味でも、本日のこの日韓の講演会というのは、意義深いものであると考えております。

次に、裁判所の知財訴訟に対する期待というのは大きくて、充実した迅速な審理、的確な判断を下すことへの要請は、強いものがあります。これに対して、今後もきちんとこたえていく必要があります。専門的処理体制が強化さ

れてきましたけれども、今後も新たな制度であります専門委員制度の適切な運用、その他、事件の動向にも対応して、専門的処理体制の一層の強化ということが必要であると思われまます。専門的処理体制の強化は、裁判所における技術的事項のサポート体制の問題とも関係してあります。なお、この専門的処理体制の強化ということは、裁判所だけの問題ではなく、弁護士体制についても言えることだと思われまます。

また、大阪地裁では、審理モデルによる計画審理を実践してきておりますが、審理の充実・迅速化を一層進めるためには、この計画審理を徹底していく必要があると考えております。

侵害訴訟における無効判断等、審決取消訴訟との関係ということも非常に大きな問題ですが、その点は先ほど申し上げましたので、ここではその他の点について述べさせていただきます。

立証の容易化と営業秘密の保護の問題がございます。これも知財訴訟における極めて難しい問題であります。立証の容易化のための特許法の改正も行われてきましたし、大阪地裁でも、インカメラ手続を利用した経験も少なからずございます。一方で、当事者の営業秘密の保護に配慮する必要があります。現在もこの問題は検討されているところでありまして、法改正も見込まれますが、いずれにしても、裁判所としては、この立証の困難性と営業秘密の保護に適切に目配りをして訴訟運営をする必要があります。この点はこれからの知財訴訟でも重要なことであらうと考えております。

次に、手続の透明性の問題であります。これは知財訴訟に限らず、いろいろなところで問題になっております。知財訴訟でも、先ほど申し上げましたように、例えば調査官の活動は当事者から見ると、言わばブラックボックスであるというような批判もあります。手続の透明性の要請にどのように対処していくかということも今後問われるところであらうと思われまます。先ほど来申し上げました専門委員制度も、この改正民訴法の規定は、手続の透明性ということを意識したものになっておりまして、この点に配慮した運用を図る必要があらうかと思われまます。

それから、和解的解決機能の充実ということですね。知的財産権訴訟は、和解による解決ではなくて、裁判所の判決による判断を求めるという要請が強いという場合もあります。そのような要請にももちろんこたえていく必要はありますが、多くがビジネス訴訟であります知的財産権の紛争では、和解的な解決になじみやすい面があると言えます。訴訟がある段階まで進行しますと、裁判所からの心証開示を受けて、訴訟の見通しや和解的解決のメリット、可能性について、見通しもつきやすくなってきます。和解的な解決では、代理人の果たす役割も大きいかと

思います。また、訴訟上の和解だけではなく、調停による紛争解決ということも、裁判所での紛争解決手段の一つとして重要であります。東京地裁や大阪地裁では、知的財産権の専門調停の体制を整えておまして、成果を上げているところですよ。

最後に、知的財産権訴訟を担う人材の確保ということですよ。どんないい制度を作りましても、最も重要なことは、当然のことながら制度を担う人の問題であります。裁判官について申し上げますと、知財訴訟をやろうという裁判官は、やはり民事裁判の経験を積んだ上で、知財専門部で知財訴訟の専門性を身に付けていくということが、裁判に不可欠の広い視野やバランスのとれた判断能力を持った裁判官を育てるという意味で、望ましいと考えております。裁判所も、次代の知財訴訟を担う人材を養成することに意を用いる必要があります。

日本では来年から法科大学院がスタートいたしますが、将来、大学で理系を専攻して、法科大学院で知的財産法も学んだというような人が、裁判官や弁護士になるということが増えてくるとしたら、それは知的財産権訴訟を担う人材の層が厚くなるということで、好ましいことだと思います。知財訴訟の一層の充実のためには、裁判官だけではなくて、知財訴訟にかかわる弁護士、弁理士、それから、企業内の専門職の育成も重要であります。できれば、知的財産法を専攻される学者の方も、もっと増えて、大学や法科大学院での研究、教育がより充実したものになることを願っております。

8 おわりに

本日は短い時間で十分なお話もできませんでしたが、私も日本の知財訴訟にかかわっている裁判官は、今後も知財訴訟の一層の充実・迅速化を目指して努力をしていきたいと思っております。そして、国際的に見ても、高いレベルで、利用者の満足度も高い紛争解決機能を、日本の裁判所の知財専門部が果たしていきたい、中でもここ大阪の裁判所が、それなりの役割を担っていきたくて願っております。そのためにも、本日、海外の裁判所の実情を直接伺う機会を与えられましたことを、非常に貴重なことだと思います。後ほど皆様からも御意見を伺えれば幸いです。大体時間もきたようですので、この程度で、私のつたない話を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○司会(黒川) どうもありがとうございました。それでは、ここで約10分程度の休憩に入らせていただきます。また、質問票をお書きになられている方がいらっしゃいましたら、御提出をお願いします。第3部は午後3時55分から始めさせていただきます。

第3部 質疑と討論

「日韓の知的財産権訴訟をめぐる最近の動向と展望——日韓比較の観点から」

○司会(黒川) それでは、第3部の質疑と討論を始めさせていただきます。進め方として、まず小松判事から趙判事へ御質問を頂いておりますので、その御質問に対して、趙判事からお答えを頂いた後、会場から頂いた御質問に対して、講師の先生方からのお答えをお願いしたいと思います。

その上で、お二人の先生方同士で、お互いに質疑をしていただくという形での討論をしたいと考えております。さらに時間に余裕がありましたら、会場の皆様から直接御質問をしていただこうと思っております。質疑と討論の時間は午後4時55分までとしております。

それでは、まず小松判事からの御質問ですが、これは私の方から改めて御紹介いたします。「日本では特許法等の改正により損害算定方式に関する新たな規定が設けられ、計算鑑定制度も導入された。しかし、損害鑑定資料(帳簿類等)の多くは被告側が有しており、これらの資料には市場での競争相手である原告に知られたくない営業上の秘密に係る記載もあるので、被告としては文書の提出に抵抗することや、当事者が企業会計の専門知識に欠けていることなどから、損害の審理には、侵害論の審理とは違った困難性がある。また、公認会計士を損害額算定のための鑑定人に選任する計算鑑定制度でも、これまでのところそれほど活用はされていない。ところで韓国における損害の審理の実情はどのようなものであろうか。」ということです。まず、この点について趙判事から御回答をお願いします。

○趙判事 私は審決取消しの手続を主にやっております侵害訴訟に関しては担当しておりません。例えばソウル高等裁判所、あるいはソウル地方法院で行われている中身については、十分な知識はありません。しかしながら、侵害訴訟におきまして、韓国の損害賠償訴訟においても、一般の民事訴訟と同じような形で進んでいると考えてよろしいのではないかと思います。ただ、先ほどの損害額の計算方法に関しては、やはり計算の仕方が非常に難しい問題があります。日本のように、例えば計算鑑定人制度は韓国にはありません。一般の鑑定人を、例えば選定し、その人に計算をさせるという形を採ることができると、韓国ではなっていると聞いております。

私の発表では触れましたが、現在韓国では特許法院において鑑定人制度を導入する必要があるということで、現在その検討が行われている

という程度のお答えにさせていただきます。

○司会（黒川） ありがとうございます。もう一つの御質問です。「日本では来年から法科大学院がスタートする。将来は大学で理系を専攻し、法科大学院で知的財産法を学んだものが裁判官や弁護士になることが増えてくるとすれば、知的財産権訴訟を担う人材の層が厚くなって好ましいことである。知的財産権訴訟の一層の充実のためには、裁判官のみならず、知的財産権訴訟にかかわる弁護士、弁理士、企業内専門職の育成も重要である。」ということです。先ほど、小松判事の御講演の中で、知的財産権を専門とされる学者の方々も増えて、大学やロースクールでの研究に従事することも期待されるというお話もありました。そこで、「韓国における人材育成についての展望はどのようなものだろうか。」というのが御質問です。

○趙判事 それでは一つ一つ簡単にお答えさせていただきます。韓国でも日本と同じように、一般的な司法制度の改革が今進んでおります。その制度改革の一つとして、ロースクールの導入があります。今後、このロースクールの導入問題がどのような形で結論付けられるかはまだ分かりませんが、日本のようにロースクール制度が導入されれば、先ほど小松判事からも話がありました、日本と同じような状況を迎えるのではないかと思います。しかしながらロースクールが導入される現段階においては、現在司法試験に毎年1,000人ずつの合格者を出しておりますので、その関係で理系の出身者が司法試験をかなり受けております。そういった理系出身の彼らが司法試験に受かりまして、そして司法研修が終わった後、任官されるということになりますと、知的財産に関する知識を持った裁判官が生まれるのではないかと考えております。現在においても、毎年理系出身の裁判官が任官されております。彼らが今後、10数年にわたり、判事としての経歴を積み、そしてこの特許法院に来れば、自然に知的財産権の専門知識を持った裁判官になることができると思います。

○司会（黒川） ありがとうございます。続いて、会場から質問票でいただいた趙判事に対する御質問を御紹介いたします。趙判事、よろしく願います。これは私ども法務総合研究所国際協力部の工藤教官からの質問です。

知的財産権訴訟の判断をどうやって統一性を図るかについての質問です。配布資料（本誌151頁参照）に特許法院は開院以来三つの裁判部で構成されていると書かれております。一つ目の質問は、「各裁判部はこれまでの特許法院の先例と異なる判断をすることができるのかどうか。」です。二つ目は、仮に今の質問に対する回答が「可能」とした場合です。「各裁判

部は従前の特許法院の先例と異なる判断をすることが可能であるとした場合、先例の変更のための特別な手続はあるのでしょうか。」という質問です。三つ目は、「特許法院には各裁判部の判断を統一するための仕組みはあるのでしょうか。例えば、全裁判官による大法廷や判決素案をほかの部の裁判官に対して回覧をする制度といったことです。」という質問です。小松判事のレジュメ（本誌172頁第6の2）で御紹介いただいております、今回の民事訴訟法の改正で導入されることになりました「5人合議制」とも関連するのではないかと思います。

○趙判事 各裁判部は従前の特許法院の先例と異なる判断をすることができるかということですが、特許法院は大法院の下の下級審でありますので、各裁判部が、これまでの特許法院の先例と異なる判断をすることはできません。しかしながら、特別な事情がない限り、法的な安定性ということがありますので、異なる判断をすることは余りありません。しかしながら、ほかの裁判部の判決が理論上問題があるとか、裁判官の所信と異なるというようなことがありましたら、先例と異なる判断をすることがあります。裁判部によって異なる判断を下すということになりますと、最終的には、それを更に上級審であります大法院、最高裁の方に行き、ここでどちらかの判断を下すということになります。

二つ目は、もし各裁判部で異なった判断をすることができるのであれば、先例の変更に要する特別な手続があるのかという質問でした。特許法院というのは大法院ではありません。韓国の大法院というのは、例えば自身が先例と異なる判断を下すときには、いわゆる全員合議制を採っております。しかしながら、特許法院は大法院の下の下級審でありますので、ほかの裁判部と異なる判断を下した場合にも、特段の手続はありません。

三つ目の質問は、特許法院には各裁判部の判断を統一するための仕組みはあるかということでした。特別な仕組みはありません。しかしながら、事案に関連する幾つかの訴訟が受理された場合には、それを一つの裁判部に集めて審議する特徴があります。いわゆる、各裁判部の判決が宣告されると、それは特許法院のホームページに紹介されます。そのホームページを見て、ほかの裁判部でどのような判断を下したかを別の裁判官は知ることができます。例えば法律上の問題、法理上の問題などがある場合には、判事が事前に集まって意見を交わしたりということがあります。各裁判部の間の事前調整は、そういった意見を交わすことによってなされているということはありません。日本の民事訴訟法の改正により、今回「5人合議体」が取り入れられましたが、そういった形の制度はあり

ません。いずれにしても、異なった場合には、大法院の判断を仰ぐということになりますので、日本の5人合議体に比べると、できるだけ迅速に結論を出して大法院の判断を仰ぐ、というのが現実的なやり方ではないかと思えます。お答えが適切であったかどうかは分かりませんが、以上です。

○司会（黒川） どうもありがとうございました。続きまして、趙判事から小松判事に対しての質問です。

富士通半導体事件に関する最高裁判決に関連しての質問です。一つには、侵害訴訟での無効判断が無効審判にどのような影響を与えているのか、拘束されるのかどうかです。もう一つは、無効審判、又は審決取消訴訟とは異なり、侵害訴訟では、明白性を要件としている理由は何なのか。一般の行政処分が無効確認訴訟における明白性とは、どのような違いがあるのか、という御質問です。

○小松判事 富士通半導体訴訟というのは、私のレジュメでは「キルビー特許事件」と呼んでおります。侵害訴訟の判断が無効審判の審決に影響を与えるかどうかということですが、少なくとも拘束力はありません。侵害訴訟の判断が先に出て「無効だ」という判断をしたら、仮に同じ無効理由に基づいて無効審判手続をしているとすると、審判官は裁判所の判決も資料で提出されるから見ることになると思います。それは参考にするかもしれませんが、それに拘束されるというわけではありませんので、違った判断が出る可能性はあると思います。先ほど私が申し上げたように、侵害訴訟の中で我々が「無効だ」という判断をするかどうかというときには、無効審判手続で、食い違いが起こらないように考慮する必要があると思います。無効審判手続でも、あるいは審決取消訴訟の手続の中でも、侵害訴訟の裁判所と同じ結論になるであろうというときに、無効の判断をするということになるわけです。

無効判断について明白性をなぜ要求するかということですが、従来は、キルビー特許（富士通半導体）訴訟の判決が出るまで一般的には、侵害訴訟の中では裁判所は特許を有効なものとして扱わなければならない、特許が無効であるという判断はできないとなっていたわけです。その理由は、特許庁の行政行為としての特許付与があるわけですから、行政行為の公定力の問題、それと特許庁と裁判所の権限分配の問題が基礎にあったのだらうと思えます。これについてはいろいろ議論があったところですが、最高裁は、侵害訴訟の中で特許を直接無効ということではなくて、無効理由のあることが明らかな場合は権利濫用になる、というワンクッションを置く形で認めたわけです。理論的な問題とし

ては、やはり公定力の問題をクリアするということがあるのだらうと思えます。実質的な意味としては、やはり無効審判手続と裁判所の侵害訴訟の手続という、依然として二元的な手続があるわけで、特許というのは、無効審判手続によって無効にされるというのが本来の形であるというのは残っておりますので、それとの食い違いを避けるという、安全弁的な意味で明白性という要件が要るのだらうと私は理解していません。

○司会（黒川） どうもありがとうございました。本日会場から質問票で頂いた質問は以上です。次にお二人の講師に、本日の講演内容を踏まえ質疑応答の形で討論していただきます。もしお二人の講師に何か御質問がありましたら、お願いしたいと思います。

○小松判事 私は侵害訴訟をやっております。これは各国共通の問題でしょうけれども、特許事件のような技術的、専門的なことが問題になる事件で、技術的専門性をどうやって補充するかが非常に大きな問題だと思うのです。先ほど申し上げたように、日本では裁判所調査官制度がありますし、今回の民訴法で「専門委員制度」も導入されたわけです。韓国の特許法院では「技術審理官」という制度があるということですが、侵害訴訟の方では、今「ない」ということですので、侵害訴訟について御質問するのは申し訳ないことかもしれませんが、侵害訴訟で技術的専門性をどうやって補っているのか。例えば鑑定のようなものを使っているのかどうかをお伺いします。

○趙判事 先ほども申し上げましたように、侵害訴訟を担当しているソウル地方法院、ソウル高等法院には技術審理官はおりません。侵害訴訟を担当している裁判部の方では、技術性を担保するために、双方からの鑑定申請によって鑑定を行うとか、ごくごくまれではありますが、特許庁の担当職員を呼んで個人的に技術的な説明を受ける場合もあると聞いております。私は裁判所の方に、特許庁の方に技術審理官ないし調査官といったものを派遣するように要請をしました。ところが特許庁の人材運用上の問題から、派遣は実現には至りませんでした。近い将来、特許庁からの技術審理官、技術調査官の派遣が実現するものと思っております。現在、弁理士とか、そういった専門分野の専門家を契約で、特別採用として採用するのはどうかといった案も現在検討中であります。お答えになったでしょうか。

○司会（黒川） どうもありがとうございました。趙判事の方からは、何かありませんでしょうか。

○趙判事 最近技術調査官として弁理士を2名採用したというお話を伺っております。その場

合、弁理士出身の調査官と特許庁出身の調査官との間で、処遇とか待遇にどのような違いがあるのでしょうか。

- 小松判事 東京高裁と東京地裁で、最近弁理士出身の調査官が1名ずつ採用されたと聞いておりますが、その後の状況はよく知りません。調査官として任命されている以上は、出身によって処遇等に差を設けるといえることはないのでしょうか。特許庁出身の調査官は大体3年いることになりませんが、弁理士の方もずっと調査官を続けて裁判所へ行ったままということではないだろうと思います。それ以上、詳しいことは分かりません。これまで特許庁出身の方を求めておりますが、それに限るといえるわけではないわけでありまして、適当な方がおれば別に特許庁の方でなくてもいいのですが、科学技術の専門知識があるというだけでは、裁判所の調査官としては十分ではないといえますか、適当ではないと思うのです。

先ほど講演の中でも申し上げたように、特に特許事件等についてかかわる以上は、特許の出願手続とか審判についての経験、知識があるということは、かなり重要だと思います。そういう意味では特許庁の方、弁理士の方が給源として考えられるかなというところですね。お答えにならなくて申し訳ありません。

- 司会（黒川） ありがとうございます。ほかには特にありませんでしょうか。それでは、続きまして会場の皆様方から、御質問をいただきたいと思っております。発言される場合は、最初に所属とお名前をおっしゃってください。発言内容は、韓国語に通訳されて韓国側講師の趙判事にイヤホンで伝わりますので、なるべくゆっくと御発言ください。

それでは、本日の御講演内容や、先ほどからの質疑に関連して、何か御質問のある方は挙手をお願いいたします。

- 田中裁判官 大阪地裁の田中です。趙判事に質問をさせていただきます。レジメ（本誌163頁参照）に「大法院における特許審査官」という制度が記載されております。「特許法院における技術審理官」と比較して書かれていることからしますと、「大法院における特許審査官」も技術の専門家という意味だと思われそうですが、最終審としての大法院にこのような技術の専門家が関与するに至った特許審査官制度の導入の経緯と特許審査官の果たす役割を、「特許法院における技術審理官」との比較の上で、御紹介いただければと思います。
- 趙判事 大法院、最高裁にも特許調査官という者がおります。ほとんどの特許調査官は技術審理官と同じように特許庁からの派遣です。大法院にもこのような専門的な知識を持つ特許調査官がいるというのは、大法院は最終審としての

専門技術的な事案に対しても、最終判断を下さなくてはならないために専門家の助けがいるということで、特許庁から派遣してもらっています。特許調査官は特許法院での技術審理官とは業務内容が違っております。大法院の特許調査官は、日本の技術調査官と大体同じような役割をすることを考えてくださっていいと思います。

特許法院の技術審理官は、判事とともに準備手続期日にも法廷の中にも立会いをすることになります。準備手続期日とか弁論期日にも、技術審理官は直接当事者に対して質問をすることができますし、説明もすることができます。しかしながら、大法院の特許調査官は、記録を基に、それまでの争点とか問題点を整理して、上告理由をまとめ、裁判官に提供することになっています。したがって、この両者は直接準備手続期日又は弁論期日に立ち会うことができるか否かによりまして、片一方は技術審理官、片一方は特許調査官という名前で使用しております。お答えになったでしょうか。

- 司会（黒川） どうもありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。それでは私からお二人の講師の方に質問をさせていただきます。

レジメ（本誌162頁参照）に、趙判事から電子法廷や電子図書館の設置について御紹介を頂いております。私がお聞きしたいのは裁判実務分野におけますIT化についてです。韓国ではこういった電子法廷であるとか、電子図書館というのが検討されているということですが、現時点においてどの程度、特に特許法院においてどの程度、裁判実務におけるIT化が進んでいるのかを幾つか御紹介いただければと思います。

私の理解では、今知的財産権訴訟の分野では、少なくとも日本では、裁判における判断の統一性、専門性、迅速性といった三つの点をどう実現させていくのかが課題になっていると思います。IT化が判断の統一性、専門性、迅速性に関連して、どの程度寄与しているのか、といった観点から御説明を頂ければと思います。

また、趙判事からお答えを頂いた後、できれば小松判事から、差し支えない範囲で、現時点の知財部におけるIT化の現状であるとか、今後の展望等について、御紹介いただけることがあれば、お願いしたいと思います。そこでも判断の統一性、専門性、迅速性と何か関連性があるようであれば、その辺に触れていただければと思います。

- 趙判事 私からお答えいたします。電子法廷と電子図書館の設置は今後の長期的課題であります。しかしながらIT化との関連につきましては、準備手続室にビームプロジェクターを設置し特許関連の技術事象を把握する上で参考にし

ております。また、裁判所の電算化が完全になされておりますので、判例の検索、事例の検索が自由に行われています。特許法院の場合にはホームページが別途開設されております*ので、各裁判部で宣告された判決に関しては翌日ホームページに載せられております。私ども特許法院の方で電子法廷と電子図書館を長期課題という形で言われているのは、特許法院の所在地がソウルではなくテジョンという地方都市にあるからです。ほとんどの当事者、代理人は大体ソウルに所在しております。高速バスで2時間の距離にありますテジョンに行くには、なかなか容易ではないということがありますので、当事者の便宜を図る上で、いわゆる遠隔映像裁判というものの前提として電子法廷、それから電子図書館というものを考えているわけです。

先ほど司会者の方から御質問がありました、判断の統一性、専門性、迅速性という点から見ますと、この電子法廷、電子図書館が実現しました暁には、当事者にとりましては、かなりの便宜を図れるものと考えております。お答えになったでしょうか。

○司会(黒川) どうもありがとうございます。小松判事、お願いいたします。

○小松判事 韓国の電子法廷とか電子図書館は日本でも参考になるところが多いように思います。我が国の知財訴訟の法廷でどういうことをやっているかと言いますと、技術説明会をよくやります。これはプロジェクターでスクリーンに映像を写すなどして技術の説明をしています。また、遠隔地の当事者の事件が多いものですから、弁論準備の期日は電話会議システムを使うことをやっています。証人尋問としては、遠隔地の証人の場合、証人がいる所の近くの裁判所に出席してもらって、テレビ会議システムも使いますが、知財訴訟では実際に使っている例は余りないかと思いますが、そういうことをやっております。これらは、ITというほどのものではないかもしれませんが、ITといえば、今ホームページの話が出ましたが、日本でも最高裁のホームページの中で「知的財産権判決速報」というのがあり、東京や大阪の知財訴訟の判決は翌日ぐらいに掲載して紹介するシステムになっておりますし、過去の知財の判決も、同じく最高裁のホームページで「知的財産権裁判例集」として見ることができます。

最近、私ども大阪地裁の知財部も大阪地裁のホームページの中に、「大阪地裁知財専門部のホームページ」というのを立ち上げて、その中で知財訴訟の実情について紹介をしたりして、情報発信を行っています。また、最高裁のホームページに掲載される知的財産権判決速報につ

いては判示事項がありませんので、大阪地裁知財部のホームページでは、判示事項も付ける形でユーザーの方の便宜を図るというようなこともやっております。そのほか、裁判官室と書記官室、調査官室をLANで結んで、進行管理プログラムで事件の進行管理をし、情報を共有化しています。大阪地裁には調査官が配置されておりまして、いろいろ情報を収集する必要がありますので、インターネットでデータベースを利用したりするほか、特許庁のサーチ端末も利用できるようになっています。IT化という面では、日本の裁判所はいろいろ課題があるという気はしています。これからは韓国のことも参考にしていきたいと思えます。答えになってないかもしれませんが以上です。

○司会(黒川) あともう1点、私から趙判事にお聞きいたします。レジメ(本誌156頁のロ参照)に「産業財産権に対する迅速な保護が特許法院設立の要因の一つであるという認識の下で、開院当初から集中審理制を採用し、これに成功した結果、短くなった。最近においては、さらに新しい民事訴訟法の施行に伴い、平均所用時間は一層短縮される傾向にある。」と御紹介されております。私の知るところでは、この新しい民事訴訟法は平成15年9月1日号の『ジュリスト』(No.1251)で紹介されておりますが、集中審理というのは大きく分けると二つの改正点があるということです。一つには、弁論準備手続についての規定、弁論準備期日についての規定を改めたということであり、もう一つは、攻撃・防御方法について、これまでの随時提出主義では、随時提出するために訴訟が遅延するので、これを適時提出主義に改め、また提出期間について最低期間を設けたと紹介されております。新しい民事訴訟法は、確か平成14年(2002年)7月に施行されたと思えますが、施行後の集中審理の実際の進め方、特に訴訟審理期間の短縮に結び付くような集中審理の具体的な進め方について、御紹介いただければと思います。

○趙判事 韓国の新しい民事訴訟法の改正の本身についてまでも研究されている、という御努力に感銘を受けました。新しい民事訴訟法は、今御紹介がありましたとおり2002年7月から施行されました。「裁判が遅い、遅い裁判というのは裁判ではない。」という言葉があります。日本も同じだったかと思いますが、かつて韓国では審理期間が非常に長いということで、非常に不満、批判が多かったということがあります。韓国のことわざに「訴訟3年で柱が折れる」、つまり、柱がもろくなって壊れてしまったということわざがあります。そういう国民の不満を考えて、1993年から私どもは集中審理制度を導入しております。

* <http://patent.scourt.go.kr>

しかしながら、当時は民事訴訟法上の法的根拠があったわけではありません。ですから、その裁判部ごとに、いわゆる集中審理制をやるようにと勧めました。それを受け入れて集中審理制度を導入した所もあれば、そうでなかった所もあります。全国の裁判部で審理期間を短縮させるために、また、法的根拠を与えるために民事訴訟法の改正が行われたということです。一方、特許法院というのは比較的新しく、最近になってつくられた裁判所ですので、最初から集中審理制度を導入することができました。その結果、以前の特許庁の抗告審判所での審理期間をはるかに短縮させるという結果を得ることができたということです。そういうこともあり大法院の方では、実際に民事訴訟法の効果が上がる前から集中審理制度を積極的に導入するように推奨していたわけです。

民事訴訟法が施行される前は、攻撃・防御方法が随時提示されるということでしたので、事件の処理が遅れることがありました。しかし、民事訴訟法の改正により、適時提出主義になりましたので、審理期間を短縮させることができたということです。お答えになったでしょうか。

○司会（黒川） どうもありがとうございました。会場の皆様から、御質問はありませんでしょうか。特にないようですので、この辺で質疑と討論を終了させていただきます。趙判事、小松判事、どうもありがとうございました。

次に、帝塚山大学大学院法政策研究科長、日本工業所有権法学会理事長、大阪大学名誉教授であり、アジア太平洋知的財産権法制研究会の座長を務めていただいております江口順一先生に、本日のまとめとして総括をお願いいたします。

○江口帝塚山大学法政策研究科長 今日は大変有意義な会合に参加させていただきまして、心から感謝しております。言わば、日韓両国の実務の非常に優れたお二人の先生をお迎えいたしました。趙龍鎬判事、小松一雄判事のお二人から、非常に詳細かつ最新の情報を拝聴することができまして、参加者の一人として心からお礼を申し上げたいと思います。

つい最近のことですが、ドイツのマックス・プランク研究所から非常に膨大な『INTELLECTUAL PROPERTY LAW IN ASIA』という報告書と申しますか、本が出版されたところです。それを見ますと、例えば Christopher Heath 博士という編集者が書いておられる所では、英語で言いますと、ディ・ジャパナイズ（de-Japanise）という言葉が出てくるわけですが、韓国は歴史的に第2次大戦後も、何とかディ・ジャパナイズーション、非日本化というのでしょうか、日本を何とか凌駕する、そういう

方向で一生懸命やってきているが、しかし、その成果はあまり大きくないというようなことが書かれております。しかし、私どもも専門誌である『IP/ASIA』というのでしょうか、今は『マネイジング・インテレクチュアル・プロパティ』（Managing IP）というような専門誌を見ておりますと、韓国からの寄稿者の様々な論文は、私どもに教えていただくようなことが実に多いと感じております。

今日は正に、私どもが一番聞きたいことを趙龍鎬先生から直接、極めて詳細にお聞きすることができ、大変有意義な会合であったと感じております。もちろん、特許法院的な構想と申しますか、アジアでも、例えばタイのように、1996年の法律で IP & IT Court（中央知的財産権・国際貿易裁判所）というような裁判所を既に、1996年の法律で設置している、というアジアの仲間もいるわけですが、しかし、今日は一衣帯水と申しますか、それとともに、正に OECD の29か国の中の加盟国でもある、先進国である韓国が、言わば特許法院という形で新しい制度を動かしておられるということをごまごまご教えていただき、大変感銘深くお聞きいたしました。

むしろ、私どもは簡単にスペシャライズド・コートと申しますか、韓国は特許法院という形で、非常にこの問題が特化されているのだと考えてきたわけですが、しかし、よくお聞きしますと、特許法院は決して万能薬ではないと申しますか、特効薬ではない。むしろ韓国の人たちの知恵と申しますか、あるいは、非常な思慮深さというものを今日のお話の中から学んだような気がいたします。

私どもは知財法というものをもっとこれから、知財法の広さ、あるいは知財法の奥行きといったようなものを考えながら、知財法の法律問題というのは、優れて道徳的なものでなければならぬということを感じております。1883年のパリ条約や1886年のベルヌ条約から始まった、この分野の人類の歴史から見ますと、知財法の問題というのは、1967年の WIPO 設立条約、いわゆるストックホルム条約によって非常に大きく進展したということができますが、さらに1994年4月に締結された WTO/TRIPS 協定がどんなに大きな、21世紀的な課題を人類に宿題として課しているか、これは先進国、途上国を問わず、大変大きな知財法の分野の地球的な課題を私どもに、1994年の WTO/TRIPS 協定がもたらしたものだと思えます。

よく私どもはスタンダダイゼーションと言いますか、平準化という言葉で表されますように、TRIPS 協定の平準化というものを、先進国であろうと、途上国であろうと、現在の145

か国の地域がどんどん進めてきているわけであり、これは人類の歴史が始まって以来の地球的な大きな出来事だと思います。しかし、そういう法制の整備、平準化というものが進みましても、今日のお話からも伺われますように、正に一言で言えば、エンフォースメントというものをしっかり押さえておかないといけないということでもあります。例えば産業界からの要請とか、いろいろとそういうようなお言葉もありました。小松先生からのお話の中にありましたように、日本も知財戦略本部から発せられるメッセージの大部分、そして知的財産基本法の伝えているものというのは、司法改革も含め、正にエンフォースメントというものを、これからもっとしっかり取り組んでいかなければならないメッセージだと思います。

今日のお二人の先生のお話は、どちらもこの制度がユーザーフレンドリーなものとしてどう確立していったらいいかという日韓両国の知識人の、非常に真剣な努力というものが会場の中で伝えられたというふうに感じております。しかし、今日の議論のもう少し先にあるというものを考えてみますと、今日の議論はここで終わるのではなく、むしろ今日の議論の先のところに、幾つかの私どもの宿題が残っているということも、お二人の先生のお話を伺ったり、あるいは質疑の中のお答えの中から感じております。

一つは、知財法といいますが、知財の領域は極めて国際的な問題ですから、私どもはルールを共有ということ、これからもっと真剣に考えていかなければならない。ユーザーフレンドリーを目指し、今日の非常に意義のあるシンポジウムが終わりに近づいておりますが、同時に私どもは知財法というものを本当に共有していくために、どういうことが残されているかを考えなければなりません。知財法というのは、やはり市場経済システムの基本として、市場経済システムが健全に運営されるための基本として、言わば競争政策法とも言えるような面を、著作権人格権などは別として、知財法は競争政策法としての面を持っていると思います。そういう面を考えれば、もっともっと市場経済システムの健全化に向けてどういうルールを共有していけるか、本当に市場経済がフェアプレーで行われるルールになるかどうかというようなこと、あるいは、市場経済システムの主人公としての企業と消費者双方にとって、経済民主主義というものをどう実現していくかという問題、あるいは、商品やサービスの受け手である消費者サイドの、より厚い保護の方向を考えていかなければならない。そういうようなことも、言わば経済基本法というような方向で知財法を考えるときに、次を考えていかなければならないのではないかと、というよう

なことを考えざるを得ないと思います。

そういうような意味でのルールの共有を、これからも日韓両国で知恵を出し合ってやっていく研究が必要になってきていると感じております。単に知財法の現在の問題だけではなく、知財法は何のためにあるかということを考えなければならぬわけですね。私は更に言えば、言わば知財法というのは、一種の倫理と申しますか、法思想と申しますか、そういうものにつながっていくものです。そういう意味で知財法というのは、優れて道徳的な、モラルリッシュ(moralisch)な法律でなければならぬと思いますから、人類の知恵と申しますか人類の幸福と申しますか、そういうものを実現するような、そのための手段としての知財法であるということ、これは国際的なコンセンサスだと思いますから、そういうようなことをしっかり考えた上で制度化というようなものを念頭に置いて進めていかなければならないと思います。

そのためには、もう一つ非常に大事なことは民衆の教育だと思います。今日お集まりいただきましたすべての皆様が、言わば最先端で御活躍になっている立場で両先生のお話を、非常に意義深く、感銘深くお聞きすることができました。そして小松先生が一番最後のところで、全体的な感想として書いておられることに全く同感を覚えました。小松先生は「韓国と日本では知的財産権に関する法制、訴訟制度の類似性が強いように見受けられる。知的財産権訴訟の改革の必要性が議論され、相当思い切った制度改革が最近行われてきて現に改革途上である点も類似している。日本の知的財産権訴訟の在り方を議論する際に韓国の状況は参考になるし、今後双方向で交流を深めていけば、お互いに得るところが大きいと思われる」と締めくくっておられます。例えば今日、具体的に出てきました特許裁判所構想、知財高裁構想、あるいは技術判事構想というようなものが、今日のシンポジウムの次の段階として、両国の間で、更に知恵を絞って進められるような発展を期待したいと思います。そのためには、本当に民衆のレベルで知財法はどういうものでなければならぬかを、もっとしっかり認識していく教育を、これから期待しなければならぬ大事な課題であると考えております。

この会が始まる前に小野昌延先生がお話になりましたお言葉に、私も大変共感を覚えました。非常に理想主義のようなお話でもありましたが、今や私どものルールの共有、モラルの共有というのは、これからは東アジア・コミュニティと申しますか、そういうものを目指し、国際協力というものをますます進めていくという時代になってきていると思います。そういう意味で、今日韓国の先生から教えていただいたこ

と、日本の先生から教えていただいたこと、ともに国際協力の流れの中で、これからは、言わば東アジアの中でルールの共有、モラルの共有を進めていけるように、夢のようなことですが、願いながら、締めくくりとさせていただきたいと思います。もう一度、両国の先生、そして御一緒に貴重な時間を過ごしました皆様とともに、今日のシンポジウムの成功を喜びながら締めくくりとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

閉 会

○司会（黒川） どうもありがとうございました。本日は、会場の皆様には長時間の御清聴をどうもありがとうございました。また、本日通訳をしていただきました株式会社サイマル・インターナショナルの李希京さん、長友英子さんに感謝申し上げます。

それでは、以上をもちまして講演会を終わらせていただきます。

「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」講演会資料

	ページ
1 プログラム	
(1) 東京会場	1 4 8
(2) 大阪会場	1 4 9
2 講演レジュメ	
(1) 韓国における知的財産権訴訟の現状と課題	1 5 0
(講師：大韓民国特許法院首席部長判事 趙龍鎬)	
(2) 日本における知的財産権訴訟の現状及び展望	1 6 6
(講師：東京地方裁判所部総括判事 飯村敏明)	
(3) 日本の知的財産権訴訟の現状と課題	1 7 0
(講師：大阪地方裁判所部総括判事 小松一雄)	
3 参考資料	
(1) 韓国特許法院について	1 7 4
(2) 知的財産権訴訟制度の日韓比較（メモ）	1 7 5

講演会（東京会場）

日韓知的財産権訴訟の現状と展望

東京会場《平成15年11月27日（木）13:00～17:20 法曹会館（高砂の間）》

※ 大阪会場《平成15年11月28日（金）13:00～17:20 大阪中之島合同庁舎 国際会議室》

【開会のあいさつ】（13:00～13:20）

法務総合研究所長

鶴田六郎

財団法人国際民商事法センター理事・弁護士 小杉丈夫

● 第1部
講演（13:20～14:50）



「韓国の知的財産権訴訟の現状と課題」

大韓民国特許法院

首席部長判事 趙 龍 鎬（チョ ヨン ホ）

（略歴）建国大学法科大学卒業

1983年 大田地方法院判事

1997年 議政府支院部長判事

1998年 水原地方法院部長判事

1999年 行政法院部長判事

2002年 特許法院部長判事

● 第2部
講演（15:00～15:45）



「日本の知的財産権訴訟の現状と課題」

東京地方裁判所

部総括判事 飯 村 敏 明（い い む ら と し あ き）

（略歴）東京大学法学部卒業

1974年 東京地方裁判所判事補

1978年 最高裁判所行政局付

1984年 東京地方裁判所判事

1992年 法務省訟務局行政訟務第一課長

1996年 東京地方裁判所判事（部総括）

● 第3部
質疑と討論（15:55～16:45）

「日韓の知的財産権訴訟をめぐる最近の動向と展望
——日韓比較の観点から」

趙龍鎬・飯村敏明

（進行）法務総合研究所国際協力部教官 黒川 裕正

【改正民事訴訟法の概要～立法担当者からの紹介及び質疑～】（16:45～17:05）

法務省民事局参事官 小野瀬 厚

【総括】（17:05～17:20）

財団法人国際民商事法センター特別顧問 三ヶ月 章

〔主催〕 法務省法務総合研究所，財団法人国際民商事法センター

〔後援〕 最高裁判所，法務省民事局，日本弁護士連合会，日本弁理士会

講演会（大阪会場）

日韓知的財産権訴訟の現状と展望

大阪会場《平成15年11月28日（金）13:00～17:20 大阪中之島合同庁舎 国際会議室》

※ 東京会場《平成15年11月27日（木）13:00～17:20 法曹会館（高砂の間）》

【開会のあいさつ】（13:00～13:20）

法務総合研究所国際協力部長 田内正宏
財団法人国際民商事法センター評議員・弁護士 小野昌延

● 第1部 講演（13:20～14:50）



「韓国の知的財産権訴訟の現状と課題」

大韓民国特許法院

首席部長判事 趙 龍 鎬（チョ ヨン ホ）

（略歴） 建国大学校法科大学卒業

1983年 大田地方法院判事

1997年 議政府支院部長判事

1998年 水原地方法院部長判事

1999年 行政法院部長判事

2002年 特許法院部長判事

● 第2部 講演（15:00～15:45）



「日本の知的財産権訴訟の現状と課題」

大阪地方裁判所

部総括判事 小 松 一 雄（こまつ かずお）

（略歴） 東京大学法学部卒業

1975年 神戸地方裁判所判事補

1985年 秋田地方裁判所・家庭裁判所判事

1986年 大阪地方裁判所判事

1989年 那覇地方裁判所・家庭裁判所判事（部総括）

1998年 大阪地方裁判所判事（部総括）

● 第3部 質疑と討論（15:55～16:55）

「日韓の知的財産権訴訟をめぐる最近の動向と展望
—— 日韓比較の観点から」

趙龍鎬・小松一雄

（進行）法務総合研究所国際協力部教官 黒川 裕正

【総括】（16:55～17:20）

帝塚山大学大学院法政策研究科長

帝塚山大学法政策学部教授（大阪大学名誉教授） 江口 順一

〔主催〕 法務省法務総合研究所，財団法人国際民商事法センター

〔後援〕 最高裁判所，法務省民事局，日本弁護士連合会，日本弁理士会

韓国における知的財産権訴訟の現状と課題

(特許法院 首席部長判事 趙 龍 鎬)

I. 韓国における知的財産権訴訟（特許訴訟）

1. 知的財産権訴訟の意義と類型

広義の特許訴訟とは、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、不正競争防止権）、著作権（著作財産権、著作隣接権）、新知識財産権（産業著作権、先端産業財産権、半導体集積回路設計権、情報産業財産権）などの知的財産権に関する訴訟全て（民事訴訟、行政訴訟、刑事訴訟を含む全ての概念）を言う。

狭義の特許訴訟とは、実定法上、特許法院の専属管轄となっている特許審判院の審決、または却下決定に対する取消訴訟のみを言うが、これは、特許権の発生に関する訴訟（決定系＝拒絶決定、取消決定など）と一旦発生した特許権の効力を争う訴訟（当事者系＝登録無効、権利範囲確認など）に分類され、特許法院＞大法院の審級構造を有する。

特許侵害訴訟は、特許侵害の有無及びその救済に関連した一般の民事訴訟で、実定法上、損害賠償請求訴訟、侵害禁止請求訴訟、信用回復措置請求訴訟及びこれに関連する仮処分などがあり、地方法院＞高等法院＞大法院の審級構造を有する。

2. 知的財産権訴訟の構造

特許に関連した争訟の構造を見ると、①特許侵害の有無及びその救済に関連した訴訟は、法院において一般的な民事訴訟または刑事訴訟手続に従って処理され、②特許権の発生・変更・消滅及び無効か否かに関する紛争は、特許庁傘下の特許審判院¹が管掌する特許審判手続に沿って処理され、法院は直接、特許の有効・無効を宣告することができず、単に特許審判院の結論の当否に関してのみ判断できるという点にその特徴がある。即ち、特許権の発生・変更・消滅（無効）は行政政府である特許庁において、他方、登録された特許権の解釈、侵害の有無の判断及びその救済に関連した手続は法院において管轄するという二元的な構造を取っている。

3. 現行の特許訴訟制度の歴史的経緯

従来の特許審判制度は、1964年の旧特許法制定当時からはほぼ50年に渡って、特許庁審判所と抗告審判所という2段階の行政審判を経た後、大法院を最終審とする特別行政争訟体系を維持してきた。しかし、1993年の文民政府（金泳三政権）の発足と共に始まった司法制度改革は、従前の特許審判制度を全面的な改革の対象とした。即ち、特許審判制度は、その制度的趣旨にも拘らず、特許庁の抗告審判に内在する問題点と限界を露呈

1 現在、特許審判院には、特許審判院長以下、権利別、専門分野別特性により13の審判部が設けられている。各部は常設の合議体で、審判長1名と審判官2名から構成され、特許・実用新案・意匠及び商標に関する審判と再審などを担当している。

したのである²。特許紛争もやはり先進諸国のように法官による裁判が必要であるという認識が浸透したことで、特許審判制度の全面的な再検討が必要となった。

特許審判制度の改革に関しては、主に科学技術産業界を代弁する特許庁と法曹界の代理である（を代表する）大法院の間で活発な意見が交された。大法院は、特許庁の抗告審判所の審決に対してソウル高等法院に提訴し、その判決については大法院に抗告できるようにし、技術判事でない特許審理官を置くという内容の法律案を作成して国会へ提出した。これに対し特許庁では、一般の法官と同等の権限を持って審理と裁判に参加する技術判事を置き、高等法院級の特許法院を設けるという内容の法律案を国会に提出した。

国会における法律案の審議では、審級構造のみを変えるべきか、或いは特許法院を別に設立すべきかという問題、さらには技術判事制度を導入すべきかという問題が議論されたが、国会の法制司法委員会が技術判事制度導入不可と決定したに基づき、大法院と特許庁は数回にわたる意見調整の末、特許訴訟の審級構造を改善し、法院が事実審を担当するものの、高等法院級の特許法院を新設してその訴訟を担当させ、特許法院に技術審理官を置き、特許庁の審判所と抗告裁判所を統合して特許審判院を設け、専門法院である特許法院の判事を補充してその専門性を高め、審決などの取消訴訟における弁理士の訴訟代理権を保障することで合意した。このような合意に基づいて、直ちに国会は関連法令の改正手続に着手した。

4. 論議の方向

以下においては、狭義の特許訴訟である特許法院における審決取消訴訟を中心に、その現状と課題について探る。特許侵害訴訟に関しては、現在、知的財産専担部が設けられているソウル高等法院とソウル地方法院を中心に、その現状と課題について簡単に触れることにする。

II. 韓国における特許法院の運用現況

1. 特許法院開院の歴史的意味

特許法院は、1998年3月1日、全国を管轄する高等法院級の専門法院として新設された。³司法近代化100周年を契機に行われた司法改革の一環として設立された特許法院は、特許訴訟における従前の審級構造を改編し、新たに設立された特許審判院の審決また

2 大法院における一般行政事件の破棄率が8%であるのに比べ、特許などの審決の破棄率が31%に達していた。

3 特許法院は、1998年3月1日、ソウル瑞草洞所在の法院総合庁舎に3つの裁判部を設け開院したが、「国民の政府」（金大中政権）下の2000年3月1日、開院2年目にして大田屯山洞所在の大田法院総合庁舎に移転した。それから3年6ヶ月後の2003年9月1日、独立した庁舎（地下1階、地上10階）を新築し移転した。特許法院の開院以来、1998年3月1日から2003年8月31日までの5年6ヶ月を特許法院の「定着期間」とすれば、独立した庁舎に移転した2003年9月1日以降は、そこから一歩進んだ「飛躍期間」と言えるであろう。

は決定に対する不服の訴えを特許法院の専属管轄とすることで、従前の特許庁抗告審判所が行っていた審判を法院の裁判へと格上げさせたと言える。これにより科学技術問題に関する裁判を事実審として独立した専門法院が管轄することになったという点から、特許法院の開院は重要な歴史的意味を持つ。

21世紀の知識情報化社会においては、技術革新に伴う知識財産の出現が早まり、科学技術に関する情報は瞬く間に国境を越えて全世界に広がることとなった。この結果、権利の帰属と成果配分に関する利害が絡み合い、それに伴う特許紛争の公正な解決が国家の競争力を左右する重要な課題となっている。特許法院は、独立した専門法院として効率的かつ公正な裁判を行うことで国民の知的財産権を積極的に保護した。その結果、科学技術の発展を図るという特許法の目的を具体的に実現することで、国家の競争力と国際的な信頼性を高めるといった重要な役割を果たしたのである。

2. 人的構成

現在、特許法院は、法院長を含め法官10名と、技術審理官9名（電気・電子、機械、化学など、各3名）及び一般職員40余名で構成されている。裁判部は開院以来、3つの裁判部で構成されているが、各裁判部は高等法院の部長判事である裁判長1名と高等法院の判事2名から構成され、それ以外に技術審理官、参与事務官及び補助人員が裁判業務を補佐している。

イ. 法官の専門化

科学技術問題に関する専門法院としての特許法院には、法官の科学マインドの向上と、産業財産権分野に関する様々な研修や経験の蓄積が重要である。特許法院に所属する判事の任官にあたっては、海外留学時または大学院において知的財産権分野を専攻したかどうかといった点を考慮している。在任期間についても、原則として陪席判事は3年、裁判長は2年とすることで、現実的な経験の蓄積によって専門法官としての素養が養えるように配慮されている。特許法院の法官は、開院以来毎年、ソウル大学の工大（工学部）または科学技術院（KAIST）の教授を招き、機械・電子・化学分野に関する基礎理論及び半導体・生命工学といった先端科学技術分野についての講義を受け、大徳科学研究団地の各種研究所を訪問して科学技術の現状を把握し、さらには懇談会を開催するなど、最新技術に関する情報の収集に努めている。また、特許訴訟が有する国際性を考慮し、知的財産権関連の各種国際会議に出席することで国際的な情報交流にも多くの関心を払っている。特許法院の法官や侵害訴訟を担当する地方法院と高等法院の法官は、「知的財産権法研究会」を設立し、その活動を通して各種専門知識の涵養や意見交換を行っている。特許法院内においても「特許訴訟実務研究会」が作られた。この研究会は地道な研究活動の成果として、特許訴訟実務に関するガイドである「特許裁判実務便覧」と論文集「特許訴訟研究」1、2巻を発刊した。

ロ. 技術審理官

(1) 法的根拠

法院組織法第54条の2は、その第1項で“特許法院に技術管理官を置く”として技術管理官についての根拠規定を設け、その2項及び3項において技術審理官の職務範囲を規定している。

(2) 技術審理官の選抜

特許法院の技術審理官は全員、特許庁において10年以上審査業務に従事した経歴を持ち、かつ各担当分野の審査課長や審判官として在職する書記官級の特許庁公務員の中から、特許庁の推薦に基づいて採用される。特許法院や大法院で現在働いている技術審理官や特許調査官は、その殆どが、アメリカ、日本、ヨーロッパなどで長期間、特許分野についての研修を積んだ経歴の持ち主である。

これと同時に、特許庁公務員以外の学会会員や研究所の研究者から技術審理官を採用するという方法も提案されている。しかし、その場合、技術的な専門知識はあるが、産業財産権に関する審査や審判経歴に乏しく、産業界の動向などに関するバランス感覚に優れているとは言いがたい。また、人事運営上の様々な問題（報酬・昇進・弁理士資格の付与など）が障害となり、実現は難しい状況である。

(3) 具体的な事件における技術審理官の指名

技術審理官9名は、各裁判部に電気・電子、機械、化学専攻が1名ずつ、計3名が配属されている。技術審理以外の特許調査官は特に置いていない。

特許・実用新案に関する訴訟事件が受理され、該当する裁判部にまわされると、裁判長は技術審理官の参加が必要であるかどうかを判断し、参加する必要があると判断される場合は、決定によって技術審理官を指名する。この際、9名の技術審理官のうち誰を指名するかは各人の専攻を考慮したうえで決定するが、9名の技術審理官は専攻別に1名ずつ、計3名が個々の裁判部の専属となっているため、原則的には、各裁判部に専属の技術審理官の中から該当する技術分野を専攻する審理官を指名する。ただし、当該技術審理官が特許庁の審査や審判手続に関与した場合は除斥事由に該当するため、他の裁判部に専属する技術官で、該当する分野を専門とする者を指名する。

(4) 技術審理官の業務

技術審理官は、特許関連事件の技術的事項について判事の諮問に応じ、裁判の審理に参加して当事者に質問することができる。また、裁判の合議に際しては意見を述べることができるが、判決の決定に参加する権限はない。

担当技術審理官は、当事者間の攻防内容を書面により検討した後、第1回準備手続期日前に「技術説明書」を作成して裁判部に提出し、技術の内容及び争点について説明する。準備手続期日及び弁論期日に参加し、受命法官、または裁判長を通じて、もしくは直接に、当事者や代理人に対して質問することができる。

審理が終了し判決を言い渡す時期には、技術内容について裁判部との間で十分な協議を行い、当該事件に対する「意見書」を作成して裁判部に提出する。技術内容が複雑かつ難解で、しかも進歩性の判断に慎重を要する事件については、該当する専門分野を専攻した2～3人の技術審理官にその事件を共同で検討させ、一致した見解、ま

たは個別意見を提出させる。

裁判部は前述の意見書と審理結果を基に判決について合議を行うが、意見書の内容は当該裁判部を羈束するものではなく、合議の過程においては参考資料として利用される。合議に際し、技術的な疑問が生じた場合には、技術審理官を参加させ諮問を求めることもできる。

一方、技術審理官が作成した報告書（技術説明書）や意見書を公開すべきか否かについては議論が分かれているが、技術審理官が法廷や準備手続において質問した内容は当事者に全て知らされていること、また合議に参加して意見を述べる場合には合議を公開しないという原則があることに鑑みて、技術審理官の報告書や意見書などは公開されない。

(5) 技術審理官の勤務形態

特許法院の開院当時、技術審理官を特許庁から派遣してもらう形を取っていたが、2000年1月1日からは、特許庁からの派遣でなく法院公務員に任命することになり、特許庁職員が法院公務員となり、また特許庁職員に戻るといった形態に変わった。

技術審理官を志願する特許庁職員には、概ね優秀な人材が揃っている。特許法院は、特許庁から定員の2～3倍に当たる職員の推薦を受け、その中から審理官を選抜している。専門性を高めるために、任期は最低2～3年とされている。技術審理官としての待遇は以前と同様とし、特許庁へ復帰した後も不利益を被ることのないよう、関係部署と緊密に協議を行っている。

3. 業務現況

イ. 受理件数、処理件数、原告勝訴件数（勝訴率）、上訴率

(1) 2000年度から2002年度までの3年間の統計は、〔表1〕の通りである。

〔表1〕 特許法院の受理・処理・勝訴・未済・上訴件数

区分 年度別	受理件数			処理件数			原告 勝訴件数 (勝訴率)	未済 件数	上訴 件数 (上訴率)
	前期 未決	新件	計	判決	その他	計			
2000年	539	866	1,405	756	149	905	269 (35.6%)	500	400 (52.9%)
2001年	500	728	1,228	662	136	798	219 (33.1%)	430	330 (49.8%)
2002年	430	844	1,274	679	124	803	237 (34.9%)	471	309 (45.5%)

※処理欄の「その他」は、訴えの取下げ・訴えの取下げとみなされたもの・訴状却下命令事件である。

- (イ) 受理件数（新件）を見ると，２０００年には８６６件（前年比１３．１％減），２００１年には７２８件（前年比１５．９％減），２００２年には８４４件（前年比１５．９％増）で，３年間の年平均受理件数は約８１２件である。一方，年度別特許／実用新案／意匠／商標の受理件数の内訳を見ると，２０００年には１７８件（２０．５％）／１０９件（１２．６％）／１０７件（１２．４％）／４７２件（５４．５％），２００１年には１７６件（２４．２％）／１３８件（１８．９％）／１０６件（１４．６％）／３０８件（４２．３％），２００２年には２１２件（２５．１％）／１５１件（１７．９％）／９８件（１１．６％）／３８３件（４５．４％）で，年を追うごとに特許／実用新案事件の割合は増加する傾向にあり，逆に商標事件の割合は減少する傾向にある。新件の受理件数を当事者系／決定系事件に分けて分析してみた場合，２０００年に６０４件（６９．７％）／２６２件（３０．３％），２００１年に５５０件（７５．５％）／１７８件（２４．５％），２００２年に６５１件（７７．１％）／１９３件（２２．９％）で，当事者系事件の割合は増加し，決定系事件の割合は減少している。
- (ロ) 処理件数／判決件数を見ると，２０００年には９０５件／７５６件（前年比１．１％減／６．８％増），２００１年には７９８件／６６２件（前年比１１．８％減／１２．４％減），２００２年には８０３件／６７９件（前年比０．６％増／２．６％増）となっている。３年間の年平均処理件数／判決件数は８３５件／６９９件で，処理件数が受理件数を若干上回っている。
- (ハ) 原告勝訴件数（勝訴率＝審決取消件数）を見ると，２０００年には２６９件／７５６件（３５．６％），２００１年には２１９件／６６２件（３３．１％），２００２年には２３７件／６７９件（３４．９％）で，３年間の原告勝訴率は約３４．５％である。
- (ニ) 上告件数（上告率）を見ると，２０００年には４００件／７５６件（５２．９％），２００１年には３３０件／６６２件（４９．８％），２００２年には３０９件／６７９件（４５．５％）となっている。
- (ホ) 一方，特許審判院の審決・決定件数／提訴件数を見ると，２０００年には６，３９４件／８６６件（１３．５％），２００１年は６，５１３件／７２８件（１１．２％），２００２年は７，４１４件／８４４件（１１．４％）で，特許審判院の審決・決定件数は絶対的に増加しているにもかかわらず，特許法院への提訴比率は相対的に減少している。
- (2) このように統計で見た場合，受理件数（新件）は毎年増減を繰り返す，処理件数／判決件数はこれに連動しているものと思われる。産業財産権に対する紛争は当時の経済状況に拠るところが大きいので，IMF 管理後は経済の停滞により新件受付が一時的に減少するという現象が見られたが，外貨危機を克服したことに伴い再び特許紛争は増加した。２００３年度は，最近の全般的な景気停滞の影響を受け，訴訟費用が負担となるために提訴を躊躇するケースが増え，事件件数が再び減少しているようである。

しかし、原告勝訴件数（勝訴率）と上告件数（上告率）及び特許審判院の審決・決定に対する提訴割合は、年々ほぼ減少している。このような傾向は、近年、特許審判院が、大法院と特許法院の判例を熟知した上でそれに合った審決を行おうと懸命に努力した結果である。また、特許審判院の審決が特許法院において取消された場合、審判官に人事上の不利益を与えたり、あるいはそのことを年俸契約における減額事由にするなど、特許審判院が制度の運営にあたって努力も払ったことも大きな要因と言えよう。また、特許法院において2～3年間勤務した技術審理官が特許庁に復帰し、特許法院で得た実務知識を広め、活用することで特許審判院の審決に対する信頼を高めたことも、その理由の一つとしてあげることができる。従って、特許審判院の受理事件は増えているにもかかわらず特許法院の受理事件が減っているのは、特許法院が地位を固めていることの証明であって、国民の知的財産権の保護において非常に望ましい傾向である。

一方、毎年特許事件の割合が増加し商業事件の割合が減少することで、やはり韓国でも審決取消訴訟に先進国化が見られる。

- (3) 一方、特許訴訟における全体の処理件数のうち、技術審理官が参加して処理を行った事件を見ると、2000年に272件/905件（30%）、2001年に311件/798件（38.9%）、2002年に335件/803件（41.7%）で、年々その比率が増加していることがわかる。技術審理官は特許・実用新案事件に関する審理に参加するので、つまるところ、上記のような比率の変化は、特許・実用新案事件が増加し続けていることを示している。

ロ． 事件処理に要する時間（審理期間）

最近3年間において、特許法院で事件処理に要した時間は、〔表2〕の通りである。事件処理に要する時間に違いが見られるのは、事件の種類別（特許、実用新案、意匠、商標）に事案の複雑性、難易度及びそれに伴う事前の準備書面の攻防や準備手続期日の進行の有無など、手続き的な面が異なるためである。

特許法院開院以前の特許庁抗告審判所における3年間の平均所要時間は14ヶ月程度（1995年平均14ヶ月、1996年平均15.2ヶ月、1997年平均12.7ヶ月）であったのに対し、特許法院の最近3年間の所要時間は、6ヶ月以内が59.8%、6ヶ月以上1年以内が46.0%、1年以上2年以内が14.7%、2年以上が1.4%で、平均所要時間⁴は約8.3ヶ月となっている。特許庁抗告審判所での事件処理に要する時間に比べると、平均して5～6ヶ月程度短縮されたことになり、全国の高等法院における事件の性質が類似する行政訴訟事件の控訴審で要する時間、約8.96ヶ月よりも短い。

これは、産業財産権に対する迅速な保護が特許法院設立の要因の一つであるという認識の下、開院当初から集中審理制を採択し、これに成功した結果である。最近において

4 平均所要時間は、6ヶ月以内は5.5ヶ月、1年以内は9ヶ月、2年以内は18ヶ月、2年以上は30ヶ月をそれぞれ代表値として算出した（司法年鑑）。

は、新しい民事訴訟法の施行に伴い、平均所要時間は一層短縮される傾向にある。

ハ. 渉外事件の現況

2000年から2002年までの年毎の受理件数全体の中で、外国人（外国法人含む）が当事者となる、いわゆる渉外事件の推移を見ると、2000年には309件で34.1%、2001年には275件で34.5%、2002年には227件で28.3%であった。種類別に見ると、商標権に関する訴訟が、2000年は241件（48.1%）、2001年は197件（51.0%）、2002年は140件（39.2%）で最も多くなっている。次に、特許権に関する訴訟が、2000年には62件（39.7%）、2001年には69件（34.2%）、2002年には80件（42.6%）となっているのに対し、実用新案と意匠はそれぞれ3～4%に過ぎない。特許権に関していえば、渉外事件の割合が概ね増加しており、商標権の場合は渉外事件の割合が減少している。これは、特許法院開院以降2002年までの間に、国際的な商標紛争の相当部分が判決により解決され、特許法院の判決により関連する争点についての法院の見解が確立されたからである。「国境なき経済」という無限競争の時代を迎え、渉外事件は今後も益々増加するものと予想される。

〔表2〕特許法院で事件処理に要する時間

年度別	処理期間 事件別	処理期間				計
		6ヶ月以内	6ヶ月～1年以内	1年～2年以内	2年以上	
2000年	特許	27 (17.3%)	73 (46.8%)	54 (34.6%)	2 (1.3%)	156
	実用新案	40 (34.5%)	60 (51.7%)	16 (10.1%)		116
	意匠	83 (62.9%)	42 (31.8%)	7 (5.3%)		132
	商標	298 (59.5%)	183 (36.5%)	19 (3.8%)	1 (0.2%)	501
	計	448 (49.5%)	358 (39.6%)	96 (10.6%)	3 (0.3%)	905
2001年	特許	38 (18.8%)	101 (50.0%)	56 (27.7%)	7 (3.5%)	202
	実用新案	21 (19.2%)	73 (67.0%)	11 (10.1%)	4 (3.7%)	109
	意匠	63 (62.3%)	35 (34.7%)	3 (3.0%)	0 (0.0%)	101
	商標	243 (63.0%)	107 (27.7%)	35 (9.1%)	1 (0.2%)	386
	計	365 (45.7%)	316 (39.6%)	105 (13.2%)	12 (1.5%)	798

年度別	処理期間 事件別	処理期間				計
		6ヶ月以内	6ヶ月～1年以内	1年～2年以内	2年以上	
2002年	特許	28 (14.9%)	93 (49.5%)	57 (30.3%)	10 (5.3%)	188
	実用新案	20 (13.6%)	90 (61.2%)	34 (23.2%)	3 (2.0%)	147
	意匠	75 (67.6%)	36 (32.4%)			111
	商標	294 (82.4%)	52 (14.6%)	11 (3.0%)		357
	計	417 (51.9%)	271 (33.8%)	102 (12.7%)	13 (1.6%)	803
	総計	1,230 (59.8%)	945 (46.0%)	303 (14.7%)	28 (1.4%)	2,056

※（％）は、特許など当該事件総数に対する所要時間内での処理割合である。

二. 訴訟代理人の現況

特許法院を設けるに当たっては、弁理士の訴訟代理人資格の問題が最も大きな議論を呼んだが、これが認められた結果、審決などの取消訴訟において多数の弁理士が訴訟代理を受け持つことになった。弁護士／弁理士の割合を見ると（弁護士でありながら弁理士として登録した代理人は、自ら法院に届け出た資格を基準とした）、2000年には439件（28.3％）／1,114件（71.7％）、2001年には356件（24.4％）／1,101件（75.6％）、2002年には364件（23.1％）／1,136件（76.9％）で、弁理士の占める割合が年々増加している。これを見ると、弁護士と弁理士の訴訟代理人の割合は、概ね弁護士25％、弁理士75％程度で、特許訴訟では弁理士が訴訟代理人になる場合が圧倒的に多く、弁護士の割合が毎年、僅かではあるが減少していることが分かる。このように弁理士が訴訟代理人を勤める割合が高まる理由としては、第一に、特許法院の事件の中で、主に弁理士が代理を行う特許や実用新案事件の割合が増えていること、第二に、特許庁への出願・審判段階で代理を行った弁理士が、特許法院における訴訟でも引き続き代理を務める事例が増えていること、そして第三に、弁護士と弁理士の両方の資格を備えた代理人が、弁理士として訴訟を遂行するケースが増えていることがあげられる。

4. 特許法院の審理方式（集中審理方式）

特許法院は、充実かつ迅速な審理のために準備手続を活用する「集中審理方式」の裁判運営をしている。特許・実用新案事件は原則として準備手続に回付するのだが、準備手続期日前に裁判部全員が参加する技術説明会を開催し、準備手続期日においては、主審判事が受命法官として技術審理官と共に争点と証拠関係を整理した後、弁論期日を指定する。原告の訴状提出に伴う被告側答弁書の提出、これに対する各々1回の準備書面の攻防を経た

後、事件を準備手続に回付する。準備手続期日も、可能な限り1～2回の期日で終了させ、弁論期日を指定する。意匠・商標事件の場合、訴状と答弁書が提出されると裁判長は直ちに弁論期日を指定する。準備手続に回付する事件の類型及びその時期に関して統一的な基準を設け、受命法官別に週1回ずつ準備手続を行うが、2～3週間を置いて準備手続期日を指定するなど、準備手続進行のモデルを確立した。弁論期日には証拠調査などの集中審理を重点的に行うことで、事件の迅速かつ適正な解決のために努力している。特許・実用新案事件の場合、弁論期日より準備手続に重点が置かれるという点があるが、当事者に十分な説明を認め、これに対する十分な反論の機会を与えるという充実した審理を行うことで、当事者の審理に対する信頼感は極めて高くなっている。

5. 過去5年間における特許法院の評価

イ. 肯定的な評価

特許法院は、特許庁の抗告裁判所における事件処理期間に比べ、科学技術をめぐる紛争の審理時間を平均5～6ヶ月程度短縮し、迅速な権利保護を確保していることで国民の信頼を得ているばかりでなく、上告率の減少により大法院の裁判負担を軽減させるという現実的な効果ももたらした。また、従来は行政審判手続に従って行われていた事実審理が、法院の司法手続に従って行われるようになった結果、国民の裁判を受ける権利が保障され、国民に対する司法サービスが強化され、審理が以前よりも慎重かつ適正に行われるようになり、結論に対する当事者（国民）の信頼感だけでなく、国家の信頼感をも高めた点で重要な意味を持っている。一方、特許法院の判決は、従前の抗告審判所の審決よりも判決内容が充実して先例としての価値を有しており、類似事件を処理する特許庁の関係者からも好意的な反応を得ている。

特許法院が、科学技術専門家である‘技術審理官’という、他の国とは異なる韓国独特の制度を設け、技術審理官が準備手続及び弁論に参加し、事実上判事と一緒に裁判を行うことを可能とし、結果として科学技術者の意見が尊重される新しい制度を生み出したことは、特許法院の持つ重要な特色と言えよう。

ロ. 問題点

審決取消訴訟は特許法院が管轄し、特許侵害訴訟は一般の民事法院が管轄するため、同一の事案について異なった判決が出る可能性がある。2000年3月に特許法院がソウルから大田（テジョン）に移ってからというもの、大部分の訴訟事件の当事者及び代理人がソウルに集中しているという状況から、当事者は訴訟遂行上の不便を蒙っているだけでなく、さらなる訴訟費用の負担を余儀なくされている。また、長期勤務が困難なため、優秀な専門法官となる上で必要な経験を積むことが難しくなり、特許法院の長期的な発展計画に蹉跌をきたす恐れがある。

特許法院の判決文は、内容が専門技術に関するものであるため、一般の判決文よりも理解しづらいという批判がある。これは、特許明細書が難解な専門用語で書かれており、判決文においてもそれをそのまま引用する他ないからである。

一方、弁理士の訴訟代理が増加し、基本的な訴訟手続に関する知識不足から、弁理士が主張や立証責任の所在をきちんと把握できないなどの問題がある。これを解決するために、法院は釈明権を行使しているが、釈明権の行使の限界といった現実的な問題点もある。

III. 特許法院の将来の課題

1. 管轄拡大（管轄集中）の問題

特許法院は、特許審判院の審決などの取消訴訟に対してのみ管轄権を有している。しかし、この間、学会、大韓弁理士会、大田（テジョン）地域住民などを中心に、特許法院の管轄権を特許権侵害に対する民事訴訟（特許侵害訴訟）や特許権関連の行政訴訟にまで拡大させるべきだという主張が提起され、現在、国会では、管轄集中のための法院組織法の改正案について審議中である。

特許紛争の効率的な解決と専門的な裁判能力は、審決などの取消訴訟だけでなく特許侵害訴訟においても必要であり、特許侵害訴訟を特許法院のみの管轄とした場合、特許関連の紛争を迅速かつ効率的に解決し、無意味な訴訟手続の繰り返しを避けるだけでなく、産業財産権に対する統一的な解釈が確保できるという長所がある。しかし、特許法院が大田にあるため、離れた場所に住む当事者や代理人が不便を被ることになる。また、特許侵害訴訟では弁理士の訴訟代理人資格が認められていないため、特許法院が管轄する訴訟事件に、弁理士の訴訟代理権が認められるものとそうでないものが生じ、訴訟代理権に関して混乱が起きる可能性がある。管轄を集中しても控訴審に限定されるため、現実的な件数が少なく実際に扱う件数は少なく、管轄集中の効果が半減せざるを得ないといった現実的な問題点がある。管轄集中の問題については、このような長所と短所を踏まえ、司法制度全体の枠組みの中で検討した後、慎重にアプローチしなくてはならない。

2. 技術判事制度の導入問題

特許法院設置当時から、科学技術界を中心に、一部で技術判事を選抜すべきとの主張があった。しかし、ドイツを除く殆どの先進国では、法官が特許訴訟を担当している。特許訴訟において最も重要なことは、技術内容を把握した上での法律的な評価であるため、法律家でない技術専攻者が裁判を行うのは望ましいとは言えない。また、技術判事を置くにしても、彼らも自分の専門分野以外では門外漢である。さらに、最先端技術の場合は、技術判事といえども、やはり外部の専門家の助けは必要となるのであって、専門性に欠けるという点では同じである。その上、技術審理官の場合、新しい技術分野を取得した者を2～3年毎に選抜するため、技術の発展に対応することができるが、身分保障を必要とする技術判事の場合、新しい技術の発展に対応するのは難しい。実際の審理では、判事は、技術審理官の補佐を仰ぎながら、十分に技術内容を理解した上で準備手続を進めているため、技術内容に対する判事の誤った理解が原因で問題が生ずることはなく、判事が技術内容を

よく理解していないといった訴訟代理人からの批判もない。従って、技術判事の選抜は現行法上も根拠が無いだけでなく、その必要性も存在しない。

3. 権利範囲確認審判制度の廃止

権利範囲確認審判とは、実務上（カ）号発明と称する、ある特定の技術の実施形態や登録権利が他の先行特許権などの権利範囲に属するかどうかを、行政機関である特許審判院が判断する審判のことを言う（特許法第135条第1項）。権利範囲確認審判は、単に実用新案自体の考案の範囲という事実構成の実態を確定するのではなく、その効力の及ぶ範囲を対象物との関係から具体的に確定するものである。権利範囲確認審判には、請求の主体によって、積極的権利範囲確認審判と消極的権利範囲確認審判の二つがある。

権利範囲確認審判は比較法的にその例が稀ではあるが、韓国における特許争訟の実務においては、〔表3〕の通り、新件の受理件数全体に権利範囲確認事件の占める割合が、2000年14.8%、2001年18.8%、2002年23.2%と毎年増加しており、重要な割合を占めている。権利範囲確認審判は、知的財産権専任裁判部の侵害訴訟とも関連があるため、侵害訴訟担当法院は、権利範囲確認審判が提起されたという資料が提出されると、その結果を参酌するため裁判期日を推定したりもする。

〔表3〕権利範囲確認審判の審決に対する提訴件数

区分 年度別	特許	実用新案	意匠	商標	合計
2000年	38/178	43/109	24/107	29/472	134/905 (14.8%)
2001年	33/174	56/138	41/106	20/308	150/798 (18.8%)
2002年	61/212	55/151	41/98	29/383	186/803 (23.2%)

一般法院の民事裁判管轄権に属する侵害訴訟と特許法院の専属管轄権に属する権利範囲確認訴訟は、別個の独立した訴訟である。従って、両方の訴訟が同時に係属中であっても重複訴訟には該当せず、法律上は、いずれか一方の結論は他の訴訟において拘束力を有しない。しかし、実質上、権利範囲確認訴訟は侵害訴訟と同じく、侵害の有無をその主な争点とするため、当事者が一般法院に仮処分または侵害による損害賠償請求訴訟などを提起すると同時に、権利範囲確認審判も提起する事例が少なくない。

このように、権利範囲確認審判制度が実務上重要な地位を占めているにも拘らず、審決の効力や応訴当事者の被害などを考慮すると、権利範囲確認審判を廃止するか、あるいは存続するにしても、特許法院に審決取消訴訟を提起できないように制限すべきだとの強い主張がある。

4. 技術諮問団の活用問題

殆どの特許事件における技術的争点は、裁判部が技術審理官の説明を聴けば十分に理解できるもので、一部事件については、技術審理官の説明がなくても裁判部自らが難なく理解できるものである。しかし、高度な専門知識がなくては判断が難しい場合がある。この場合、技術審理官は、その分野の専門家と裁判部の中間に位置することになるので、裁判部としては技術審理官から基本的かつ普遍的な技術的説明以上のものを期待するのは困難である。このような事件を扱うにあたっては、裁判部も技術審理官も多くの時間を費やす必要があるため、効率的な裁判が確保できない恐れがある。特に、9名の技術審理官が技術分野全てを担当している現状では、こうした問題がしばしば発生する。そこで、対応策として検討に値するのが、技術諮問団への委嘱である。

もちろん、通常は鑑定人がこうした問題点を補完する存在である。しかし、法院がその都度適切な鑑定人を選任して鑑定委嘱をするためには多くの努力が必要であるばかりか、時間もかかるため、審理の過程で必要な部分について随時諮問を求めるのには不適切である。従って、技術諮問団を編成した上でこれを優先的に活用し、鑑定人にはその補充的役割を委ねることが望ましいと言える。

5. 電子法廷と電子図書館の設置

特許法院の新庁舎竣工に伴い、科学技術に関する未来型の専門法院としての象徴性と信頼性を高める必要から、電子法廷、電子ファイリング、遠隔映像裁判などの先端技術を採用した電子法院の導入が長期的な課題として検討されている。

ひいては、特許法院の新庁舎に特許法関係の図書館を設置し、知的財産権の中の産業財産権の分野に関する情報のメッカとして機能させ、それと同時にこれらの情報を弁護士や弁理士なども利用できる中央図書館としての役割を負わせる。特に、特許図書館は、既存の図書館とは差別化された、いわゆる‘電子図書館’を目指す。

IV. 韓国における侵害訴訟専担裁判部の現状と課題

1. 侵害訴訟専担裁判部の現状

イ. 人的状況

2002年末現在、知的財産権関連の侵害事件を担当する専門部としては、ソウル地方法院の一つの部に3人の判事、知的財産権関連の申請事件を担当する申請部の一つの部に3人の判事、ソウル高等法院の知的財産権専門部の二つの部に6人の判事が配置されている。しかし、知的財産権関連事件だけでなく、一般の民事事件も一緒に担当しており、その専門担当割合（その専門担当の占める割合）は〔表4〕の通り、30～40%に過ぎない。

地方法院及び高等法院の知的財産権専担部の判事は、特許法院の場合と異なり、海外留学時または大学院での専攻分野、知的財産権関連の業績などを考慮せず、人事異動時

に序列順に配置している。任期も1～2年で、他の一般の裁判部と変わらない。

そして、特許法院における技術審理官や大法院における特許審査官のような制度も設けられていない。従って、科学技術の専門家の助けがあって初めて適正な本文が作成できる侵害訴訟事件（特に仮処分事件）では、専門家の助けが得られない立場にある。

ロ. 事件の状況⁵

〔表4〕は、ソウル高等法院知的財産権専担部、ソウル地方法院知的財産権専担部（民事12部）及び申請部における2000年度から2002年度までの新件受理事件のうち、知的財産権関係事件の数字及び事件全体に対する割合を表したものである。

〔表4〕知的財産権関係民事事件の新件受付現況表

年 度		事件全体	専 担 事 件			専担事件 受理比率(%)
			本 案	抗 告	計	
2000年	ソウル高等法院	616	99	65	164	26.6
	ソウル地方民事12部	502	130		130	25.8
2001年	ソウル高等法院	687	128	76	204	29.7
	ソウル地方民事12部	564	156		156	27.6
	ソウル地方申請部	1,106	153		153	13.8
2002年	ソウル高等法院	627	128	83	211	33.7
	ソウル地方民事12部	391	178		178	45.5
	ソウル地方申請部	1,156	97		97	8.4

地方法院知的財産権専担部が担当する事件は、2000年の130件から2001年には156件、そして2002年には187件と、絶対件数も増え、事件全体に対する専担事件の受理比率も25.8%から45.5%に上昇した。2002年に大幅に増加した理由としては、民事訴訟法の改正により、知的財産権事件に対しソウル地方法院に競合的管轄権を認めたことが挙げられる。ソウル高等法院の事件も、本案事件が2000年の99件から2001年、2002年には各々128件に増加し、抗告事件も2000年の65件から2001年には76件、そして2002年には83件に増え、専担事件の割合も上昇した。ただ、ソウル地方法院申請部の知的財産権関連事件の新件受理件数は、2001年の153件から2002年には97件と大幅に減少したが、その原因は不明である。ソウル地方法院申請部においては、暫定的地位を定める仮処分事件全てを担当しているが、その数があまりにも多いため（2002年度 1,156件）、知的財産権関連事件について訴訟を提起しても迅速な裁判が受けられず、従って当事者

5 この部分は、ソウル高等法院の李東洽部長判事が発表した「知的財産権訴訟の現状と展望 — 韓国と日本の比較を中心に —」（法曹、2003年6月号）から抜粋した資料である。

が提訴を嫌う傾向があるとの見方もある。

知的財産権関連の民事事件の受理状況や既済事件状況及び平均審理時間に関する統計は存在しない。ソウル高等法院の知的財産権専任裁判部である民事4部の場合、2001年度の処理件数は、本案事件64件、抗告事件28件で、2002年度の処理件数は、本案事件が60件、抗告事件が47件であったという。上記既済事件の平均審理時間は、本案事件の場合、2001年度が10.2ヶ月、2002年度が9.1ヶ月、抗告事件の場合、2001年度が5.9ヶ月、2002年度が7.8ヶ月であったという。本案事件の審理時間が特許法院の平均審理時間よりも多少長いのは、ソウル高等法院の場合、技術審理官の助けを借りることができず、技術的問題について把握する上で多少の困難が伴うためと思われる。

2. 侵害訴訟専任裁判部の課題

イ. 人的構造、管轄などの問題

ソウル高等法院及びソウル地方法院において知的財産権関連事件の専門性を強化するためには、判事の配置や任期などに関して、特許法院に匹敵する配慮がなくてはならず、ひいては、技術的な問題を補佐するための技術補佐官を配置するといった補完措置が講じられなければならない。

大都市の地方法院に知的財産権の専任部を置いて知的財産権関係の民事事件を担当させたり、民事訴訟法を改正したり、あるいは知的財産権の専門裁判部が設置された高等法院所在地の地方法院に特別裁判籍を認めるなど、知的財産権関連訴訟の専門化のために努力が行われている。

ロ. 侵害などの立証の容易化

侵害訴訟において、侵害行為及び損害額の立証を容易にするための制度が不十分で、実務上（カ）号が特定されず、特許公報に添付された権利者の明細書を（カ）号として添付するなど、侵害行為の形態が明確でなく、権利者の権利保護に不十分な場合が往々にして生じる。日本の特許法で新たに設けられた侵害行為の立証を容易にするための文書提出命令制度の拡充、積極否認の場合、侵害行為の具体的な態様の明示義務規定、及び侵害額立証を容易にするための計算鑑定人制度の導入を主張する意見もある。

ハ. 侵害訴訟における無効の判断

特許庁と法院の権限分配の原則上、侵害訴訟では直接に特許発明の無効を確認することはできないが、新規性のない発明については、その権利範囲を否認したり、侵害発明の技術が公知の技術であることを理由に実質的に無効を認めている。

しかし、特許発明が進歩性を欠き、その特許権が無効であるという抗弁に対しては、法院の特許無効審決が確定するまでは、他の訴訟で当然権利範囲を否定できると言えず、主張自体に根拠がないとの理由で却下されなければならないというのが従来の大法院の判例であった。しかし、この点については、主要先進国の趨勢に合わせた日本の最高裁判所（2000.4.11）の立場と同様に、進歩性に欠ける場合でも権利濫用の抗弁

を通じて、侵害訴訟の受訴法院において特許の無効事由を判断できるようにしなくてはならないという意見がある。ただ、大法院は、公知技術から進歩性の無い特許発明の場合でなく、公知技術から進歩性の無い侵害発明の場合には、それが特許発明の技術の範囲に属するものであっても、自由実施技術に該当するということを理由に特許権の侵害を否認することで、迂回的にその無効を認めている。

ニ. 弁理士に侵害訴訟の代理権を付与する問題

韓国では、弁理士の場合、審決取消訴訟に属さない侵害禁止請求訴訟、損害賠償請求訴訟などの民事訴訟の訴訟代理人にはなれないというのが通説であり、法院の慣行でもある。これに対し、弁理士会では、侵害訴訟事件においても弁理士に訴訟代理権を付与すべきであると強く求めている。

しかし、今まで弁理士は、特許侵害訴訟の訴訟代理人になつたことがなかった。弁理士は、技術内容についてはある程度知識を持っているが、法律の専門家としての基本的な資質が十分でなく、民事訴訟手続に関する知識及び経験が不足していることが多く、現在、審決取消訴訟の裁判を進める上で多くの困難を生ずるとというのが実情である。今後、産業財産権の専門弁護士をもっと増やす必要がある。弁理士が訴訟代理人になれるかという問題は、弁護士と対等な訴訟法の知識を身につけた時に初めて、国家が政策として決定すべき問題である。

平成15年11月27日

東京地方裁判所判事 飯村敏明

第1 はじめに

- 1 知的財産権をめぐる環境の変化
- 2 知的財産権侵害訴訟の審理の変化
- 3 一層の充実・強化の必要性

第2 知的財産権訴訟における問題の所在と解決方策

- 1 審理期間 審理期間の短縮に向けての提言
- 2 国際性 質の高い解決を目指す（コストとスピードと信頼性）
- 3 損害額 市場規模等との関係
 - H2 ブロッカー 30億円
 - アルゼ対サミー 84億円
- 4 専門性 東京、大阪への集中化

第3 充実・強化のための制度改正等

- 1 制度改正の流れ
 - (1) 平成13年6月 司法制度改革審議会の意見書
 - ア 審理期間（平成11年の23.1か月）おおむね半減することを目標
 - イ 知財事件の総合的な対応強化
 - a 計画審理, 証拠収集手続の拡充
 - b 専門性が強化された裁判官, 調査官の集中的投入, 専門委員の導入
 - c 東京地裁, 大阪地裁への専属管轄化（実質的な特許裁判所）
 - ウ 東京高裁, 大阪高裁の専門的処理体制の強化方策についても検討。
 - (2) 平成14年7月 知的財産戦略大綱
 - (3) 平成15年7月 推進計画
- 2 平成14年10月以降 司法制度改革推進本部「知的財産訴訟検討会」
 - (1) 侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係
 - (2) 専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度
 - (3) 侵害訴訟等での営業秘密の保護を含む証拠収集手続のさらなる機能強化
- 3 平成15年民事訴訟法の改正 平成16年4月施行予定
 - (1) 第1審の東京地裁・大阪地裁専属管轄化（特許, 実用新案等）
 - 競合管轄化（その他の知財事件）
 - (2) 控訴審の東京高裁専属管轄化（特許, 実用新案等）

- (3) 知財訴訟の5人合議制
- (4) 専門委員の導入

第4 充実・強化のための裁判所の対応（人的態勢の強化・審理の工夫）

1 人的態勢の強化（全国）

- (1) 平成 9年 東京高裁 10人
東京地裁+大阪地裁 11人
- 平成15年 東京高裁 16人
東京地裁+大阪地裁 20人
- (2) 平成16年 さらに人的態勢の強化へ（専属管轄化との関連）

2 平均審理期間（全国）

- 平成 5年 31.9か月
- 平成14年 16.8か月

3 審理方法の変化

- (1) 訴訟準備のコスト・パフォーマンスを高める審理
- (2) 良質な訴訟解決のための情報を裁判所へ提供させる審理
- (3) 時間の観念を入れる審理

第5 東京地裁の知的財産権訴訟の状況について

1 知的財産権侵害事件の現状

平成14年

- 特許権（32%）、著作権（22%）、不正競争防止法（19%）
- 商標権（17%）、実用新案（6%）、意匠権（3%）、その他（1%）

2 事件の傾向

- (1) 事件数の増加とその原因
- (2) 事件の複雑化とその原因

3 5年前との比較

(1) 事件数

- ア 未済事件数 約625件から340件へ
- イ 処理件数 約200件から430件に増加

(2) 処理期間

- ア 超3年の長期未済 約130件から約15件へ
- イ 超2年の長期未済 約350件から約30件へ
- ウ 未済平均審理期間 約11.3か月

第6 迅速審理の内容（裁判所）

- 1 迅速解決の要請（国際的な比較，ユーザーニーズ，商品サイクルの短縮化）

- 2 企業訴訟における迅速化のポイント
 - (1) 経済原則
 - マーケット・メカニズム
 - 訴訟準備に投資をすれば得になる。
 - (2) 訴訟解決への良質な情報
 - 訴訟情報の公開・訴訟手続の公開
 - 嘘をつかせないという慣行の徹底
 - (3) 知財取引の環境の向上のための問題提起と解決策の提供
- 3 迅速審理と充実審理
- 4 期日の進行と期日外の活動
- 5 第1回弁論期日の充実と期日外釈明
- 6 裁判解決のための有用情報を早期に提供（早期に主張，立証終了）
- 7 究極的には，第1回期日終結を目標（即日結審ルール）

第7 事前の訴訟準備（当事者）

- 1 原告側の準備
- 2 被告側の準備

第8 特許権侵害訴訟の審理の特徴

- 1 特定論，侵害論，損害論
- 2 ボールスプライン最高裁判決
- 3 富士通半導体訴訟最高裁判決

第9 訴訟運営の透明性と周知徹底

- 1 訴訟手続の透明性
 - 秘密情報確保の必要性との調和
- 2 新たな訴訟運営の周知
 - 不利益な措置と警告
- 3 紛争解決環境の改善の試み
 - 当事者の裁判手続上の公正性の確保
 - 当事者の裁判外の公正性の確保

第10 おわりに

- 1 迅速な充実した裁判の実現
- 2 裁判官のスキル・アップ
- 3 透明な手続と情報公開
- 4 明確な考えを説明できる裁判所
- 5 将来像

◎ 参考

- ① 平成12年10月「知的財産権侵害訴訟の運営に関する提言」(判例タイムズ1042号4頁, 特許ニュース No. 10473, No. 10476, No. 10480)
- ② 平成15年5月「特許権侵害訴訟の審理の迅速化に関する研究」(司法研究報告, 法曹会)
- ③ 「東京地裁における知的財産権侵害訴訟の審理の実情について」民事法情報平成13年182号23頁
- ④ 「特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈及び最近の審理の変化」民事法情報平成14年195号22頁
- ⑤ 「裁判所と日弁連知的所有権委員会との意見交換会の結果」(判例タイムズ1051号55頁, 1095号4頁, 1124号47頁)
- ⑥ 「知的財産権侵害訴訟の充実・迅速化に向けた新たな取組み」(NBL769号17頁)

「日本の知的財産権訴訟の現状と課題」

平成15年11月28日

大阪地方裁判所判事 小松 一 雄

第1 はじめに

第2 知的財産権訴訟に関する裁判所の体制

1 侵害訴訟

a 地方裁判所（50）－高等裁判所（8）－最高裁判所

b 特許権，実用新案権，回路配置利用権，プログラム著作権事件
東京地裁（東日本），大阪地裁（西日本）の競合管轄

2 審決取消訴訟

特許庁の審決－東京高等裁判所－最高裁判所

3 専門部の処理体制

東京高裁 4か部 裁判官16人 調査官11人

東京地裁 3か部 裁判官15人 調査官 7人

大阪地裁 1か部 裁判官 5人 調査官 3人

第3 最近の知的財産権訴訟の動向

1 事件概況

a 知的財産権事件の新受件数

平成14年 全国607件，東京地裁342件，大阪地裁131件
（平成3年 全国311件）

b 東京・大阪両地裁への集中傾向

平成14年の知的財産権新受事件の78%，特許事件の88%が東京・大阪両地裁に集中

c 事件種類別比率

特許権27%，実用新案権6%，意匠権4%，商標権16%，著作権19%，不正競争防止法23%，その他4%（平成14年全国第一審新受）

2 最近の審理及び裁判の動向

a 均等論の肯定

ボールスプライン事件最高裁判決（最判平成10年2月24日・民集52巻1号113頁）

b 特許無効の審理

キルビー特許事件最高裁判決（最判平成12年4月11日・民集54巻4号1368頁）

- c 損害賠償の高額化
損害額算定方式の法改正と計算鑑定制度の導入
- d 職務発明関係事件の多発
ピックアップ装置事件最高裁判決（最判平成15年4月22日・民集57巻4号477頁）

第4 最近の知的財産権訴訟をめぐる動き

- 1 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）
知的財産権関係事件への総合的な対応強化
- 2 知的財産戦略大綱（平成14年7月）
実質的な「特許裁判所」機能の創出
- 3 知的財産戦略本部「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月）
知的財産高等裁判所の創設の検討
- 4 司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会における検討
 - a 侵害訴訟における無効判断と無効審判の関係
 - b 専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度
 - c 侵害行為の立証の容易化のための方策
- 5 知的財産権訴訟に対する産業界の要請
 - a 訴訟の迅速化
 - b 技術的専門性の強化
 - c 裁判所の判断の早期統一

第5 近時の知的財産権の審理充実・迅速化の動き

- 1 審理の充実・迅速化のための工夫
 - a 東京地裁「知的財産権訴訟の運営に関する提言」（判例タイムズ1042号4頁）
 - b 大阪地裁の計画審理（NBL769号27頁）〔別紙「特許・実用新案権侵害事件の審理モデル」参照〕
 - c 司法研究報告書「特許権侵害訴訟の審理の迅速化に関する研究」（平成15年）
 - d 東京高裁の審決取消訴訟の新たな審理方式（NBL769号6頁）
- 2 裁判所の人的態勢の強化
- 3 審理の迅速化
知的財産権訴訟の審理期間の変化（全国地裁第一審）
平成 5年 31. 9月 平成14年 16. 8月

第6 平成15年の民事訴訟法の改正

1 管轄

- a 特許権，実用新案権，回路配置利用権，プログラム著作権事件
東京地裁（東日本），大阪地裁（西日本）の専属管轄
- b 意匠権，商標権，著作権（プログラム著作権を除く），育成者権，不正競争事件
東京地裁（東日本），大阪地裁（西日本）の競合管轄
- c 特許事件等の控訴
東京高裁の専属管轄

2 5人合議制

3 専門委員制度

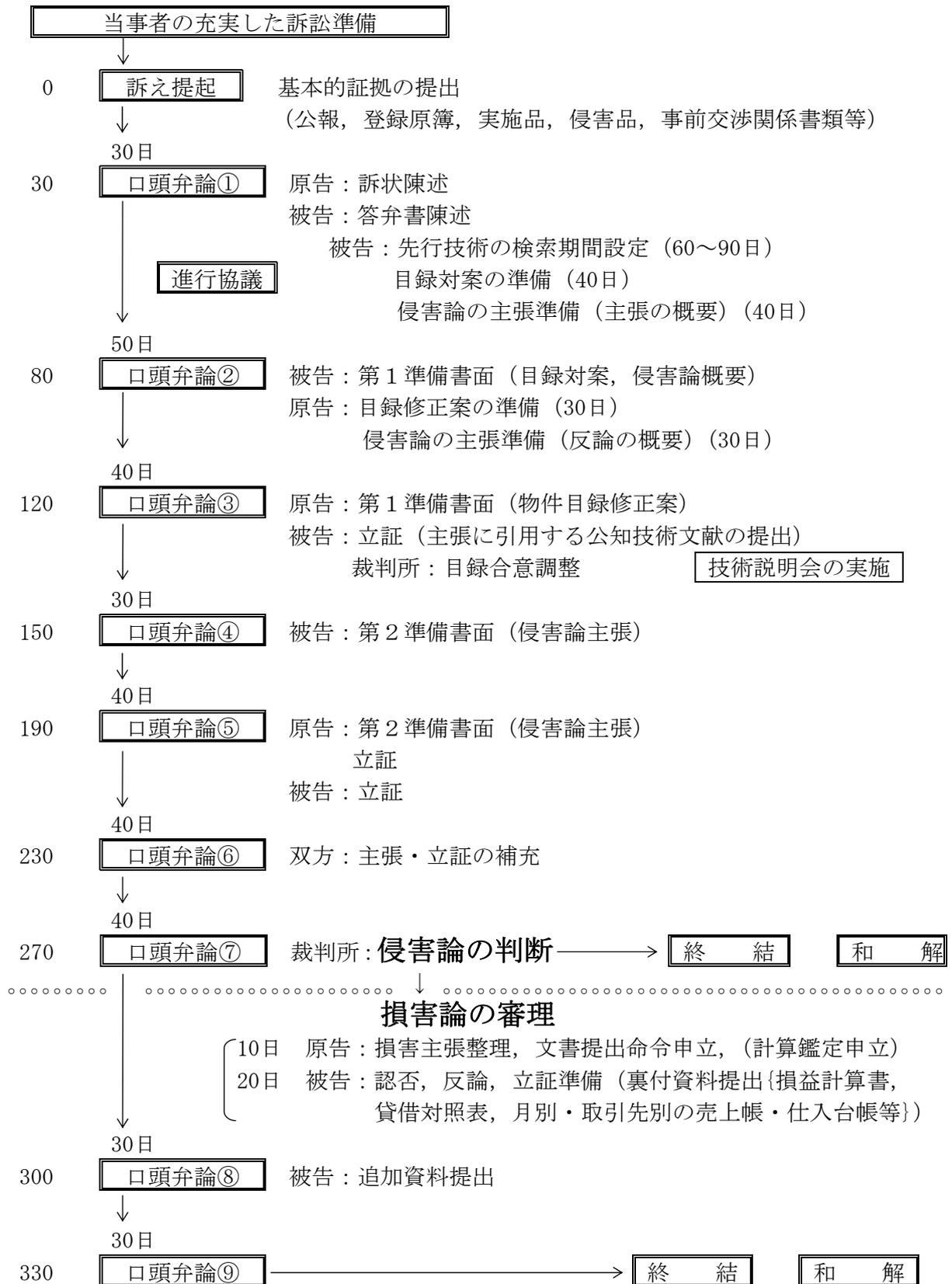
第7 知的財産権訴訟の課題と展望

- 1 知的財産紛争の多様化，複雑化，高度化，国際化
- 2 専門的処理体制の強化
- 3 計画審理の徹底
- 4 立証の容易化と営業秘密の保護
- 5 裁判所における技術的事項のサポートの体制
- 6 手続の透明性
- 7 和解的解決機能の充実
- 8 知的財産権訴訟を担う人材の養成

第8 おわりに

審理の一層の充実・迅速化と高いレベルでの紛争解決を目指して

特許・実用新案権侵害事件の審理モデル

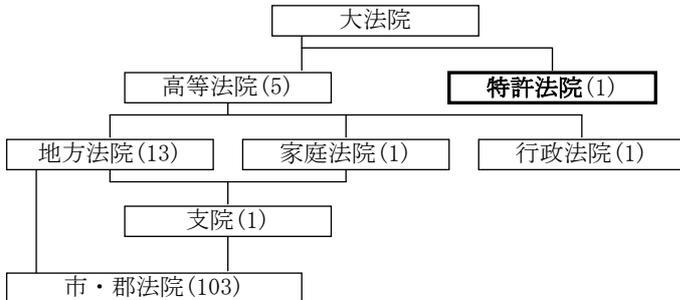


(平成14年11月作成)

韓国特許法院について

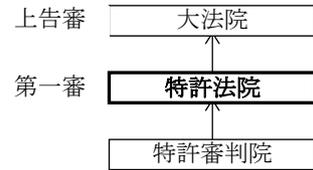
平成15年(2003年)11月
法務総合研究所国際協力部

1 特許法院の位置付け
(裁判所の全体構造)



出典：<http://www.scourt.go.kr/english/courts.html>

(現在の審級構造)



※ 法院組織法の改正案によれば、特許侵害訴訟における第二審を特許法院が所管する(第一審は地方法院等)。

出典：韓国における知的財産関連訴訟の実情①
NBL No.759(2003.4.15)

2 特許法院について ~現行の法院組織法(1987年法律3992)抜粋~

第3条(法院の組織)

- ① 法院は、次の6種とする。
 - 1 大法院
 - 2 高等法院
 - 3 特許法院
 - 4 地方法院
 - 5 家庭法院
 - 6 行政法院

第28条の2(特許法院長)

- ① 特許法院に特許法院長を置く。
- ② 特許法院長は、判事で補する。
- ③ 特許法院長は、その法院の司法行政事務を管掌し、所属公務員を指揮監督する。
- ④ 第26条(高等法院長)第4項から第6項までの規定は特許法院に準用する。

第28条の3(部)

- ① 特許法院に部を置く。
- ② 第27条(部)第2項及び第3項の規定は、特許法院に準用する。

出典：「現行韓国六法」

第28条の4(審判権)

- 特許法院は、次の事件を審判する。
- 1 特許法第186条(審決等に対する訴)第1項、実用新案法第56条(特許法の準用)、意匠法第75条(特許法の準用)及び商標法第86条(特許法等の準用)第2項が定める第一審事件
 - 2 他の法律により特許法院の権限に属する事件

第54条の2(技術審理官)

- ① 特許法院に技術審理官を置く。
- ② 法院は、必要があると認める場合は、決定で技術審理官を特許法第186条第1項、実用新案法第56条及び意匠法第75条の規定による訴訟の審理に立ち合わせることができる。
- ③ 第2項の規定により訴訟の審理に立ち会う技術審理官は、裁判長の許可を得て、技術的な事項に関して訴訟関係人に質問をすることができ、かつ、裁判の合議において意見を述べることができる。

3 特許法院の所在する大田(Taejōn)広域市の位置について(ソウルから153km)



出典：http://www.lib.utexas.edu/maps/cia03/korea_south_sm03.gif

事 項	韓 国	日 本												
2. 受理件数	<p>審決取消訴訟—第一審・特許法院 866件 (2000年) 728件 (2001年) 844件 (2002年)</p> <p>内訳 特許/実用新案/意匠/商標 178/ 109/ 107/ 472 (2000年) 176/ 138/ 106/ 308 (2001年) 212/ 151/ 98/ 383 (2002年)</p> <p>出典:「韓国における知的財産関連訴訟の現状と課題」(講演会用レジュメ) 趙龍錫・韓国特許法院首席部長判事</p>	<p>審決取消訴訟—第一審・東京高裁 478件 (2000年) 575件 (2001年) 636件 (2002年)</p> <p>内訳 「特許・実用新案」の件数 319件 (2000年) 435件 (2001年) 467件 (2002年)</p> <p>出典:「審決取消訴訟の新たな審理方式と新たな判決様式について—東京高裁知的財産部における試み」 NBLNo. 769 (2003.9.15) 6頁以下</p>												
	<p>知的財産権関連の侵害訴訟 2000年 164件 (ソウル高等法院) 130件 (ソウル地方法院民事12部)</p> <p>2001年 204件 (ソウル高等法院) 156件 (ソウル地方法院民事12部) 153件 (ソウル地方法院申請部)</p> <p>2002年 211件 (ソウル高等法院) 178件 (ソウル地方法院民事12部) 97件 (ソウル地方法院申請部)</p> <p>出典:「韓国における知的財産関連訴訟の現状と課題」(講演会用レジュメ)</p>	<p>知的財産権関連の侵害訴訟 ※ 民事事件 2000年 216件 (全国高裁控訴審) 610件 (全国地裁第一審)</p> <p>2001年 180件 (全国高裁控訴審) 554件 (全国地裁第一審)</p> <p>2002年 181件 (全国高裁控訴審) 607件 (全国地裁第一審)</p> <p>出典:「知的財産権の現状と展望」 定塚誠・最高裁判所事務総局行政局第一課長</p>												
3. 平均審理期間	<p>第一審・特許法院の審理期間 (審決取消訴訟) 約 8.3 か月 (最近3年間) ※ 特許法院開院前の特許庁抗告審判所 1.4 か月 (1995～1997年)</p> <p>知的財産権関連の侵害訴訟 ソウル高等法院民事4部 (知的財産権専任裁判部) 2002年 9.1 か月 (本案事件) 7.8 か月 (抗告事件)</p> <p>出典:「韓国における知的財産関連訴訟の現状と課題」(講演会用レジュメ)</p>	<p>第一審・東京高裁の審理期間 (審決取消訴訟) 12.7 か月 (2002年)</p> <p>知的財産権関連の侵害訴訟 ※ 民事事件 全国高裁控訴審 2002年 10.4 か月</p> <p>出典:「知的財産権の現状と展望」 定塚誠・最高裁判所事務総局行政局第一課長</p>												
4. 知財専門家の 関与 (裁判所)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現 状</th> <th>展 望</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 技術判事導入していない</td> <td>① 技術判事 必要性はないと考えられている(?)</td> </tr> <tr> <td>② 技術審理官 9名 (特許法院) ※ ただし、審決取消 訴訟にのみ関与 (特許侵害訴訟は鑑定 等で対応(?))</td> <td>② 技術審理官 ③ 技術諮問団 技術諮問団を編成 した上で優先的に活 用し、鑑定には補充 的役割を委ねる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:「韓国における知的財産関連訴訟の現状と課題」(講演会用レジュメ)</p>	現 状	展 望	① 技術判事導入していない	① 技術判事 必要性はないと考えられている(?)	② 技術審理官 9名 (特許法院) ※ ただし、審決取消 訴訟にのみ関与 (特許侵害訴訟は鑑定 等で対応(?))	② 技術審理官 ③ 技術諮問団 技術諮問団を編成 した上で優先的に活 用し、鑑定には補充 的役割を委ねる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現 状</th> <th>展 望</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 技術判事 導入していない</td> <td>① 技術判事 導入の可否を検討 中</td> </tr> <tr> <td>② 裁判所調査官 21名 東京高裁 11名 東京地裁 7名 大阪地裁 3名</td> <td>② 裁判所調査官 ③ 専門委員 (改正民事訴訟法 92条の2～7) 最低100人以上をあ らかじめ任命・具体 的事件に応じて指定</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:「知的財産高等裁判所の創設」について 2003年10月知的財産権審判推進事務局</p>	現 状	展 望	① 技術判事 導入していない	① 技術判事 導入の可否を検討 中	② 裁判所調査官 21名 東京高裁 11名 東京地裁 7名 大阪地裁 3名	② 裁判所調査官 ③ 専門委員 (改正民事訴訟法 92条の2～7) 最低100人以上をあ らかじめ任命・具体 的事件に応じて指定
現 状	展 望													
① 技術判事導入していない	① 技術判事 必要性はないと考えられている(?)													
② 技術審理官 9名 (特許法院) ※ ただし、審決取消 訴訟にのみ関与 (特許侵害訴訟は鑑定 等で対応(?))	② 技術審理官 ③ 技術諮問団 技術諮問団を編成 した上で優先的に活 用し、鑑定には補充 的役割を委ねる。													
現 状	展 望													
① 技術判事 導入していない	① 技術判事 導入の可否を検討 中													
② 裁判所調査官 21名 東京高裁 11名 東京地裁 7名 大阪地裁 3名	② 裁判所調査官 ③ 専門委員 (改正民事訴訟法 92条の2～7) 最低100人以上をあ らかじめ任命・具体 的事件に応じて指定													
5. 知財専門家の 関与 (訴訟代理人)	<p>① 法律上の規定 弁理士法 (1961年法律864) 第8条 (訴訟代理人になる資格) 弁理士は、特許、実用新案、意匠又は商 標に関する事項に関し訴訟代理人となる ことができる。</p> <p>② 実情 審決取消訴訟で、弁理士も訴訟代理を受け持 っている。 弁理士/弁理士の割合は、2002年には、364件 (23.1%) / 1,136件 (76.9%) であり、弁理士の 占める割合が年々増加している。</p> <p>出典:「韓国における知的財産関連訴訟の現状と課題」(講演会用レジュメ) 参考:「韓国における特許法院の現況及び訴訟手続」尹宜熙・漢陽大学法学部教授 知財管理 Vol.49 No.5 1999 「韓国特許法院の役割と展望」崔公雄・前韓国特許法院長 パテント2000 Vol.53 No. 11</p>	<p>① 法律上の規定概要 ア 弁理士法 (2000年法律49) 第6条 弁理士は、特許法第178条第1項、実用 新案法第47条第1項、意匠法第59条第1項 又は商標法第63条第1項に規定する訴訟 に関して訴訟代理人となることができ る。 イ 改正弁理士法 (2002年法律25, 2003. 1. 1施行) により、以下の諸条件を満たせば、弁理士に、 特許権等の侵害訴訟代理権が認められる。た だし、弁理士を共同代理人に立てる場合に 限る。 ・日本弁理士会の能力担保研修受講 ・特定侵害訴訟代理業務試験合格 ・日本弁理士会へ業務付記の登録 出典:特許庁ホームページ (www.jpo.go.jp)</p> <p>② 実情 アについては、把握していない。 イについては、2003年10月に第1回試験実施に つき、まだ実績はない。</p>												



E~MAIL

TO : icdmoJ@moj.go.jp

From : Asia

ラオスの村長さんは大変

ラオスの法律を読んでいると、村長さんには行政区画の長としての地方行政法上の役割が13種類も課されているほか、司法手続に関しても様々な役割があることが分かる。例えば、村人の土地取引について公証人同様に証拠となるような書面を作成するとか、民事紛争の調停を行って調書を作成するとか、そういった重要な役割である。

地方行政法では、村長さんは村人の選挙で選ばれると定めている。聞くところによると、秘密選挙を実施していることはまれで、多くは、現村長さんや村の長老の家に各家の代表が集められ、広間に車座に座り、世間話から始まって、自薦他薦があった後、最後は挙手（多数決）で決まるのが一般的らしい。

ちなみに、村長さんにはその重責の割には特に報酬が用意されているわけではないので、推薦を受けた人は、「いやー、最近何かと忙しくてねー」等々と理由を付けて、何とかその任を逃れようとするという。日本の町会やPTAの役員選出の光景とも似ていて、どこも同じだなあと妙に親近感が湧いてきたりもする。

～ 国際協力の現場から ～

“You are my best friend in Japan”

国際協力専門官 外尾 健一

国際協力専門官として仕事をしてきたこの3年のうちで、これほど私を喜ばせてくれた言葉はない。2年ほど前になるが、インドネシア研修の東京セッションのため、研修員に同行して上京していたときの話である。私は研修員とともに週末を利用して秋葉原へ買い物に出掛けていた。研修の東京滞在中には必ずと言っていいくらいよくある光景である。

当部が行っている研修については改めて説明することもないかもしれないが、当部が運営するインドネシア研修は、JICA（国際協力機構）がODA事業の一環として行う本邦研修と呼ばれるものの一つで、対象国の法律分野の発展に寄与することを目的として、関係機関から法律の専門家を日本に招へいし、日本国内において約一か月間のプログラムで実施する研修である。当部が行うこの種の研修は、現在大阪をベースに実施しているが、殊に、法整備支援のような知的支援においては、司法、行政、立法の最高機関の多くが集まる東京でのセッションを抜きにしては研修が成り立たないと言っても過言ではない。インドネシア研修ではその研修内容から、研修の一部（おおむね一週間程度）を府中のアジ研（法務総合研究所国際連合研修協力部、国連アジア極東犯罪防止研修所）において行っており、この期間中に最高裁判所や日本弁護士連合会といった関係機関の訪問や関係者の方々との意見交換などを実施させていただいている。

研修員は1か月ほど日本に滞在する。研修員として日本に来ているのであるから、しっかり研修に取り組んでもらうことは当然であるが、滞在中の休日等を利用して日本の社会のいろいろなところを見てもらい、法律分野以外の日本の姿を知ってもらうことも大切なことであると私は考えている。

また、当部は宿泊施設を持たない。そのため、JICAの研修員は、JICAの研修施設に宿泊し、そこから毎日通勤しており、また、当所が独自に招へいする外国の法律専門家についても、ホテル住まいである。宿泊施設があれば、研修の場面以外の生活面でもコミュニケーションを図れる機会があるであろうが、当部の研修では、そのような場面はあまりないと言ってよい。殊に、国際協力専門官の仕事は研修の効率的な運営がその最たる責務であるところ、そのための下準備や後始末といった裏方的な仕事はかなり多く、研修中は常に次の段取りのために走り回っているような状態であり、研修員と共に法律論について議論したり、彼らが興味を持っていることについて共に研究をしたりといった時間を共有することは非常に難しい。そのため、1か月間研修員と一緒にいるといっても、自分から積極的に時間を作ろうとしない限り、研修員とゆっくりと話す時間を持つこともままならないのが実情である。これは大袈裟かもしれないが、ともすると、朝夕に行う事務連絡のときに、唯一研修員とま

ともに顔を合わせるだけで、研修員と気心が知れる暇もなく、気付けば研修が終わってしまっていたということになりかねないのではないかとさえ思えるくらいである。

このようなことから、私は休日の買い物なども受け持ちの研修員と仲良くなる絶好の機会だと考え、時間が許す限り同行することになっている。また、研修員と一緒にいると普段の生活ではとても気付かないことが発見できたり、それまで知らなかったことが分かったりといろいろなおもしろい経験もできる。研修員の買い物を見ていてまず驚かされるのは、アジアの研修員が非常におみやげ好きであるということである。おみやげ好きなのはアジアに独特の共通の文化らしく、アジアの研修員はこれでもかというくらいじっくりと時間をかけて数多くのおみやげ品を見て回る。購入する量も家族、親類、上司、同僚、部下、友達分とその数は半端ではない。また、日本製の製品へのこだわりの強さにも驚かされる。研修員はおみやげとしていろいろなものを買うが、それが何であれ“Made in Japan”のものが好まれるようである。確かに、私も他の国に行き、おみやげを買うのであれば、その国のものを買って帰りたいと思うであろうが、そのような感覚とはまた少し違うようである。例えば、日本の有名ブランドの製品でも作っているところが外国であれば、日本製とは認めてくれないし、作った会社名は書いてあるが“日本製”とは書いていない商品を「これは日本製だ」と研修員に説明しても納得してもらえない場合が多い。また、シールで“Made in Japan”の表示があるものや箱や説明書にだけ“Made in Japan”と書いてあるものもあまり好まれない。これは電化製品に限ったことではなく、アジアではあらゆるものにおいて“Made in Japan”の信頼が非常に高く、愛されているようである。

私が買い物に同行したインドネシアの研修員も例に漏れず、大量のおみやげを順調に購入していた。大方買い物も終了かというころに、私はある研修員からおもちゃ売り場に連れて行ってほしいと頼まれた。その研修員は日本に来る際、子供から“ビーダマン”という日本のおもちゃを買ってきてほしいとせがまれたらしく、どうしてもそれを探したいので手伝ってくれないかというのである。インドネシアでは日本のアニメが大変人気らしく、数多くの日本のアニメがテレビで放送されているそうである。当然私はそんなアニメがあることすら知らなかったが、その研修員とデパートのおもちゃ売り場に行き、その“ビーダマン”とやらを探すことにした。店員さんに聞くなどしてそのおもちゃが置いてあるところまではたどり着くことができたが、その“ビーダマン”とやらには種類が幾つかあるらしく、その研修員がせがまれたものは残念ながら在庫切れであった。また、そこに陳列してあったものは、組立式のものだったが、そうであれば説明書が日本語なので、できれば組立式ではない端から出来上がったものを買って帰りたいとのことであったので、私たちは近くの知っていそうな男の子に聞いたりして、ほかのいくつかの売り場を探してみた。しかし、結局お目当てのものは見つけることはできなかった。おもちゃ売り場をあれだけ見て回ったのも何十年かぶりであった。

それでも、その研修員は子供への買い物を何とか無事に終え、私たちは帰路へついたのであるが、その帰りの電車の中で、その研修員が私に“You are my best friend in Japan”と言ってくれたのである。私は最初、この言葉はさっきの面倒な買い物に付き合ったお礼の言葉か

と思ったが、そうではなかった。その研修員はその後に「お前は研修中私たちのためにいつも走り回ってくれている。お前がいなければ、私たちの研修の成功はないよ。」という言葉を受け加えてくれたのである。これを聞いたとき、「汗をかいてかんばんってよかったな」と素直に自分の仕事が認められたと思えたのと同時に、日ごろ私たちが研修員を見ているのと同じように、いやそれ以上に、彼らが私たちのことを観察していることに気付かされた。

それまではあまり意識したこともなかったが、我々がやっている仕事はある意味日本代表なのである。研修員として日本にやってくる人にとっては、私たちが滞在中最も身近な日本人なのである。彼らは我々を通して日本を見ており、我々の行動一つ一つが、彼らにとっては日本人のイメージとなるのである。国際協力専門官という仕事は、だれかにとっての日本人になることのできる仕事だと私は感じている。



インドネシア研修員のホーム・ビジット風景（2002年7月）

私は今でもそのときの言葉を糧にして仕事に取り組んでいる。研修員からこのような言葉をもたらるのは、決して私一人の力ではない。関係機関の方々からは常々お力添えを頂き（たまに失敗をして御迷惑を掛けていることもあるが・・・）、内部の者にはいつもフォローしてもらってばかりである。皆様のお陰で、結果的には私がやっている仕事の問題なく進み、私は研修員から「お前の協力のお陰で研修が成功した」などと感謝の言葉もらう。研修員も決して私だけに対して感謝の意を表しているわけではないのであるが、直接感謝の言葉もらえるのは国際協力専門官であるこの私なのである。言わば、私は「おいしいとこどり」をしているのであり、その意味では、日ごろから支えていただいている多くの皆様には大変申し訳ない気がするが、これも国際協力専門官の特権の一つだといいうように解釈して、甘んじて？研修員からの言葉を受けている。

多くの方に支えられ、助けられ、私は今、国際協力専門官という仕事を通じて本当に素敵

な経験をさせていただいていると感じている。この先この仕事にどれくらい携われることになるか分からないが、この職にある以上は、一人でも多くの研修員にとって、よい日本人となれるよう努力していきたい。



E~MAIL

TO : icdmoJ@moj.go.jp

From : Asia

タイではルアンパバーンが大人気

かつて、団体パックの海外旅行をするのは日本人、と決まっていた時代が結構長くあったような気がする。その後、韓国や台湾からの団体さんを世界各地で見かけるようになった。

先日、休暇を使って中国を旅したところ、史跡や観光地で見かけるのは、すでに韓国人でも台湾人でもましてや日本人でもなく、もっぱら中国国内の地方からの団体さんツアーだった。西安の日本語ガイドの楊さんは、「旅行は中国人にとって、まだまだぜいたくなものです」と言っていたけれど、それだけに中国人団体ツアーの皆さんが発する熱気からは、中国の地方経済が確実に潤ってきている感じが感じられた。

ラオスの隣国、タイでは、気軽な旅行先として、最近ラオスのルアンパバーンが大人気だ。バンコク・ルアンパバーン間を毎日2便の国際線が飛ぶようになった。タイ人に言わせると、言葉が通じ、パーツで買い物ができる便利さも魅力だが、ルアンパバーンにはタイが経済成長によって失ってしまった、温もりや潤いがあるのだそう。日本人の目からは相変わらず気楽で楽しい人たちに見えるが、確かに通貨危機以来、大変なことも多かったろう。タイ人も昨今は癒しを求めているらしい。

一 編 集 後 記 一

4年目を迎えた国際協力部に、大阪弁護士会副会長の小原正敏先生から暖かい激励、期待を込められたメッセージ（巻頭言）を頂き、当部としても非常に心強く感じるとともに、法整備において大阪弁護士会との連携を一層緊密なものにしていきたいとの思いを強くしました。

折しも、当部の基礎を築き、発展に尽力した山下輝年、黒川裕正の両教官、平川貴洋、戸根省吾及び田中正博の3名の専門官が異動し、新たに、廣上克洋、関根澄子及び伊藤隆の3名の教官を、吉川勉、松村幸治及び石田岳史の3名の専門官を迎えました。一方、ベトナムでは、杉浦正樹、丸山毅の両専門家が任期を終えて帰国し、榊原信次判事、森永太郎教官が新たに赴任しました。

法整備支援は、長期的な視野が必要な分野ですが、当然のことながら、国際協力部といえども、役所ですので、上記のように人事異動が行われ、毎年春は、笑顔と涙が交錯する季節となります。

さて、山下前教官（現東京地方検察庁総務部副部長）の異動に伴い、約3年間にわたる「@閑話」の連載が多くの方々に惜しまれながらも終わりを告げ、今号からは、新たな試みとして、現地に赴任されている当部教官等から現地の伝統、習慣、風習等を紹介する「E-MAIL」をお届けいたします。記念すべき第一回は、今年の1月末からカンボジア王立司法官職養成校にJICA短期専門家として赴任している三澤あずみ教官からカンボジアのお葬式について、さらに、昨年5月からラオス司法省にJICA長期専門家として赴任している小宮由美専門家からラオスとタイに関する興味深い便りを頂きました。今日も暑いプノンペンとビエンチャンに、さわやかで心地よい「あずみスマイル」、「由美スマイル」が満ち溢れていることでしょう。是非、一服の清涼剤としてお読みください。

また、今回は、ウズベキスタンを中心として、中央アジア特集となりました。ウズベキスタンの研修員には、トルコ系、ペルシャ系、ロシア系、モンゴル系等と様々な民族の方がいらっしゃいます。これは、正しく、シルクロードを通して、東西の民族が往来したことによって融合した結果、多彩な文化や伝統、新しい技術が生み出された地域から来られたことがよく分かります。その中央アジアについて、同じ法務総合研究所内の国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEL、以下アジ研）の刑事司法に関する調査報告を今号と次号の2回にわたり掲載することとなりました。アジ研が、約40年を超える伝統を誇りつつ、今なお、進取の氣勢で、新たな分野に挑戦する姿勢がよく分かっていたかと思えます。

当部もシルクロードの終着地？、歴史あふれる関西、大阪で、先輩たちが築き上げた経験や伝統に、転入された方々が持つ新しい知恵やアイデアを融合し昇華することによって、常に新しいことにチャレンジしつつ、多くの方々に支えられながら、引き続き「顔の見える支援」を実施していきたいと思えます。

国際協力部も、伝統を少しずつ積み上げ、だれからも愛されるような組織になれるように、私も微力ながらも頑張っていきたいと思えます。

主任国際協力専門官 中川浩徳